

大熊町震災記録誌

福島第一原発、立地町から。

大

熊

町

震

災

記

録

誌



福島県大熊町

福島県大熊町



福島県大熊町

大 熊 町  
震 災  
記 錄 誌

福島第一原発、立地町から。



大熊町長  
渡辺利綱

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災から6年が過ぎました。この震災により、またその後の避難生活の中で亡くなられた方々に深く追悼の意を表すとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

この度、震災から6年が経過し、記憶と資料の整理ができたことで、これまでの軌跡を記録誌にまとめるにいたしました。記録として残すこと、震災と原発事故の風化を防ぎ、事故を起こした原子力発電所の立地自治体である大熊町の現状と対応を、今後の原子力行政の参考にしていただけないかと考えております。

あの日、揺れの大きさに驚きながらまず心配したことは津波でした。役場2階ロビーに災害対策本部を設置し、地震、津波対応を指示しました。テレビではずっと東北沿岸部の津波の映像が流れていて、大きな被害が予想されました。正直に申せば、原発についてはそのとき、あまり頭にありませんでした。

町に立地する東京電力福島第一原子力発電所の状況については、地震発生後、職員から「停止した」と報告がありました。原発の安全対策は「止める、冷やす、閉じ込める」が3原則。止まりさえすれば、冷やす、閉じ込めると順に進むと思っていたのです。当時の原発の状況では「念のため」という言葉が頭に残っており、危機的な状況というより、万が一に備えているという受け止めでした。12日早朝、細野豪志内閣総理大臣補佐官(当時)から全町避難を伝えられても、「2、3日くらいで帰れるだろう」と考えていました。町民と同じように、私も前日から役場に泊まり込んだままの姿で町を離れました。

福島第一原発が稼働を始めて約40年。トラブルはあっても、全町避難や原発の爆発など全く想定していませんでした。訓練や備えの面でもそうです。今回の事故で、避難に使った国道288号は渋滞しました。事故前から県や国との間で道路の拡張が話に上がっていました、「避難対策を取ればいたずらに町民の不安をあおる」と言われれば納得してしまう。「原発は安全」という考えが染みつき、誘致当初はあった危険性への認識も薄っていました。それが40年も原発立地地域で生活する、共生するという危うさだった今は思います。避難の際に国や東京電力が持っていた危機感が町に正確に伝わっていれば、せめて町民に「数日分の生活必需品と貴重品を持って出てください」と伝えられたかもしれません。しかし、危機的状況だと分かれば、町民も大騒ぎになり、爆発前のスムーズな避難はできなかつた可能性があります。非常に難しいところですが、いずれにせよ原発の安全神話を過信していたことは何よりの反省点です。

避難先の田村市総合体育館では、何度も夜中に「悪い夢を見た」と思って目覚めました。そして横を見ると教育長や町議会議長が寝ている。「夢ではなくこれが現実なのだ」と思いました。毎朝、「今日はどんな一日になるのか」とその日のことすら見通せませんでした。町として町民に説明する必要があるので、国の担当者に「今、我々が置かれている現状を毎日、責任持って報告してください」と言いましたが、結局、主な情報源はテレビでした。確たる情報がない中、町民も職員も、また受け入れ先の自治体の皆さんも大きな不安を抱えていました。

パンなどの食事が続いたある日、「今日はご飯とお味噌汁です」というアナウンスに避難所内から歓声が上がったこと。避難から5日ほど経って自衛隊が風呂を設置してくれたとき、浴場の中から久しぶりに町民の笑い声を聞いたこと。田村市の方が「何の援助もできないけど」と言いながら、軽トラックに米と灯油を積んで持ってきてくれたこともありました。そのような一つ一つの出来事をうれしく思うと同時に、置かれた状況の厳しさを実感しました。

卒業式ができない状況だった小学6年生のために田村市総合体育館で開いた「卒業を祝う会」では、喜びや励ましの声を多くもらう一方で、「田村市の学校でも卒業式や終業式を実施できないのに」という指摘もいただきました。県外に避難し、報道で会の様子を見たという保護者の方からは「自分の子どもは祝ってもらえない。悲しくテレビを見つめました」という電話をもらいました。福島第一原発の吉田昌郎所長(当時)から電話を受けたのも体育館でした。吉田所長は「町長、こんな事態になって申し訳ない。収束に向けて取り組むからよろしくお願いします」と声を振り絞るように言いました。大きな声を出して物事が解決するのなら100回でも怒鳴りますが、この時、怒る気持ちにはなりませんでした。何が正しいのか、何をすべきなのか、正解のない問いを必死に解くような日々でした。

職員たちは、自身も被災し、家族の所在確認もままならない状況で、毎朝5時ごろから深夜2時ごろまで働いていました。応援に来てくれた医師から「このままでは職員が倒れてしまう」と言われましたが、十分に休ませてやることはできませんでした。会津若松市にお世話になることを決めたのは震災から約2週間後。早い判断だったと思っていますが、その背景には町民に対するケアはもちろんのこと、職員に少し落ち着いた環境で仕事をしてほしいという思いもありました。結局は、会津に来てからも震災で一変した業務を前に、苦労をかけることになるのですが。

町の復興については、遅いと叱りを受けることも、よくここまで来たとねぎらっていただくこともあります。これで良いのかと自問自答の日々は現在も続いています。ただ、震災6年目に特例宿泊までこぎ着けたことは、やはり職員が一丸となって復興に向けて取り組んできた成果だと自負しています。職員一人一人には自信を持って業務に当たってほしいと願います。また、受け入れ自治体をはじめさまざまな方々に支援をいただいている。皆様の支援なしにこの6年はありませんでした。心から感謝いたします。

6年という月日は、町民にとってただ帰還を待つには長すぎたと思います。ただ、大熊の先人たちも飢餓などに遭いながら、時間をかけて血のにじむ努力をして、歴史を築き上げてきました。もう一度、町を活気づかせるために、今、自分たちが汗をかいてその基盤をつくるときだと思います。次の世代につなげるという意欲があれば、必ず復興できると考えています。残念ながら事故は起きた。それならば事故で得た経験や知見を糧として、魅力ある町の復興に全力を尽くす所存です。

# CONTENTS

## 大熊町震災記録誌 目 次

発刊にあたって 大熊町長 渡辺 利綱

巻頭グラビア 険しい道を【2011. 3. 11▶2017. 3. 11】 6

大熊町、震災の記録 45

第1章 大熊町の概要と東日本大震災の発生 46

■ 町の概要 .....	46
■ 東京電力福島第一原子力発電所の立地 .....	47
■ 東日本大震災発生前の地域防災計画 .....	48
■ 東日本大震災の発生と被害概要 .....	52

第2章 全町避難に至るまでの町の状況 54

第3章 一次避難、そして会津へ 70

■ 再避難、混乱する連絡網 .....	70
■ 3月12日以降の状況 .....	71
■ 二次避難へ向けて .....	81

第4章 避難先(町外)での行政対応 84

■ 町外での行政機能の再開に向けて .....	84
■ 安否確認と情報システムの復旧 .....	85
■ 会津若松市との連携 .....	86
■ 業務の変化と町行政組織の改編 .....	88
■ 避難先での選挙執行 .....	91
■ 職員の早期退職と心のケア .....	92

第5章 町民の生活支援・再建 94

■ 町民避難先分布の推移 .....	94
■ 住まいの支援 .....	96
■ 情報発信、コミュニティの維持 .....	98
■ 産業／雇用対策 .....	100

第6章

区域再編と除染 102

■ 町における放射性物質による汚染の状況 .....	102
■ 年間積算線量限度と避難指示区域の設定 .....	103
■ 一時立ち入りの実施 .....	105
■ 警戒区域等の見直しと避難指示区域の再編 .....	107
■ 除染の開始 .....	108
■ 帰還困難区域の除染 .....	110

第7章

町民の健康・福祉 112

■ 二次避難所での健康調査 .....	112
■ 託児所の開設 .....	113
■ 震災関連死と避難による心身への影響 .....	114
■ 避難による支援体制の変化 .....	116
■ 放射線防護 .....	118

第8章

教育環境の整備 120

■ 発災直後の各校の状況 .....	120
■ 一次避難先の子どもたち .....	121
■ 学校再開へ .....	121
■ 通園・通学手段と給食の確保 .....	123
■ 避難先での各校の歩み .....	124
■ 区域外就学への対応 .....	127

第9章

中間貯蔵施設 128

■ 中間貯蔵施設受け入れの経緯 .....	128
■ 中間貯蔵施設受け入れに伴う動き .....	131

第10章

町の復興に向けた取組 134

■ アンケートから見る住民意向 .....	134
■ 東京電力福島第一原子力発電所の現状 .....	136
■ 大熊町内の管理・維持 .....	137
■ 第一次復興計画→第二次復興計画 .....	138
■ 復興拠点整備 .....	140

資 料 編

145

大熊町住民意向調査／損害賠償等／義援金／大熊町第二次復興計画の概要  
大熊町震災年譜



# 険しい道を

【2011.3.11▶2017.3.11】

- 想定を超える大津波
- 突然の避難指示
- 不安と混乱の中での“小さな自治”
- 会津からの再出発
- 遠いふるさと
- 復興への決断

# 想定を超える大津波



熊川地区の沿岸部に迫り来る津波。水平線のように見えるのは津波の壁



東京電力福島第一原発を襲う津波(東京電力ホールディングス提供)



津波に襲われ、変わり果てた熊川地区一帯

## 想定を超える大津波

【クローズアップ大熊町①】

平成23年3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生した。

震央の南西約180kmに位置する福島県大熊町でも地面が波打ち、割れ、液状化によりマンホールが飛び出した。町役場庁舎2階では、防災を担当する生活環境課の男性職員が、テレビを押さえつつ、同課に設置されている震度計の数値を大声で読み上げた。「6強！」。揺れが収まるとすぐ、支えていたテレビが伝えた警報を読み上げた。「大津波警報出ました！」

同課職員4人は避難を呼びかけるため、広報車2台に分乗し、浸水が懸念された熊川地区に急行。「大津波警報が…発表されました…」防災無線からはゆったりとしたトーンのジェイアラートの自動放送が流れている。その合間を縫うように、庁舎に残った同課職員が海岸や河口に近づかないよう、また熊川地区住民は指定避難所の集会所に避難するよう呼びかけた。午後3時、町は役場2階ロビーに町長を本部長とする災害対策本部を設置。建設課職員は道路や建物の被害状況確認のため、広報を担当する企画調整課職員も記録のために庁舎を飛び出した。

津波の第一波が町に到達したのは午後3時27分ごろ、同36分ごろには第二波に見舞われた。町に立地する東京電力福島第一原子力発電所の推計では波高は13m。それまで「3m」「6m」と予想される津波の高さを更新していた気象庁が、その予想を午後3時半に「10m以上」とした時にはすでに第一波は町沿岸に到達していた。町の防災計画で想定していた波高は5.3m。津波は浸水を免れるはずだった避難所の集会所をのみ込んだ。金曜日の日中で、避難者には高齢者多かった。職員や地元消防団、区長らの誘導で、集会所にいた十数人は助かった。しかし、浸水域は沿岸部約2kmにわたり、津波により町民11人、地震の揺れにより1人が犠牲になっていたことがその後、判明する。

この間、災害対策本部は企画調整課を中心に福島第一原発の状況確認に努めていた。同課長の机上にある福島第一原発との直通電話は地震後、不通になっていた。同課が福島第一原発の「緊急停止」と「火災なし」を確認したのは午後3時35分ごろ、隣の富岡町と楢葉町に立地する福島第二原子力発電所を通じてだった。そのころから災害対策本部には、職員たちから町内各地の被災状況や安否情報がもたらされ始めていた。両原発の停止が確認され、本部は津波・地震対応に一層集中した。

余震が続く中、まもなく日が落ちると、停電が続く町内での復旧・救助活動には二次災害が懸念された。本部は再度津波が押し寄せることを考え、町を縦断する国道6号から東側の住民を町総合スポーツセンターへ避難誘導。道路などの被災状況を地図上に集約して翌朝からの本格的な活動に備え、職員たちは避難所運営に尽力した。課長級の職員も食料や水、発電機や照明などの調達に走り、スポーツセンターでは未明からおにぎり作りが始まった。懐中電灯の光の下、徹夜の炊き出し。職員の一人は自分を励ますように、同僚たちに声をかけた。「がんばろう。この一晩を乗り切ろう」



上：被害の報告に息をのむ渡辺町長ら町幹部（福島民友新聞社提供） 下：避難指示で町総合スポーツセンターの体育館に集まった町民

# 突然の避難指示



原発10キロ圏内の避難指示で大熊中からバスに乗り込む町民(読売新聞社提供)



避難のため町役場に集合した人たち(読売新聞社提供)



上:震災の翌日、町役場の駐車場に現れた避難用の茨城交通のバス 下:町民の避難誘導を終え、三春町の中郷小体育館で暖を取る消防団員

## 突然の避難指示

【クローズアップ大熊町②】

平成23年3月12日午前6時前、大熊町役場2階総務課の電話が鳴った。町長への電話の相手は内閣総理大臣補佐官。東京電力福島第一原子力発電所の半径10km圏内避難指示の連絡だった。その電話と並行し、町の災害対策本部には「警察官が町外へ避難誘導している」という目撃情報が寄せられた。役場にいた警察官も福島県警本部とやりとりし、避難指示が出ていると報告。本来、避難指示は警察から知らされるものではない。職員は福島県庁に電話をかけ、県の担当者にも確認をとった。

10km圏内は町居住地のほぼ全域にあたり、この指示は「全町避難」を意味するに等しい。町は消防団などに招集をかけ、地震からの復旧・救助活動に着手しようというところだった。県への電話を手に職員は思わず「町を捨てて逃げろってことか！」と声を荒げた。電話の相手は何も言わなかった。

11日の地震発生以降、東京電力が福島第一原発の緊急事態を伝える「第10条通報」「第15条通報」は、町災害対策本部に届いていた。11日午後9時23分には国が福島第一原発の3km圏内避難指示を発令。災害対策本部はこの指示をテレビ報道で確認していた。しかし、東京電力の通報文には「念のため」とあり、テレビでは官房長官が「現時点で特別な行動を起こす必要はない」と説明していた。町は3km避難を「念のため」と受け止めた。しかも、3km圏内はすでに避難誘導した「国道6号の東側」と重なり、大半の住民は津波対策で避難済み。結果として、全町避難は大半の職員、町民にとって寝耳に水だった。

県は避難先として田村市を指定した。12日午前6時9分、町は防災無線で全町民に対し、避難のため最寄りの集会所に集まるよう指示。全町避難を見越してか、すでに国から派遣されていたバス約50台を主な移動手段とし、スポーツセンターを皮切りに福島第一原発に近い所から移送を始めた。防災訓練でも想定されていない町外へ全町民が避難するという事態に現場は混乱。「国道288号を西へ」というほか、職員も具体的な行き先を知らないままバスに乗った。想定された田村市の避難所は町に近い方から満杯になり、沿道に立つ田村市の消防団員たちがさらに西へとバスを誘導。「どこまで行くんだろう…」。町民は13日未明までかけて、田村市、三春町、小野町、郡山市に分散することになる。

12日午後2時ごろには、町内にひと気はなくなった。避難しそびれた町民がいることを想定し、町幹部数人と消防団員ら計10人ほどが役場に残ったが、本部にいた東京電力社員が避難を促した。午後3時36分、福島第一原発から約4.7km離れた役場に「ドーン」という大きな音が響いた。1号機の水素爆発。瞬時に事態を察知した幹部たちも急いで町を後にした。

大熊を離れた町の災害対策本部は、田村市総合体育館に再設置された。田村市長にあいさつするため先に町を出ていた町長と幹部たちが体育館で合流したとき、どこに町民がいるのか分からず状態だった。一方で、町民とともに各地の避難所に向かった職員たちも災害対策本部が田村市に設置されたことを知らない。町とは別に独自に避難した町民もいた。携帯電話や無線も通じない中、本部は周辺避難所を回って町民と職員の居場所を確かめるほかなかった。



3号機爆発後の3月14日に撮影された福島第一原発の衛星写真(AFP PHOTO/DIGITALGLOBE)

# 不安と混乱の中での“小さな自治”



多くの町民が収容された田村市総合体育館(田村市提供)



上:原発事故を報じる新聞に見入る女性(田村市提供) 下:食事の提供時間で混雑する避難所

上:協力して支援物資を運び入れる避難所の人たち(田村市提供) 下:避難所の住民を対象に行われたスクリーニング(田村市提供)

## 不安と混乱の中での“小さな自治”

### 【クローズアップ大熊町③】

平成23年3月12日早朝の避難指示で大熊町を離れたとき、職員も含め町民の多くは東京電力福島第一原子力発電所の状況も分からず、「ほんの2、3日のつもり」で着の身着のままバスに乗り込んだ。避難先にあったテレビで初めて、12日の1号機水素爆発を知ったという人も多い。そして福島第一原発の状況は、14日午前11時1分の3号機水素爆発、15日午前6時14分ごろの4号機水素爆発と悪化の一途をたどる。「ああ…」。職員は避難所でテレビに釘付けになっていた町民の口から、言葉にならない思いがこぼれるのを聞いた。

町民の避難先は町が把握するだけでも田村市、三春町、小野町、郡山市の避難所二十数か所に及んでいた。町は田村市総合体育館に災害対策本部を置いて田村市と連携するとともに、三春町、小野町、郡山市の動きに対応する連絡員を設置。他の職員も各避難所に再配置して避難所運営に乗り出した。しかし、4市町に主な避難先が分散し、公用車、ガソリン不足が続く状況で、町災対本部と各避難所の迅速な情報共有は難しかった。各避難先自治体・施設管理者の支援のあり方や避難者の数、配置された職員数など避難所ごとに事情は異なり、避難所運営のあり方は実質的に現場にゆだねられた。

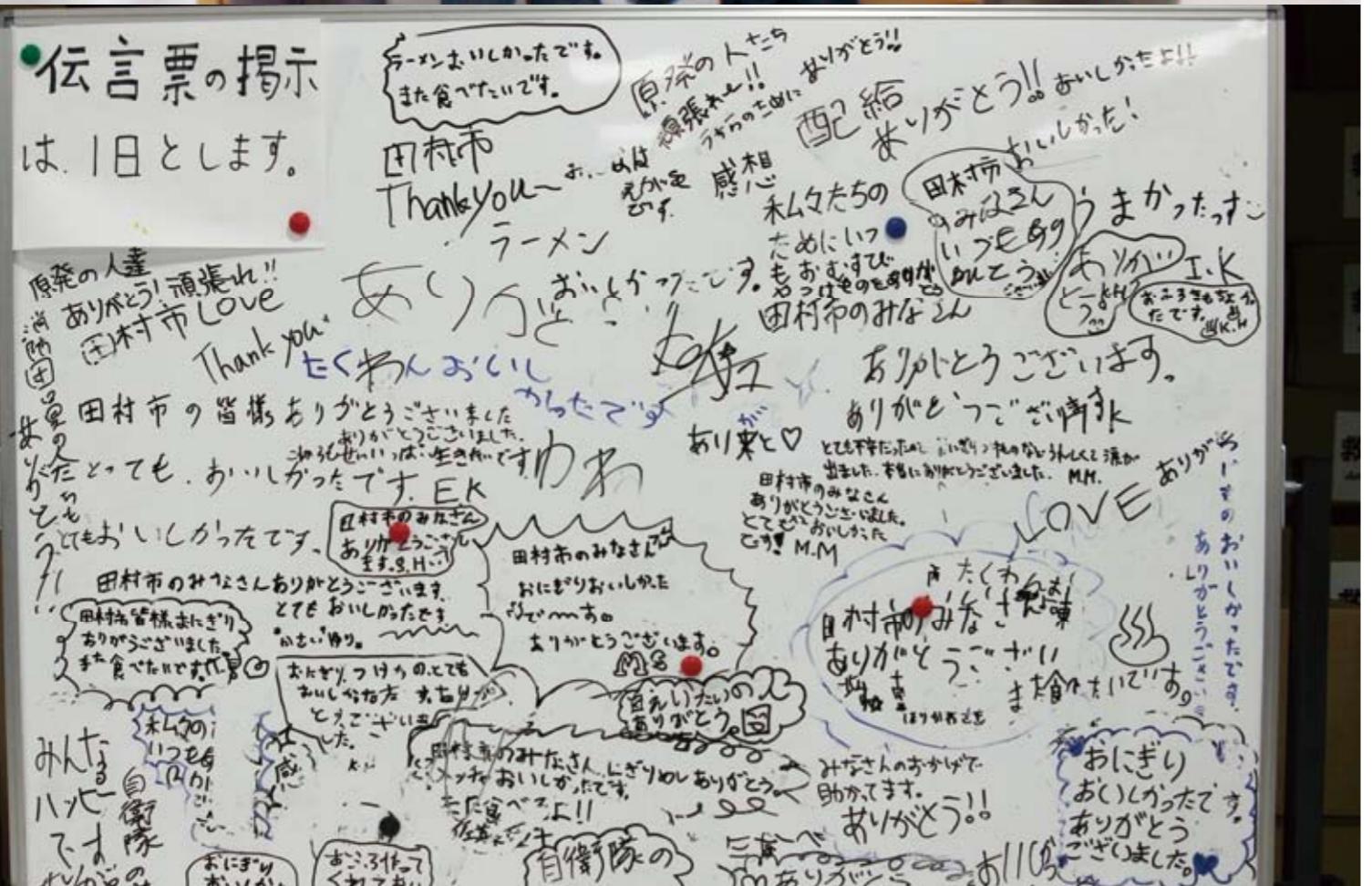
小さい避難所で数十人、大きい所で1,000人を超える避難者に、職員だけで目を配るには限界があった。ある職員にとって最も気がかりだったのは、持病の薬も持ち出していない人が多い中での体調管理。避難する町民の中に医療関係者を見つけ、「目の届く範囲でいいから、異変に気づいたら教えてね。助けてね」と声をかけた。避難所によっては、町の消防団員が職員に代わり夜間の避難者対応や受付を担い、地域の住民は「乳幼児だけでも」と自宅の風呂を開放したり、野菜や米など食材を提供したりしてくれた。食材は避難先施設にあった調理室を使うなどして、町民が主体となって温かい食事を作った。施設内の見回り、ゴミの片付け、掃除……。「避難者同士が協力し合い、小さな自治のようでした」と話す職員は、手が回らなかったポットのお湯を、知らない間に替えてくれていた町民に今も感謝している。ままならない避難生活の中で小さな気遣いが避難所の運営を助けた。

町を出たとき、またすぐに会えると思っていた人たちは生きているのか、どこに避難しているのか。さらに、いつまで自分たちは避難所にいられるのか、町はこれからどうなるのか。それぞれに避難生活を送りながら、町民の不安や混乱は大きかった。しかしその時点では、職員にも、東京電力や国の情報に接する災害対策本部にも先は見通せなかった。町民の一人が綴った当時の日記には、親戚や知人の安否を気遣う言葉が並ぶ。そして無事が判明すれば、願った。

「また、会えますように」



●伝言票の掲示  
は一日とします。



上:避難所で行われた小学6年生卒業の集い 下:支援への感謝が多数書かれた避難所の伝言板

# 会津からの再出発



雪に覆われた会津若松市の市街地と一箕町長原地区仮設住宅



左上:会津若松市に開所した町役場出張所に入る町民ら(共同通信社提供) 下:磐梯山を望む会津若松市内で始まった仮設住宅の建設

右上:町役場会津若松出張所の開所式に臨む職員や報道陣

## 会津からの再出発

【クローズアップ大熊町④】

全町避難から約2週間後の平成23年3月25日、大熊町は会津若松市に拠点を移すことを発表した。避難所からの移動日は4月3、4日。役場機能のほか町立の幼稚園、小・中学校も同市で再開、希望する町民は応急仮設住宅ができるまで同市や周辺の旅館やホテルなどに入居するという、中長期的な避難を視野にいたれた対応だった。

「なぜ会津なのか」。各避難先で職員の説明や報道を通じ、会津への移転を知った町民から声が上がった。

全町避難後、数日のうちに東京電力福島第一原子力発電所では水素爆発が相次ぎ、早期帰還の期待はしぼんだ。一方で、着の身着のままの避難を強いられた町民の心身の健康状態の悪化が目立ってきていた。町災害対策本部を置いた田村市自体が一部に避難指示が出た区域を抱える避難自治体で、受け入れ側の負担も懸念された。さらに新年度を間近に控え、子どもの学校を心配する町民の声も強かった。「どこか落ち着いた環境で、町も町民も一緒にこれからについて考える拠点が必要だ」。そう考えていた町長は3月17日夜、学校について相談してきた教育長に対し、4月からの学校再開とその場所の選定を指示した。

選定にあたっては、学校として使える場所があることのほか、希望するすべての町民を受け入れられる自治体の規模、医療機関の充実、福島第一原発からの距離などを考慮した。浮上したのが会津若松市。打診すると、会津若松市は学校として使える廃校に加え、幼稚園のために閉園した保育所、役場の拠点になる施設も提示してくれた。会津若松市長と町長の会談を経て、3月25日の発表に至った。

会津若松市は大熊町から西へ約100km。冬も比較的温暖な浜通り地方に位置していた町と、豪雪地帯に区分される会津若松市では気候や文化の違いが大きく、町民にとって必ずしもなじみのある地域ではなかった。それでも移動希望者は町の予想を超えて、4月3、4日には2,100人あまりの町民が避難所から会津に移った。その後も移動者は増え、9月30日時点では会津若松市では3,723人、会津地方全体では4,175人が避難生活を送ることになる。会津若松市の人たちは折に触れ、戊辰戦争での受難を引き合いに「自分たちが大熊町民を受け入れないでどうする」とふるさとを追われる立場に理解を示してくれた。

4月5日、大安の日を選び、会津若松市の旧県立会津学鳳高校校舎で開かれた町役場会津若松出張所の開所式。会津弁で「よくいらっしゃいました」と書かれた横断幕を前に、町長は会津若松市へ感謝の言葉を述べ、「1日も早く大熊に戻れるよう、心を一つにしていきたい」とあいさつした。町立幼稚園、小・中学校は16日に入園・入学式、19日に始業式を迎えた。仮設住宅も市内12か所に建設され、6月から順次入居が始まった。

そして震災から6年を迎えた現在(平成29年3月)に至るまで、大熊町役場は同じ場所に出張所を構えている。



上:町立小中合同の入学式でランドセルを贈られる新入学児童 下:私服で入学式に臨む大熊中の新入生

# 遠いふるさと



平成24年11月、雑草に覆われた町内の農地



一時立ち入りのため田村市の体育館で防護服を着る町民ら(共同通信社提供)



上:震災の4か月後に熊川地区で行われた津波犠牲者の慰靈祭 下:地震発生時のままの熊町小の教室

## 遠いふるさと

【クローズアップ大熊町⑥】

「町として5年間帰町しない」。平成24年9月、大熊町は策定した「第一次復興計画」にそう明記した。1日でも早い帰還を目指してきた町が、一定の期間を示して「帰らない」と判断するのは初めてだった。東日本大震災から1年半。町を取り巻く環境の厳しさが明らかになってきていた。

町が会津若松市に拠点を移してまもない平成23年4月22日、町の全域は原子力災害対策特別措置法に基づく「警戒区域」に指定された。それまでは避難の指示は出ていたものの道路の通行に物理的な制限はなく、家財や家畜を自宅に残してきた町民が町に入るケースが散見されたほか、空き巣などの防犯上の懸念も大きかった。町民の健康や財産を守るために措置ではあったが、警戒区域に指定されたことで、町民であっても自分の町に自由に立ち入ることはできなくなった。6月から国の管理下で町民の一時立ち入りが始まったが、当初は在宅時間2時間、持ち出し品は1世帯あたりビニール袋1枚分(70cm×70cm)に限られた。

震災による犠牲者の追悼も防護服に身を包み、短時間で実施するしかなかった。平成23年7月24日、津波で大きな被害を受けた熊川地区で開かれた津波犠牲者の合同慰靈祭。家族3人が行方不明のまま震災翌日に町を離れざるをえなかった男性が町民を代表し、「いつか、あなたたちを奪った海を見て生活するために戻ってきます」とあいさつした。

平成23年12月には、国が警戒区域を放射線量によって3区域に再編する方針を提示。町の線量では、ほとんどの町民が住んでいた地域が、3区域の中で最も線量が高く、5年を過ぎても人が日常的に活動できるレベルへの線量低下が見込めない「帰還困難区域」に分類されてしまう。区域の違いはそのまま、町土の回復に欠かせない除染の方針や住民の生活再建に関わる賠償などの線引きに直結した。約1年にわたる国との協議を経て、町は平成24年12月10日午前0時、「帰還困難区域」(町面積の62%、人口の96.5%)、「居住制限区域」(面積15%、人口3.3%)、「避難指示解除準備区域」(面積23%、人口0.2%)に再編され、厳しく立ち入りが制限される帰還困難区域に入る通路はゲートで封鎖された。一方で、比較的線量が低い残る2区域では国による除染が進められ、日中は住民の立ち入りも自由になった。

区域再編に先立ち、第一次復興計画に記した「今後5年は帰らない」という宣言には、線量の差で分断されそうな町を一つに保とうという意図があった。ただ、5年という期間は長い。帰還を望んでも、人の手が入らない家や町並みは荒れていく。震災から3年半が経つころ、帰還困難区域内の自宅に一時立ち入りした町民は腰まで伸びた庭の草をかきわけ、縁側から土足で自宅に上がり込んだ。畠から草が伸びていた。

「放射線に色が着いていたらいいのに。家が真っ赤だったら諦められるかもしれないのにな」



上:町内のダチョウ園から逃げ出し、無人の町をさまようダチョウ  
左下:帰還困難区域への入り口で封鎖された国道288号  
右下:何者かに壊され、中の現金が盗まれていた町内の自動販売機

# 復興への決断



平成28年11月、復興拠点としての整備を待つ大川原地区



中間貯蔵施設の保管場に運び込まれる除染廃棄物



上:国が開いた中間貯蔵施設の住民説明会 下:町内で始まった中間貯蔵施設の本格施設工事



## 復興への決断

【クローズアップ大熊町⑥】

東日本大震災から4年が過ぎたばかりの平成27年3月13日、大熊東工業団地敷地内に、除染で出た廃棄物を入れた黒い土のう袋12個が運ばれてきた。大熊町と双葉町にまたがる帰還困難区域計16km<sup>2</sup>に国が建設する「中間貯蔵施設」。そこで保管される除染廃棄物が初めて町に搬入された。除染廃棄物は今後30年にわたり、町内に留め置かれることになる。

中間貯蔵施設は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う福島県内の除染廃棄物を30年間保管するため、国が整備する施設だ。事故後、県内43市町村が除染を実施。除染廃棄物は袋に入れて各自治体内に仮置きされ、その処分方法は震災直後の懸案だった。国は平成23年10月に施設の概要を公表。平成25年には大熊町などの候補地で地質調査を実施し、12月に国から町へ正式に受け入れ要請があった。住民説明会などを経て、町は平成26年12月、建設を受け入れた。

大熊側の施設面積は11km<sup>2</sup>、居住地の約3分の1に及ぶ。家や土地、地域の町並みを失う地権者はもちろん、町としても受け入れれば震災前の町の姿を取り戻すことはかなわなくなる。施設の受け入れは、すべての市民に影響する、町として大きな判断だった。

受け入れを経た平成27年3月、町は「第二次復興計画」を策定した。復興の中心に据えたのは南部の大川原地区。人口比で言えば震災前の市民の3.3%しか住んでいなかった地域だが、町内では放射線量が低く、除染も完了している。一方、東側は帰還困難区域で中間貯蔵施設建設予定地も広がる。大川原地区を足がかりに、帰郷を望む市民や移住希望者の居住環境を整え、除染の進捗や線量の推移を見ながらいざれその範囲を拡大していく方針だ。大川原地区ではすでに東京電力の給食センターが稼働し、太陽光発電施設の竣工、廃炉関連事業所の開設、東京電力社員寮の整備などの事業が進む。平成28年4月からは町大川原連絡事務所が開設され、日中は3人の職員が常駐するようになった。平成28年8月には特例宿泊を実施し、震災後初めて夜の町内に民家の明かりが灯った。平成30年度中には新しい役場庁舎が完成する予定だ。

町の変化を冷静に見る声もある。「今、大川原に行くと給食センターも東電寮もあって、すごいと思う。でも考えてみると、あれは俺たちのではねえんだな。市民のための施設ではねえんだ。それを見て復興しているとか、そんなことではねえと思うんだ」。ある市民は言った。ただ一方で、その人は、除染が済んだ近所の町並みを見て「自分も戻りてえって気持ちが強くなってきた」とも話した。町長は「無人だった町に人の動きが出てくることが、帰る、帰らないに関わらず市民の希望につながれば」と願う。

震災から6年。ようやく「帰郷」が現実味を帯びてきた。



上：町役場大川原連絡事務所の開設を祝う関係者 下：特例宿泊での夜の団らん

大  
熊  
町  
震  
災  
記  
録  
誌

# 大熊町、震災の記録

福島第一原発、立地町から。

※記録誌の編纂にあたっては、関係機関で事実の認識が異なる場合、町側の証言・認識を採用いたしましたので、ご了承ください。  
※記録誌の作成にあたり、話を聞いた町民や町職員、関係機関の方々の声をページ右下に掲載いたします。

## 第1章

## 大熊町の概要と東日本大震災の発生

## 町の概要

福島県大熊町は、1954（昭和29）年11月1日、町村合併促進法により旧大野村と旧熊町村が合併して誕生した。平成23年3月11日時点の住民基本台帳上的人口は1万1,505人、4,235世帯。町域面積78.71km<sup>2</sup>の約6割を山林が占める自然豊かな町だ。

地形は、西側の阿武隈高地の海拔676mから沿岸の3mまで起伏に富む。1年を通して比較的温暖な気候で積雪はほとんどない。浜通り地方は日照時間も長く、その気候と水はけのよい土壌を活かして栽培する梨やキウイが特産品だった。初夏に咲く白い梨の花は町の花でもある。

約5kmにわたる海岸線は断崖が多く、漁港に適さない。そのため、町は平成7年に養殖場を設置し、ヒラメやカレイなどの養殖漁業を推進した。秋には清流・熊川を遡上するサケも有名だった。熊川の河口付近には、夏期には海水浴場が開設され、町の子どもたちが海水浴や砂遊びを楽しんだ。

町のほぼ中央に位置する鉄筋コンクリート造3階建ての役場庁舎は、昭和52年12月に竣工。平成22年4月時点で、職員129人が働いていた。教育機関などは、町立では熊町、大野の2つの小学校、大熊中学校、2つの幼稚園と1つの保育所、そのほか、県立双葉翔陽高等学校があった。

産業別就業人口の割合をみると、昭和40年度は、第一次産業63.99%、第三次産業24.34%、第二



梨狩りを楽しむ町の幼稚園児

次産業11.66%と、農業を中心に第一次産業を基幹としていた。しかし、昭和50年度には第三次産業が第一次産業を逆転。平成17年度は第三次産業60.0%、第二次産業31.0%、第一次産業9.0%になった。昭和29年の合併時に8,815人でスタートした町の人口は徐々に減少し、昭和40年ごろに8,000人を下回った。しかし昭和45年からは増加傾向に転じている。

産業構造や人口増減の転換期となった昭和40年代、大熊、双葉両町にまたがる東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の1～6号機のうち大熊側に建つ1～4号機が着工し、1、2号機が稼働を始めている。原子力発電所の立地は現在に至る町勢に大きな影響を与えた。

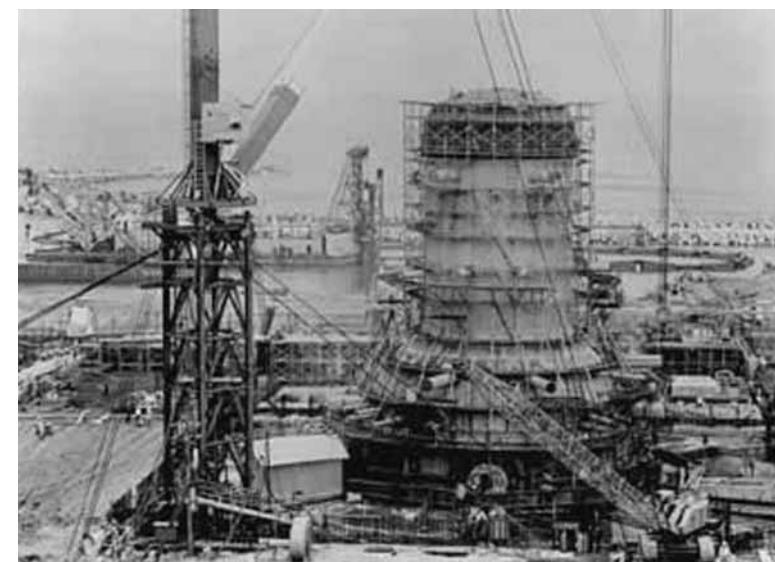
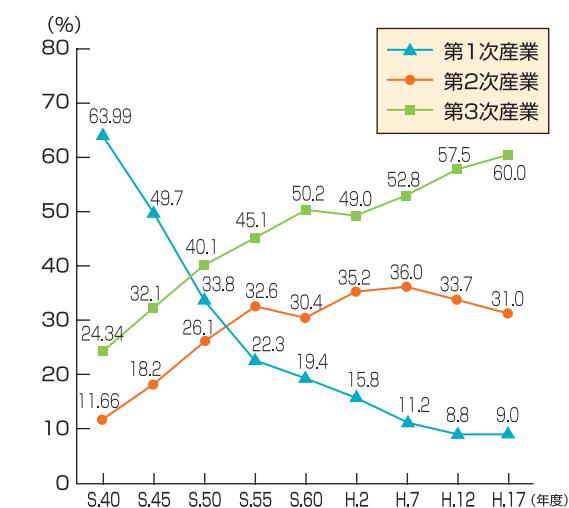
## 東京電力福島第一原子力発電所の立地

福島第一原発は大熊町と双葉町の町境をまたいで立地している。施設面積は約3.5km<sup>2</sup>。大熊側に原子炉1～4号機、双葉側に5、6号機が建ち、電気出力は1～6号機の合計で469.6万kW。

東京電力が社内に原子力に関する組織を設けたのは昭和30年のこと。昭和35年には国の原子力長期計画が発表され、原発誘致に積極的だった福島県はその年のうちに県内数か所で立地調査を実施し、現在、原発が立地する地域を最適地と確認した。町もこうした情勢に乗り、昭和36年1月、町議会が県に原発誘致を陳情。昭和36年9月には町議会で原発誘致を決議し、双葉町とともに両町長名で県と東京電力に誘致と事業促進を求めた。昭和39年、東京電力は福島第一原発の建設設計画を発表。国の1号機原子炉設置許可を受け、昭和42年9月、1号機の建設工事を開始し、昭和46年3月に東京電力初の原子力発電所として営業運転を開始した。2号機は昭和49年7月、3号機は昭和51年3月、4号機は昭和53年10月、5号機は昭和53年4月、6号機は昭和54年10月にそれぞれ営業運転を始めている。

昭和60年発刊の「大熊町史」は、原発誘致が比較的短時間で進んだ背景として、建設地の多くが旧陸軍の飛行場として利用された遊休地であったほか、「立地点周辺は（県内で）最も後進的でかつ開発

## 産業別就業者の割合の推移



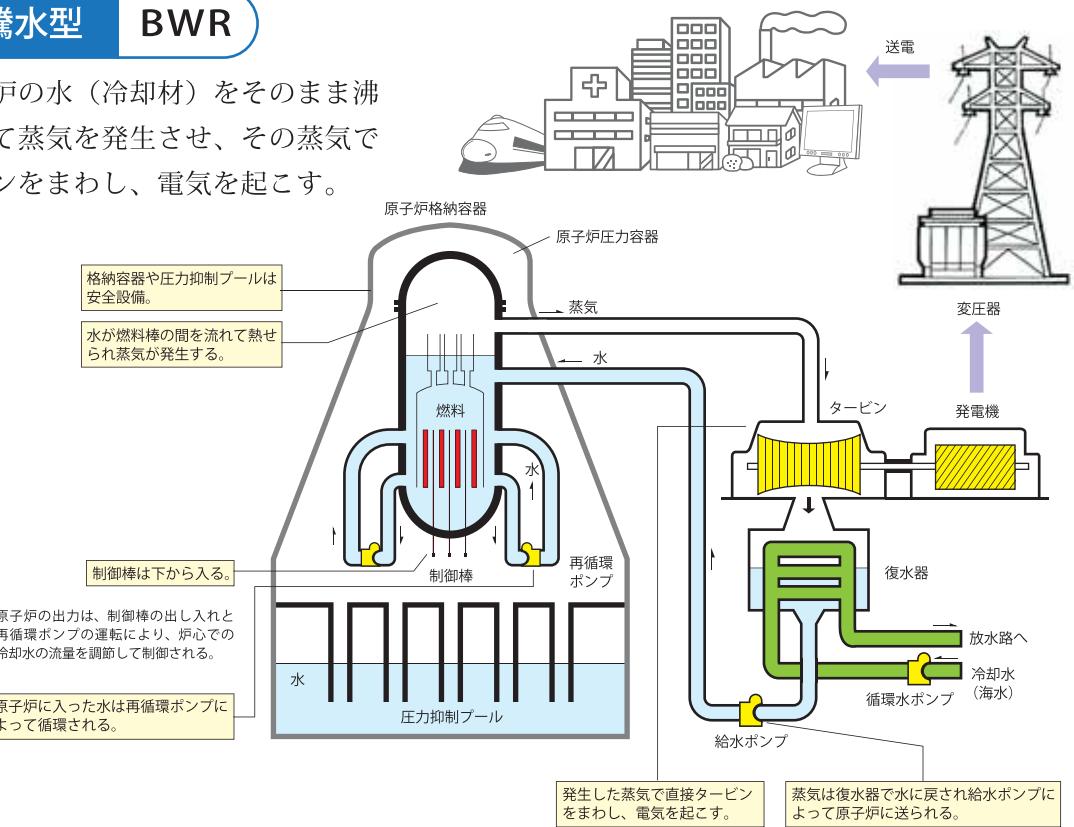
建設中の福島第一原発（東京電力ホールディングス提供）

記 言 平成23年3月11日の午前中に病院でもらった私と母と父の薬の処方箋をそのままバッグに入れていた。おかげでどこのお医者さんでもすぐに薬をもらうことができて、本当に助かった。今は出かけるときには必ずお薬手帳を持って歩くようにしている。（町民女性）

## ■ 原子炉構造図

## 沸騰水型 BWR

原子炉の水（冷却材）をそのまま沸騰させて蒸気を発生させ、その蒸気でタービンをまわし、電気を起こす。



～6弱と予測。津波は、福島県沖地震で最大津波高5.3mと想定している。

町内21行政区のうち、津波の避難対象地区は沿岸部の夫沢1区、小入野地区、熊川地区の3地区で、浸水予測戸数は夫沢1区0戸、小入野地区3戸、熊川地区50戸とし、それぞれ浸水域などを記した避難計画図を作成した。指定避難施設は各地区の集会所、町総合スポーツセンターや小学校など32か所を示している。

原子力災害の場合は、①原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）第10条の特定事象発生の通報を受けたとき、②県設置のモニタリングポストで毎時5マイクロシーベルト（以下、 $\mu\text{Sv}$ ）の放射性物質が検出され、その原因が原子力発電所であると確認されたとき、③内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を出したとき、④その他町長が必要と認めたとき——のいずれかで災害対策本部が設置される。

電力会社は原災法に基づき、原子力発電所に緊急事態が発生した場合は直ちに国や立地自治体など関係機関に通報するよう義務づけられている。内閣総理大臣の避難指示に直結する第15条通報と、その前段階の第10条通報があり、通報の遅れは住民避難などを指示する災害対策本部設置の遅につながる。

第10条通報に該当する事態には、原子力発電所の敷地境界で $5\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線が検出された場合、交流電源が5分以上喪失した場合などがある。さらに事態が悪化した第15条通報になると、敷地境界での放射線量が $500\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた場合、炉心溶融した場合などとなり、通報を受けた内閣総理大臣は直ちに原子力緊急事態宣言を公示、避難指示が発令される。いずれの通報も、発電

の決め手のない地域であったため、地域開発の契機になるという期待が大であった。特に県、町の当事者などの希望が大きかった」と記している。実際に、1号機の着工を皮切りに雇用が拡大し、建設完了後も東京電力やその関連企業は町の雇用の中心となった。

なお昭和50年には、福島第一原発から南へ約12km地点の、楢葉町と富岡町の町境周辺で福島第二原子力発電所（以下、福島第二原発）の建設工事がスタートし、昭和57年4月、営業運転を開始した。

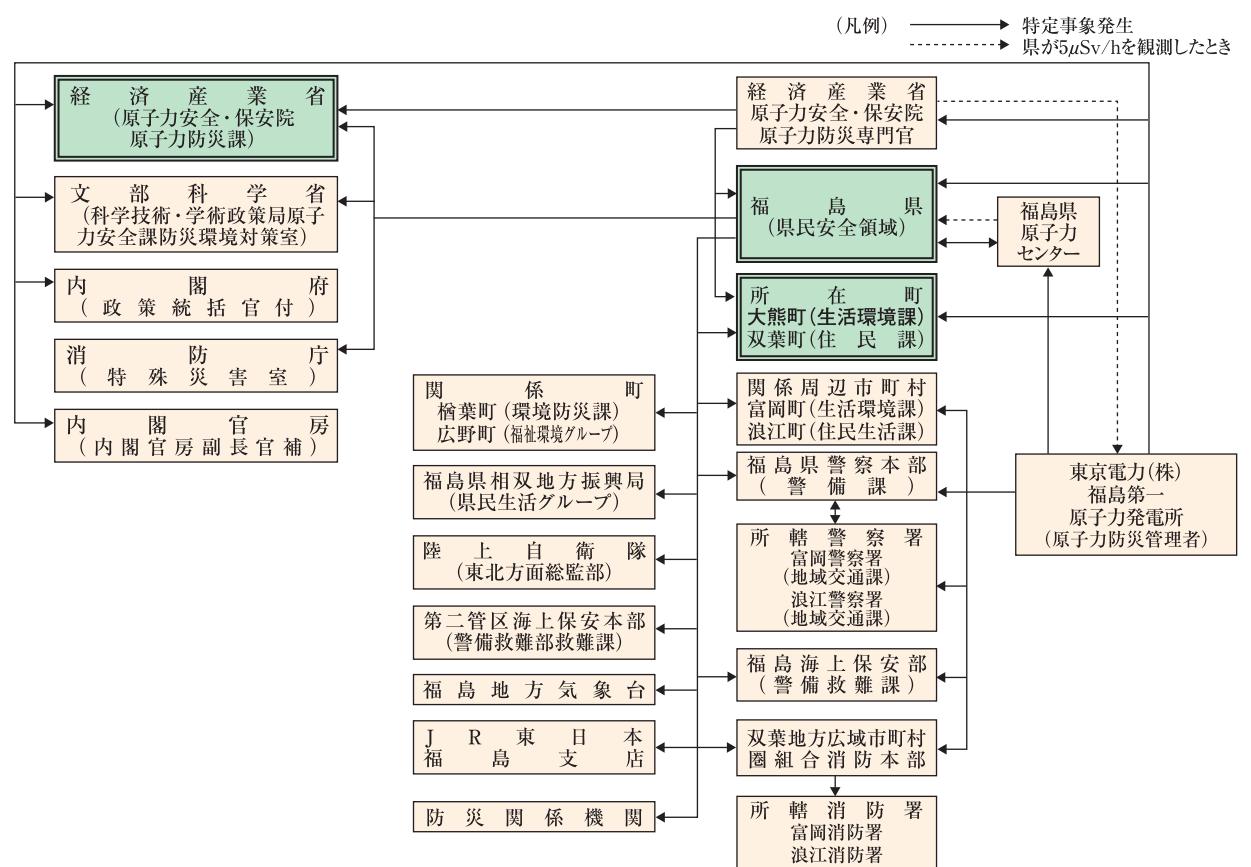
## ■ 東日本大震災発生前の地域防災計画

## 1 大熊町地域防災計画の概要

大熊町は昭和37年10月、国が前年に制定した災害対策基本法に基づき「大熊町地域防災計画」を策定した。その後改訂を重ね、平成19年3月発行の地域防災計画は、第1編「一般災害対策編」、第2編「震災対策編」、第3編「事故対策編」、第4編「原子力災害対策編」からなる。

計画では、震度4の揺れか大津波警報の発令で、役場庁舎3階正庁に災害対策本部を設置している。災害対策本部長は町長、副本部長は副町長と教育長、本部員は課長職の職員と消防団長で、職員は課ごとに役割が決められていた。過去の被災状況から、起きた地震として「双葉断層地震（マグニチュード7）」、「福島県沖地震（同7.7）」などを挙げ、町における最大震度を5強

## ■ 東京電力福島第一原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図



出典：大熊町地域防災計画

**証言** 津波って真っ黒じゃない。グレーだった。当時、曇りだったのでどこまでが波でどこから空だから分からなかった。（町民男性、平成23年3月11日、熊川地区で津波に遭遇して）

福島第一原発、立地町から

所は該当する事象を発見した、もしくは通報があった時点から15分以内をめどに、国、県、町、警察などに対して特定事象発生の時刻、場所、その種類、想定される原因、放射線量の状況、施設や設備の状況などを記した文書をファックスで送付。さらに電話で着信を確認する。また、経済産業省の原子力防災専門官、県も発電所から通報を受けると町に連絡することになっていたため、町は緊急時には東京電力、国、県の3方から通報を受ける仕組みになっていた。町の企画調整課長の机上には、福島第一原発と第二原発との直通電話がそれぞれ設置されていた。

第10条、第15条の通報を受けると、町は企画調整課職員を「緊急事態応急対策拠点施設」（オフサイトセンター）に派遣。福島第一原発のオフサイトセンターは役場から約400mの場所に設置されていた。オフサイトセンターには国の現地事故対策連絡会議が設置され、発電所や関係機関の情報収集などのほか、住民避難の決定・解除、安定ヨウ素剤の服用指示などの最重要事項が協議される。職員はオフサイトセンターでの協議に加わり、国、県、周辺町やその他関係機関との連携を図る。

第10条通報が出た時点で、町は第15条通報に伴う屋内待避や避難指示に備え、避難所の開設や住民の輸送車両の準備などを進めることになっていた。屋内待避の指標は、事故などにより予測される外部被ばくの実効線量10～50ミリシーベルト（以下、mSv）、内部被ばくについては放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量100～500mSvが見込まれる場合。避難の指標は、同じく外部被ばく50mSv以上、内部被ばく500mSv以上となっている。避難場所は町内が想定され、あらかじめ決められた各地区の集合場所から消防署員、消防団員、警察官などの誘導で住民を避難させる。他市町村への避難が必要な場合は、県が町と受け入れ自治体との調整役を担う。

## 2 防災訓練の概要



平成20年10月に行われた国の原子力総合防災訓練

原子力災害に対する防災訓練には、原災法第13条第1項に基づき国が実施する「原子力総合防災訓練」と、災害対策基本法第48条第1項に基づいて原子力発電所が設置された都道府県が行う「原子力防災訓練」の2つがある。

### 【原子力総合防災訓練】

国が実施する「原子力総合防災訓練」は、平成11年9月の株式会社ジェー・シー・オー（J C O）の臨界事故を受け、平成12年度より国、地方自治体、原子力事業所が共同で実施している。訓練の目的は以下のとおり。

- (1) それぞれの防災関係機関の機能の確認
- (2) 防災関係機関相互の協力の円滑化



オフサイトセンター

### （3）地域住民を含む防災関係者の原子力災害に対する意識の高揚と知識の向上

大熊町では、平成20年10月21～22日、原子力総合防災訓練が実施された。事故想定は、福島第一原発3号機が定格熱出力一定運転中、原子炉へ給水する設備が故障し、原子炉が自動停止。非常用炉心冷却設備等も故障して冷却機能の喪失、炉心損傷、原子炉格納容器からの放射性物質放出に至るというものだった。

当日の訓練には、国と福島県、双葉郡の大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、楢葉町、広野町と事業者である東京電力、関係機関など合計113機関のほか、避難・退避訓練の地元住民約1,800人を含め総勢約4,000人が参加した。

訓練では、原災法第10条に基づく通報・連絡・参集等に関する各種措置を行う等のトラブル発生時における迅速・適確な初動体制の充実、さらに広域支援体制、広報活動、住民の視点に立った訓練等の充実が図られた。

また、首相官邸、経済産業省緊急時対応センター、福島県原子力災害対策センターなど、実際に原子力緊急事態応急対策に関わる施設や設備を使用して、事故発生の通報、災害対策本部の立ち上げ、情報連絡、応急措置判断、住民避難、放射性物質放出停止後の事後処置、災害対策本部の解散までの一連の流れを総合的に確認した。

### 【原子力防災訓練】

原子力発電所が立地する地方自治体を中心に、経済産業省、文部科学省、消防庁、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社、及び原子力事業者が参加して、原子力施設で事故が発生したとの想定のもとに地域住民の安全確保を適切に行うために実施されているものである。

訓練の内容は、自治体によって違いはあるが、概ね以下のとおり。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- (3) 周辺住民への広報活動訓練

地方公共団体によっては、周辺住民の参加を含めた緊急時医療活動や交通規制、退避、避難訓練を加えているところもある。

福島第一原発と第二原発が立地する福島県の原子力防災訓練は、県及び広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の6町が中心となり、昭和58年に始まった。福島第一原発での事故を想定した訓練では、大熊町内に立地するオフサイトセンターの立ち上げや同センターの運営訓練、通信連絡訓練が主な内容であった。

この原子力防災訓練を含め国の原子力防災の指針となる「原子力発電所等周辺の防災対策について（防災指針）」がまとめられたのは昭和55年のこと。平成12年には「原子力施設等の防災対策について」と改称され、その後も改訂されてきた。指針では、原子力施設の種類ごとに、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）の目安を示している。原子力発電所については半径8～10km圏内がE P Zの目安だった。大熊町の場合は、福島第一原発はもとより第二原発のE P Z内

**証言** 原子炉の冷却がうまくいっていないというのは、町民同士の噂で耳に入っていた。でも、そんなにひどい状態になっているとは思わなかった。(町民男性、平成23年3月11～12日について)



原子力防災訓練

にも町域が含まれる。福島第二原発での事故を想定した訓練においても、オフサイトセンターの立ち上げや運営訓練、通信連絡訓練などに加えて住民の避難訓練も実施していた。

#### 【自主防災組織による避難訓練】

国道6号以東の海浜に面する夫沢1区、小入野地区、熊川地区では、自主防災組織による津波避難訓練が行われていた。地震発生後、津波警報が発令されたとの想定のもと、住民たちは火の元を確認し、地区ごとに決められていた一時避難場所へ移動を開始する。津波の遡上が予想される夫沢川、熊川を中心に、避難経路の確認、住民点呼などが行われていた。また、訓練には消防団も参加し、避難広報の方法と経路、高齢者など災害弱者の避難方法についても確認していた。

#### 東日本大震災の発生と被害概要

平成23年3月11日午後2時46分、宮城県沖を震源とする地震が発生した。マグニチュード9.0は国内観測史上最大規模。福島県内では会津地方の一部町村を除くほぼすべての観測地点で震度5弱～6強を観測し、大熊町は震度6強の揺れに見舞われた。午後2時49分、気象庁は福島県に津波警報（大津波）を発令。警報・注意報が解除されたのは13日午後5時58分だった。

町に潮位計は設置されていないが、沿岸部に立地する福島第一原発には、午後3時27分に津波の第一波、同36分に第二波が到達している。東京電力は津波の痕跡などから波高約13m、遡上高約15mと推察。この津波により、町沿岸部の夫沢1区、小入野地区、熊川地区で、防災計画の想定を大きく超える約2km<sup>2</sup>が浸水した。町民の津波による死者は10人、行方不明者1人、ほか地震による死者1人。さらに震災に伴う原発事故により3月12日に全町避難となった後、震災の影響で亡くなったと認定された震災関連死者は120人に上る。地震・津波による家屋被害は全壊105棟（うち津波被害48棟）、大規模半壊243棟、半壊1,035棟（被害者・家屋数は平成29年2月現在）。

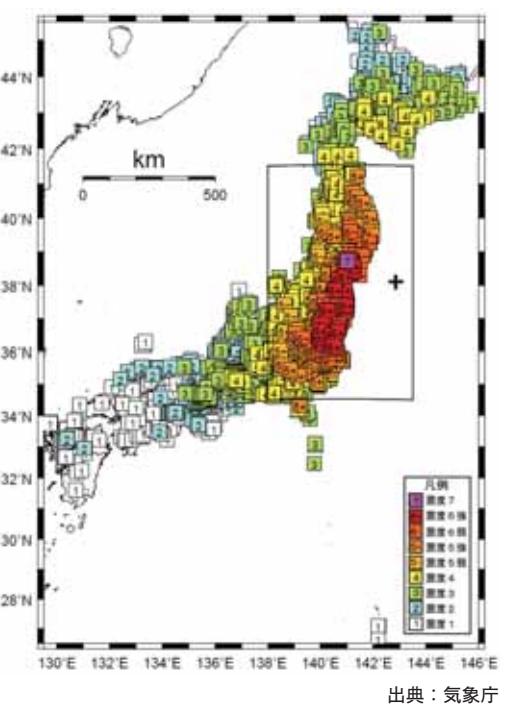
福島第一原発は震災発生時、1～3号機が稼働中、4～6号機は定期検査のために停止中だった。4号機は原子炉の燃料はすべて使用済核燃料プールに移されていたものの、5、6号機の燃料は炉内に挿入されたままであった。地震を受け1～3号機はすべて自動的に緊急停止した。揺れにより、送電線の鉄塔1つが土砂崩れに巻き込まれて倒れるなど、外部から受電する機能がすべて失われ（外部電源喪失）、非常用のディーゼル発電機が稼働した。しかし、地震から約50分後に到達した津波により、原子炉など原子力発電所の主要な建物が立つエリア全域が浸水。建物地下に設置していたディーゼル発電機や電源盤などが冠水し、1～5号機はすべての交流電源を喪失、交流電源で動く原子炉の冷却機能が失われた。6号機は非常用電源が使用可能であり、5号機は6号機から受電

#### 福島県内各市町村の震度

桑折町	6弱	国見町	6強	新地町	6強
福島市	6弱	伊達市	6弱	相馬市	6弱
		飯館村	6弱	南相馬市	6弱
		大玉村	5強	川俣町	6強
		二本松市	6弱	葛尾村	5強
		本宮市	6弱	双葉町	6強
金山町	3	柳津町	5弱	会津坂下町	5強
		三島町	3	会津美里町	5強
				郡山市	6弱
只見町	4	天栄村	6強	三春町	5強
		西郷村	6弱	田村市	6弱
檜枝岐村	*	白河市	6強	須賀川市	6強
		矢吹町	6弱	小野町	6弱
		泉崎村	5強	平田村	5強
		中島村	6弱	川内村	6弱
		棚倉町	6弱	橘葉町	6強
				古殿町	5強
				鮫川村	5弱
				いわき市	6弱
				福岡町	6強
				広野町	6弱
				矢祭町	5強

※檜枝岐村は地震直後の発表では震度3だったが、その後、震度4に修正された  
出典：気象庁

#### 震度分布図



出典：気象庁

#### 大熊町津波浸水範囲概況図



出典：国土地理院

する形で緊急時の対応に成功。一方、冷却ができなくなった1号機は12日午後3時36分、3号機は14日午前11時1分に水素爆発を起こした。炉内に燃料がなかった4号機も3号機で発生した水素が排気管を通じて流入したことにより、15日午前6時14分に水素爆発。2号機は爆発しなかったものの、1、3号機と同様に炉心損傷は進んでおり、原子炉が損傷したことで大量の放射性物質を放出する事態に陥った。

福島第二原発もまた、第一原発と同様、地震・津波の被害を受けたが、外部電源が生きており冷却を続けることができた。そのほか、継続的な冷却に必要な装置もモーター交換や仮設ケーブルの敷設などで復旧させ、3月15日までに全4機が冷温停止状態となった。

**証言** 平成23年3月11夕方、避難所になっていた町総合スポーツセンターに寄ったら、入り口に安否確認の掲示板が出されていた。まだ誰も書いてなかつたから、俺は一番に書いた。「○○（名字）、原子力発電所に行きます」って。（町民男性、震災当時、福島第一原発関連会社に勤務）

## 第2章

## 全町避難に至るまでの町の状況

2011（平成23）年3月11日午後2時46分18秒、東日本大震災が発生。大熊町に設置された地震計の震度は午後2時46分52秒に震度5弱、47分50秒に6強、48分50秒に5強の揺れを記録している。町では午後3時ごろに災害対策本部を立ち上げ、地震、津波に加えて東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）事故への対応にあたった。

防災行政無線の記録を基軸に、全町避難に至るまでの町の状況を振り返る。

3月11日

## 【午後2時57分】

こちらは防災おおくま広報です。生活環境課よりお知らせいたします。ただいま、浜通りに津波警報が発表されております。危険ですので、海岸や河口付近には近づかないでください。なお警報に伴い、海岸付近の道路が一部封鎖されているところもありますのでご注意ください。特に沿岸地区の皆さんは今後のテレビ・ラジオなどでの津波情報に十分注意してください。繰り返しお知らせいたします。

この日、町役場では3階正庁に確定申告会場が設けられ、数名の住民が会場にいた。議会は3月定例会の会期中で、午後に複数の委員会が開かれていた。地震発生時、多くの職員は揺れの大きさに驚きながら、机の下に潜り込んだり、棚やパソコン、テレビを押さえたりした。庁舎外に避難した職員は玄関前の舗道が波打つのを目撃した。地震により、庁舎は1階の天井が一部崩落し、2階の窓ガラスが割れた。あちこちで棚が倒れ書類が散乱。黒板や花瓶などが落ちたが、来庁者や職員にけが人はいなかった。



地震で棚が倒れ、物が散乱する町役場庁舎内

庁舎2階の総務課近くの放送室には、地震と連動して起動する「全国瞬時警報システム（ジェイアラート）」が設置されていた。ジェイアラートは町内に設置されていた防災行政無線と連動しており、町内各所のスピーカーから地震発生を伝える自動放送の音声が流れた。午後2時49分、福島県に津波警報（大津波）が出されると、ジェイアラートの放送も津波警報を伝える内容に切り変わった。防災を担当する生活環境課の職員7人のうち4人は、避難誘導のため浸水が想定される沿岸の熊川地区に広報車2台で急行。同課の別の職員が防災行政無線を担当し、ジェイアラートの放送の合間に縫って町民に警戒を呼びかけた。その最初の放送が上記の午後2時57分だ。

防災計画では災対本部は庁舎3階の正庁に設置することになっていたが、確定申告に使っていたため、すぐに使用できる状況になかった。午後3時ごろ、通常は町民の休憩スペースとして使われ、テーブルや椅子、テレビがあった2階ロビーに、町長を本部長とする災害対策本部が設置された。各課の課長級職員のほか、消防団幹部たちが本部に参集。地震で町内は西部の中屋敷地区を除いて停電したが、役場は非常用電源が作動した。庁舎内の電話は総務課の2回線だけがつながり、ファクスは企画調整課のものが通信状況が悪いながらも稼働していた。携帯電話はほとんど通じなくなっていた。防災用に購入していた衛星電話もうまく機能しなかった。災害時に県と原発立地町、オフサイトセンターをつなぐ県総合情報通信ネットワークも地上回線、衛星回線ともに作動せず、福島第一原発、第二原発と町の直通電話は、アナログの第二原発との回線はつながったが、約1週間前にデジタル回線に変更したばかりの第一原発との回線が不通。地震の被災情報はもちろん、原発関係の情報把握も容易にはできない状況だった。

■ 大熊町内地図



同地区集会所への避難を促した。町沿岸部に津波の第一波が到達したのは午後3時27分ごろ、第二波は午後3時36分ごろとみられる。津波の高さは防災計画の想定の2倍以上である約13m。海から約800mの集会所は津波にのまれ、全壊した。集会所に避難してきた町民は、一部は波をかぶりながらも全員が逃げて助かった。その他、海岸線が断崖になっており、住宅地への津波の週上はほぼ想定されていなかった夫沢1区や小入野地区でも広く浸水。沿岸にあった県の水産種苗研究所は骨組みを残すのみとなり、職員が死亡した。この津波で町民11人（うち1人は行方不明）が犠牲になった。

町の災害対策本部では、原発関係の施策を担う企画調整課長が福島第二原発との直通電話を通じて福島第一原発の被災状況を確認した。当時の同課職員が記したメモに「2F（第二原発）自動ていし、15：35 火さいなし」に続き、「1F（第一原発）自動ていし、火さいなし」とある。企画調整課長は災害対策本部に第一原発が安全に停止したことを報告。町幹部たちが安堵したほぼ同時刻、第一原発には津波が押し寄せていた。第一原発が原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）に基づいて1～5号機全交流電源喪失で第10条通報に該当すると判断し、国などに通告したのは午後3時42分のことだった（平成23年4月24日に「1～5号機」を「1～3号機」に訂正）。

#### 【午後3時54分】

各地区消防団団員は各分団内の状況を確認しながら役場前広場へ集合してください。

#### 【午後4時4分】

国道6号より東側、海側の方はスポーツセンターへ避難してください。

#### 【午後4時5分】

熊町地区の皆さんと大和久地区の皆さんはスポーツセンターへ避難してください。

災害対策本部は、人命に関わる情報把握を最優先に町域全体での被害状況の把握に努めた。地震発生直後から、職員たちはそれぞれの課の役割に基づいて、町民の安否や被災状況の確認を進めていた。前述の企画調整課職員のメモには「ふれあいパークけが人なし」「小つかため池まんすい」「スポーツセンターけが人なし。じわれ有」「大野小（子ども職員）全員ぶじ」などの走り書きが並ぶ。携帯電話や公用車搭載の防災無線が混線する中、情報の伝達は主に、職員が役場と現場を行き来して報告した。「15:50 津波にのまれた大人1人、子供1人」、「15:55 熊川の坂の下まで津波確認」など想定を超える津波被害も、無線が通じずに現場から戻ってきた職員などの報告で把握している。災害対策本部は消防団員に招集をかけ、情報収集と救助活動の促進を図った。また、さらに大きな津波が再来することを警戒し、沿岸部のみならず、町を縦断する国道6号から東側（海側）に対して、体育館などがあり敷地内に宿泊施設も併設されている町総合スポーツセンターへの避難を呼びかけた。そのころには余震や停電が続く状況を懸念し、スポーツセンター以外にも、各地の集会所などに町民が自発的に集まり始めていた。災害対策本部は役場1階の玄関に掲示板を設置。行き来する職員が情報を書き込み、来庁者と共有できるようにした。

一方、福島第一原発が午後3時42分に発令した「第10条通報」の連絡が町に届いたのは午後4時半ごろとみられる。午後4時過ぎ、記録のため沿岸部の夫沢地区付近を公用車で走行していた企画調整課職員の携帯電話に東京電力の広報担当者から連絡が入った。東京電力の担当者は「やっとつながった」と話したといい、うまく町側と交信できていない状況がうかがえる。この職員は庁舎外

にいて対応が難しかったため、東京電力担当者に改めて役場に連絡を入れるよう要請。その後、午後4時半までに災害対策本部として東京電力から「1～5号機の全交流電源喪失」の第10条通報を受け、防災計画に基づきオフサイトセンターに企画調整課職員1人を派遣した。しかし、オフサイトセンターは地震により自家発電装置が損傷。機能不全に陥っており、隣接する県原子力センターに臨時本部が設置された。派遣された職員は情報共有のため、約1時間に1度をめどに町役場と原子力センターを徒歩で往復した。

#### 【午後5時21分】

福島第一原子力発電所よりお知らせいたします。本日午後発生しました地震により運転中であった1号機～3号機は緊急自動停止いたしました。また、4号機～6号機は定期検査のため停止しております。現在のところ放射性物質による外部への影響はありません。発電所敷地周辺の放射線の状況は通常と変わらないことを確認しておりますが、引き続き測定を実施中です。

#### 【午後6時3分】

現在のところ放射性物質による外部への影響はありませんが、念のため夫沢1区、2区、3区、小入野地区の住民の皆さんは大熊中学校へ移動をお願いいたします。

午後4時36分、福島第一原発では1、2号機で非常用炉心冷却装置への注水が不能となり、「第15条通報」に該当すると判断。災害対策本部には午後5時ごろ、東京電力から電話で第15条通報が伝えられた。一方で、午後5時21分、初めて福島第一原発の状況に言及した防災行政無線は、運転中の原子炉の自動停止を伝えるものだった。

すでに福島第一原発から半径3kmをほぼ含む「国道6号から東側」の住民にはスポーツセンターへの避難を促していた。ただ、スポーツセンターは天井の崩落などによりアリーナ、サブアリーナともに使えず、ロビーに人があふれていた。スポーツセンターは「これ以上の受け入れは無理」と災害対策本部に報告。災害対策本部は町内でも第一原発に近い夫沢1～3区、小入野地区の避難先を新たに大熊中学校とし、スポーツセンターからも一部住民が中学校へ移動した。スポーツセンターに行かず、行政区の集会所などに避難していた住民も職員の誘導の下、中学校へ向かった。

この日、町の日没は午後5時39分。余震が続き、停電も大津波警報も解除されていない状況で、災害対策本部には職員や消防団員、町民などから町内の被災状況や要救助者の目撃情報が寄せられたが、活動には二次災害の危険が伴った。災害対策本部は町の地図に被害状況をまとめ、明朝から復旧・救助作業に取りかかるよう町内の建設業者などに連絡をとり始めた。

午後7時3分の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言については、災害対策本部はテレビの報道で確認した。このころから、企画調整課のファクスは通信状況が改善。午後7時7分、「確認のための送付」と手書きで記された福島第一原発からの第15条通報文を受信している。そこには「1、2号機の原子炉水位の監視ができないことから注水状況が分からぬため、念のために原災法15条に該当すると判断しました」とあり、「現在もこの状態が続いている（19:05）」と注釈が添えられている。次のファクスは1号機の水位が回復したとして1号機についての15条通報を解除するという内容。さらに次は再び1号機の水位が監視できないとして「念のために原災法15条に該当すると判断しました」。その後もファクスの情報は原子炉の水位が上がったり下がったりするなど、評価が安定しなかった。

**証言** 土壇場になれば、生活力は女が強いな。男はだめだ。（町民男性、一次避難所で）

11年3月11日(金)19時07分 宮城・大熊町役場

発信:東京電力(株)福島第一原発 緊急対策室

R:837 P.02

避難のための手紙

様式9-1

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式(原子炉施設)

平成23年3月11日 発信時刻 時 分	
経済産業大臣、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿骨折	
第15条報告	報告者 福島第一原子力発電所長 吉田昌郎 連絡先 0240-32-2101(代) (G)
原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態に該当する事象が発生しましたので、以下の通り報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所	福島第一原子力発電所 1号機 1、2号機
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻	平成23年3月11日16時36分 (24時間表示)
発生した原子力緊急事態に該当する事象の種類	① 敷地境界放射線量異常上昇 ⑦ 格納容器圧力異常上昇 ② 放射性物質通常経路異常放出 ⑧ 圧力抑制機能喪失 ③ 火災爆発等による放射性物質異常放出 ⑨ 原子炉冷却機能喪失 ④ 原子炉外臨界 ⑩ 直流電源喪失(全喪失) ⑤ 原子炉停止機能喪失 ⑪ 炉心融解 ⑥ 非常用炉心冷却装置注水不能 ⑫ 停止時原子炉水位異常低下 ⑬ 中央制御室等使用不能
想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 <input checked="" type="checkbox"/> 調査中
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	...1号機の原子炉水位の監視ができぬところが、注水状況が分からず、急の間に原発停機となりました。 → 現在もまだ状況不明です。 (19:05)
その他事象の把握に参考となる情報	

備考 別紙は様式8-1の別紙と同じ

15条通報を伝えるFAX

午後8時ごろ、東京電力社員2人が役場を来訪した。福島第一原発の状況を周辺住民に広報車で知らせるため、町に道路の被害状況を確認しに来たのだったが、町側は2人に「すでに周辺の住民は避難誘導している」と回答。福島第一原発との連絡員として災害対策本部に残ってほしいと依頼し、東京電力の了承を得て2人は役場に残ることになった。福島第一原発との直通電話はいまだ不通のままで、東京電力社員が持参していた災害時優先の携帯電話がホットラインになった。ただ、2人は広報担当で原子力発電所の技術者ではない。町としては、ファックスで知らされてくる一つ一つの事象からその先を見通す必要があったが、2人が文面以上の情報を提供することは難しかった。2人が福島第一原発に携帯電話で確認しても、直面する事態を収束させようとする現場から、先の見通しがもたらされることはなかった。

## 【午後9時2分】

福島第一原子力発電所よりお知らせいたします。本日午後発生しました地震により運転中であった1号機～3号機は緊急自動停止いたしました。また、4号機～6号機は定期検査のため停止しております。現在のところ放射性物質による外部への影響はありませんが、念のため夫沢1区、2区、3区、小入野地区の住民の皆さんは大熊中学校へ移動をお願いいたします。他の地区的皆さんも室内待避し、冷静に対応願います。

国が福島第一原発の半径3km圏内避難、10km圏内屋内待避の指示を出したのは午後9時23分。この国の発表に先立ち、複数の町幹部は連絡員となった東京電力社員から避難指示の内容を知られ



サンライトおくまではホールに入所者が集められた

証言 小学1、2年生のころは、冬場は父親が出稼ぎでいない。原発ができる、1年中父親が家にいるっていいなって思った。

福島第一原発、立地町から

たと記憶している。災害対策本部は、国道6号の東側の住民に対してはすでにスポーツセンターや大熊中学校に避難誘導していることを踏まえ、念のためにスポーツセンターが3km圏外であることを確認すると胸をなでおろした。午後9時2分の防災行政無線では、これまで避難を呼びかけていない地区の住民に対し「屋内待避し、冷静に対応願います」という一文が加えられている。その後、国による避難指示はテレビ報道で確認し、冷静に受け止めた。

3km圏内避難指示を受け、対応が必要だったのは福島第一原発の南西約1.3kmにある特別養護老人ホーム「サンライトおおくま」だった。高台にあることから津波被害の心配はないと判断し、それまで避難を呼びかけてはいなかった。国の指示が出たことから、災害対策本部は入所者約100人と震災後帰宅できずにいたデイサービスの利用者約10人を福島第一原発から約4km離れた町の保健センターへ避難させることとし、複数の職員を派遣。「夜間に電気もない状況で、寝たきりの高齢者を動かすリスクの方が大きい」と避難を拒否する施設側を、「国の指示だから」と説得し、町のマイクロバスと施設の送迎用の福祉車両十数台で避難した。寝たきりの入居者はベッドに寝かせたまま、座れる人は車いすで、点滴もつけたままの避難は12日未明にまで及んだ。施設職員は紙おむつや入居者の常備薬、防寒対策の布団、固体物を食べられない人におかゆなどを提供できるようガスコンロや鍋なども持ち出した。

一方、災害対策本部は午後9時半から午後10時ごろ、国土交通省から「避難用のバスを手配した」という電話を受けた。バス70台を町に向かわせたので、隣の双葉町と分けて使うようにというものだ。対応中のサンライトおおくま以外では3km圏内の避難は完了したと考えていた災害対策本部は、遅いともとれる国の対応をいぶかしながら、双葉町と電話で話し合い、到着したバスは大熊町にとどめ、明朝引き返してもらうことにした。

午後11時15分ごろ、東京電力の武藤栄原子力・立地本部長（当時）が来庁し、町の会議室を使って記者会見を開いた。会見場には町職員も入室していたが、内容について町にも東京電力にも議事録は残されていない。その後、オフサイトセンターに向かう途中だった県の内堀雅雄副知事（当時）も来庁している。東京電力、県の幹部からは、その時点では町の危機感を募らせるような言動はなかった。

## 3月12日

### 【午前3時41分】

避難所で待機している大熊町役場職員に連絡いたします。念のため、避難所の窓をすべて閉めてください。トイレなどのドアも忘れずに閉めてください。また、避難所の外で車の中で待機している人は、エアコンを外気ではなく内気循環にしてください。

3月12日に日付が変わり、午前0時59分、災害対策本部は東京電力から「1号機の原子炉格納容器の圧力が設計上の最高使用圧力を超えている」と知らせる通報文を受信した。午前1時43分には、放射性物質を含む大気を外部に放出し格納容器内の圧力を下げる「ベント」という措置を前提に、原子力安全・保安院の緊急時対応センターから風向きなどを考慮した甲状腺被ばく等価線量のモデルが送られている。午前3時1分、ベントを行う旨の東京電力の広報文を受信、同3時5分には海江田万里経済産業大臣（当時）が記者会見し、1号機のベント作業の実行を発表。まもなく海江田大臣の発表内容も文書で災対本部に送信してきた。

ベントに際し、警察からも連絡が入った。防災行政無線を担当した生活環境課職員の手書きメモ

には、「警察署から」として、避難所では「窓を完全に閉めるよう指示すること」「住民に不安を与えないよう念のためのことと伝える、トイレのドアもしめる」「ひなん所の外で車内でたいきしている人にはエアコンを外気ではなく内気じゅんかんにするよう必ず伝えること」とある。メモ記載の時刻は午前3時40分。その1分後、防災行政無線は職員への連絡として、避難所の窓を閉めることなどを指示した。

このとき、町が避難を呼びかけたスポーツセンター、大熊中学校だけでなく、役場裏にある町の第二体育館や大野小学校などに住民が集まり、職員は本来災害対策本部に常駐するはずの課長級職員も動員して、食料や水、発電機、照明、暖房器具などを町中から集めて配布するなどの対応に追われていた。スポーツセンターでは職員たちが停電の中、届けられた米や水で炊き出しをしていた。通信手段が限られる中、防災行政無線を使って各地の職員にベントへの対策を指示した形だが、必ずしも職員たちの耳に放送内容は届いてはいなかった。

役場では未明から屋外の車庫付近で、ガスコンロと鍋を使って翌朝に避難所で配るおにぎりの炊き出し準備を始めていたが、ベントの一報を受けて中断。庁舎内では、一部の職員が窓ガラスの割れていた部分をテーブルなどでふさぐ応急処置をとった。生活環境課の職員は上司の指示で、倉庫に保管していた安定ヨウ素剤を取りに行った。

### 【午前5時36分】

生活環境課よりお知らせいたします。各地区消防団団員及び婦人消防隊員は役場前広場へ集合してください。

原発関係の情報に対応する傍ら、災害対策本部は夜が明けると同時に町内の復旧や救助活動を本格化するつもりでいた。早朝、消防団員たちを招集したのはそのためだ。災害対策本部は職員たちにも連絡のつく限りで、復旧作業に取りかかるため役場に集合するよう声をかけていた。役場庁舎1階では、未明に炊き出しの中止を指示された職員たちが再開に備えて待機していた。同じころ、災対本部に県原子力安全対策課の幹部が立ち寄り、町長や町幹部に「原発は大丈夫」と話した。

しかし午前5時44分、国は福島第一原発について半径10km圏内の避難指示を発令する。町では午前6時前、細野豪志内閣総理大臣補佐官（当時）から町長あてに「10km圏内に避難指示が出ました。避難してください」という旨の電話が入った。一方、細野氏の電話とほぼ同時刻、災害対策本部を訪れていた警察官からも同様の情報を伝えられ、生活環境課の職員が県に、企画調整課の職員が12日未明によく機能を回復していたオフサイトセンターに電話をかけ、警察官の情報が正しいことを確かめた。10km圏内は町の居住地のほぼ全域を意味する。訓練でも想定したことのなかった全町避難の始まりだった。

### 【午前6時9分】

全住民にお知らせいたします。避難指示が出されましたので、全住民がバスでの移動になりますので、現在避難している方はその場に待機してください。現在自宅などで避難している方は、最寄りの集会所へ集合してください。速やかに移動ができるよう、皆さん一人一人の落ち着いた行動をお願いいたします。

全町民を町外に避難させるにあたり、避難先は「田村市」という連絡を県から受けた。交通手段として昨夜、国土交通省が手配した茨城交通のバスが50台ほど、午前3時ごろから町に到着し始め、空き地になっていた旧大野病院跡付近に待機していた。災害対策本部は同様に避難指示の対象になった双葉町に電話。双葉町ではバスは使わないという話を受け、すべてのバスを町民の避難に使うこととした。福島第一原発に近い避難所、集会所から順にバスを向けることとし、産業課と建設課の職員がバスの誘導と交通整理のために病院跡地に向かった。招集されていた消防団員たちは各地区での広報活動に回った。茨城交通の運転手には土地勘がないため、行政区の集会所などは職員が同乗して案内した。

午前6時半ごろ、町民約2,000人、車約700台が避難していたスポーツセンターでは、災害対策本部から避難指示の連絡を受け、前夜から妊婦や高齢者を車内で休ませるために使っていた町のマイクロバスを第一陣として「国道288号を西へ」向かわせた。つまり田村市方面だが、具体的な避難所名は判明していなかった。随時、到着した茨城交通のバスに町民を乗せつつ、避難者数の多さなどを考慮し、現場の判断で自家用車での避難も促した。スポーツセンターでは午前9時過ぎには町民の避難を完了。職員も公用車に分乗して町民の後を追った。ただし、一部の職員は警察官の指示の下、田村市方面ではなく川内村へ向かっている。スポーツセンターで炊き出しを手伝っていた保育士や職員は保育所に戻り、子どものおむつやミルク、お菓子など必要と思われるものをまとめた。

大熊中学校では、避難所対応の職員と災害対策本部の直接のやりとりがないままグラウンドに茨城交通のバスが乗り入れてきた。それまで原発関係の情報がほとんど入ってきていない職員は、そのための避難なのか分からず町民をバスに乗せた。現場に来た警察官はバスではなく自家用車での避難を呼びかけ現場は混乱したが、午前10時ごろには避難が終了し、職員は役場に戻っている。

保健センターに避難していたサンライトおおくまの入所者も避難を開始。茨城交通のバスのほか、施設の福祉車両も利用した。サンライトからの避難者約110人のうち、自力で歩いてバスに乗れる人は1割ほど。町職員も避難支援に入り、1人の利用者を2人がかりで抱えた。寝たきりの人を優先して福祉車両で移送したが足らず、寝たきりで体が曲がらない人は座席に寄りかからせるようにした。点滴、酸素ボンベなどが必要な人は医療器具を装着したまま乗せた。薬や布団など、前夜施設から持ち出した物も可能な限り積んだ。保健センターの避難も午前10時ごろに完了。施設側はその後、積めなかつたストレッチャーや車いすを再度取りに戻る予定だったがかなわず、保健センターの前には避難後もしばらく車いすなどが放置されていた。



前日に避難した保健センターから町外へ避難するサンライトおおくまの入所者



#### 【午前8時47分】

福島第一原子力発電所よりお知らせいたします。福島第一原子力発電所内において、国からの指示により安全に万全を期すため、放射性物質を含む空気を一部外部に放出します。その量は微量とみられております。住民の皆さんは職員の指示に従い、落ち着いた対処をお願いします。なお、念のためバスを待つ間は建物の中に入ってください。

災害対策本部は午前8時33分、福島第一原発からベント操作を午前9時ごろから実施するという通報文を受信したが、その後、ベントが実施されたという連絡はなかった。實際には1号機のベントが行われたのは12日午後2時半のことだった。



#### 【午前11時33分】

全住民にお知らせいたします。避難指示が出されましたので、全住民がバスでの移動になりますので、現在避難している方はその場に待機してください。現在自宅などで避難している方は最寄りの集会所へ集合してください。また、マイクロバスやワゴン車などお持ちの方は、避難にご協力ください。速やかに全員が移動することができるよう皆さん一人一人の落ち着いた行動をお願いいたします。

#### 【午後0時47分】

道路が渋滞いたしますので、個人の車では避難なさらないようご協力ください。

国道288号を西へ。これ以上に具体的な行き先はバスの運転手も同乗した職員も分からず、避難の車列は田村市方面へ向かった。国道288号は一部で道路幅が狭くなっている峠道で、バスのすれ違いはできなかった。さらに、自家用車で避難する人が相次いで西へ向かう車線は渋滞。またこのとき、田村市では、大熊町に近い避難所から町民を降ろしていたが、避難所が満員になるにつれ、西へ西へと町民を運ぶ距離は伸びていた。バスや公用車には無線が搭載されていたが、そもそも混信していた上、自治体をまたぐとほとんど通信できなかった。町と避難先の往復には時間がかかり、災害対策本部ではいつバスが戻ってくるかも分からなかった。福島第一原発から遠い地域の町民ほど待機時間は長く、正午ごろになると、早朝の防災行政無線を聞いて各集会所に集まっていた町民たちは業を煮やして役場に移動してきた。また、集会所でバスに乗り損ねた町民も役場に向かった。役場前では役場裏の第二体育館や公民館に避難していた町民が待機していたが、避難を待つ町民の数は増え、職員や消防団員、一部の行政区長が交通整理にあたった。

午後1時半ごろ、役場前の町民の数が落ち着いてきたのを確認し、町長と教育長、町議会議長、生活環境課長は公用車で一足早く田村市に向かい、市長にあいさつした。「町民の避難受け入れに際し、感謝申し上げるとともにお世話になります」と伝えた町長に対し、田村市の富塚宥暉市長は「当市にも震災被害があるが、お互いに精一杯頑張りましょう」と応じた。町の災害対策本部は田村市総合体育館に設置されることとなり、町長たちは総合体育館へ移った。

町では午後2時ごろまでに町民の避難がほぼ完了。災害対策本部は町に残っていた職員の一部に2人一組になって公用車を持ち出すように指示した。役場地下には公用車用の燃料タンクがあり、全公用車の燃料は満タンに補充されていた。しかし、すべての公用車を持ち出すことはできなかった。



**証言** 今、「帰ろう」という言葉を口にする時、「町が好きだ」という意味を込めている気がする。多くの人が避難先で生活再建を進めているのは分かっている。自分だって、町に帰るかどうかは分からない。でも、町とつながっていたいし、町は帰れる場所になって欲しい。(男性職員)

一方、逃げ遅れを想定し、町内のパトロールも行われた。こちらも2人一組で町内の集会所を車で回り、バスを逃した町民がいないか確かめた。スピーカーのついた広報車は避難を呼びかけながら町内を巡回。消防団とも協力し、それぞれの行政区で独居高齢者の家などを重点的に回り、町民を見つけると避難を促すか、交通手段がない場合は役場まで送り届け、そこからバスに乗ってもらった。残留者には避難指示を知らなかった人もいれば、知りながら避難しないと考えていた人もいた。

役場では、前日から電話対応をしていた職員3人が庁舎内から事務用品や衣料品などをかき集めていた。基本的に役場には現金は保管されていないが、職員の一人が町長の交際費があったことを思い出し、「現金は必ず必要になる」と金庫にあった5万円ほどを持ち出した。午後2時半ころ、この職員たちが乗った町のマイクロバスが避難の最終バスとなり、町内の行政区の中で唯一福島第一原発の10km圏外に位置する中屋敷地区の住民を乗せて、田村市方面へ向かった。

役場には、総務課長や企画調整課長、消防団長など約10人が残った。町内を巡回したとはいえた戸訪問したわけではなく、残留者はいると考えられた。その町民が困って役場に来たときに、避難を促したり情報を提供したりできるよう町に残り続けるつもりだった。非常用発電に必要な燃料はまだ1週間分をまかなえるほどには残っていた。食事は避難所に配るために集めていた水と米があった。それぞれの家庭で保管している分を考慮すればさらに「籠城」は可能と見込んだ。その間に福島第一原発の状況は収束に向かい、町民たちは町に再び戻ってくると考えていた。

しかし午後3時を回ったころ、一緒に残っていた東京電力の連絡員が「全員退避した方がいい」と勧めた。その言葉を受け入れ、午後3時半をめどに町を離れることとし、倉庫から出していた安定ヨウ素剤など必要なものを集めたり、非常用電源を止めたり、町の給水タンクから水をもらいに来た自衛隊に対応したりしていた午後3時36分、福島第一原発の1号機が爆発した。約4.7km離れた役場にもその大きな爆発音は届き、残る幹部たちはすぐに公用車に分乗して町を出た。目指したのはとりあえず西の田村市方面。災害対策本部が田村市総合体育館に設置されることは知らなかった。

## 証言

NUMBER①~⑤

### 錯綜する情報と、一万人の避難

大熊町職員OB  
総務課長(当時)**鈴木 久友さん**

震災発生時、体感で震度4を超えていたことは分かったので、揺れが収まるとすぐに災害対策本部の設置に取りかかりました。防災を担当する生活環境課の職員が避難誘導に向かい、他の職員たちも地震による被害確認のためそれぞれに庁舎を出ました。携帯電話は通じず、無線は入ってはいましたが、すべてを受信できていたとは思いません。想像を超える津波被害を認識したのは、地元の新聞記者の一報でした。町内の夫沢地区で高齢の男性と孫が流されているのを見たと伝えに来たのです。防災計画では民家の浸水をほとんど想定していない地区です。「助けようもなかった」と青い顔で話す記者を前に「これは相当な被害が出る」と思いました。

企画調整課長から「福島第一原発は緊急停止した」との一報を受け、私としては地震発生以降、全町避難まで、

地震・津波対応が最優先事項でした。町内の地図を広げ、被害箇所を記入し、夜間のうちに町内の業者を手配して翌日の仮復旧の体制を整えました。この間、庁舎外で食料集めや避難所対応に奔走していた職員との連絡はほぼ取れていません。携帯電話も通じず、災害対策本部としてはどこで誰が何をしているのか把握できない状況でしたが、役割に基づき職員としての責任をよく全うしていました。物資の調達、運送、炊き出しは、指示というより職員が自発的に行動した結果でした。

その夜、国による福島第一原発の半径3km圏内避難指示が出ましたが、ちょうどほぼ同じエリアに津波警戒として避難指示を出していたので、一部を除き、夜間の避難を避けられたことにむしろ安堵しました。政府高官が繰り返す「避難は命のための措置」という言葉をそのまま受け止めていたのです。3km圏内避難と同時に10km圏内屋内待避指示も発令されています。住民に関しては夜間なので屋外での活動はないだろうと思われました。ただ、職員に関しては、原発に対する過信もありましたが、あの災害の直後に避難者対応を中断させて屋内待避を指示することは考えられませんでした。

翌12日早朝、国の10km圏内避難指示が出ましたが、1、2日の念のための避難だと受け止めていました。町民も少なからず同じ感覚でいたため、着の身着のまま、薬や処方箋、印鑑も保険証も持ち出さずに避難しました。その後の避難生活で、一番苦労したのは薬の手配と病人の対応で、職員は莫大な労力を費やしています。今考えると、原発の状況は分からなくても「1週間分の生活必需品と貴重品は持つて」と広報できたのではないかと反省しています。

町民の避難が完了した後、私は役場内で「パン」という爆発音を聞いています。音の方向が福島第一原発方面であることに気づき、初めて「これはただ事ではない」と認識しました。思わぬ事態でしたが、頭は意外と冷静で、残った職員たちとすぐに町を離れました。避難の長期化を覚悟したのはその翌日以降。収束に向かうとの希望に反し、水素爆発が起きるたびにその覚悟はより深くなっていました。

### 原子力行政担当としての自責

大熊町職員OB  
企画調整課長(当時)**秋本 圭吾さん**

企画調整課は原子力行政を担当していました。原子力発電所の安全対策としては「止める」「冷やす」「閉じ込める」。その3原則は分かっていたのですが、自分の中で「止める」が大事で、止まれば6、7割大丈夫。後は順に冷やし、閉じ込められるのだろうと思い込んでいました。震災直後もまた「原発が止まるかどうか」が私にとっては一番のカギで、災害対策本部が地震、津波対応に追われる中、私は自分の机に座って、余震で引きしが開くのを閉め、また開くのを閉め、ということをしながら、福島第一原発と第二原発の直通電話の前で待機していました。第二原発を通じて第一原発も止まったという情報を得た時に、「これで大丈夫だ」と思いました。

その後も情報は来るのですが、ファックスはしばらく途切れたと思えばいきなりまとまった量を受電したり、データそのものも水位が低いと伝えた次のファックスでは水位が高くなっていたり。どの情報が正しいのか、また、一つ一つの事象がどうつながって、どのような事態に発展するのか見通せませんでした。テレビの報道でも政府高官が「念のため」と繰り返していました。11日夜、国土交通省から避難用のバスについて電話を受けた時、今思えば「何のためのバスなんだ」と突っ込みたはずです。でもその夜は「今ごろ3km圏内避難のバスを手配しても遅い」と思いました。また、3km圏内避難と同時に10km屋内待避が出ていましたが、職員は庁舎外で炊き出し準備をしたり、物資の調達をしたりしていました。翌朝からは被害調査も進める予定でした。屋内待避を検討するよりも、目の前の災害対応に意識が集中していたということです。

全町避難になった時ですら冷静に受け止めました。10km避難といつても念のため、収まることが前提だとうとらえ方をしてしまった。もっと早く避難できたのではないかと思う一方、町独自で避難を決断したとしても受け入れ先の問題があります。11日夜、停電で余震もあり、道路も破損している状況で、町民が行き先も分からず自家用車で逃げることを想像すると、その方がぞっとします。その点は、私の中で今も反省点、答えが出ない問題点として残っています。私は原発の安全性について、専門家の説明を鵜呑みにするのではなく、住民の目線で問い合わせなければならない立場にありました。あのような自然災害に直面した時、私はその役割を果たせなかつた。そのことに強く責任を感じています。

原子力防災訓練は必要だとは思いますが、事故の規模をどう設定するか、さらに避難範囲を3km、10km、それとも50kmにするか、その想定は難しいと思います。原発の近くに住む人たちは、国のエネルギー政策や原発が地域経済にもたらす影響などを考慮した上で、「原発は安全が前提ではない。機械は万能ではない」という冷静な認識、覚悟が必要だと感じています。原発再稼働について意見を聞かれますが、自分の町で事故を起こし、何も言える立場にはないと思っています。ただ、今、事故の影響下にある町がどういう目にあっているのか、今も帰れない状況にあることをよく見て、その上で判断して欲しいと考えています。

### 情報が入らない中の災害対応



大熊町職員

**猪狩 良一**

平成23年3月11日は隣の富岡町に出張中で、その帰路で地震に遭いました。大きな揺れだったので津波が心配になり、役場に戻る前に沿岸部の熊川地区に向かうことになりました。もし必要があれば避難誘導をしようと思ったのです。途中の道では信号が止まり、マンホールが飛び出していました。熊川に到着しましたが、ひと気はなく落ち着いていたので、私は役場に一度帰ることにしました。

役場では、当時の課長の指示で町内の2つの児童館を回り、子どもたちの安否を確認。再度役場に戻って、課長から受けた指示は「熊川に避難所を設営するから行ってくれ」でした。正確な時間は分かりませんが、すでに津波の第一波は到達していたはず。しかし、その情報が災害対策本部には入っていませんでした。私は改めて熊川に向かい、現場で津波から逃げたばかりの区長に「また津波が来るかもしれないから逃げろ」と伝えられ、また役場に引き返したのでした。その後は、同僚と物資調達のため町内のスーパーなどを回り、菓子パン、水、ト

イレットペーパーなど必要と思われるものをかき集めました。集めたものを避難所に届けては、役場に戻り、改めて別の避難所を確認した上でまた物資の調達に出る。これを午後9時ごろまで繰り返していたと思います。

この間、福島第一原発のことは頭をよぎりましたが、「大丈夫だ」と思い込みました。安全神話につかっていたこともありますし、大丈夫だと思わなければ落ち着いて職務についていられません。原発は安全でないと困ります。

その後、大野小学校の避難所設営にあたり、小学校で十数人の町民と一緒に過ごしました。町民も地震警戒のためにとりあえず避難したという格好です。12日早朝、避難所解散の指示を得ようと、役場に向かう途中で茨城交通のバスが並んでいるのを見かけ、初めて原発による「避難」を意識しました。ただ、役場では確たる情報は得られず、そのまま大野小に戻りました。避難指示はそれから数時間後、役場から派遣された職員に知らされたと記憶しています。防災行政無線を聞いた覚えはありません。

正午過ぎに大野小の避難が完了すると、まだ町民がバスを待っているという下野上3区の集会所へ。その車内

で同僚と「この辺にも放射性物質が舞っていたりして」と冗談とも本気ともつかない話をしたのを覚えています。あまり深刻な感じではなく、避難を待つ町民からも特に福島第一原発の状況を問い合わせられるわけでもないし、子ども们はバスを待ちながら外で遊んでいました。集会所の避難が完了したのは午後2時ごろ。それから役場に戻ったら、町幹部に「まだいたのか!」と驚かれました。私たちも避難済みだと認識されていたようです。

あの時、職員間で情報の共有ができていたかといえば、全く私の所に情報は届きませんでした。福島第一原発についてもほぼ何も知らず、田村市へ向かうバスの中で水素爆発の一報を聞き、事態の深刻さに気づきました。ただ、携帯電話が使えない無線も混線が予想された中、それは仕方ないことだと思っています。情報も指示も待っていても降りてこないものとして、役場と現場をこまめに往復しながら、災害対策本部の手足となると考えていました。災害対策本部はその時々で最善を尽くしたと思っています。結果論から見れば、不十分な部分もあったかもしれません、誰が本部にいたとしても、あれ以上の判断はできなかったのではないかと思うのです。

## 必要な情報をしっかりと伝える



大熊町職員

### 武内 一恵

防災行政無線の内容は基本的に当時の総務課長か企画調整課長、生活環境課の上司の指示で行いました。基本的には口頭で指示を受け、その内容を私がメモにまとめたり、前に話した内容に付け加えたりして放送するスタイルでした。津波に関しては、国道6号の東側の住民を町総合スポーツセンターに避難誘導という指示が来た時に「そこまで津波被害は大きいのか」と驚きました。

原発について初めて触れたのは、記録上では午後5時21分となっています。役場で同じフロアにいても私には災害対策本部の動きはほとんど伝わっていません。第10条、第15条の通報も知りませんでした。漏れ聞こえてくる言葉や喧噪で感じるだけであり、指示された内容を伝えるだけです。この時はまだ原発の緊急停止を伝えるもので、私自身も危機感はありませんでした。気持ち悪いと感じたのは12日午前3時41分、「車のエアコンを内気循環にして下さい」と伝えた時です。はっきりと「内気循環」という指示がありました。それまで津波や地震による避難の広報が続き、原発対応が加わっても万が一のため。そこに「内気循環」と言われて

「なんで?」という疑問が浮かび、状況が深刻化しているのではないかと思い至りました。外気に放射性物質が含まれているということだからです。この放送をした時に、一番嫌な印象が残っています。

その後、12日早朝の全町避難の放送は、とうとう来たという感じで、より丁寧に話すことを意識しました。「必ず避難のバスは来ます」と伝えないと、パニックになり、けが人などが出来たら大変だと考えました。避難途中、バスが戻らず自家用の大型車への乗り合いをお願いしたり、渋滞が発生したため自家用車での避難を控えもらったりしています。

私の避難は午後2時半ごろ、職員が避難する最後のバスでした。うまく説明できませんが、その時、私はもう町には戻れないと思いました。バスの窓から見える町の風景を見ると自然と涙が流れました。役場にいた職員全員が避難すると思っていたら、総務課長以下、私の直属の先輩係長も残ると言いました。その人たちが手を振ってバスを見送ってくれました。私はまるで今生の別れのように泣いていて、別に原発の状況を詳細に知っていたわけではないのに、「なんで自分はこんなに泣いているんだろう」と自分で不思議に思っていました。

一連の避難の中で最もつらかったのは4人の子どもと会えなかったことでした。我が家は夫も町職員で2歳の末娘を保育園に迎えに行くこともできずにいました。11日夜、たまたま用事で訪ねた役場裏の体育館で「ママ」と呼ばれ、振り向くと末娘が1人、立っていました。私は「ああ、親戚とここにいたんだ」とホッとしてそのまま仕事を戻りました。人見知りの盛んなころだったので娘は泣かなかった。そこで泣かれ、子どもを抱いてしまっていたら、私は仕事を戻れただろうか、と今でも思っています。12日は避難の広報をしながら、子どもたちがど

う避難しているのか知る術もなく、「どこかで必ず会える」と思うしかありませんでした。子どもたちは私と夫それぞれの両親とともに避難所に入っています、その後、県外の親戚へ預けました。親戚の所へ送る際、一度だけ再会でき、ぎゅっと抱きしめた時の子どもたちの匂いは忘れられません。私の避難先だった田村市総合体育館の廊下では、子どもたちと電話しながら泣いたなあと

思い出します。上司の一人には「もう辞めろ」と言わせてしまいました。私は「避難所運営の足手まといだ」と言われているのかと思い、「肩たたきですか」と強がつたら、彼は「そうじゃない。もうお母ちゃんに戻ってもいいんじゃないのか」と言ってくれました。気持ちを汲んでくれる人がいた、そのことがとてもありがたく、その後の支えになったのを強く覚えています。

## 原発への危機意識



大熊町職員

### 愛場 学

地震発生時は役場1階の住民課で職務中でした。当時は地震が頻発していたので「また地震か」という程度で机のパソコンを押さえていましたが、予想に反して徐々に激しくなっていく揺れに、その17日前のニュージーランド地震でクライストチャーチの建物が倒壊したことを思い出し「このままだと厅舎が崩れるかもしれない」と、とっさに同僚たちと外に走り出ました。

まだ揺れが続く中、携帯で地震の状況を調べ、とんでもない地震の規模と大津波警報に「いったいどうなってしまうのだ」と恐怖を覚えました。災害対策本部が立ち上がり、住民課は避難所対応のための食料等の確保を指示され、公用車で役場前のスーパーへ行きました。余震が続く中、夕方4時半ごろまでパンや弁当、缶切りのいらない缶詰、ティッシュなどを集めながら、避難所となっている体育館や集会所にピストン輸送しました。その後、一旦役場に戻り2階ロビーの災害対策本部で待機していましたが、テレビで宮城県仙台空港をのみ込む津波映像を見て、「町内の沿岸部は大丈夫だろうか」と心配になり、同僚に町内の津波の被害を聞いて、初めて避難所になっていた熊川の集会所が津波にのみ込まれたと知りました。

その後も、必要に応じて別のスーパーに食料調達に出ましたが、各避難所等の対応で公用車が足りなくなっていたため、午後10時半ごろ、私は同僚に頼んで実家で使用している軽トラックを取りに行き、その後は避難所に必要な物品を軽トラックで運びました。

12日午前0時ごろからは、町内の避難所での避難者確認のために住民基本台帳一覧表を数部コピーするよう指示されました。数百ページもあったため、非常に時間がかかりました。午前2時過ぎにコピーが終わり、ほっ

と一息つくと思っていたところ、町の総合スポーツセンターで、避難している住民の朝食用のおにぎりの炊き出しをしていると聞き、応援に向かいました。米を炊いては握り、次の米が炊けるまでの十数分仮眠するという状況でした。

早朝6時ごろ、町民におにぎりを配ろうとしていたその時、センターの所長から「災害対策本部から避難指示がでた」と知らせました。行先は「西」としか分からず、職員数名で町民の避難誘導を始めて間もなく、センター北側の坂道から防護服を着た警察官の乗ったパトカーが来ました。私はその時、「なぜ防護服なんて着ているのだろう」と思いました。原子炉の圧力を外へ逃がす、その間だけ町を離れ、長くて1週間くらいで帰れるだろうという認識でした。

私が町を出たのは午後2時半ごろ。ほとんどの町民の避難が終わり、残った職員の一部は町のマイクロバスで避難することになりましたが、役場内に集めた食料が残っていたため、「避難先で必要になるだろう」と実家の軽トラの荷台に食料を積み込み、同僚二人と軽トラで避難を始めました。その後、田村市の避難所に到着しましたが、職員が多くいたため、とりあえず西へ向かうことになりました。その途中で、別の同僚から私の携帯電話に「三春町に避難所がいくつか設置されたが職員が足りない」と連絡が入り、三春町内の避難所の一つで同僚を降ろし、私も別の避難所に入りました。それが、今も続く避難生活の始まりでした。

当時、地震と津波だけでも混乱する状況で、情報が行き渡らなかったのは仕方がないと思います。反省すべきことは、私自身原発に関してあまりにも無知であったことです。避難と聞いても原発そのものに対する危機感は薄かったですし、放射線についても大したことはないだろうという認識でした。原発立地町に暮らす以上、担当や立場に関わらず、原発や放射線についてもっと知っておくべきだったと思います。

## DOCUMENT OKUMA TOWN

## その時、 大津波が町を襲った

「大津波警報出ました！」。揺れの間、テレビを押さえていた生活環境課職員、澤内和彦は画面に映し出された警報を見て、周囲に聞こえるように叫んだ。平成23年3月11日午後2時49分、気象庁は福島県に津波警報（大津波）を発令。澤内を含む同課の男性職員4人は2班に分かれ、広報車2台で避難誘導のために沿岸部の熊川地区へ走り出した。本来身につけるべきヘルメットも長靴も更衣室のロッカーが倒れて持ち出せず、防寒着を羽織っただけ。役場を出るとき、澤内の携帯電話に届いていた防災メールの予想津波高は3m、到達予想時刻は午後3時10分だった。

道路は地震により亀裂や陥没があちらこちらにあった。澤内は後輩の高橋亮と組み、スピードを落とし、迂回を繰り返しながら沿岸部に向かった。道中、助手席に座る澤内の携帯に新たに防災メールが入った。午後3時14分受信、予想津波高6m、到達予想時刻は午後3時10分。澤内は第二波、第三波を警戒し、「とにかく現場でやれることをやろう」と考えていた。

その間、熊川地区では区長の廣嶋公治たちが住民の安否確認と避難誘導を進めていた。町役場を出発した2台の広報車のうち車高が高いかった1台は陥没を乗り越え、澤内らに先駆けて到着。沿岸部を中心にスピーカーで避難を呼びかけながら地区内を走った。誘導先是海から約800mの熊川地区集会所。沿岸部には交通手段がない高齢者がまだ残っていた。職員は通りかかった車を捕まえては集会所まで送るよう頼み、避難広報を続けた。津波の到達を警戒するより、目の前の住民をどう避難させるかで頭がいっぱいだった。

澤内と高橋も熊川に着くと、すぐに車両スピーカーで避難を呼びかけながら地区沿岸部の巡回を開始。住民はほぼ避難を完了していたが、数人の住民の姿を認めると、津波警報

の発令を伝え、自力で避難が可能なことを確認した上で急いで避難するよう促した。津波の到達予想時刻はとうに過ぎている。可能な限り巡回し、集会所に到着した。近くの農道に車を止めドアを開けたとき、集まっていた十数人の住民たちが一齊に海の方を振り返った。2人の耳には届かなかったが、海側から原付バイクで走ってきた男性が叫んでいた。「津波が来たぞー！」

「最初に熊川の河口方面を見たが、川下から白く泡立った波が上がってき、近くにある木製の電柱が一瞬で折れるのが見えた。直後、海沿いで上がっていた火事と思われる煙が一瞬で消え、海岸沿いの防風林がバキバキという音を立てながら倒れ、視界が開けてくるとともに、住宅がボンという音と煙を立てて一瞬でつぶれる様子が見えた」。住民につられるように海側に目をやった澤内はそこで理解した。「この津波は大きい、避難所も危険だ！」

「逃げろ！ 車はいいから走って逃げろ！」と、先に到着し、車を降りていた職員の一人が叫び、その場にいた住民たちが海と反対方向へ駆けだした。まだ車内にいた澤内と高橋は、農道に止めた車が通行の妨げになるため高台へ発進、スピーカーで住民や対向車両に避難を呼びかけた。もう1台の広報車は車列の後方につけた。こちらを運転する職員は後ろに迫る黒い壁と白いしぶきを見ている。津波との距離は分からない。それから後ろは振り向かなかった。しかし、ふと右手に一人で海と平行の脇道を逃げる高齢の女性が目にに入った。今から脇道には引き返せない。「おばあちゃん、逃げろー！」職員は車を前に走らせながら、スピーカーを使う余裕もなく大声で呼びかけた。振り向いた女性と、車のミラー越しに目があったような気がした。この職員はパニック状態の頭で、津波から必死に走って逃げる住民たちを車に乗れるだけ乗せて高台の小学校へと向かった。

区長の廣嶋はそのころ、10人ほどの高齢者を集会所裏手の諏訪神社へと誘導していた。

足が悪く、走って逃げるのが困難と思われる人ばかり。神社の御社周りはブロックが積まれて1.5mほど高くなっている、杉林の中に椿が密生している。廣嶋はそこに避難させようと考えていた。廣嶋がブロックの上から一人一人引っ張り、別の男性が下から押し上げる。高齢者には「椿の木さつかまれ」と指示。最後に90歳に近い女性をどうにか押し上げたところで波に全身を包まれた。廣嶋はとっさに片手で椿の幹を握り、もう片方でその女性の腕をつかんだ。波が引いた時、目の前にあったはずの御社が海に浮かんでいた。下にいた男性は流されなかつたものの、がれきで顔を切って血だらけになっていた。高齢者は全員ずぶ濡れになりながらも無事だった。まもなく駆けつけた消防団員や警察官と一緒に、津波を免れた近くの消防屯所まで震える高齢者をおぶって行き、そこにあった軽トラックで内陸の避難所へと送った。さらに廣嶋はその後、津波に流された人を見つけ、警察官や町議会議員の松永秀篤たちと協力して救出している。

現場に出ていた生活環境課の2班は、津波到達後、それぞれ車載の防災無線で役場の災害対策本部に津波の被害状況を伝えようと何度も試みたが、混線してつながらなかった。携帯電話も使いものにならない。2班は互いの意思疎通もままならないまま、1班が役場に情報を伝えに走り、さらなる津波の襲来を

警戒して地区住民をさらに内陸で設備の整った町総合スポーツセンターへ誘導するよう進言。もう1班も津波をかぶった住民をスポーツセンターへ移送する対応を独自にとっている。一方で、その時点でアリーナの天井が一部落下し、使用不能になっていたスポーツセンターの情報は共有されておらず、センター職員は「休館」の張り紙をしようとしたところでやってきた避難者への対応に苦慮することになった。

この津波で、避難場所となっていた熊川地区集会所は全壊した。あの時、集会所に避難していた住民は脇道にそれでいた高齢女性も含め、全員が無事だった。しかし、地区内では別に3人が津波の犠牲になっていた。この熊川地区の3人を含め、町民11人が津波で命を落とし、津波による全壊家屋は全町で48棟に上った。

一緒に逃げた人の家族に「よく助けてくれた」と感謝されたという廣嶋だが、本人は「区内で3人が犠牲になってしまった」と悔やむ。県警からの表彰も断った。「たまたま、地震が起きたのがまだ明るい時間で、地震から津波まで30分以上の時間があったから避難誘導が間に合った。もしこれが夜だったら、津波がもう少し早く来ていたら……」と廣嶋は想像する。「自分も含め、沿岸部のほとんどの人が今生きていなかったかもしれない」

※肩書きは当時、敬称略



## 第3章

## 一次避難、そして会津へ

2011（平成23）年3月12日、大熊町を離れたバスは国道288号を進み、町境の田村市都路地区の避難所から順に町民を降ろしていった。田村市では大熊町の避難受け入れを想定していたが、国道288号で西を目指す避難者は大熊町民だけではなかった。都路地区の避難所はまもなくいっぱいになり、国道288号の沿道に田村市の消防団員や職員たちが並び、さらに西へと避難の車列を誘導。行き先は三春町、小野町に広がった。三春町、小野町は12日午前中に福島県警を通じて避難者受け入れの要請を受け、準備を進めていたがそれでも足りず、一部の町民は13日未明までかかって郡山市の温浴施設に到着する。13日の時点で町民が入った避難所は、町が把握する限りで4市町二十数か所に及んだ。そのほか、独自に他県やほかの市町村に避難した町民もいた。

町の災害対策本部は田村市総合体育館1階会議室に設置された。携帯電話はほぼ不通。避難先が広域にわたり、防災無線もほぼ機能しなかった。そもそも町民と一緒にバスに乗り込んだため、無線も公用車も持たない職員も多かった。田村市はまだしも三春町や小野町、郡山市に行った職員に田村市総合体育館に災害対策本部が置かれたことを知る術はない。総合体育館には、12日夕方の時点でおにぎりとペットボトル入りの水が支援物資として届けられていた。災害対策本部としてまずやることは、物資を配りながら周辺の避難所を回り、分散した町民と職員の居場所を確認することだった。



田村市総合体育館の町災害対策本部で対応にあたる職員

百人と引率してきた職員2人がいた。最も早くに町を出た町民たちで、12日午前8時前から入所。都路地区の住民たちが、炊き出しをしたり、毛布などの物資を持ってきたりしてくれるなど手厚い支援を受けていた。その後、複数の職員も合流した。

午後6時半ごろ、職員と町民はテレビの報道と都路地区の防災行政無線で20km圏内の避難を知った。無線は都路地区住民に対し、準備の時間をとって「午後8時から避難を開始する」と伝えていた。職員は避難後一切、町の災害対策本部と連絡が取れていなかった。無線を聞いた職員の1人は田村市役所都路行政局に向かい、町ではなく田村市の災害対策本部に町民の避難方法を相談。都路地区住民が避難を開始する前に、田村市が住民避難のために手配したバスで大熊町民を移送してもらえることになった。避難先はその時点で、同市内の船引小学校と船引中学校を示された。職員は、自家用車で避難してきた町民についてはバスを待たずに同市船引地区に向かうよう指示。市のバスや都路地区に待機していた自衛隊のトラックが到着すると、高齢者や子どものいる世帯はバス、その他は自衛隊トラックに乗り込み、町の災害対策本部とのやりとりはないまま、町民の都路地区から船引地区への再避難は終了した。



## 3月12日以降の状況

## 【本部の運営】

災害対策本部の設置された田村市総合体育館では、12日夜の内に複数の職員が分担して4市町の避難所を回り、町民と職員の大まかな居場所を把握した。町民から職員へのメールで避難所を確認したケースもあった。職員が集中している避難所がある一方、職員不在の避難所もあり、災害対策本部は13日午前中に職員の再配置を実施。町民が拡散した田村市、三春町、小野町、郡山市の自治体ごとに町の連絡員を決め、それぞれの役所またはメインとなる避難所に配置することとした。避

**証言** 避難先の玄関に大熊家の写真を飾って毎日眺めている。やっぱり荒れ果ても大事な所。ここで子どもが生まれて、育て、私たちのすべて。ほんと涙が流れる。(町民女性)

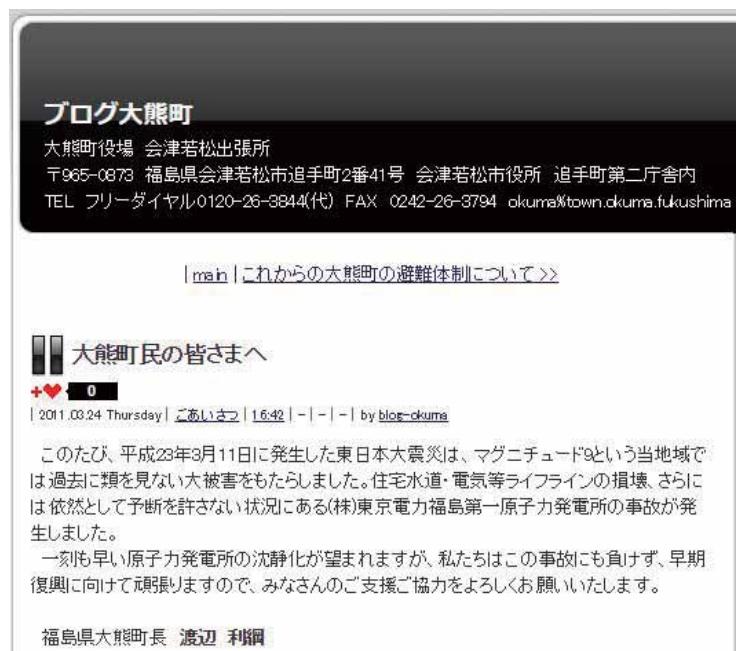
難所の規模によって例外はあるが、職員数は概ね2～5人程度。20か所を超える全避難所に配置する公用車ではなく、一部の職員は再配置先まで公用車で送られた。職員のほか、消防団員も避難所ごとに配置され、消防ポンプ車が公用車代わりになることもあった。

12日午後7時半、田村市総合体育館で全町避難後初めての町災害対策本部の会議が開かれた。災害対策本部会議はこの後、1日2回、午前7時半と午後7時に開かれ、福島第一原発の状況、その日の予定や結果、避難先自治体や県、国からの連絡などが共有された。各避難所からも代表者が可能な限りは参加したが、交通手段がなく徒歩で30分かけて通う職員や、そもそも参加をあきらめる避難所もあった。議事録は災害対策本部の連絡員により各避難所に届けられ、情報を共有した。また20日からは暫定的に町のメールアドレスとブログを開設し、県内外の避難所などに避難している町民への情報発信を図った。

14日には田村市内の避難所が再編され、船引小学校、船引中学校、田村市文化センターが閉鎖。避難者は市総合体育館と、新たに開業前の工場に設置された「デンソー東日本（現在のデンソー福島）」に移ることになった。移動のためのバスなどは田村市が手配。14日正午時点の総合体育館の避難者数は2,107人、デンソーは1,965人で、この再編により総合体育館とデンソーは町民に入る二大避難所となった。その後も各自治体で避難所は集約され、職員の配置替えは日常的に実施された。

### 【放射線管理・防護】

避難指示区域からの避難者は放射線スクリーニング検査の対象になり、基準値の1万3,000カウント毎分（cpm）を超えると除染の対象になった。cpmとは物質の表面に付着している放射性物質の量を表す単位。測定にはGM管（ガイガーミューラー管）が用いられ、1分間にあたりに検出した放射線の計測数を示す。郡山市の避難所では13日未明の段階で施設入所前にスクリーニングを受けることが求められており、郡山市の温浴施設「郡山ユラックス熱海」に到着した町民は、避難してきた自衛隊の車でそのまま市内の別の場所にあるスクリーニング場に送られ、基準を超えていたことを確認して入所している。ほかの町民に対するスクリーニングは13日から田村市の総合体育



The screenshot shows the header 'Blog Okuma' with contact information for the town hall office. Below it is a link to 'Information about the evacuation system'. The main content is a blog post by 'Okuma Town Resident' dated March 24, 2011, at 16:42. It discusses the March 11 East Japan Earthquake and the accident at Tokyo Electric Power Company's Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant. The author expresses their desire for early shutdown of the plant and asks for support from others. The post is signed off by 'Okuma Town Mayor Watanabe Kiyoshi'.

情報発信のため始めた「ブログ大熊町」の最初の記事



多くの町民の避難先となったデンソー東日本（当時）

館で始まった。初日に検査を受けた77人で基準値を超えた町民はいなかった。その後も総合体育館などでスクリーニングは実施され、町民は随時検査を受けることになった。スクリーニングの基準値は3月14日に10万cpmに変更され、後に1万3,000cpmに戻っている。

当初、2、3日で町に戻れると思い、避難のバスに乗った町民の中には避難指示が出された町内に知人の車に同乗するなどして戻り、自家用車や貴重品を持ち出す人が目立ち始めた。当時、避難指示が出されたとはいえ道路が封鎖されたわけではなく、出入りが可能だった。放射線防護の観点や地震で道路などが破損していることを考慮すると、町への立ち入りには危険が伴うほか、避難先での放射性物質による汚染拡大が懸念された。災害対策本部は町民に対し町に入らないよう通告したが、立ち入る人は後を絶たず、町内から持ち出された車や物品はもちろん、立ち入った人に対しても、各避難所の職員の指示によりスクリーニングが実施され、基準値を超えた人はシャワーなどで除染、車や物に対しては施設敷地の片隅に隔離した。

甲状腺被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤は当時、国や県の指示を経て、医師や看護師などの管理下で服用することとなっていた。災害対策本部はヨウ素剤を持ち出していたが、服用については「県の指示で飲む」とし、町独自では服用させない方針だった。しかし、実態は避難先によって対応が分かれた。三春町内の避難所に入った大熊町民・職員は、三春町の指示に基づき、三春町や同町に避難していた富岡町職員が持参したヨウ素剤を分けてもらうなどして、40歳以下の町民が服用している。ただし、三春町の方針を受けた大熊町職員が大熊町災害対策本部に対応を確認したケースもあり、三春町にいた大熊町民、職員でもヨウ素剤を飲んでいない人もいる。

### 【安否確認・町内残留者の救助】

全町避難後、各避難所では住民の名簿を作成し、災害対策本部や各避難先自治体に報告していた。災害対策本部は町から持ち出していた住民基本台帳のコピーを使って町民の安否を確認しようとしたが、避難所の人の出入りが激しく、町民の所在を正確につかむことは難しかった。また、町が把握していない避難先にいる町民については確認のしようがなく、災害対策本部はラジオなど報道機関を通じて、田村市総合体育館の町災害対策本部の電話番号を流してもらった。これにより町民からの連絡を受けられるようになったが、一方で全国から苦情を含めた問い合わせや意見が本部に殺到することになった。

避難して1、2日後の段階で、町民から「家族が町に残っている」とか「連絡がとれない人がいる」などの申告が上がってきた。避難は数日だと思って町を離れることを拒否した人、家畜などの世話をために残留した人、生存も確認できていない人など状況はさまざまだが、町は17日の段階で「行方不明者」として40人を特定。その後、不明者の数は増えたが、徐々に避難先が判明するなどしてその人数は減っていった。

17日から自衛隊が行方不明者（残留者）の捜索・救助を開始するにあたり、40人の自宅27か所を回る道案内役として町職員1人が同行することになった。当時、町内の放射線量は明らかになっておらず、自衛隊は被ばく線量を抑えるため滞在時間を4時間に限定。町の災害対策本部と自衛隊は町内の道路破損状況も考慮して効率的な巡回ルートを練った。職員の防護服はすべて自衛隊が用意した。職員を伴っての捜索活動は10日ほど毎日継続。同行職員は放射線の影響を考慮して年長者を優先したほか、避難を拒否する町民を説得するために残留者と顔見知りであるかどうかが重視された。1回の捜索における被ばく線量は4時間で概ね150マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv}$ ）ほどだった。

**証言** すぐに町に戻ってくるつもりだから、一次避難で持つて行ったのは財布と携帯。あとは昼間、歯を磨いてそのまま胸ポケットに入っていた歯ブラシだけ。（男性職員、全町避難にあたり）

福島第一原発、立地町から

また、捜索での立ち入りを利用して職員が役場に立ち入り、大熊町長印などの公印を回収した。これにより、避難先での被災証明書の発行ができるようになった。

一方、津波による不明者の捜索は放射線の影響により実施が遅れた。警察による町沿岸部の捜索開始は避難自治体の中で最も遅い平成23年5月1日だった。

#### 【被災証明書の発行】

3月21日から、災害対策本部は被災証明書の発行を開始した。自然災害による住家被害を証明する罹災証明書と異なり、原発事故により自宅に居住できなくなった状況を証明するもので、平成23年3月11日当時の町民、または町民でなくても大熊町で被災し、町の避難先である4市町の避難所に滞在している人を対象に発行した。避難所を出て家を借りる際などに求められたほか、保険金や休業の証明などに必要となった場合もある。運転免許証や保険証などが手元にない人の身分証明書としても使われた。後には、避難者に対する高速道路の無料措置を受ける場合に利用されるようになってしまった。被災証明書の発行を始めた当初は郵便物の送達が停止していたため、送付はファックスか手渡しに限られた。申請は各避難所で聞き取ったほか、災害対策本部のファックスや電話で氏名、住所、送付先ファックス番号を確認した。

## 証言

NUMBER ⑥

### 捜索への憤りと、多くの人たちの支え



熊川地区住民

**木村 紀夫さん**

熊川のがれきから汐凪のあごの骨がようやく見つかりました。それは5年9ヶ月間、見つけてあげられなかったということです。娘に申し訳なく、喜びよりもつらさと憤りがわいてきます。

同じがれきの山からは震災の翌年、汐凪の靴が見つかっていました。汐凪はずっと「こっちこっち」と手を振っていたのではないかと感じています。父と汐凪は震災直後に捜索できていれば見つかった可能性が高い。原発に対する考えは人それぞれだと思いますが、この月日を思うと、私は原発を肯定することは絶対にできません。

地震発生時は富岡町の職場で、上司から津波の高さ3mというラジオ情報を教えてもらいました。それでうちには大丈夫だと判断してしまいました。2時間ほど働き、熊川の自宅に戻ったらもう家はなかった。避難所だった町の総合体育館に行くと母と長女がいて、初めて3人がいないと聞きました。それでも津波で流されたとは思ひません。

津波で父王太郎（当時77歳）と妻深雪（同37歳）、次女汐凪（同7歳）を亡くしました。

平成23年3月12日朝、熊川の自宅付近で3人を探し歩いていた私は、当時の区長から避難指示を伝えられました。自宅周辺はそのまま立ち入りが出来なくなりました。父はその年の4月に自宅前の田んぼで発見され、妻も6月にいわき市の海上で見つかった遺体とDNAが一致しました。そして平成28年12月、

翌朝、避難指示を告げる区長に「生きている者の方が大事だぞ」と言われた記憶があります。まず守るべきは長女だと気持ちを切り替え、すでに近所の人と町を出していた母と長女を追って川内村へ。さらに原発事故を受け、いわき市の警察署に3人の行方不明の届けを出した上で、岡山県の妻の実家に向かいました。16日早朝に着き、長女を預け、その日の昼には単身、福島に戻りました。生きているとしたら、どこかに避難しているはずだと県内と隣県の避難所を回りました。

平成23年7月に長野に移り、一時帰宅を利用して汐凪を探しました。当時、一時帰宅は3か月に一度、2時間のみ。海岸を少し歩いて付近を掘っても、次に来た時には海岸の状況は変わっていて前にどこを探したのかも分からなくなっている、そんな捜索を約2年間1人で続けました。放射線の影響下、ボランティアに頼むことは出来ない、行政にすらお願いできないとずっと思っていたのです。しかし線量があつても手伝いたいと言ってくれる人たちと出会い、少しずつお願いするようになりました。がれきには電柱や大木も混じっています。重機を入れたいと町にかけあいましたがかなわず、捜索はすべて手作業です。仲間には心から感謝しています。長野での生活も大熊での捜索も多くの人々に支えられています。私の力ではなくすべて汐凪が連れててくれたのだと、最近は特に強く感じています。

一方、罹災証明書は平成23年度中に衛星写真などを基に津波による損壊を確認、発行を始めている。その後、平成24年12月の避難指示区域再編に伴い、日中の立ち入りが可能になった「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」では津波被災以外でも申請、調査、発行を始め、平成27年度からは立ち入りが厳しく制限される「帰還困難区域」でも発行に着手した。現在も発行は続けられている。

#### 【資金調達】

避難の際、町の通帳や印鑑は持ち出しておらず、災害対策本部には現金がなかった。町の指定金融機関がまもなく、職員の印鑑で1日20万円に限り引き出しを認めると、職員2人が毎日、田村市内の金融機関に通い現金を調達。備品購入や各避難所の運営資金、公用車のガソリン代などに充てた。当時、職員と消防団員の公用車のガソリン代はレシートを保管しての立て替え払いとしていた。

現金に困ったのは町民も同じだった。18日の段階で、JAバンク、主な地方銀行、信用金庫などは現金自動預け払い機（ATM）が稼働していたが、通帳、カード、印鑑を持ってきていない町民も多かった。県内の主要な金融機関ではカードも通帳もない場合、預金者本人と証明するもの提示で1口座1日1回10万円まで引き出せる措置がとられたが、それでも現金を調達できない町民もいた。

そこで災害対策本部は希望する町民に1人あたり1万円の生活資金貸し付けを実施。各避難所に現金を預け、貸す場合は町民から借用書を書いてもらった。さらに4月1日から1人あたり5万円の貸し付けを開始。世帯ごとの申請とし、無利子で返済期限は2年。各避難所で大まかな意向調査をした上で、災害対策本部が指定金融機関から現金9,000万円を一括調達した。基本的に配布先は避難所にいる町民で、借用書と引き替えに現金を手渡した。

後に、町は2つの貸し付けの上限金額となる計6万円を町からの見舞い金として全町民に支給することとし、借用していない人に対しては6万円を、貸し付けを受けた人にはその差額を支給することで返済不要とした。

#### 【避難所運営】

各避難所の運営方法は、同じ町民が避難しているとはいえ、避難施設の管理者の運営方針や避難者数によって異なった。

基本的に食料や毛布など支援物資の配分は、避難先自治体の裁量によった。避難初日の12日夜の段階で、どの自治体も毛布や暖房器具などをできる限り用意してくれていた。保健師が配置されていた避難所もあった。数日は各避難所とも布団や毛布が人数分ないなどの状況があったが、物資が充実し、避難所を出る人も相次いだことで改善した。災害対策本部と職員、また職員間の連絡は職員個人の携帯電話に頼ることが多く、後に使用料金の一部は経費扱いで充当された。多くの避難所には町の消防団員も配置され、24時間職務にあたる職員の負担軽減の



避難所に届けられた菓子パンなどの支援物資

ため、町民対応の少ない夜間の受付対応などを担った。避難先自治体の職員、派遣してきた県職員の協力も大きかった。

物資として届けられる食料は、おにぎり、パン、カップラーメンなど調理不要のものが多かった。消費期限の問題からか、惣菜パンよりも菓子パンが多く届いた。場所によっては、ハンバーガーのパンズのみ、ジャムやバターなどがない食パンということもあり、高齢者がのどに詰まらせやすいことから、お茶や水、カップラーメンの汁などに浸して食べるよう、保健師や職員が指導した。



三春町では、避難から数日後には避難所に献立付きで人数分の食料が届けられ、毎日1度は避難所で自炊する体制が整えられた。学校など調理室や器具が利用できる場合は使い、調理環境がない場合は避難所敷地内に仮設の台所を設置。避難者有志や職員が協力して調理を担当した。三春町以外でも地域住民が米や野菜などの食材を提供してくれ、同様に自炊する避難所もあった。

風呂は17日、田村市総合体育館に自衛隊が設置した。デンソーの避難者も送迎バスの運行により、この自衛隊風呂を利用した。ほとんどの避難所では、地域の温浴施設が避難者向けに開放され、避難先の自治体や施設による送迎もあった。乳幼児とその保護者に限り、地域の民家が風呂を開放してくれるケースもあった。乳幼児に対しては、避難所によってミルク専用のポットを作ったり、ミネラルウォーター



## 自主的に避難所を清掃する人たち

## ■ 避難所での食事例：デンソーに避難した町民の日記より

		朝	昼	夜
3月12日晴れ	@船引小学校	おにぎりと水		
13日晴れ		パン配給		
14日晴れ	@デンソーに移動	パン		
15日雨		ご飯、味噌汁	ラーメンの炊き出し	ご飯、味噌汁
16日雪のち曇り		おにぎり1個	おにぎり1個	おにぎり1個、お菓子2個
17日晴れ		パン1個、お茶1本	パン2個、お菓子	パン2個
18日晴れ ※自衛隊の炊き出し始まる		パン2個、みかん1個	ご飯紙コップ1杯、味噌汁	ご飯紙コップ1杯、味噌汁、自分で買って来たサラダ、ハム
19日晴れ		おかゆ、味噌汁	パン	ご飯、卵スープ、ふりかけ
20日曇り		ご飯、味噌汁、パン	カップラーメン、パン	ご飯、味噌汁、パン
21日雨		パン、ホットのペットボトルのお茶	ご飯、味噌汁、リンゴ8分の1、あめ	ご飯、具たくさん味噌汁
22日雨		ドーナツ、お茶小ボトル、ゆで卵	ご飯、団子汁、パン	雑炊ご飯、味噌汁、自分で買って来たサラダ
23日晴れのち雪		ご飯、味噌汁、パン	おじや、味噌汁、煮物	ご飯、味噌汁、煮物
24日晴れ		ご飯、味噌汁	ご飯、味噌汁	ご飯、味噌汁、野菜揚げ、メンチ、自分で買った漬け物
25日晴れ		パン、ツナサラダ	ご飯、味噌汁	カップ麺、自分で買った春巻き
26日雪のち曇り		パン、バナナ1本、ジョア	ご飯、味噌汁	ご飯、味噌汁、佃煮、おかしなど
27日晴れ		パン、水、バナナ1本、ジョア	ご飯、味噌汁	ご飯、味噌汁、佃煮、おかし
28日晴れ		パン、水、バナナ、ジョア	ご飯、カレー、ミルミル	ご飯、卵とじ、漬け物
29日晴れ		パン、バナナ1本、ジョア	ご飯、味噌汁	ご飯、煮物汁
30日晴れ		パン、ジョア	ご飯、牛丼もどき	ご飯、牛汁
31日晴れのち曇り		パン、バナナ、ヤクルト	ご飯、味噌汁	ご飯、豚汁
4月1日晴れ		パン	ご飯、ほうれんそう卵とじ汁	ご飯、豆腐汁、自分で買ったコロッケ、漬け物
2日曇りのち晴れ		パン、お茶、バナナ	ご飯、カップ麺	ご飯、卵とじ
3日曇り		パン、バナナ、ジュース	スリランカのカレー3種類、サラダ	スリランカのカレー3種類、サラダ
4日晴れ	→会津へ移動	パン、バナナ	ご飯、天ぷらうどん	

ターを優先して使えるようにしたりする配慮がなされた。

避難者を班分けし、玄関やトイレ掃除、調理などを当番制にした避難所では、避難者と職員の協力の下、比較的円滑な避難所運営ができた。また、学校施設などでは教室を利用することで、ある程度のプライバシーを保つこともできた。一方で、一時は2,000人規模の避難者を抱えた田村市総合体育館やデンソーでは、ルールづくりは難しかった。

デンソーは稼働前の工場を避難所として提供してもらっており、床はコンクリート、天井にエアコンはついていたが、温風が床付近に来るまでに冷えてしまっていた。トイレは1,000人を超える人の利用を見込んでいないため浄化設備が間に合わず、高齢者限定とし、外に仮設トイレが作られた。避難指示の対象となっていた田村市都路地区の住民の多くもデンソーに避難しており、避難所運営は田村市職員がメインになって行った。自衛隊による炊き出しが始まったのは18日。避難者は班分けされていたが、主に配膳や物資の支給の際に班の名前を呼んで整理するためのものだった。3月下旬になってトイレ掃除を避難者が当番制でやるようになり、田村市職員が減員されてからは、自衛隊の炊き出しも手伝うようになった。

総合体育館では、町職員の提案で避難所運営を手伝うボランティアを避難者から募り、見回りやゴミの片付けなどを手伝ってもらった。地域の住民から食料の差し入れが届くこともあったが、料理しても全員に行き渡らせるることは難しく、避難者からは不公平との声も漏れた。また、体育館は災害対策本部が中に入っていたが、災害対策本部と避難所の運営は切り離されており、すぐそこに

## 私のできることをする



野上一区住民

市川 スミさん

を患っている方の家族から「大丈夫という言葉はやめて」と言われました。言葉が人に与える影響の重さに気づかされました。

声かけのもう一つの目的は、炊事を手伝ってくれる人を探すことにしました。避難数日後から体育館には米や野菜など大量の支援物資が届いていました。生鮮食品など腐るものから調理しようと、私は町で飲食店を営んでいたこともあり、知り合いの主婦やまかないの仕事をしていた人などを見つけ、数人で炊き出しを始めました。外に設置されたテントの中にガスコンロを作ってもらいましたは味噌汁。初めて味噌汁を配った夜、町民から「市川さん、おいしかったよ」と声をかけてもらいました。外にはまだ雪が積もっていたころ、温かい食事はおいしく感

じられたのだと思います。その後、やはり温かいご飯も食べたいだらうと、5升炊きのガス釜8個を並べて3回転しました。それでも足りずに、消防団員の方は「寒くて傷まないから大丈夫だよ」と、率先して消費期限の切れた菓子パンを食べてました。毎日、朝と昼は支給のパンやカップラーメンですが、夜だけは1交代で温かいご飯か味噌汁を配りました。避難所は人の出入りが激しく、役場職員も毎日正確に人数を把握できていたわけではなかったので、調理する量を決めるのに苦労しました。ボランティアの女性たちがリズム良く野菜を刻むまな板の音が、私には音楽のように聞こえたのを覚えています。ただ、何百人分の食材を刻むこの音が現状のせわしなさを表しているように感じた人もいたようで、避難生活の難しさを感じました。

4月に町が会津若松市に拠点を移した後も、私は避難所運営のお手伝いとして田村市に残り、避難所の集約先となった「田村市就業改善センター」で調理を担いました。夏も近いころ、県外から食事の提供を受ける話がありました。私は「ここで調理してくれるならお受けしたいけれど、運んでくるのなら食中毒の危険があるから困ります」とお断りしました。実際に、別の避難所で支援として県外で調理されたものが提供され、食中毒の患者が出たそうです。ノロウイルスもそうですが、避難所で体調を崩す人が相次ぐと、その対応はとても困難です。衛生面での管理には、支援する側も受ける側も細心の注意を払う必要があると思います。

76 大熊町震災記録誌

**正言** 「とにかく発電所は収束させるために頑張っています」というくらいのことしか言えないのが現実だった（東京電力連絡員、平成23年3月11日夜～12日未明にかけて）

福島第一原発 立地町から 77

ある災害対策本部から情報が提供されないことに対する不満は、町民のみならず職員からも聞かれた。

県立高校の避難所はさらに事情が異なり、運営の主体が各避難先自治体ではなく県だった。田村市の県立船引高等学校は避難当初、田村市の支援の対象から外れており、物資の不足が目立った。もともと新しい施設ではなく、隙間風が入る体育館で教諭がストーブをつけてくれてはいたものの、職員はジャンパーを着てフードをかぶり、毛布を体に巻き付け、さらに毛布が入っていた袋に足を突っ込んでも体が震えて眠れなかった。その後も物資の支給は滞り、15日には見かねた田村市から船引高校を市の避難所として対応することを町からも県に求めるよう要請が入っている。

### 【医療】

避難所における町民の健康管理は喫緊の課題だった。

12日、多くの町民は、避難先で福島第一原発1号機の爆発を知った。避難が長引く可能性が浮上し、町民は自宅に持病の薬を置いてきたことに不安を訴え始めた。

田村市の文化センターでは、避難していた町の開業医が、保健師や職員の依頼を受け、体調が優れない町民の様子を看てくれた。配られたパンをのどに詰まらせる高齢者もいたが、こちらは特別養護老人ホームの入所者や職員がたまたま同じ避難所におり、吸引器を借りることができたため事なきを得ている。

この開業医は13日の段階で、県に「院外処方」という形で町民に処方箋を出せないかと働きかけ、「お薬手帳」を持っているなど薬の種類が特定できる人に対し、紙に処方箋を手書きし始めた。開業医は多くの町民の主治医でもあったため、手帳がなくても処方薬が分かるケースもあった。その後、ボランティアの医師が常駐した避難所もあったが、基本的に薬が特定できないと処方できないという状況は変わらず、処方に際しては「お薬手帳」を持っているかどうかで対応に大きな差が出ている。

結局13日には、この開業医の手書き処方箋は近隣の薬局に提示しても認めてもらえず、薬が町民に渡ることはなかった。その後、三春町内の薬局の協力により、この開業医に限らず、避難所で医師が書いた処方箋を薬局が避難所に赴いて回収し、その日の夕方か翌日には避難所に薬が届けられるような体制が構築された。

避難所で医師が駐在する「医務室」が設置されたのは田村市総合体育館とデンソーで、特に20日から総合体育館に常駐した県外からのボランティア医師は、市内の避難所を巡回するなど町の保健師やボランティアの看護師などと連携し一次避難中の医療体制の核を担った。ただ、医務室とはいえ診療器具は限られており、血圧計や点滴があった程度。支援物資として市販薬は入っていたため、風邪や胃腸炎など症状に合うものは市販薬を提供した。応急的な対応で間に合わない重症者は救急車を呼んで近隣の病院に搬送。病院については、それぞれの避難先自治体やその保健師から早い段階で情報提供がされた。

医師がいた避難所に限らず、職員はまず透析患者など命に関わる持病を抱える避難者の把握に努めた。日々の治療が必要な避難者で、自力での通院が不可能な場合は、職員が公用車を使って送迎

した。全避難所に公用車が配置されていないため、複数の避難所が連携して乗り合いにすることもあった。救急車搬送に至らないような体調不良者も状況によって公用車で病院に連れて行った。医療費については、保険証を持参していない町民が多く、現金の持ち合わせも少ない中で、受診による負担が懸念されていた。まもなく国は医療費の個人負担全額免除の措置を取ったが、避難者、医療機関への周知は必ずしも行き届かず、通院先で治療費を請求されたりするなど混乱がみられた。

避難中の食生活も持病の悪化に拍車をかけた。ご飯やパン、カップラーメンなど、避難所で提供されるものには持病を持つ人、特に炭水化物を避けるべき糖尿病や塩分を控える高血圧患者には適さないものが多い。高血圧にはストレスも関わるため、普段、治療をしていない人でも血圧は上がりがちだった。

認知症や統合失調症など精神疾患を持つ人にも避難所の環境は厳しかった。そもそも環境の変化に敏感な人が多い上、避難所での他人との共同生活は症状悪化の要因になった。この場合、医師というより、普段から症状を理解している町の保健師の目配りが果たす役割は大きかった。精神疾患を抱える町民に限らず、やはり顔見知りの保健師は頼りやすく、保健師は昼夜問わず町民の健康管理・維持に追われることになった。

衛生面の管理では、感染症の流行を警戒し、避難者が多かったデンソーでは、毎回の食事ごとにすべての食器を町の職員が一つ一つ熱湯消毒した。裁縫の得意な町民が縫ってくれた足ふきマットを入り口に敷き、トイレの清掃・消毒、ドアノブの消毒にも気をつかったが、3月中旬からノロウイルスが流行し始めた。患者は別室に隔離し、点滴治療も受けられる体制をとったが、必ずしも症状が出た全員が申告するわけではなくウイルスが蔓延し、毎日救急車を呼ぶような状態が続いた。さらに、ウイルスは風呂を共有していた総合体育館にも飛び火した。総合体育館でのノロウイルスの流行は、会津若松市へ二次避難する前夜にピークを迎えた。常にどこかで嘔吐している人がいるような状況だった。保健師や職員は支給されていた使い捨てのエプロン、手袋、マスクを身につけ、嘔吐物の片付けを繰り返した。汚れた服や毛布などはすべて廃棄したが、それは町民にとっては自宅から持ち出したわずかな自分の所有物であり、失いたくないがために症状を隠す人もいた。保健師や職員にとっても、町民にそのような物を廃棄させるのはつらいことだった。



田村市総合体育馆で診察する県外医師

### 【災害弱者対応】

3月11日夜の福島第一原発半径3km避難指示により、町の保健センターに避難していた特別養護老人ホーム「サンライトおおくま」の入所者たち約110人と施設職員約40人は、12日朝の全町避難で田村市の船引小学校体育館に移動した。その後、田村市内の避難所再編により、14日には全員がデンソーに移った。施設職員たちはそこで入所者を介護しながら、受け入れ先を探すことになる。

入所者は家族の引き取りなどで約80人に減った。施設職員は船引小学校に避難していたときに、全職員に招集をかけ職員110人のうち63人が集まった。デンソーでは、座ることもできない重症者が多数いた状況を考慮し、一般的の町民が入ったコンクリート床のフロアではなく、エアコン付きの社員食堂と会議室が割り当てられ、そこに町から持ってきた布団を敷き、入所者を寝かせた。施設職員も同じ場所で寝泊まりし、24時間体制の介護が始まった。食事は支給のおにぎりを施設から持ち出していたガスコンロと鍋でおかゆにして食べさせた。施設関係者が後に「野戦病院」と表現するような状況の中、勤務での疲労・ストレスに放射線への不安が重なり、施設職員の離脱が相次いだ。

**証言** いまさら大熊町に住みたいとか、町の今後についての議論に加わるつもりはない。町に戻るために使うエネルギーは他に使いたい。(町民女性)

15日、このままでは介護放棄の状態に陥り、死者が出る可能性があると判断した施設幹部は県社会福祉協議会（以下、社協）に受け入れ先の確保を要請。しかし、社協ではなく県から「サンライトおおくまだけに融通することはできない」と断られ、職員たちのつてを頼って独自に受け入れ先を探すしかなかった。原発事故による影響が少ない会津地方を中心に受け入れ支援は広がり、特例入所として入所者やその家族が退所を希望しない限り、そのまま入所できるようにした。受け入れ施設の中には施設職員の同行を求める所もあったが、サンライト側は「職員も被災者でありこれ以上の負担は求められない」と断った。寝たきりの重症者や認知症患者は受入拒否されることもあった。入所者の移送では、デンソーまで迎えに来てくれることを求めたが、かなわないケースもあった。スクリーニングを求められ、車いすの入所者を毛布でくるみ、屋外で1、2時間かけて検査さ

## 証言

NUMBER 8

### 避難時における介護支援

サンライトおおくま  
次長（当時）

佐藤 修峰さん

震災当時、大熊町にあった特別養護老人ホーム「サンライトおおくま」の次長を務めていました。3月11日夜の福島第一原発半径3km圏避難指示により、町内の保健センターへ避難し、翌12日早朝には10km圏内避難にも指示が出て、入所者及び利用者110人とともに田村市船引町体育館に避難しました。また、14日には同市のデンソー福島工場に移動し、介護支援を続けながら入所者等受入先の確保に努めました。3月18日の夜、翌日には最後の利用者を家族に引き渡すことになり、スタッフには鶏の唐揚げなどを用意して互いに慰労しました。あいさつに立った施設長は感極まって言葉を詰まらせましたが、避難から1週間あまり、それほどの極限状態にあったということです。3月19日午後、県内19か所の特別養護老人ホーム等に希望者全員の預け入れを完了し、スタッフも晴れ晴れとした気持ちでそれぞれの家族の下へ向かいました。

思い返せば、3月14日、非常招集により全職員110人のうち63人が避難所に集まりましたが、昼夜を問わない介護に疲労困憊し、放射能という未知の恐怖も加わり、離脱者が相次ぎました。当時、原発事故による放射能の影響は定かではなく、 Chernobyl 原発事故のようなことが起こったのか、あるいは広島や長崎の原爆のようなものかと戸惑いました。

避難所では、重症の要援護高齢者がいるという事情から、施設関係者にはエアコンのある部屋を割り当ててもいました。ところが、防寒のためにつけたエアコンを、いつのまにかスタッフが消すのです。放射能に汚染された外気を取り込みたくない恐怖心がそうさせたのでした。終わりの見えない介護と放射線被ばくの不安により、スタッフの家族から職務放棄の容認や退職許可を求める電話も受けました。離脱者が後を絶たなくなれば、介護放棄（利用者放置）という最悪の事態も頭をよぎりました。

3月15日の朝、福島県社会福祉協議会に電話を入れ、利用者の受入先確保に係る調整を要請しました。県社協

はこれを了承して動いてくれたのですが、午後になって県庁からストップがかかりました。夜9時過ぎによく県の担当者と連絡が取れましたが、「すべての福祉施設の避難動向を確認してから受け入れ先を割り当てる」との回答でした。利用者放置への危機感を持たない対応に憤慨し、県社協等には依頼せず、自らの判断で受入先を探すことを告げました。スタッフは「受け入れ先が本当に見つかるのだろうか」「この野戦病院のような状況が1か月も2か月も続くのではないか」と不安を募らせていました。このことから、情報共有による相互理解が必要と考え、トップダウンを排し、全スタッフによる打ち合わせを随時行って、受入施設との交渉経過や受入人数などを確認しました。離職者抑制には、一定の効果があったものと考えています。

私自身をその場に踏みとどませたものは道義的責任やプライドだったと思います。もし、「ここで逃げ出したら、大熊町に帰還できても、堂々と暮らすことはできない」との思いもありました。また、危機的状況が回避できた最大の要因は、やはりスタッフ個々の人間性です。使命感や責任感など、私と同じような思いで残ってくれたのだと確信しています。最終的に35人ほどのスタッフとなりましたが、やむなく中途離脱したスタッフを含め、築き上げたチーム力を今でも誇り思っています。

最後に、生死を伴う緊急時に優先すべきは、自分や家族の命と安全です。

初期避難はともかく、その後の避難が長期にわたる時、また前居住地への帰還困難が明らかである時、労働するスタッフがどこまで利用者に寄り添い続けるべきか、整理ができていません。緊急時避難において、離脱者を出さず、適切な介護支援を継続することは、第一義的には経営者たる役員の責務です。安易にスタッフの忠誠心や人間性に依存してはならないことを知らされました。スタッフが中途離脱により退職しても、法に触れることはありませんが、介護放棄（放置）が起これば、経営者の刑事责任や道義的責任が問われます。医療・介護・福祉は崇高な職と思われるがちですが、「決して利用者を介護放棄（放置）しない」というのは、社会が抱く幻想に過ぎません。

せたこともあった。結果的に19日までに全入所者を家族や県内19施設に引き渡した。施設職員は約35人に減っていた。

町内で医療法人が経営していた双葉病院と隣接の介護老人保健施設「ドーヴィル双葉」では平成23年3月末までに50人が死亡した。双葉病院は精神科、神経科、内科があり、病床数は精神科350床。震災発生時は病院に入院患者約340人、ドーヴィル双葉に入所者98人がいた。以下、震災後に遺族が東京電力に対して損害賠償を求めた訴訟の判決などによると、全町避難となった12日正午ごろ、避難用のバス5台が病院に到着し、歩行可能な患者209人と院長以外の医療スタッフが避難。スタッフは施設と避難先を往復するつもりだったが、町側は避難完了したものと考えており、結果として約130人の双葉病院の患者と院長、ドーヴィル双葉の入所者98人と医師1人、介護福祉士1人が取り残された。残された院長らスタッフでは患者、入所者への十分な対応はできず、水分や栄養の補給も滞った。

14日午前4時ごろ、自衛隊が大型バス3台、マイクロバス6台で救助に到着。このとき、自衛隊側には残留者の多くが寝たきりであるという情報は入っていなかった。午前10時半までに入院患者34人とドーヴィル双葉の全入所者98人が避難。この時点で、病院内で患者4人が死亡していた。避難にあたり、患者から点滴が外された。医療スタッフも同乗しておらず、移動の間、水分や栄養補給はなかった。バスは約10時間をかけていわき市の高校の体育館に到着。医師により全員の生存が確認されたものの、車内の状態は劣悪で、低体温、脱水の症状を起こしている人もみられた。体育館では患者たちはブルーシートか毛布を敷いた上に横たわり、上には毛布1、2枚がかけられた。15日午前中までに体育館に搬送されてきた患者・入所者の14人が死亡。一方、町に残された患者は15~16日にかけ自衛隊が救出したが、この救出に際し、計7人の死亡が確認された。避難中や避難所での死者は計25人、その後の転院先での死亡も含めると、死者は3月末までに50人に上った。

## 二次避難へ向けて

福島第一原発での爆発が続き、事故が収束に向かう見通しがない中、災害対策本部は体育館などの避難所を出て、町民の生活環境と行政機能を改善させる必要があると考え始めた。

3月17日夜の災害対策本部会議において、職員より春から中学生になる子どもの保護者から転校の相談を受けたと報告があった。新学期に合わせて子どもの教育環境を整えようとする保護者たちは、町立幼稚園、学校の再開方針を早急に示すよう強く求めており、会議後、教育長は町長に学校再開方針について相談。町長は、小・中学校とも4月から再開できる施設を見つけるよう教育長へ指示をした。

町長はそのとき、町民の健康状態の



会津若松市内の廃校を視察する町職員ら

**証言** 三春町の避難所では、避難者の自立を促す意図で毎日、食材が届けられ自炊していた。例えば「すき焼き」。半ば信じられずにいたら野菜が届き、肉が届き、卵が届いた。食材は三春町が設置してくれた仮設の調理場で町民と職員が協力して調理した。温かい食事はもちろん、調理することも避難生活の張り合いになった。(男性職員、一次避難中)

悪化を強く懸念していた。持病の薬すら容易に手に入らない状況は17日の会議でも指摘されていた。実際、翌18日には避難所で初めて町民の死者が出ている。このまま避難所生活が長引けば、心身に不調をきたす町民が多くなることは予測できた。田村市をはじめとする受け入れ側の負担も懸念された。学校を一つの基軸に行政機能が移転できる場所を探し、全国に分散した町民が1か所にまとまって帰還を待てる落ち着いた環境が必要だと考えていた。県外からは複数の自治体から町民受け入れの打診を受けたが、今後の町の復旧・復興を考えると県内にとどまるべきと考えた。

場所探しは教育長に一任された。平成23年度の町立幼稚園と小・中学校の就学予定者数は計1,584人。教育長は当初、行政機能の移転までは考慮していなかったが、学校再開には子どもだけでなく保護者たちの暮らしが伴うことを考慮すると、数千人単位で町民を受け入れられる自治体規模が条件となった。さらに福島第一原発周辺自治体の避難状況を考えれば、避難先は西部に限られる。教育長は会津若松市の教育長と旧知の仲であったことを思い出した。会津地方が候補に挙がり、18日には県教育委員会に電話し、会津地方で学校再開に適した廃校を複数挙げてもらうように依頼。県の担当者はその日のうちに候補リストを返してくれた。

19日からの3連休が明けた22日には、教育長は会津若松市教育長に電話を入れ、全面的な支援の約束を取り付けた。会津若松市は廃校の状況に加え、医療機関が整っていること、東日本大震災の被害が比較的少なかったことなどを鑑みても、町長や町幹部にとって異論のない移転先だった。24日に町長と会津若松市長が会談し、正式に受け入れを依頼し、了承される。同日、県観光交流課は「地震等で避難された方の旅館ホテルへの一時受け入れについて」とし、地震、原発事故による被災者、避難者を対象に、県内の宿泊施設を宿泊費、食費無料で提供するという方針を示した。受け入れは4月1日から。災害対策本部は3月24日午後、県に会津地方の宿泊施設を町に手配してくれるよう要請。同日中に、県職員が県との連絡員として町の災害対策本部に合流、その後の県との連絡調整は主にこの県職員が担った。

25日、総務課長らが会津若松市を訪問し、市内の廃校を視察。小・中学校の再開先として「水、電気が使える状態。椅子、机を用意して清掃すれば十分に使用できる」と確認した。役場の移転場所としては市から旧県立会津学鳳高等学校校舎が提示された。同日午後3時から、田村市で町議会全員協議会が開かれ、二次避難について町議会の了承を得た。町長はその日のうちに報道を通じて会津若松市への二次避難を発表。同日夜の本部会議で各避難所の職員らと情報を共有し、避難所での説明にあたらせた。26日からは町長と教育長が順次、避難所を回り、会津行きについて町民に理解を求めている。また、町が避難先を把握していない町民への情報提供が滞ることを懸念し、県内の各避難所に、町の二次避難を伝えるとともに「親戚、知人など行き先の分かる方には情報提供に御協力下さい」と、町民間の情報交換をお願いする文書を配布している。

会津への二次避難に向け、25日夜の災害対策本部会議で示されたスケジュールは以下のとおり。

#### ▼26日 県へ全体人数の報告

避難所ごとの完璧な避難者名簿の作成（世帯ごと）

#### ▼27日 県から受け入れ者数の回答

避難者名簿を災害対策本部に回答（厳守）

#### ▼28日 移動者名簿を県に報告

#### ▼4月1日～ ホテル・旅館へ移動

災害対策本部は26日から二次避難に係る住民意向調査を開始。同日夜の時点で、県に対し「909世帯、2,370人、乗用車389台」の移動希望を報告した。県は会津若松市内で2,990人の受け入れという数字を出したが、すべて大熊町民向けとは限らず、会津若松市以外の周辺自治体や役場2階での避難生活が想定された。災害対策本部は学校に通う児童生徒がいる家庭と高齢者を優先して市内の宿泊施設に入れる方針を決めた。

町民の意向は、職員が配置されている避難所では、職員が世帯ごとに希望を聞き取ったり、書いてもらったりして希望調査書をまとめ、災害対策本部に送付。このほか、避難所以外にいる町民たちからは電話やファックスで希望を受け付けた。県からは町民対象の受け入れ宿泊施設とその人数が提示されるものの、各部屋への町民の割り振りはすべて町でやらなければならなかった。当時、自由に使えるパソコンがなかった担当職員は、旅館名簿と町民の希望をつきあわせて手書きで名簿にまとめる作業を進めた。しかし、1世帯から複数の希望が届いたり、変更が来たり、追加で希望が届いたりと、作業は困難を極めた。子どもたちを会津若松市内の東山温泉に集めて、通学を楽にさせようと考えたが、就学を希望する児童・生徒が予想を超えて各地に分散させざるを得なくなった。

各避難所からの移動日は4月3、4日に決まった。28日からは先発隊として総務課長、教育総務課長と職員2人の計4人が会津若松市に出発。役場と学校機能の整備を進めた。また、会津への移動に際しては改めてスクリーニングを受けることが条件となり、連日、町民と自家用車のスクリーニングが実施された。

4月3日、総合体育館とデンソーを除いた田村市と三春町の各避難所から町民たちの移動が開始された。バス47台で1,157人、会津若松市を中心に北会津地方の60か所以上の宿泊施設に収容された。4日には総合体育館とデンソーからもバス44台で1,018人が会津へ移った。2日間で会津に移った町民は2,175人。その後7日には郡山市の避難所からも移動が行われた。各避難所の残留者はまず田村市総合体育館に集約され、4月25日からは田村市就業改善センターに17世帯35人が移った。就業改善センターは8月8日までに全員が退所し、9日の清掃を経て閉鎖している。

4月5日、大安の日を選び、会津若松市追手町の旧県立会津学鳳高等学校校舎で、大熊町役場会津若松出張所の開所式が行われた。



開所した直後の会津若松出張所内

**証言** 組織として課のラインがないまま会津での業務が始まった。自分の部下は別の仕事を手伝っていて、何をしているのか掌握できない。組織としての体制が整わなかったから、課に任せられた仕事を全部背負った感じになって、苦しかった。（男性職員、会津に来てまもなく）

## 第 4 章

## 避難先(町外)での行政対応

## 町外での行政機能の再開に向けて

会津若松市に行政機能を移転した大熊町が最優先に取り組んだのが全町民の安否と所在の確認だ。それに加え、各種証明書の発行や震災対応に関する業務が発生。膨大な業務に対応するために情報システムの復旧は喫緊の課題だった。

町が当時、採用していたシステムは、情報系（日常の業務で使用するシステム）と基幹系（税務などの住民サービスで使用するシステム）の2系統が独立していたが、情報漏洩対策や端末管理の一元化、また業務の効率化とコスト削減などの観点から、シンクライアントシステムの導入が進められていた。2011（平成23）年4月の本格稼働に向けてシステムの試験運用が進められる中、町は東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）事故に見舞われた。

全町避難の際、職員が町から持ち出したのは住民基本台帳のコピーなど必要最小限の行政データだった。同月17日に自衛隊による行方不明者（残留者）の町内搜索が始まると、搜索に同行する形で町の職員がデータ回収に向かった。自衛隊の搜索ルートに役場を組み込んでもらい、職員2人が降車、作業後にまた自衛隊車に拾ってもらうよう段取りした。サーバーを収納していた棚は地震の影響で傾き、基幹系サーバー本体の抜き取りは困難と判断した職員は、サーバーのハードディスクとシステムバックアップ用のデータをドライブごと回収することにした。回収に要した時間は約30分。回収したデータは、町が提携していた情報システムの運用業者に渡して復旧を依頼。一方で、データがあってもそれを処理するパソコンがなかったため、平成23年3月23日、職員は再び役場へと向かい、ノート型パソコン約30台を回収した。

町の出張所が会津若松市の旧県立会津学鳳高等学校校舎に開設されることに決まると（会津若松市における学校機能再開の経緯は「第8章 教育環境の整備」を参照）、平成23年3月28日には総務課長をはじめとする職員4人が先発隊として会津若松市に赴き、出張所開設の準備を開始した。その後、総務課長と教育総務課長は一度、田村市に戻り、4月に入ると新採用の職員2人を同行して再度会津若松市へ。6人は暖房機能もついていない校舎に寝泊まりし、準備を進めた。当初、出張所には会津若松市の選挙管理委員会事務局などが事務所を置いていたが、市は町に1階の全フロアを提供してくれた。どの教室をどの課に割り当てるかなどの庁舎内レイアウトを検討し、まずは町民の安否や避難先を確認するコールセンターに優先して電話10回線や町から持ち出したノート型パソコン10台を配置。机100台、椅子150脚が必要と見積もり、町内で営業していた事務用品業者に手配して4月5日の開所式に間に合わせた。また、町立学校への就学希望が予想を超えたことから、校舎1階に行政機能、2階に町立中学校が入ることになった。

## 安否確認と情報システムの復旧

平成23年4月5日、大熊町役場会津若松出張所の開設に合わせ、安否情報コールセンターの運用も始まった。出張所玄関近くの部屋に配置されたコールセンターの主な目的は「町民の所在を把握し、行政サービスの基礎を整える」ことだったが、加えて「各種相談、問い合わせ、苦情の窓口」「来庁者の対応」という役割も求められた。情報システム運用業者に作成を頼んでいた「安否情報システム」の構築が開所に間に合った。住民基本台帳に避難先と連絡先電話番号が加えられたシンプルな様式で、職員が電話を受けながらデータを入力できるようにした。

職員は電話を受けると、まず名前、生年月日、大熊町の住所を確認。安否情報システム上の住基データと照合した上で、避難先の住所、携帯電話番号、一緒に避難している人の名前と生年月日を聞き取り、最後にすべてを読み上げて確認した。本人や家族の情報だけでなく、親戚や友人、知人に関する情報提供も受け付け、町民の安否確認を進めた。平成23年3月11時点での住民基本台帳登録者数は1万1,505人。5月30日時点で町民3人を除く所在が確認できた。コールセンターは同月31日をもって閉鎖し、以後、代表電話と役場窓口で対応することになった。

一方、町の業務を本格稼働させるためには、シンクライアントシステムの導入が必要だった。住民情報などが収められた基幹系データは持ち出していたものの、通常業務に必要な情報系データのほとんどが新たに導入されたサーバーに移行されていたためである。6月、町内への一時立ち入りが許可された際、職員は各種サーバー本体を回収するため再び役場庁舎に入った。幸いなことにサーバーや機器類で大きく破損しているものではなく、放射線量を計測した上で安全な機器をケーブル類から取り外し梱包。2時間という限られた滞在時間の中で、基幹系・情報系のサーバーとシンクライアントシステムのサーバー、さらに約80台のパソコンを回収した。回収したデータをもとにシステムの復旧が進められ、平成23年10月にはシンクライアントシステムによる業務が本格的に稼働。システムの運用開始により、それまで庁内の共有メールすらできなかった職員の負担は大きく軽減されることになった。10月11日には、いわき市好間工業団地第一応急仮設住宅敷地内に大熊町役場いわき連絡事務所が開設。システムの復旧により、会津若松市に加えて、いわき市などの複数拠点からシステムにアクセスすることができるようになり、広域での住民サービスをより迅速な形で提供できる環境が整っていた。



コールセンターで業務にあたる職員



職員が活用しているシンクライアントシステム端末

**証言** 時計は止まってるし、自分でもしてなかったから、時間の感覚がない。庁舎内の時計をふと見上げるといつも午後2時46分だった。（女性職員、平成23年3月11～12日の役場内）

## 会津若松市との連携

平成23年3月25日、町長は会津若松市への移転を公表した。その後、週末を挟んだ28日、菅家一郎・会津若松市長（当時）は大熊町から受け入れの正式な要請があったこと、人道的な立場から市として協力することを市の災害対策本部で報告した。町の依頼として、①県内約20か所の避難所にいる町民約2,300人と県外の避難者みんなでまとまって会津若松市で生活したい、②役場機能を設置したい、③小・中学校機能を設置したい、④上記の機能設置のための施設を使用させてほしいという4点で、市と町の協議の上、4月上旬から役場機能を市役所追手町第二庁舎（旧県立会津学鳳高等学校校舎）、小・中学校は旧河東第三小学校に設置する方針で一致したこととも伝えられた。旧県立会津学鳳高等学校校舎に当時入っていた選挙管理委員会事務局と情報政策課統計グループが町役場に場所を譲る形で移転すること、町役場と学校設置のために必要な事務手続きなどに市の各課が協力することも確認。町は市の全面的な支援を受け、移転を進めていくことになった。

1つの自治体の中に他の自治体が行政機能を構えるという異例の事態で、大熊町民に対して法律で定められた住民サービスを市と町のどちらが担うか。市は「会津若松市・大熊町行政サービス調整票」を作り、各課に予想される課題を記入させた。調整票は両市町で共有され、町側からも課題は挙げられた。町の実務担当者で移転当初は毎日会議を開き、一つ一つの問題を調整していく。例えば、消防については当時、消防団のポンプ車も避難に伴い会津若松市にあったが、大熊町民が

## 大熊町の受け入れにあたって



会津若松市長

福島第一原発の事故を受け、会津若松市は大熊町の行政機能移転を受け入れ、大熊町立の学校も本市に開設されています。本市は地震に伴う被害が少なく、避難者や学校開設を受け入れる公共施設にも余裕がありました。ピーク時には3,700人を超える大熊町民が本市で避難生活を送られました。

私は震災から約5か月後の8月に市長選挙で初当選し、現在にいたります。

他の自治体を受け入れることに対して、いわゆる「二重行政」となる弊害を指摘する方もいます。しかしこの6年間、大きな支障はなかったと感じています。例えば、国民健康保険や介護保険の請求は住民本人と住民が籍を置く市町村、すなわち大熊町にいくわけです。また、地域情報として提供的な市政によりやゴミ収集に関わる費用などは大熊町からいただきました。問題と思われる点は受け入れ当初から、両市町で顔を合わせた綿密な協議を行い、非常にスムーズに調整できました。財政的な矛盾は生じていません。後に原発避難者特例法などが整備され、行政サービスの役割分担はさらに明確となりました。二つの行政機能が一つの自治体の中にあることが懸

# 証言

念されるわけですが、二重行政の弊害を回避するために大事なのはむしろ、避難先で大熊町役場がしっかり機能することです。

本市民に被害が少なく、市役所が通常業務に比較的早く戻れたことも大きかったと思います。自分自身を守れないのに、他の皆さんを受け入れるのは大変ですから。突き詰めれば、本市の負担がなかった訳ではありません。例えば、仮設住宅の建設地によっては、ゲートボール場が狭くなったり、公園が使えなくなったりします。一方で、大熊町を受け入れたことで地域経済や人的交流など、本市にとってプラスの側面もあったと考えています。

大熊町とは現在でも打ち合わせを続けており、これからも必要に応じてしっかりと情報交換をさせてもらえば問題はないと思っています。ただ、国の集中復興期間が終わり、次の復興のステージではやはりみんなが「普通」に戻ることが求められているのではないか。本来であれば故郷に帰ることが望ましい。しかし、大熊町の場合は大半が帰還困難区域という現実があります。会津に残る人、浜通りに戻る人、それぞれの判断があると思います。その上で、たとえ町民が離れ離れになっても大熊町という行政組織があること、それが何よりも大切なことだと思います。なぜなら町民がさまざまな困難に直面したときの心の拠り所となるのが町役場だからです。

## 会津若松市と大熊町の行政サービス調整事項総括表

平成23年6月時点

**正  
言** 避難所運営を手伝ってくれた消防団員の所に家族が来て、「一緒に逃げて」と土下座して頼んでいた。でも、消防団員は「俺だけ逃げることはできない」と拒んだ。私は思わず「職員が残りますから、逃げないんです」と言った。それでも彼は逃げず、後で別の人によく「消防団もやめた。みんな地域を守るためにいっぱい用ひていろいろな支援がねられた。(甲子園地区一ヶ瀬運動場で)

入居する仮設住宅が火事になった時にどうするかという課題があり、これに対しては会津の広域消防に任せることになった。給食費用、除雪費用、市営の施設の利用の可否など協議内容は89件に上った。必要経費が発生するものは、町が応分の負担をすることで解決されている。市と町の協議は頻度を減らしながらも、平成29年3月現在も続いている。市と町の調整を後追いするかのように、平成23年8月、原発避難者特例法が制定され、市町間の取り決めで運用されていた町民への住民サービスは法律により担保される形になった。

## 業務の変化と町行政組織の改編

職員が担う業務は質量ともに震災で一変した。行政機能の再開直後、開所の予定がなかった保育所の保育士が中心になってコールセンター業務を担い、建設課や生涯学習課などは二次避難の旅館・ホテルの調整、仮設住宅建設など住居関係の業務、企画調整課は支援物資の受付や義援金の受付、配分などを担った。図書館など避難先で当面、本来の業務の再開が見込めない職員は、二次避難所の連絡員になるなど状況に応じて他課の支援に入った。役場内の職員で共有する庁内ネットワークも機能しておらず、通常業務の遂行すら難しい環境で、職員は業務に追われた。

コールセンターによる町民の安否・所在確認は最優先業務に位置づけられ、町民の利便性を考慮し、開所当時は土日祝日も含め午前9時から午後9時まで受け付けていた。職員の負担軽減のため、4月16日から土日祝日は午後5時まで、同月18日からは平日も終了時間を1時間早めて午後8時に変更。コールセンターには安否情報だけでなく、原発事故や仮設住宅、生活支援などに関するさまざまな問い合わせや相談が数多く寄せられた。町民に限らず、苦情の電話も多く、対応する職員の心身の疲弊は大きかった。時に1人あたり1時間以上に及ぶ相談や苦情に対応していると、限られた電話回線が埋まってしまうため、相談の電話は担当課に回されたが、どの課でも対応に追われる状況は同じだった。特に住居関係を扱う建設課などの執務室では電話がひっきりなしに鳴り、直接、出張所を訪れる町民への対応もあったため、担当者の机には折り返しの電話連絡を求めるメモが溜まっていた。

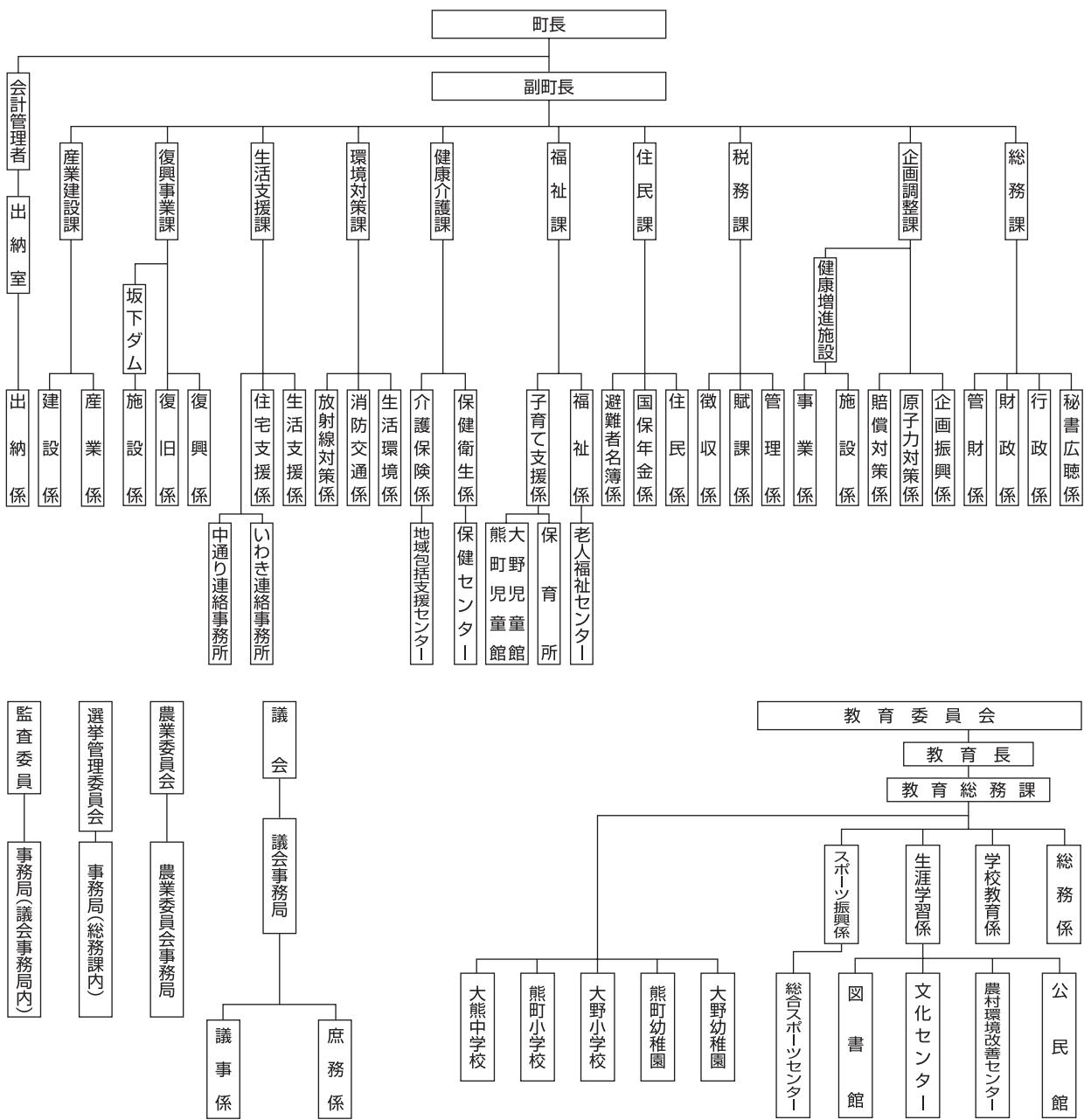
住民課では4月14日から住民票や戸籍などの発行業務を再開した。震災当時、町に住民票がなかった人が「大熊に住んでいた」と主張して転入を求めるケースが多くあったが、全町避難という異常な状況下で転入を認めるべきかどうか、通常ならば判断の根拠となるべき法律に記載はなく、国や県から規定が示されることもなく、当初は担当者が個別に判断を求められた。震災当日に町の住民票を有していたか否かが、義援金の支給など支援制度の受給に直接的に影響し、慎重ながら迅速な対応が求められた分、現場の混乱は大きかった。町民からの請求は、避難により郵送による資料申請、送付がほとんどになった。しかし、本人確認ができる証明書や返信用封筒の同封など、周知や理解が行き届かないことが多く、町民、職員双方にとって負担は増えた。その後、町は避難指示が継続する状況で町外からの転入は認められないとして、基本的に婚姻、出生による転入に限り認め、例外として、震災当時に町民だった人が避難生活の都合上、転出した場合は1回に限り再転入を認めたこととした。

国や県から被災者・避難者への支援制度が打ち出されたが、そのたびに受付などの窓口業務は避難自治体が担うことになり、職員の負担はさらに膨らんだ。

平成23年6月、町は通常なら新年度に合わせて4月に実施していた人事異動を行った。ただし、この異動は平成23年3月の定年退職者（一部は再任用）による管理職員の減少に即したもので、業務の激変に対応したものではなかった。全町避難の状況に呼応した組織再編は平成24年10月、生活環境課を環境対策課に改称し、復興事業課、生活支援課などを新設。企画調整課に賠償対策係、総務課にもそれまでなかった秘書広聴係など新しい係も加わった。平成27年1月からは震災後の膨大な業務を円滑に進めるため、副町長を2人とする体制もスタートさせた。

役場機能は、いわき市への避難者が多い状況を考慮し、平成23年10月にいわき市好間地区に大熊町役場いわき連絡事務所を設置。職員4人が配置された。いわき市への避難者の増加に伴い、連絡事務所は平成25年12月、いわき出張所に格上げされ、その後もいわき市の役場機能は継続して拡充

行政組織の改編（平成24年10月1日時点）



**証言** 福島からの転入と知っても、それをバカにする人は誰一人いなかった。福島の友達に「いじめられてない?」って聞かれて、「そういうこともあるんだ」というふうに答えていたくらい。(町民女性、転入先の県外の高校で)



いわき出張所（いわき市、当初は連絡事務所として開所）



現地連絡事務所（大熊町）



中通り連絡事務所（二本松市から郡山市へ移設）



大川原連絡事務所（大熊町）

が図られている。平成24年10月には二本松市に町役場中通り連絡事務所を開設（平成28年4月に郡山市に移転）。平成25年4月、避難指示が継続している町内に現地連絡事務所を設置し、町の役場職員OBなどが臨時職員として町内のパトロールにあたっている。平成28年4月には、町への帰還を見据え、大熊町内の大川原地区に町役場大川原連絡事務所が設置され、一時帰宅する町民に対して住民票の写しや所得証明書等の発行など、限定的ではあるが行政サービスの提供を開始。平成29年3月現在、町役場は会津若松市、いわき市、郡山市、大熊町に分散して業務を行っている。

## 避難先での選挙執行

平成23年は統一地方選挙の年であり、大熊町も4月10日に福島県議会議員選挙、9月に町長選挙、10月には町議会議員選挙を控えていた。

当時、震災の影響で職員の事務量が激増し、役場では慢性的な人手不足に陥っており、有権者の避難先も流動的に変わることで選挙が執行できる状況ではなかった。国は「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」を施行し、首長や議員の任期を延長することで、最長で12月末まで選挙日程を延期できるようにした。町は選挙執行に向けて福島県選挙管理委員会と協議を開始。有権者の負担や選挙実施にかかる経費を考慮した上で、町として初めて、県議選、町長選、町議選のトリプル選挙を平成23年11月20日に実施することを決定した。応援として東京都と青森県青森市、弘前市、むつ市、つがる市、五戸町、階上町、今別町、東通村から職員の派遣を受けた。

選挙を執行するまでの課題が、有権者の所在地の把握だった。町はすでに独自の安否情報システムで平成23年9月時点で大半の住民の避難先を確認できていた。そこで有権者全員に避難先の再確認と選挙期日等の周知のために「選挙のお知らせ」を送付。「宛先不明」として戻ってきた100件ほどについては、安否情報システム登録の電話番号に一人一人電話をかけ確認した。

町民の多くは会津若松市といわき市に避難していたため、会津若松出張所といわき連絡事務所内に投票所を設置し、被災前は6つあった投票区を1投票区に再編。会津若松市、いわき市のどちらでも投票ができるようにした。1投票区に2投票所となり二重投票の危険性があったが、2つの投票所をオンライン化しデータを共有することで解決した。

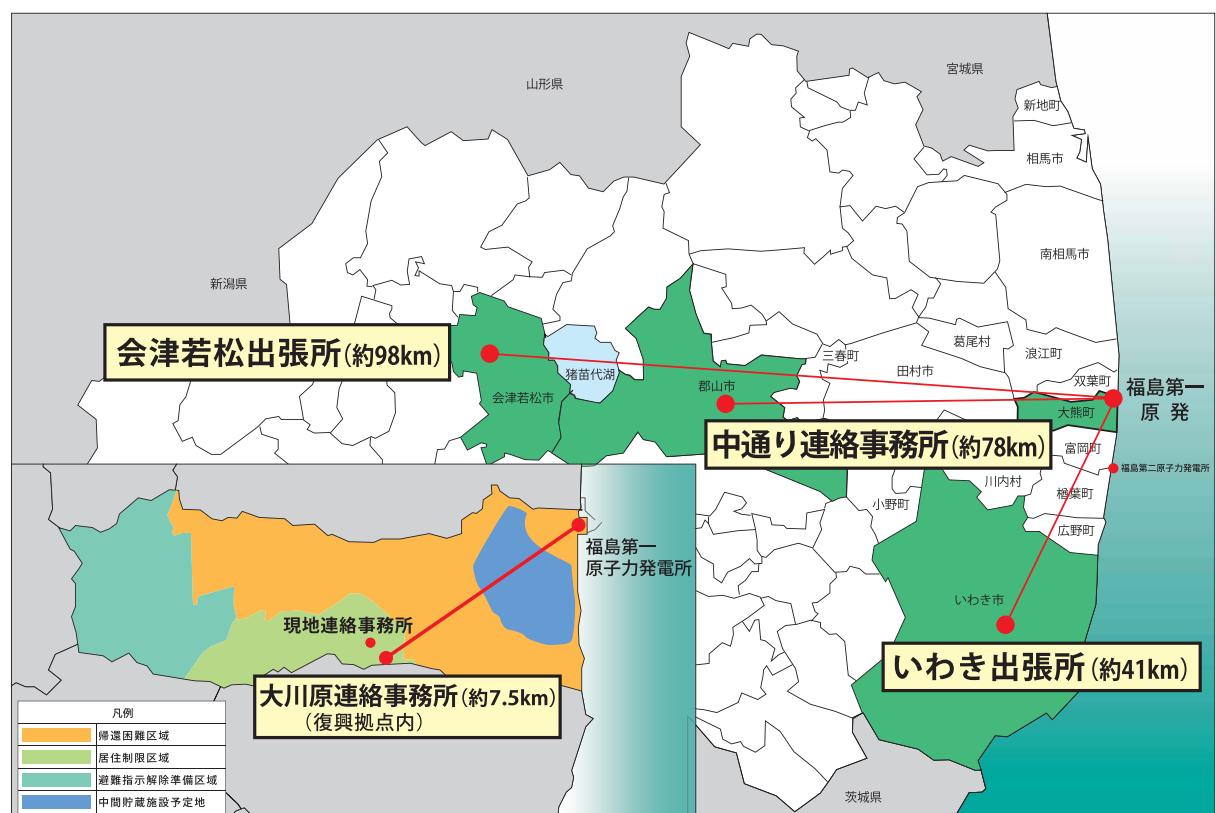
不在者投票については有権者が全国に避難しているため、多くの請求が見込まれた。選管は全世界に不在者投票の案内を送付。同封の「宣誓書（請求書）」に必要事項を記入して返送すると、選管から投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書が送られ、それを避難先の自治体の選挙管理委員会へ持参して投票するという仕組みをとった。不在者投票請求の受付、発送や受理は期日前投票システムで管理したが、これは応援のむつ市職員が仕組みを熟知しており、問題なく運用ができた。

避難状況における選挙活動は通常と大きく異なるため、候補者の主張、公約を掲載した選挙公報



3つの選挙の看板が掲げられた会津若松出張所

## 行政機能の配置図（平成29年3月時点）



を初めて発行した。各候補者には会津若松市長選と市議会議員選挙で使用されたものを参考にしてもらい、各世帯へ郵送し、町のホームページにも掲載した。

開票は会津若松出張所に隣接する体育館で行った。これまで町では使用したことのない自動読み取り分類機と投票集計システムを活用。システムは業者からの支援として借り受けしたもので、こちらも応援で来ていた青森市の職員が以前から使用しており、スムーズな開票をすることができた。最終的に投票率は68.35%となり、有権者の協力、応援職員の支援の下、無事に終えることができた。

このトリプル選挙の後も全町避難の状態で国政選挙4回と知事選、県議選、町長選、町議選をそれぞれ1度ずつ実施されたが、投票率は減少傾向にある。

## 職員の早期退職と心のケア

震災後、福島県内の自治体では早期退職する職員が相次いだ。震災と原発事故の対応に追われたことによる心身の疲弊と将来の見通しが立たないことへの不安が影響しているとみられる。町でも定年退職を含めた離職者数が平成23年度14人、平成24年度15人、平成25年度10人と、震災前の離職者数（平成21年度6人、平成22年度6人）と比較し、大幅に増加した。自治体職員で作る労働組合の自治労の調べによると、震災後、平成26年12月末までに早期退職した県内の自治体職員は少なくとも976人。福島・宮城・岩手の沿岸部を中心とした組合員を対象に行ったアンケート調査でも、「早期退職者が多いため仕事が進まない」と答えた人が福島県では19.2%と、宮城県の8.3%、岩手県の12.4%に対して高い割合となった。また「慢性的な人員不足で休暇を取得しにくい」と答えた人は、宮城県38.4%、岩手県38.6%に対して福島では49.3%と、他2県を大きく上回る結果となっただ。

町でも、職員の就労環境の改善については、一次避難所にいた時から課題に上っていた。震災発生以降、職員たちはほぼ不休で職務にあたっていた。自らの家族や友人などの安否や所在確認もままならないまま、避難所では人手が足りずに「数日は徹夜した」という職員も複数いる。田村市総合体育館に県外からボランティアに入った医師は、職員が寝食の時間も十分に取れずにいる実態を目の当たりにし、災害対策本部に「職員を休ませないと心身がもたない」と忠告している。3月下旬から、まとめた職員数が配置された避難所では交代制で半日ほど休むようになった。

会津若松市に移動してからは業務の質と量が激変。震災後の町の業務量を町の歳出決算額からみてみると、その増加率は平成24年度には震災前（平成22年度）の約8.5倍に上っている。また決算額のうち東日本大震災分が約9割を占めることから、震災後に町の業務量が飛躍的に増加したこと

## 職員数・離職者数の推移

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度(見込)
職員数 (4／1現在、三役含)	128	129	132	117	120	121	132	136
離職者数 ( )内は早期退職者数	6 (2)	6 (3)	14 (3)	15 (11)	10 (8)	6 (6)	7 (5)	6 (1)
町外出身採用者数	3	1	1	2	1	6	7	7

## 職員の心のケアアンケートの調査結果

### 高リスク者の状況

\*個人ごとにストレス統合指標（最小0～最大24点）を算出し、その得点により、高リスク者を判定しています。  
数値が高いほど状態が悪いことを示します。

高リスク者区分	高リスク者合計 (①+②+③合計)	①要注意者	②準要対応者	③要対応者	ストレス統合指標 (平均値)
定義	①要注意者、②準要対応者及び③要対応者のいずれかに当てはまる者。	ストレス症状が現れており、注意が必要。まずは本人が自分の状態確認を行うように促すため、注意喚起することが推奨される。また、症状の悪化や長期化した場合にカウンセリング等の相談機関につなぐような対応が必要。	明らかなストレス症状が現れており、深刻な者が含まれる可能性もある。カウンセリングなどを通じて症状確認をし、場合によって医療機関との連携などを視野に入れた対応が必要。	ストレス症状の程度がかなり深刻であり、医師による対応が急務。また、精神疾患が既に発症していることも考えられるため、医療機関との連携などを視野に入れた対応が必要。	ストレス反応に関する設問（12項目）から、ストレス度を総合的に算出したもの。最小値は0、最大値は24となる。 点数が高いほど状態が悪いことを示す。
判定基準 (ストレス統合指標の得点)	7点以上	7点以上11点未満	11点以上18点未満	18点以上	—
比 率	貴団体 今回 35.3%	17.3%	14.7%	3.3%	5.2
	貴団体 前回 —	—	—	—	—
	全団体 今回 25.2%	11.1%	11.7%	2.4%	4.0

[実施] 地方公務員災害補償基金によるメンタルヘルス総合対策事業

[実施時期] 平成26年11月

が分かる。町の平成21年度の職員数は128人。震災があった平成23年度は132人を数えたものの、職員定数は町の規模によって定められており、震災で業務が急増しても簡単に人手を補えない事情がある。その分、町は震災後、臨時職員の採用を増やして職員の業務負担軽減に努めている。

二次避難の直後、職員は土日祝日もなく出勤し、連日残業した。多くは自家用車を持ち出せていなかったため、町は徒歩や自転車通勤ができない職員のために宿泊施設と出張所を往復する送迎バスを出したが、残業でバスに間に合わずタクシーで帰宅せざるをえない職員もいた。職員がまとめた休日を取れたのは、4月末の大型連休からだが、この休みも担当によって取れなかった人もいる。二次避難の前後で体調を崩す職員が目立ち始め、点滴を受けながら勤務する人もいた。一方で、震災から数か月、数年を経て気力を失ってくるというケースもあった。

町では職員の健康を確保することを目的に平成24年度より地方公務員災害補償基金による東日本大震災に対するメンタルヘルス総合対策事業を導入。ストレスチェックやカウンセリング、専門家によるセミナー等が実施されている。ストレスチェックでは「どのようなストレス反応が見られるか」「ストレスの原因となっているものは何か」「周囲からのサポート状況はどうか」などの設問選択方式によりストレス度を分析していく。平成26年11月に実施されたストレスチェックでは職員全体の35.3%が比較的高いストレスがあると診断された。こうした経緯を受け、町では平成28年度に



職員憩いのスペース「ぐっちーカフェ」

町単独事業としてのストレスチェックも導入。また、「ふくしま心のケアセンター」などの外部機関による職員面談やメンタルヘルス研修会なども実施されている。平成26年7月には、町役場会津若松出張所にある「ほっとルーム」内に職員を対象とした休憩スペース「ぐっちーカフェ」も開設された。ふくしま心のケアセンターが職員の気分転換やストレス解消を図ることを目的に毎週水曜日、午後0時から午後1時までの1時間限定で運営している。

**証言** 荷物を持ってると、かえって邪魔になると思って財布と携帯だけ持って町を出た。バッグも置いて、保険証なども全部残して。(女性職員、全町避難にあたり)

## 第5章

## 市民の生活支援・再建

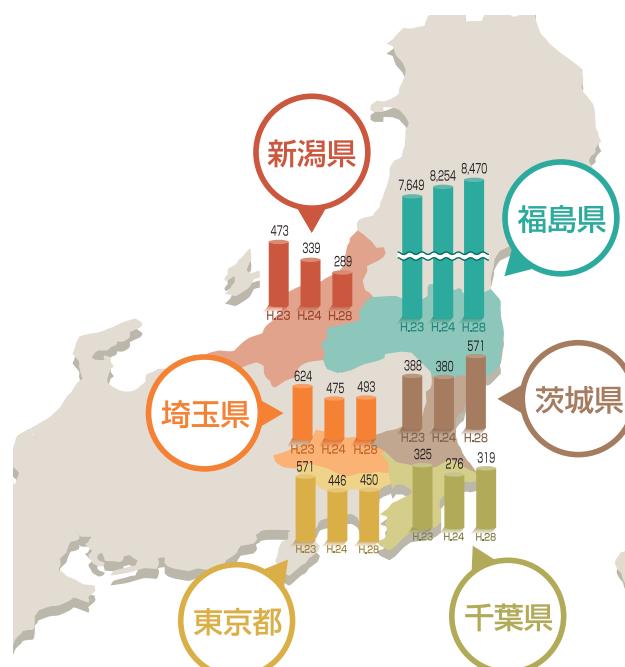
## 市民避難先分布の推移

全町避難以降、大熊町は2011（平成23）年3月11日時点の市民の避難先を集計している。それによると、平成23年8月31日時点の大熊町の避難者は1万1,492人。避難先は、福島県内が7,649人と6割以上を占め、次いで埼玉県が624人、東京都571人、新潟県473人など。海外は19人。福島県内においては、会津若松市が3,684人と最多であり、喜多方市326人、北塙原村156人と近隣地域へも広がりを見せていた。次いで震災前の生活圏に近いいわき市が1,754人、郡山市729人、福島市253人などが主な避難先となっていた。

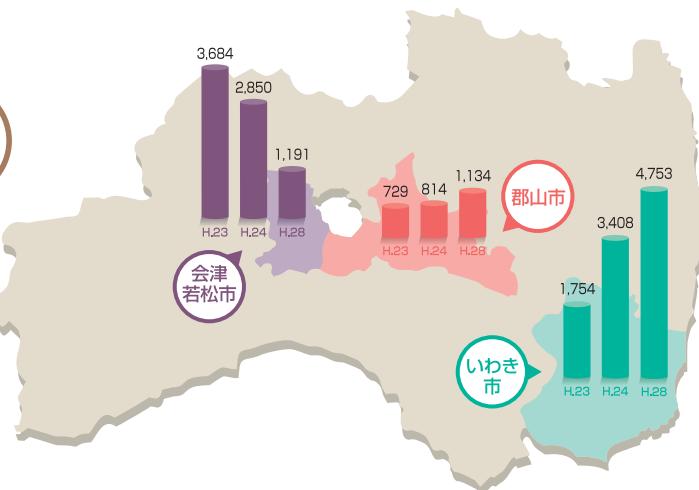
約1年後の平成24年10月31日時点では、県内を避難先とする市民は8,254人に増えた。中でもいわき市で暮らす人の数は3,408人と約1.95倍に増え、住み慣れた町に近い気候や就労の機会を求める市民の多さが見てとれる。会津若松市は2,850人と減少、近隣地域も軒並み減少している。

平成28年9月現在、町の避難者は1万1,918人で、県外避難者数は3,448人、県内は8,470人。県内では会津地方1,317人、中通り地方1,944人、浜通り地方5,209人。市町村別ではいわき市が4,753人とさらに比重を高め、次いで会津若松市が1,191人、郡山市1,134人となっている。

## 市民の主な避難先〈県外〉



## 市民の主な避難先〈県内〉



## 大熊町避難者分布の推移

## 【都道府県別】

都道府県	H23. 8.31	H24. 10.31	H28. 9. 1
北海道	52	39	46
青森県	46	30	43
岩手県	17	15	12
宮城県	155	176	262
秋田県	33	26	25
山形県	81	75	71
福島県	7,649	8,254	8,470
茨城県	388	380	571
栃木県	161	142	213
群馬県	121	103	95
埼玉県	624	475	493
千葉県	325	276	319
東京都	571	446	450
神奈川県	347	268	248
新潟県	473	339	289
富山県	9	7	6
石川県	25	16	23
福井県	45	27	14
山梨県	21	14	4
長野県	28	14	14
岐阜県	8	8	7
静岡県	50	47	41
愛知県	21	13	16
三重県	7	9	8
滋賀県	4	1	0
京都府	8	8	7
大阪府	46	32	26
兵庫県	17	11	8
奈良県	8	8	4
和歌山県	5	3	2
鳥取県	0	0	0
島根県	14	7	7
岡山県	5	1	2
広島県	10	10	6
山口県	2	3	2
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	1
愛媛県	11	4	2
高知県	0	0	0
福岡県	29	27	36
佐賀県	5	3	5
長崎県	4	2	2
熊本県	0	0	0
大分県	21	17	10
宮崎県	12	12	23
鹿児島県	4	3	4
沖縄県	6	9	9
計	11,468	11,360	11,896
海外	19	19	19
その他	5	1	3
合計	11,492	11,380	11,918

## 【福島県内市町村別】

福島県内	H23. 8.31	H24. 10.31	H28. 9. 1
福島市	253	258	276
会津若松市	3,684	2,850	1,191
郡山市	729	814	1,134
いわき市	1,754	3,408	4,753
白河市	80	58	80
須賀川市	41	40	98
喜多方市	326	153	51
相馬市	80	79	111
二本松市	48	47	40
田村市	65	64	65
南相馬市	78	159	260
伊達市	40	26	12
本宮市	38	32	33
桑折町	5	7	7
国見町	3	0	2
川俣町	4	4	1
大玉村	22	23	34
鏡石町	6	5	13
天栄村	3	0	1
下郷町	3	2	0
楢枝岐村	0	0	0
只見町	5	5	0
南会津町	3	4	4
北塙原村	156	1	0
西会津町	5	5	1
磐梯町	1	0	6
猪苗代町	23	2	13
会津坂下町	15	10	21
湯川村	0	0	3
柳津町	2	1	0
三島町	3	2	1
金山町	2	2	1
昭和村	0	1	0
会津美里町	33	26	25
西郷村	24	32	20
泉崎村	1	0	13
中島村	3	3	1
矢吹町	14	17	20
棚倉町	4	5	1
矢祭町	2	0	0
塙町	8	10	4
鮫川村	0	0	0
石川町	5	9	6
玉川村	5	5	1
平田村	9	7	2
浅川町	13	7	9
古殿町	4	6	8
三春町	19	20	51
小野町	13	12	12
広野町	4	17	50
楢葉町	1	0	0
富岡町	0	0	0
川内村	3	3	9
大熊町	0	0	0
双葉町	0	0	0
浪江町	0	0	0
葛尾村	0	0	0
新地町	6	13	26
飯館村	1	0	0
合計	7,649	8,254	8,470

証言 30年くらい前にリターンしてきたとき、原発があるから仕事があるんだろうと思えたことが大きかった。仕事がなければ町には戻ってこられなかった。(町民男性)

## 住まいの支援

町が会津若松市に拠点を移した平成23年4月当初、町とともに移動した町民約3,000人は市内や周辺自治体のホテル、旅館に入った。町民の宿泊費、食事代の負担はなく、宿泊施設には県から1人あたり1日5,000円が支払われた。会津地方の60を超える各施設の部屋の割り振りは町に任せられたが、職員にとって土地勘のない会津地方で、交通環境やバリアフリー設備の有無など各施設の状況も分からず、世帯の人数と部屋の大きさで判断することしかできなかった。結果として、会津に移った後、町民からの要望や問い合わせ、苦情が相次いだ。

旅館、ホテルを含めて住まいの調整を担ったのは主に建設課と生涯学習課、農業委員会、産業課の職員だった。「病院の近くに移してほしい」「同年代の子どもがいる旅館に移りたい」「知り合いがいるホテルに移りたい」などの移動希望に加え、県内外の避難先から新たに会津地方への避難を希望し、ホテルや旅館の割り当てを望む人も続出した。「食事の量が極端に少ない」「カビや虫が多い」「ペットを連れて行きたい」などの施設に対する要望や苦情も町に寄せられた。職員は宿泊施設と交渉し、可能な限り施設の移動や部屋の交換に対応。施設設備についても自ら確認しに行き、生活が困難と認められた場合は移動させた。一方で、自らアパートなどを見つけて退居する人も出始め、各施設の避難者数は常に変動していた。

問い合わせは宿泊施設側からもあった。「町民の退居により空き室が出たが、町のために確保しておくべきか」という問い合わせや、町民の移動について「出て行ってもらっては困る」という苦情もあった。ただ平成23年夏ごろになって、震災後に激減していた会津地方への観光客が少しづつ戻り始めると、宿泊施設側から二次避難所の閉鎖時期について提案されることが増えてきた。職員は町民の意見を聞いて他の宿泊施設への割り振りを進めつつ、行き先の決まらない町民がいる限り



多くの町民の二次避難所となった東山温泉

は施設に延長を求めた。最終的に平成23年12月末までにすべての旅館・ホテルから町民が退居している。

また、田村市などの避難所に残った町民は、田村市の就業改善センターに集約され、17世帯42人が避難生活を送った。入所者数は徐々に減り、8月8日にセンターは避難所としての役目を終えている。

一方、東日本大震災における応急仮設住宅は、災害救助法に基づくプレハブ型仮設住宅と、アパートや空き家など民間賃貸住宅を利用した借り上げ型仮設住宅の2種類がある。当初、県はプレハブ型仮設住宅の建設のみを考えていたが、避難の長期化が目されるようになると、住まいの数量確保とスピードを重視し借り上げ型を優先。県の方針を受け、町は平成23年4月21日、会津若松市と喜多方市の県営住宅と借り上げ住宅計約270戸の入居申し込みを開始した。入居費は無料で、1Kは1人か2人、2DKは2~3人以上など部屋の広さや間取りによって入居人数の基準があった。75歳以上の高齢者、重度の障がいなど体が不自由な人、妊婦や3歳未満の乳幼児、3歳以上15歳未満の子どもが3人以上、通学が困難な高校生がいる世帯は優先された。職員が申請書を見て優先度を判断したが、介護度や障がいの程度、子どもの状況などを記入された文字情報だけで見極めるのは難しかった。また、一戸建て住宅での暮らしに慣れている町民のニーズに合った物件を提供することも難しかった。4月下旬には、自らアパートや家を探して生活を始めた人に対しても、家賃6万円（5人家族以上は、9万円）を上限に借り上げ扱いとする県の方針が示された。

プレハブ型の仮設住宅は、5月17日に入居の募集が始まった。最初の町民向け仮設住宅は5月29日に完成した「東部公園応急仮設住宅」（会津若松市）で、6月21日から入居が始まった。その後、平成24年12月26日までに会津若松市内に12か所、いわき市内に7か所、計1,474戸分の仮設住宅が建設された。仮設住宅の建設にあたっては、会津若松市では市側の協力を受けて、建設場所は比較的スムーズに決まったが、いわき市は大熊町民以外にも多くの避難者を抱えていたこともあり、町が自ら土地を探し、所有者から了解を得る形になった。いずれのケースも建設場所周辺の住民を対象に住民説明会が開かれている。

入居にあたっては、5月の募集を前に行行政区長会を開き、コミュニティの維持を目的に行行政区単位での入居を申し合わせた。どこの仮設住宅にどの行政区が入るかは、仮設住宅の規模と行政区の住民数も関係したが、基本的には行政区長によるくじ引きで決定された。くじの結果によって、完成が遅い住宅に当たれば入居を待たざるをえず、町民からは不満も出たが、その後、長期化する避難生活の中で、行政区単位での入居は住民同士のつながりを維持し、安心感をもたらすことになった。ただし、いわき市の仮設住宅については、就業等の理由でいわき市に移らざるをえない人が大半を占めたため、行政区単位での入居はしていない。

会津若松市内の仮設住宅の入居行政区は以下のとおり。

松長近隣公園：熊1区、熊2区、野上1区、下野上2区、大野1区、小入野地区

河東学園：下野上1区、町地区

**証言** 非常用の冷却装置が動かないという訓練の想定は最悪に近いものだったと思う。ただし、その先がなく復旧してしまう。  
一方で復旧しないとしたら原発半径何km圏内の避難を想定するのか。結果論で言えば確かに十分じゃなかった。でも當時、あれ以上できたのかと言うと、できなかっただと思う。(男性職員、震災前の防災訓練について)



会津若松市内で最も早く完成した東部公園仮設住宅

扇町一号公園：大川原2区、夫沢1区、町地区

亀公園：野馬形地区

松長五号公園：大川原1区

みどり公園：大川原1区

扇町五号公園：野馬形地区、小入野地区

第二中学校西：野馬形地区

東部公園：下野上1区、大野1区

城北小学校北：中屋敷地区、下野上2区、大川原1区

河東町金道地区：下野上3区

一箕町長原地区：夫沢3区、熊3区、大和久地区、熊川地区

仮設住宅の仕様は当初、全戸統一で2K・29.7m<sup>2</sup>（9坪）が基本とされ、例えば4人家族なら2部屋割り当てるなどの調整がされたが、後から建設されたものについては、独居用1K～1D K、4人家族用2LDKなど、間取りに幅がもたれるようになった。ペットの飼育に関しては大熊町民用の仮設住宅の場合はいわき市の1か所を除き、すべてペット可とした。基本設備以外に、風呂の追い炊き機能や畳、物置、エアコンの増設など、実際に入居を始めつつ、必要性が認められたものについては町として県や国に要望し追加された。

避難の長期化に伴い、町民の避難先での生活再建は進んでいる。仮設住宅の入居率は平成24年10月時点では会津若松、いわき両市の合計で平均89.5%と高かった。平成29年1月末現在、プレハブ型仮設住宅の入居戸数は492戸で入居率は37.6%。会津若松市では156戸、入居率22.8%まで減り、平成28年度までに6か所の仮設住宅が撤去されるなど集約も進んでいる。いわき市は336戸で入居率53.9%。

原発事故の避難者対象の復興公営住宅の建設・入居は県の事業として進められ、平成28年11月までに県内11市町村で525戸、921人の入居または入居予定となっている。災害救助法に基づくプレハブ型応急仮設住宅の供用期間は最大2年3か月。復興公営住宅の建設にあたっては用地確保の遅れが目立ち、仮設住宅の供用期間を大幅に超えて入居を続けざるをえない状況が続いている。

## 情報発信、コミュニティの維持

各地に分散した町民への広報やコミュニティの維持は、避難直後からの課題だった。

平成23年3月12日の全町避難以降、町が職員を配置した田村市、三春町、小野町、郡山市の一次避難所では、各避難所の職員が田村市総合体育館で災害対策本部会議に参加したり、本部からの連絡員が本部資料を各避難所に届けたりして情報共有を図っていた。4月上旬、会津若松市に行政機能を移転することになると、町民の避難先は県が手配した会津地方の旅館、ホテルだけで60か所を超える、情報提供と町民からの要望聞き取りを目的に、職員が連絡員として、各宿泊施設を巡回した。

連絡員は2人一組で宿泊施設を回った。出張所から遠いホテルは車で1時間以上かかる。避難先に自家用車がなく、出張所に自ら出かけていくこともままならない町民たちは、訪問してきた職員

に質問や要望をぶつけた。仮設住宅の入居時期や一時帰宅の開始時期、今後の町の方針など、町民の関心の多くは今後の見通しにあったが、町の一存で決められるような施策は当時ほとんどなく、連絡員がその場で回答できることは少なかった。職員が複数班で毎日避難所を回っても、各避難所に顔を出せるのは1週間に2度程度にならざるをえず、施設ごとに自治会を立ち上げもらい、代表者と町が必要に応じて電話や対面でやりとりすることで、町と町民の情報交換の円滑化を図った。自治会は宿泊施設とも協議しながら、避難生活を送る上でのルール作りなどに取り組んだ。

町の方針とは別に、独自に避難している町民への情報発信はさらに難しかった。町は一次避難中にブログを開設し、町の方針や支援情報、町長のあいさつなどを更新していたが、ブログそのものの周知が行き渡っていたとは限らず、また高齢者などインターネットへのアクセスができないケースも予想された。報道による周知を図ったが、町の情報を報道を介して知ることに抵抗を感じる町民もあり、町には「町の説明より報道が先行している」という苦言が寄せられた。また、物資の配布など主な支援の拠点は出張所であったため、特に県外の避難者からは情報提供や支援制度に対する不公平感を訴える声もあったが、改善は難しかった。

町の広報誌は、平成23年6月1日号から発行を再開した。7月以降は月に2回の発行とし、町長のあいさつのほか、一次立ち入りや保険証再発行などのお知らせ、各課の問い合わせ先電話番号などをまとめた。6月1日号は全4ページの簡易版だったが、徐々にページ数は増え、平成24年3月1日号では10ページまで回復した。



会津若松市内の町民憩いの場として開設した「ゆっくりすっぺ」

につれ、ゆっくりすっぺの利用者は減少。平成28年4月からは出張所内に場所を移し、料理教室など町民活動の拠点となっている。

プレハブ型の仮設住宅への入居が始まると、各仮設住宅で自治会の立ち上げがなされた。早いところでは平成23年7月に1回目の会合が行われている。行政区単位での入居を進めたため、行政区長が仮設住宅に入居する場合は自治会長を兼務する例も多かった。自治会は、町からの情報ちらしの配布や仮設住宅内の巡回、集会所の運営、住民からの苦情・要望対応などにあたり、毎朝のラジオ体操を日課にするなど独自の取組で避難先でのコミュニティの形成を図るところや、地域の清掃

**証言** 24時間体制の避難所運営で私が全然眠れないでいると、生徒の安否確認に来た他市の高校の先生が見かねて「このくらい、やっておくから寝て」と避難者の名簿作りを手伝ってくれた。名簿を仕上げて「大体生徒の安否も分かったから」と帰って行った。(男性職員、一次避難所)

福島第一原発、立地町から

活動に積極的に参加し避難先との交流を進める所もあった。ただし、避難生活の長期化に伴い、退去者が増えるにつれ、仮設住宅を基盤にしたコミュニティの維持は難しくなっている。

町民の絆の維持、生きがい作りを目的に平成27年から始まったのが、会津地方の郷土玩具の起き上がり小法師に町のキャラクターであるクマの「おおちゃん」の姿を絵付けした「おおちゃん小法師」の作成だ。デザインは約200点の応募の中から、大熊中学校の生徒の案を採用し、町民の有志が絵付けしている。完成品は震災後、町に義援金や支援物資を送ってくれた人々への感謝の品としてプレゼント。平成27年3月から4月にかけてイタリア・ローマで開かれた「東日本大震災復興支援・起き上がりこぼしプロジェクト」ローマ総合展にも出展された。絵付け会は町民同士が顔を合わせる機会となっている。平成28年からは販売も開始している。



震災後につくられた「おおちゃん小法師」

## 産業／雇用対策

原発事故により、多くの町民が職を失った。平成23年6月に行われた第1回町民アンケート（回答数3,419件）によれば、震災時に会社員だった町民の割合は40.4%から23.6%に、自営業は12.9%から2.4%に、パート・アルバイトは11.1%から3.2%に激減している。無職の割合は、震災前には27.1%だったが、アンケート時には44.6%に激増。今後の生活設計について、「当面は避難先で貯金や（東電による）仮払賠償金で生活しながら様子を見る」とした町民が52.7%と半数以上を占め、「当面は避難先でアルバイトやパートをする」「当面は避難先で仮の事業を始める」を合わせると、帰町を望みつつ様子を見ようとする町民が62.3%に上った。また、賠償の方針が定まらない中、「事業資金のめどが立たない」「避難先での職／事業（開始のめど）が見つからない」「避難先での当面の仕事／事業場所が見つからない」「避難の期間がわからぬので何をするのか決められない」という事

### 震災前の職業と震災後の職業

震災前		
選択項目	回答数	構成比
学生	22	0.6%
会社員	1,380	40.4%
自営業	442	12.9%
パート、アルバイト	379	11.1%
公務員	129	3.8%
団体職員	74	2.2%
無職	927	27.1%
無回答	66	1.9%
計	3,419	100%



震災後		
選択項目	回答数	構成比
学生	19	0.6%
会社員	807	23.6%
自営業	81	2.4%
パート、アルバイト	108	3.2%
公務員	99	2.9%
団体職員	44	1.3%
無職	1,526	44.6%
無回答	735	21.5%
計	3,419	100%

「大熊町復興計画町民アンケート調査票」集計表（平成23年6月）より

情が町民の就労を阻んでいた。

当時は当面の生活資金として、4月のうちに国義援金1世帯あたり35万円と県義援金5万円の申請が開始されていた。その時点で、東電による賠償方針は未定だったが、まず「仮払い」とし、1世帯あたり100万円（単身世帯は、75万円）を支払う方針が打ち出されていた。

平成25年度のアンケートでは、無職率こそ38.8%と減少したが、60代以上の約50%が無職という回答をしている。農・林・畜産業から他の業種に転職した町民も多く、建設業の割合が最も高い24.1%、次いで電気・ガス・水道業が16.0%となっている。これは、復興事業の進捗とリンクする。平成27年度においては、農・林・畜産業を営んでいた人のうち休業している割合が42.9%と悪化。第一次産業に従事していた人ほど避難先での事業再開に苦しんでいることが分かる。

農業の復興を巡っては、平成25年度からは帰還困難区域である下野上清水で36m<sup>2</sup>、平成26年度からは居住制限区域である大川原南平で776m<sup>2</sup>の試験田を作る取組が実施されている。帰還困難区域である下野上の試験田は、除染していない水田で土壤中のセシウムがどの程度作物に移行するかという調査的な側面が強い。一方、居住制限区域である大川原の試験田は、帰還に向けていずれ実証田に切り替え、避難指示解除後の作付けが可能であることを周知していく考えだ。平成28年で3回目の収穫を迎えた大川原の試験田では、収穫された米から摂食の放射線基準となる1kgあたり100ベクレル（Bq/kg）を超えるものは検知されなかった。また、平成26年8月には、除染を終了した農地を保全・管理する組織である大熊町農業復興組合が発足。居住制限区域と避難指示解除準備区域の水田について、年2回の草刈りと年3回の耕起を実施している。

大熊町商工会の会員数は、震災の前後で大きくは変化していない。大熊町商工会によると、平成28年4月の時点で事業再開を遂げた事業者数は161社59.6%（平成28年10月現在）。場所はいわき市が多いが、これから事業の再開を希望する会員には双葉郡での再開を望む事業者も多く、町内での事業用地整備への期待は高い。



試験田で育てた稻を刈り取る農業関係者

**証言** 別の避難所にいる子どものことが心配だった。非常に常に側にいれず、周囲にいる知人から子どもの状況を聞くしかないのがつらかった。（女性職員、一次避難中）

## 第 6 章

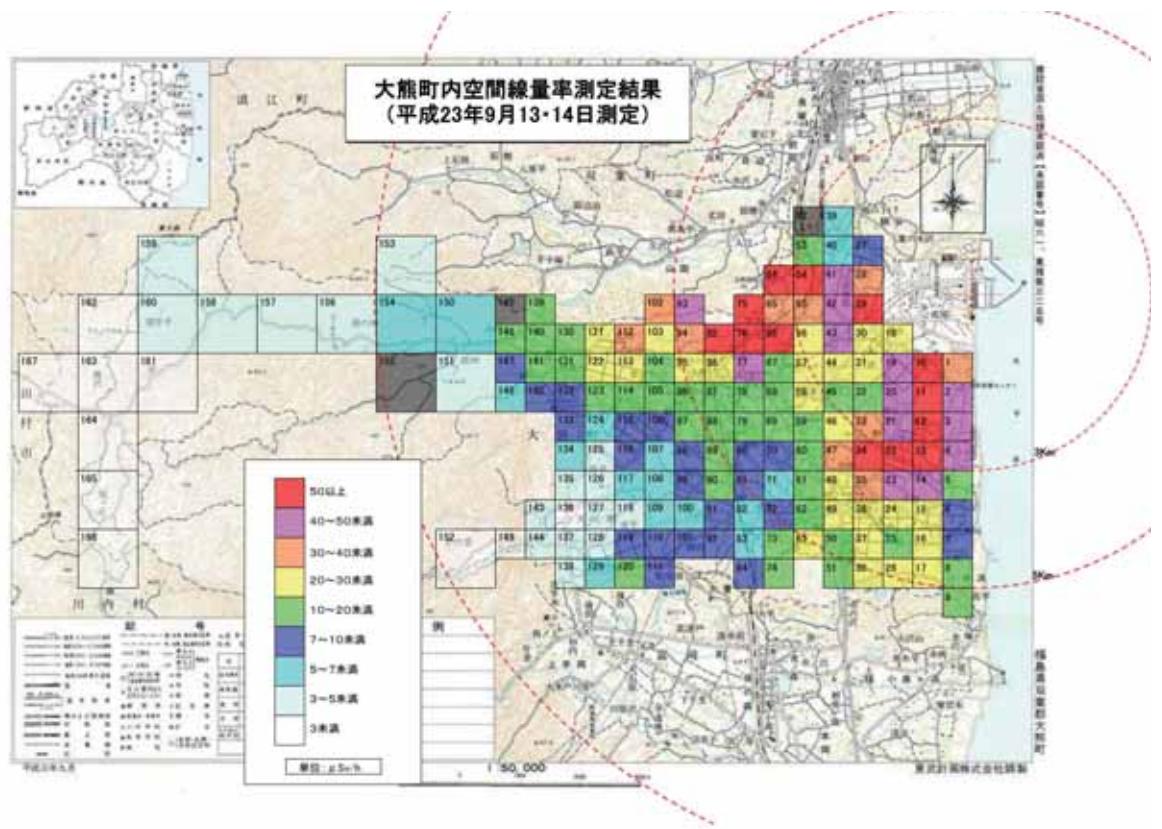
## 区域再編と除染

## 町における放射性物質による汚染の状況

東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の事故直後に環境中に放出され、汚染の原因となった放射性物質は主に放射性ヨウ素と放射性セシウムである。放射性ヨウ素は半減期が約8日と短いヨウ素131が主であり、自然減衰により現在では空間放射線量への影響はほとんどみられない。原発事故で放出された放射性セシウムには半減期が約2年のセシウム134と約30年のセシウム137があり、2017（平成29）年3月現在、町内の放射性物質による汚染は主にセシウム137によるものだ。なお、現在その処理が問題となっている汚染水などは、上記の放射性物質の他、大量のトリチウムや放射性ストロンチウムなどを含む。

大熊町では、2011（平成23）年5月に町内11か所の土壌を採取するなど、放射性物質による汚染の実態調査を実施している。その結果、セシウム134と137の放射能の合計は大川原西平の1か所を除くすべての計測地点で1kgあたり2万ベクレル（以下、Bq/kg）を超えるうち1か所では120万Bq/kgという値が計測されている。

町内の空間線量率は、国や県、東京電力によって定期的に測定されているが、町全域を対象とし



たデータが少ないため、平成23年9月より町内167か所で、町職員が半年ごとに地上高1mでの空間線量率を測定している。平成23年9月13、14日に実施した1回目の測定では、最も低い値は町西南部の川内村との境（①）で毎時0.89マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）。最も高かったのは福島第一原発の西約3km地点（②）の103.66  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  だった。特に福島第一原発から5km圏内では50  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  を超える極めて高い値が散見され、町内の放射性物質による汚染の深刻さが浮き彫りとなつた。平成24年9月の計測では①0.62  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、②71  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  と30%前後の低減を確認。さらに平成25年9月の測定では①0.43  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、②54.6  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  の結果となった。低減は放射性物質の自然減衰が大きな要因だが、この時点でも、国の設定した避難指示区域の基準である年間被ばく線量20ミリシーベルト（以下、mSv）を超える放射線量を示した地点は計測した167か所中104か所確認された。国が最終的な目標としている年間被ばく線量1mSv以下の地点はなかった。

## 年間積算線量限度と避難指示区域の設定

町にとって除染は、復旧・復興における最重要課題の一つだ。町の避難指示区域の変遷及び除染の進捗状況を記す上で、その前提となる放射線について簡単に解説する。

放射線にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線などがある。今回の原発事故で放出されたヨウ素131、セシウム134、セシウム137はいずれも崩壊に伴いガンマ線とベータ線を出すが、現在、空間線量率として測定されているのは主にガンマ線である。これらの放射性物質が放射線を出す能力や、人に対する影響を表す単位としてベクレル（Bq）やシーベルト（Sv）がある。ベクレ

国際放射線防護委員会(ICRP)の公衆被ばくの考え方と  
避難指示区域について(概念図)



**証言** ずっと風向きは気になって空を眺めていた。午後2時半を過ぎ、町民の避難がほぼ完了し、「ペント前でよかった。逆に言えばペントせずに済んでいるのかな」と思っていた。ペントをしたという情報が入って来なかつたから。(男性職員、全町避難にあたり)

福島第一原発、立地町から 103

ルは放射性物質が1秒間に崩壊する個数を表す。土壤や水に含まれる放射性物質の量を表すために使われることが多く、数値が高いほど多くの放射性物質が含まれていることを示す。これに対してシーベルトは、放射線によって受ける人体への影響の程度を表しており、この数値が高いほど人体への影響は大きい。

放射線を受けることを「被ばく」というが、体の外にある放射性物質から放射線を受けることを外部被ばく、体の中に取り込んだ放射性物質から放射線を受けることを内部被ばくという。放射線が人体に及ぼす影響は、外部被ばく、内部被ばくに関わらず総被ばく線量による。放射線は自然界にも存在し、日本での自然放射線による被ばく線量は1人あたり年間平均1.5mSvといわれている。

国は、国際放射線防護委員会（以下、ICRP）の勧告に基づき、自然放射線と医療での被ばくを除いた平常時における一般公衆（放射線業務従事者を除く）の年間被ばく線量の限度を1mSvとしている。しかし、放射性物質の放出・拡散による汚染が発生した場合、ICRPでは緊急時の放射線防護対策の目安として、状況に応じた線量の設定を勧告しており、今回の福島第一原発事故のような緊急事態においては、年間20～100mSvの間に放射線防護の基準を設定するように勧告している。

平成23年3月11日から12日にかけ、国は、福島第一原発の半径3km、10km、20km圏内と範囲を拡大しながら避難指示を発令。町は全域が避難指示区域に該当した。しかし、指示に法的な拘束力はないため違反しても罰則はなく、町に入る道路が封鎖されたわけでもなかった。そのため、避難時に持ち出せなかつた貴重品などを取りに行ったり、置き去りにした家畜、ペットの世話をしたりするため、町に入る住民が相次ぎ、住民の被ばくや避難先での汚染拡大が懸念された。また、無人となった町内では空き巣による被害も発生していた。町をはじめとする避難自治体や県は、安全確保と防犯の観点から災害対策基本法に基づく警戒区域の早急な設定を国に要請。国は平成23年4月22日、福島第一原発の半径20km圏内を警戒区域に設定した。さらに、ICRPの勧告を参考に、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の2つの避難指示区域を新たに設定した。

### ■ 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図



- 警戒区域…福島第一原発から20km圏内で例外を除いて立ち入り禁止となる地域
- 計画的避難区域…福島第一原発から20km圏外で1年間の積算線量が20mSvに達するおそれがある地域。設定から1か月をめどに避難することが求められる。
- 緊急時避難準備区域…福島第一原発から20～30km圏内で緊急時に屋内退避や避難が行える準備を

### ■ 帰還困難区域等への一時立ち入り実績

巡回	マイカー立入り			専用バス立入り			合計		業者帶同		車持出し			
	立入世帯数	立入人数	立入台数	立入世帯数	立入人数	バス台数	立入世帯数	立入人数	業者人数(内数)	立入世帯数	立入人数	持出台数	持出不可	
一巡回	—	—	—	3,525	5,683	328	3,525	5,683	—	—	1,053	1,059	1,021	32
二巡回	3,265	7,495	3,265	210	308	40	3,475	7,803	—	—	134	139	129	5
三巡回	2,944	6,936	2,987	162	234	23	3,106	7,170	39	64	9	9	8	1
四巡回	2,533	6,328	2,606	98	148	15	2,631	6,476	33	73	—	—	—	—
五巡回	2,258	5,621	2,311	79	119	13	2,337	5,740	22	46	—	—	—	—
六巡回	2,000	4,815	2,049	77	114	13	2,077	4,929	20	46	—	—	—	—
七巡回	1,735	4,275	1,769	83	116	14	1,818	4,391	20	47	—	—	—	—
25年度	8,710	20,573	8,840	253	347	85	8,963	20,920	93	190	—	—	—	—
26年度	7,422	17,182	7,545	215	303	89	7,637	17,485	114	241	—	—	—	—
27年度	6,563	14,972	6,719	129	179	57	6,692	15,151	140	383	—	—	—	—
計	37,430	88,197	38,091	4,831	7,551	677	42,261	95,748	481	1090	1,196	1,207	1,158	38

※一巡回：H23.5.10～9.9 二巡回：H23.9.19～12.24 三巡回：H24.1.29～4.22 四巡回：H24.5.19～7.15 五巡回：H24.8.25～10.13  
六巡回：H24.11.3～12.15 七巡回：H25.2.13～3.24 25年度：H25.4.24～H26.3.30  
26年度：H26.4.25～H27.3.29 27年度：H27.4.18～H28.3.31

しておくことが求められる地域

- 特定避難勧奨地点…年間積算線量が20mSvに達するおそれがある地域。妊婦や乳幼児などの避難を促した。

町は全域が警戒区域となった。

### ■ 一時立ち入りの実施

国は4月22日の区域設定に伴い、警戒区域への住民の一時立ち入りを実施することとした。国は立ち入りにあたり▽原則1世帯1人（安全上の理由等により首長が認めた場合は2人まで）▽福島第一原発から3km圏内と津波被災エリアの除外▽食料や家畜の持ち出しが不可――などの基準を打ち出した。

立ち入りの開始にあたっては、国、県、避難自治体の関係者が集まり、立ち入りの方法を協議した。立ち入りを希望する住民は「福島県警戒区域一時立ち入り受付センター」に事前申請し、県は各避難自治体に申請状況を送付、各自治体が県の情報に基づき住民の立ち入り日程を組むという段取りとなった。立ち入り当日は警戒区域外に設置された中継基地に集合。緊急時のヨウ素剤服用可否など問診票への記載、防護服の着用、線量計とトランシーバーの貸与など手続きを経て、専用のバスに分乗し、各自宅近くの「集合場」で降車する。立ち入りによる被ばく線量を1mSv以下に抑えるため在宅時間は2時間とされ、持ち出せる物も1世帯あたり支給されたビニール袋（70cm×70cm）1枚分に限られた。中継基地に戻ると、身体と持ち出した物の放射線量検査（スクリーニング）が実施され、10万カウント毎分（以下、cpm）を超える汚染が確認された場合は除染、それでも数値が低減しない物は破棄となつた。

大熊町では町民の申請漏れを懸念し、県の受付センターへの申請に加え、町として対象の3,955

**証言** 町民の方からは、福島第一原発や町の状況について毎朝説明してほしいと言われた。「何もないならないでいいから、役場からの声を聞きたい」ということで、特別な情報がなくても災害対策本部からの連絡はすべて知らせるようにしていた。(男性職員、一次避難所で)

福島第一原発、立地町から 105

世帯に希望調査票を送付。センターと町に寄せられた申請を基に、行政区ごとに希望町民を班分けし、立ち入り日を決定すると全対象者に電話で日程を通知した。1回の立ち入り人数や輸送バスの台数に限りがあるため、全町民が一斉に立ち入るわけにはいかず、後の方に日程を組まれた町民から不満が寄せられたほか、「自分の家に立ち入るのになぜ許可が必要なのか」という声も多かった。

立ち入りは5月10日から、比較的対象者が少ない避難自治体から順次実施された。それに先立つ同月3日、国の原子力災害現地対策本部は避難自治体職員などを集めて「予行演習」を実施。川内村の村民体育センターを中継基地とし、参加した約50人が防護服などを着用し、マイクロバス3台で大熊町へと向かった。町役場や役場職員の自宅などで行われた演習はおよそ2時間。周辺の放射線量の状況や無線などの通信状況などを確認した。後に実施された車の持ち出しに備え、放置された車のバッテリーの調査も行われた。演習を終えた参加者で除染が必要な人はなく、持ち出された物からも基準値を超える汚染は確認されなかった。

大熊町への立ち入りは同月29日から開始予定だったが、台風の影響で6月4日に延期された。この日、中継地点の田村市古道体育館から、55世帯97人の町民が町へ向けて出発した。立ち入りにあたり、町は「一時立ち入りに参加する皆さまへ（お願い）」として、立ち入り中は飲食ができないことなど注意点を記した文書を対象者に送付。福島第一原発3km圏内の住民に対しては、今回、安全上の理由から対象外になったことに理解を求める文書を出した。

一方、JAふたば（当時）は建物更正共済加入者に対し、立ち入りを利用して建物や家財の損害を確認すれば、自己申告で共済金を支払う特例措置を行うと通知。東北電力は、漏電による事故や火災などを防ぐために自宅のブレーカーを下げるよう依頼する文書を出した。環境省と県は立ち入り申請の際にペットの情報も申告するよう周知。個人のペット持ち出しは禁止したが、犬と猫に限り、飼い主が立ち入りの際につないだり、キャリーバッグなどに入れたりして屋外に置いておけば、後に同省や日本獣医師会などによるペット保護班が救護するとした。ペットは人間と同じ基準によるスクリーニングが行われた後、シェルターに収容。一巡目の活動では9市町村で犬300匹、猫191匹が保護された。平成23年9月に、自家用車での一時立ち入りが認められてからは住民によるペット持ち出しも可能となり、専用のスクリーニングラインも整備された。

要望の強かった自家用車の持ち出しは、福島第一原発3km圏内を除き、平成23年6月2日から実施されている。持ち出せる自動車は1世帯1台で、JAFが同行してバッテリーの上がりや給油不足に対応した。ただしJAFの応急処置は1台あたり10分以内で、時間内に処置できない車は持ち出しきれなかった。回収後は車列を組んでスクリーニング場に向かい、必要に応じて除染された。

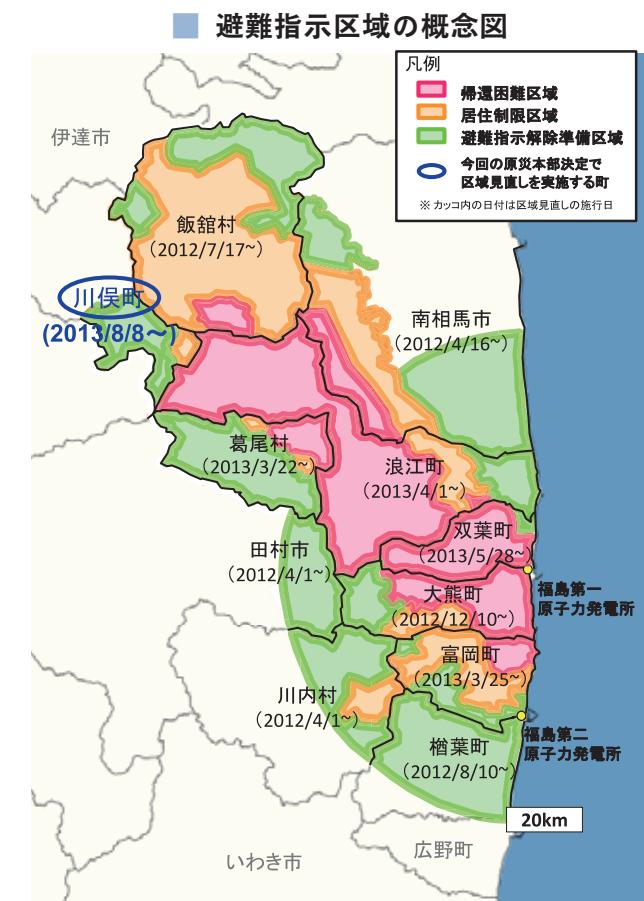
福島第一原発3キロ圏内の一時立ち入りも8月26日によく実施に至り、平成23年9月9日まで行われた一巡目の一時立ち入りで、3,525世帯5,683名が町に入り、1,021台の自家用車が持ち出された。その後、平成24年12月10日に警戒区域が再編されるまで計6回の一時立ち入りを行った。二巡目以降は避難者の希望を踏まえ、バス以外に自家用車での立ち入りが可能になり、車に積める分の荷物の持ち出しが可能になったほか、除染の基準は原子力安全委員会の助言により1万3,000cpmに変更されている。四巡目からは、避難自治体の負担を軽減するため、国が一次立ち入り受付コールセンターを設置し日程調整までを担っている。また、企業や行政などが職務上必要な物を持ち出すための公益のための一時立ち入りは住民に先駆けて平成23年5月8日から随時実施されている。事業者は各避難自治体に申請し、市町村は目的を確認。防護服や線量計などの装備は事業者が用意した。

## 警戒区域等の見直しと避難指示区域の再編

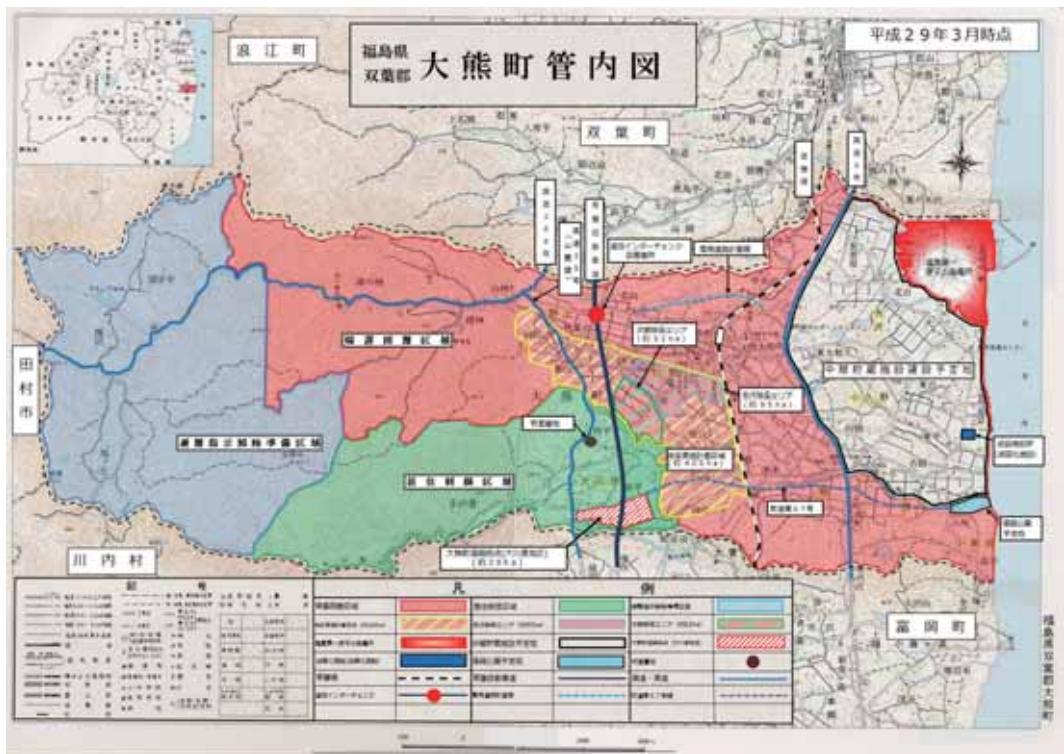
平成23年12月、国は福島第一原発の原子炉について「冷温停止状態」となり、「発電所の事故そのものは収束に至った」と発表。国の原子力災害対策本部は警戒区域と計画的避難区域を見直す環境が整ったとして、同月26日、年間積算線量に応じて、平成24年3月末をめどに両区域を▽避難指示解除準備区域（20mSv以下）▽居住制限区域（20mSv～50mSv）▽帰還困難区域（50mSv以上）に再編する方針を決めた。避難指示解除準備区域と居住制限区域では、住民の一時帰宅（宿泊は禁止）やインフラ復旧などのための一時立ち入り、通過交通が認められる。さらに両区域では将来的な住民の帰還を見越して、除染の実施やインフラ復旧・整備の検討が明示された。一方で、帰還困難区域については5年を経過しても年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがあるとして、少なくとも5年間は住民の立ち入りを厳しく制限するとし、除染の方針も示されなかった。また、区域の再編は東京電力による損害賠償のあり方に影響するが、財物などの主だった賠償指針はこの時点で定まっていなかった。

大熊町の場合、線量による線引きで3区域に分断され、町土の約60%、居住人口が90%を超える地域が帰還困難区域に該当した。町は除染の計画や賠償の方針が示されないままの再編では、生活再建や町の復興が見通せず、町民の納得は得られないとして、除染と賠償の道筋を早期に提示するよう国に要望。文部科学省が所管する原子力損害賠償紛争審査会は平成24年3月、3区域の事情を踏まえた賠償の方針を発表した。

町は、区域再編に伴い生じる課題について検討。町民によって一時帰宅の頻度や賠償額に差が出てしまうことや、たとえ居住制限区域、避難指示解除準備区域で除染が進んでも、町中心部を含む居住地のほとんどが帰還困難区域に含まれる以上、生活基盤の再構築は当面困難であることなどを確認した。そこで町は、町内の維持管理の拠点を確保する目的で居住制限区域と避難指示解除準備区域の除染を早期に進める一方、町として5年は帰還しないと決めてことで賠償額の格差を是正できないか、国と協議。平成24年9月に策定した町の第一次復興計画に「5年間は帰町しない」と明記した。これを受け、国は大熊町の避難指示解除見込み時期を全町一律で「事故後6年」とみなし、精神的賠償と不動産の損害賠償に関して区域で差をつけないこととした。大熊町と同じく人口の96%が暮らす地域が帰還困難区域となった双葉町にも同様の対応が取られている。



平成25年8月7日現在 出典：経済産業省



また、区域の線引きについては当初、野上1、2区、熊1区は行政区内で区域が分断される案が提示されたが、行政区のまとまりを維持するよう町と国で協議し、いずれも帰還困難区域に統一された。

平成24年11月28日、町は中屋敷地区（面積の23%、人口の0.2%、震災当時の世帯数13）を避難指示解除準備区域、大川原1、2区（面積15%、人口3.3%、世帯数123）を居住制限区域、その他を帰還困難区域（面積62%、人口96.5%、世帯数4,099）の3区域とする方針を国に通達。11月30日、国は12月10日午前0時に町の警戒区域を解除し、3避難指示区域に再編すると公示した。対象となった11自治体のうち6番目の再編だった。

町は中屋敷地区と大川原1、2区の町民に対し、3か月有効の通行証を発行。3地区の15歳以上の町民は、通行証と身分証明証、通行申請書があれば、町への進入道路に設置されたゲートで記帳するだけで日中の立ち入りが可能となった。町民27名による見回り隊も結成され、地区内のパトロールを実施。警察や消防によるパトロールも開始された。また、3地区の対象住民に積算線量計を配布し、線量管理を呼びかけた。

帰還困難区域では平成26年9月に国道6号が、平成27年2月に国道288号～県道35号が通行証や身分証明証の提示なしに自由に通行できる措置が取られた。ただし、上記主要道路から同区域への立ち入りは従来通り規制され、道路に面する主な交差点など6か所に有人ゲートが設けられている。町民による同区域内の自宅立ち入りも申請が必要で、平成29年3月時点で年間30回に制限されている。

## 除染の開始

平成23年8月に施行された放射性物質汚染対処特措法（全面施行は平成24年1月1日）、11月公

表の同法基本方針により、大熊町全域は国が除染を実施する除染特別地域に指定された。さらに12月の区域見直しの方針決定で、見直し後の居住制限区域、避難指示解除準備区域については除染の実施が決まった。

それに先立ち、平成23年11月、後に帰還困難区域に位置づけられる大熊町の役場周辺約6haと夫沢地区約17haで国による除染のモデル実証事業が始まった。年間積算線量20mSv以上の場所で除染技術の確立と作業員の安全性確保の方策を検討することを目的にした事業で、夫沢地区は他自治体の事業対象を含めた中で最も線量が高く、国の報告書では除染なしでは年間積算線量はおよそ344mSvに上ると見積もられた。除染前のモニタリングでは、森林で113.9～159.6 $\mu$ Sv/h（平均136.8 $\mu$ Sv/h）という極めて高い空間線量率が計測された。除染により、森林では平均54%、宅地周辺では平均74%の空間線量率の低減が見られたが、国は「全体として年間50mSvを下回る水準まで空間線量率を下げることはできなかった」としている。

その後、平成24年12月の区域再編に併せ、国は大熊町の除染計画を策定。避難指示解除準備区域と居住制限区域は平成24～25年度に除染を実施することになった。

### 【環境省による除染計画の方針と目標】

- ・人の健康保護の観点から必要である地域について優先的に実施
- ・避難指示解除準備区域は、平成25年8月末までに平成23年8月末と比べて50%減少を目指し、長期的には年間1mSv以下を目指す
- ・居住制限区域は、該当地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指し、線量が特に高い地域は長期的取り組みを必要とする
- ・帰還困難区域は、除染技術の確立及び作業員の安全性確保のための除染モデル実証事業を実施し、その結果を踏まえて対応の方向性を検討する
- ・子どもが安心して生活できる環境を取り戻すために、学校や公園など子どもの生活環境を優先的に除染し、平成25年8月末までに子どもの年間追加被ばく線量を、平成23年8月末と比べて60%減少を目指す
- ・除染に伴い発生した除去物は、安全に収集、運搬、仮置きを行い、その後の必要なモニタリング、仮置場の管理を行う

除染はまず、作業の拠点をつくる目的で大川原ライスセンター、坂下ダム管理事務所で実施され、その後、平成24年12月6日から大川原地区の約29haで先行的に実施された。先行除染は平成25年6月末に終了。その結果、宅地で60%の空間線量率低減（平均2.33 $\mu$ Sv/h→0.93 $\mu$ Sv/h）が確認できた。農地は当初表土を5cmはぎ取る予定だったが、10cmはぎ取ったことで82%低減（平均4.08 $\mu$ Sv/h→0.75 $\mu$ Sv/h）した。

並行して、国は平成25年3月25、26日、除染対象地区の住民説明会を会津若松市といわき市で開催。土地、建物の調査、敷地立ち入りの了解を得た後、同意を得た場所から除染を進めた。対象は避難指示解除準備区域（中屋敷地区）と居住制限区域（大川原1・2区）の生活圏及び林縁部から森林側に20m入った部分で、住宅約180件、道路約31ha、農地約170ha、森林約160haとなった。

除染で取り除いた土や樹木などを一時保管する仮置場は、役場と夫沢地区を対象としたモデル事業では町総合スポーツセンター野球場（1.1ha）を利用。その後の本格除染では、大川原、中屋敷

**証言** 町を出た後は災害対策本部とは連絡をとっていない。本部がどこにあるかも知らないから、どこに連絡をしていいのかも分からない。とにかくその夜は到着した避難所を運営するしかなかった。（男性職員、一次避難所で）

## ▶▶大熊町、震災の記録

地区内にも整備された。仮置場は中間貯蔵施設に除染廃棄物を搬出するまで使用される。

町役場周辺と夫沢地区周辺の除染モデル実証事業で取り除かれた除染廃棄物は、折り畳みができる柔軟性を持った黒い土のう袋に詰め込まれて仮置場へと搬送。また、除染に使用した水も全量回収された。造成した仮置場用地に保護シート・遮水シート・保護土などを順に敷き詰め、除染廃棄物を詰めた土のう袋を積み上げ、その周囲と上部に非汚染土を詰めた遮へい土のうで囲む。上部には内部の熱やガスを逃がす通気管と雨水を通さないシートが設置された。

15か所の仮置場には、平成26年11月30日までに計22万2,943個の搬入が完了した。除染廃棄物が集積されている仮置場周辺では、放射性物質の閉じ込めが健全に保たれているかを確認するためモニタリングを実施。除染廃棄物が仮置場から搬出されるまで、週1回以上の空間線量率と月1回以上の仮置場周辺地下水の放射性セシウム濃度が測定されている。

居住制限区域と避難指示解除準備区域の除染は、計画より約7か月遅れ、平成26年10月31日までに終了した。除染後の空間線量率は宅地57%（平均 $2.27 \mu\text{Sv}/\text{h} \rightarrow 0.97 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）、農地69%（平均 $2.92 \mu\text{Sv}/\text{h} \rightarrow 0.91 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）、森林26%（平均 $2.92 \mu\text{Sv}/\text{h} \rightarrow 1.92 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）、道路49%（平均 $1.92 \mu\text{Sv}/\text{h} \rightarrow 0.98 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）の低減を確認。年間積算線量 $20\text{mSv}$ を基準とした場合の空間線量率 $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回ることとなつたが、最終目標の年間積算線量 $1\text{mSv}$ とした場合の毎時 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下には及ばなかった。

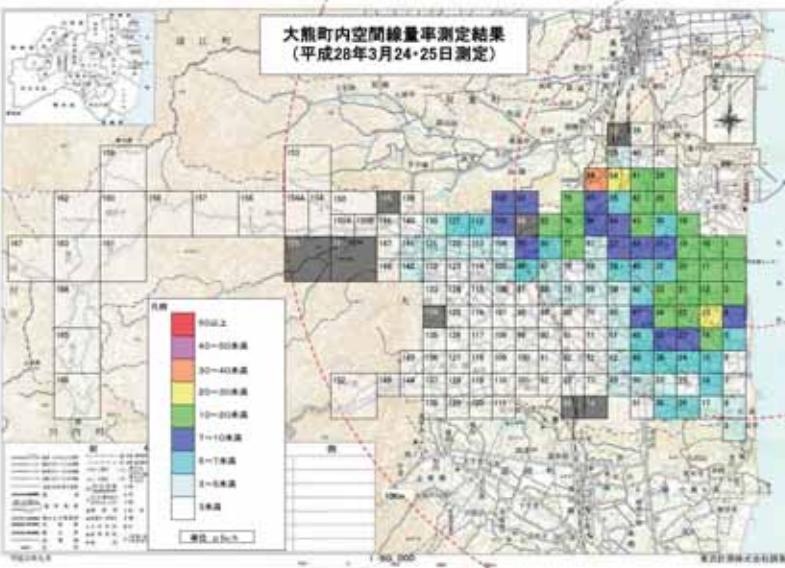
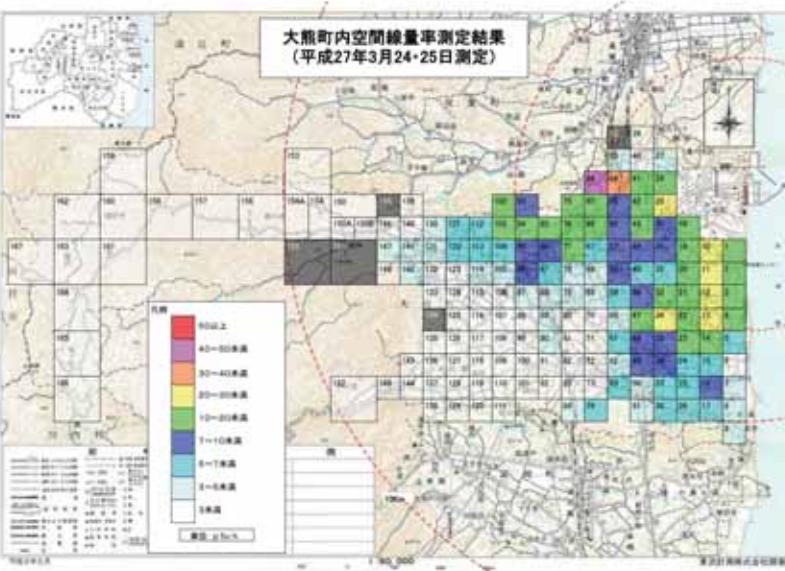
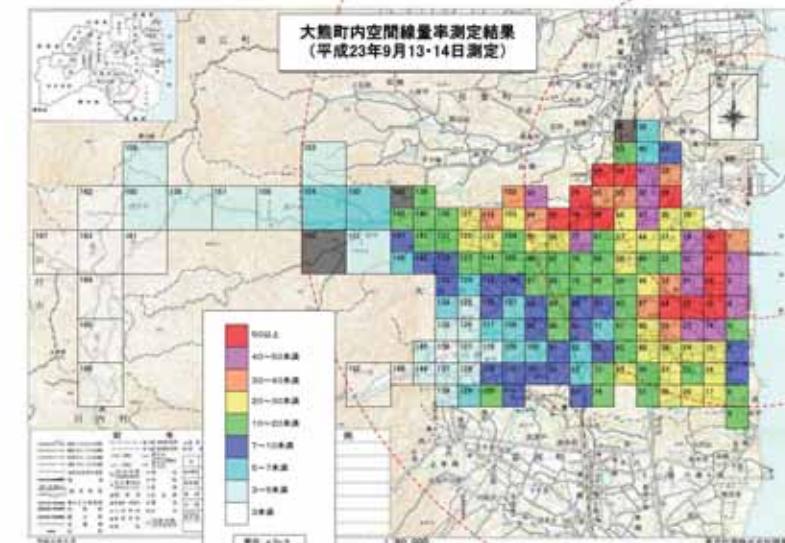
町では平成26年10月から翌27年3月にかけて除染効果の維持を確認するための事後モニタリングを行った。測定地点は宅地3,881点、農地1,720点、森林2,368点、道路2,208点を対象に実施。その結果、空間線量率の平均値は宅地が除染後55～65%の低減、農地が同70～75%の低減、森林が同26～35%の低減、道路が同49～60%の低減が確認できた。除染特別地域に指定される町では、指定解除されるまで事後モニタリングが継続して行われることになった。

### 帰還困難区域の除染

避難指示解除準備区域と居住制限区域で除染が進んだ一方、平成25年7月から町が実施した土壤中放射性物質濃度調査では、帰還困難区域の夫沢中央台の空地でセシウム134が43万Bq/kg、セシウム137が91万Bq/kgという最も高い数値が計測され、町中心部に位置する下野上大野の公園でもセシウム134が13万Bq/kg、セシウム137が28万Bq/kgという測定結果が出た。セシウム134の半減期約2年を過ぎ、セシウム137の半減期は約30年であるため、今後、自然減衰による大幅な線量低減は見込めず、町は帰還困難区域の除染方針を早急に示すよう国に要望していた。

国は、帰還困難区域内の主要道路や一部施設の除染は実施したもの、区域の面的な除染については実施を明言していなかった。しかし、平成26年8月、町の強い要望を受け、当時の石原伸晃環境大臣は大川原地区に隣接する帰還困難区域（下野上地区）400haの除染を約束。平成27年10月から、そのうち約95haの除染に着手し、平成29年3月完了の見込み。平成28年度にはさらに52haについて着手した。

※この記録誌では、避難指示区域等の設定に用いられている「追加的な年間の被ばく線量」について、「年間積算線量」と記載することで統一する。年間積算線量は空間線量率を基に活動の状況や建物による放射線の遮へい効果を考慮して算出されたもので、低線量域では自然放射線の影響も加味して計算される。



<5年経過後のまとめ>

○平成23年9月と平成28年3月の測定結果の比較	除染なしの場所 1/3～1/4に低下
参考 大野地区のモニタリングポストの測定結果	除染ありの場所 1/5～1/10に低下
	23年9月 $6.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$
	28年3月 $1.76 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 1/4に低下

震災から5年後の平成28年3月の測定結果では、町内の線量は大幅に低下しているものの、場所による差が非常に大きくなりつつある。また、低下率も小さくなってきており、今後は線量の数値は大きくは変わらないと考えられる。なお、前回より高い測定値の地点も確認されたが、誤差の範囲と思われる。今後も測定を継続して検証をしていく。

**証言** 避難後に福島第一原発の水素爆発を聞いたけど、テレビも見ていなかったし、そう深刻に受け止めていなかった。3月14日に避難所でテレビを見て「こんなにひどかったのか」と、初めて「帰れない」と思った。（女性職員、一次避難所で）

福島第一原発、立地町から 111

## 第 7 章

## 町民の健康・福祉

## 二次避難所での健康調査

2011（平成23）年4月、町は会津若松市に拠点を移し、多くの町民も県と町で手配した会津地方の宿泊施設に二次避難した。緊急避難という異常事態で町民の体調変化が懸念される中、町の保健師や介護支援専門員などは避難先施設を戸別訪問し、町民の健康状態の確認に着手した。

当時、町の保健師は3人、介護支援専門員は1人。会津地方の60か所以上に分かれた町民を保健師たちだけで訪ねるには無理があり、訪問にあたっては、県の会津保健福祉事務所の支援を受けた。会津保健福祉事務所は、県内外の自治体や医療機関などから支援のために派遣されてくる保健師、医師を統括する立場にあり、応援の保健師なども含めて毎日の訪問スケジュールを組み立てた。健康調査の目的は、避難中の町民と対面した上で健康の状況を確認することだ。毎回の訪問の内容は会津保健福祉事務所と町で共有された。町の保健師や介護支援専門員は自らも訪問に加わりつつ、介護認定など行政として必要な業務をこなした。

町民の中でも特に、震災前の町で福祉・介護サービスを受けていた高齢者などは、避難先で必要な支援を受けられずに状態が悪化していることが懸念された。介護認定を受けていた人は町からデータを持ち出していくなくても、保健師や介護支援専門員がほぼ把握できていた。調査により、本人や家族の状況を確認した上で、会津地方の介護・福祉サービスの事業所に町から連絡を入れ、地元の介護支援専門員と相談して町民を必要な支援につないだ。事業所の情報は会津保健福祉事務所が提供した。デイサービスやショートステイなどから、介護用ベッドや車いす、ポータブルトイレの貸し出しなど、町で受けている支援は基本的に避難先でも継続できるよう手配された。6月ごろになり、町による外出支援や配食サービスなどが再開すると一部はそちらに移行した。震災前からのサービス受給者への支援が避難先でも比較的スムーズに継続された一方、避難を機に体調を崩した人は、制度に対する情報や認識も薄く、支援に遅れが出る場合もあった。

二次避難の宿泊施設では、自家用車を町から持ち出していない町民が、通院もままならない状況に陥っていた。県内外の医療機関から支援に訪れた医師たちは、保健師などとチームを組んで宿泊施設を回り、その場で診療行為を行った。出された処方箋は保健師や町職員がとりまとめて薬局を持って行った。ただし、カルテやお薬手帳などこれまでの診療や処方の記録がない中、医師とはいえ宿泊施設での所見だけで処方箋を出せないケースもあり、その場合は医療チームが地域の医療機関で診察を受けるよう勧め、職員が公用車で送迎することもあった。



保健師の戸別訪問を支援した会津保健福祉事務所

宿泊施設に入る町民の個別訪問は5月中ごろまでかけて一巡した。調査により各町民や家庭の事情を大方把握した上で、その後は健康相談という形で保健師たちが施設を巡回した。そのころには埼玉県の三芳町と越生町から各1人、会津保健福祉事務所ではなく町に直接保健師が派遣されてきた。避難先宿泊施設の多さから、医療チームが各施設を訪れるのは1～2週間に1度程度になると想定されるため、健康相談は医療チームと別に動くことで、各施設への福祉、医療関係者の訪問回数を増やした。また、町民ともともとのつながりがある町の保健師は、健康調査の結果、特に注意が必要と思われる町民を個別に訪問するなどの活動も続けていた。

## 託児所の開設

町立の保育所は震災後、休所となり、保育士や保育所の職員は町役場会津若松出張所に開設されたコールセンターで町民対応を担っていた。町民の安否確認が進んだことでコールセンターは平成23年5月末で閉鎖となり、保育士たちは6月1日から会津若松市の教会の施設を借りて託児業務として子育て支援を再開した。

主な目的は親の支援だ。避難先で就職先を探そうという保護者が、幼稚園の未就園児を抱えて就職活動がままならず、働きたくても預け先がないという事情があった。会津若松市内にも保育所は



会津若松出張所内の託児所で遊ぶ子どもたち

**証言** 町職員なのに、テレビの方が情報速いってなんなんだろと思いつながら仕事していました。（女性職員、会津移動の発表について）

福島第一原発、立地町から 113

あるが、非常時だからこそ子どもが親しんだ町の保育士に任せたいという保護者の声に応えた。また、避難という著しい環境変化の中で四六時中子どもと向き合う保護者の精神的な負担は大きく、子どもたちにも不眠の傾向、激しい夜泣き、親から離れないなどストレスの兆候が見えており、保護者の負担軽減、子どもたちの遊び場提供という意図もあった。6月から始まった町内への一時帰宅の際も子どもを預かることができ、小学校から下校した子どもたちを夕方まで預かる「学童保育」のような役割も果たした。

震災業務による一般職員の負担も大きかったため、保育士は2班に分かれて託児業務と出張所の事務業務を交代で担った。保育所のように入所者を登録するのではなく、その日の朝までに連絡をくれれば受け入れるようにし、震災前の町では有料だった保育料も、震災後の町民の経済的、精神的負担を考慮し、託児料は無料、お菓子代1日100円だけ徴収した。開所当初は2、3人だった子どもは、その後15人弱まで増えた。平成24年4月からは町の出張所の一角に移設。その後、避難の長期化に伴い避難先で保育所を見つける世帯が増え、平成26年3月に託児所は閉鎖、保育所は平成29年3月現在、再開していない。

## 震災関連死と避難による心身への影響

震災関連死とは、地震による建物損壊での圧死や津波による溺死など自然災害が直接的な原因となった死に対し、災害により適切な医療を受けられなかったり、その後心身のバランスを崩したりするなど災害が影響した死を指す。「関連死」としてその死者は震災被害者として計上され、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島の3県のうち、原発事故が起きた福島県では関連死者数が突出して多いという特徴がある。

町の場合、震災による死者・行方不明者132人のうち、直接死は11人、行方不明者1人、関連死120人（平成29年2月現在）。関連死として認定された時期は平成23年度が39人、24年度42人、25年度22人、26年度9人、27年度3人。震災から6年目にあたる平成28年度も2月現在で5人の関連死者が計上されており、町では震災による被害が現在進行形で続いている。

関連死の死因はさまざまだが、環境の変化によるストレスの増大、生活習慣の変化が要因として指摘されている。町の関連死者には、震災後の生活環境の変化に苦しみ、自ら死を選んだ自殺者も含まれる。町でも、心のケアと生活習慣病の予防は避難直後から継続して重点課題となっている。

避難によるストレスは避難直後から大きかった。二次避難所での健康調査・相談の段階で、保健師たちは町民の不安、怒り、落ち込みと接している。数日で終わると思っていた避難が長期化の様相を見せ、自宅や生業を取り戻せるのか見通しは立たない中で、不眠を訴える人、津波や地震の記憶に悩まされる人がいた。会津への避難から2か月ほど経ち、会津保健福祉事務所に精神保健福祉士と保健師がペアになった「心のケアチーム」が発足すると、健康調査・相談で専門家によるケアが必要と判断された場合の対応は、町の保健師などから心のケアチームに引き継がれた。

その後も宿泊施設から仮設住宅への引っ越し、さらに避難先での自宅の再建や復興公営住宅への入居など、住環境だけをとっても町民を取り巻く環境は変化を続けている。中間貯蔵施設の地権者ならば、土地の扱いについても具体的な決断を迫られることになった。一つ一つの段階を区切りとして避難先での生活再建に踏み出す町民がいるものの、町民にとっては精神的なバランスを崩すリ

スクは高い状態が続いている。また、平成23年10月に町のいわき連絡事務所が開設された直後、町民の要望により町の公用車から「大熊町」と分かれる塗装などを一時、すべて消した。避難先で大熊町民であることを明かすことができずに生活している人もおり、それは本人の精神的な負担

## 証言 NUMBER ⑩

### 避難生活がもたらす心身への影響



大熊町保健師

#### 大澤 貴志

いましたが、実際の職員は極限の状況でとにかく前向きに頑張ろうとしていました。表面的には苦しみや怒りを出さない、でも、心に余裕がなく緊張の糸が張り詰めている印象を受けました。

そこから6月末まで保健師として二次避難先の宿泊施設を巡回しましたが、町民もまた大きなストレスを抱え、心身に影響が出てきていました。大熊では毎日農作業をしていた高齢者が1日中、旅館の部屋で座りっぱなし。通常なら2か月前まで元気に畑に出ていた人が寝たきりになるなんて考えられません。お年寄りには避難所生活が直接、心身に影響を及ぼしていました。40～50歳代の人は仕事を失い、先が見えない怒りや不安を抱いていました。そのまま再就職がかなわずに精神疾患を発症した人もいます。20代で血圧が高いはずがない人も数値が200mmHgを超えていました。不眠を訴える人も多くいました。

二次避難所に移り、世帯ごとの個室で毎日の風呂や食事の心配をする必要がなくなり、一次避難後の緊急事態をひとまず脱しました。この先を考える余裕が生まれたところで、非常に強い怒り、不安、疲れが表に出たようでした。ストレスを発散しようとしても、避難生活ではなかなかできません。私は6月末に派遣が終了した後も折に触れ町民を訪ねましたが、生活環境や町を取り巻く状況は変わっていくのに健康状態は変わらず、むしろ深刻度は増しているように見えました。継続して町に関わろうと決心し、平成27年4月、私は大熊町役場に転職しました。

町民は「町がどうなるのか先が見えない」というストレスを今も抱えています。震災から6年が経ち、避難指示区域が見直されたり、中間貯蔵施設の受け入れが決まり、賠償の方針が固まってきました。今後の生活再建を考える材料は提示されているように見えるかもしれません。しかし、町の居住地の大半を占める帰還困難区域の扱いは明示されているわけではありません。何年か待

てばまた戻れる日が来るのか、もしくはそのような日はもう来ないのか。さまざまな条件が出されても、先の見えない状況は根本的に変わらないのです。そのような状況下で、避難先で新しい人間関係を構築しながら再スタートを切っている人、新しい場所で生活再建に踏みだしながらも前向きな気持ちになれない人、どうしていいか分からずにつづつ足踏みをしている人、この三極に分かれ始めている気がします。

避難先で家を再建したり、復興公営住宅に入ったりする人は増えています。ただ、新しい家は避難先で家族が集まるための一時的な場所だと言う人は多く、その人たちにとっては、まだ「仮の暮らし」が続いているのです。避難先での人間関係に悩み、結局せっかく構えた家を離れる選択をする人もいます。また、故郷以外のどこに拠点を置いていいかを決められず、避難直後から同じ場所にとどまっている人もいます。避難当初は頑張ろうという気持ちもあったかもしれません、状況が変わらない中、6年間もモチベーションを維持することはできません。心の状態は体に影響します。「これからどうしよう、どうなるんだろう」と思い続け、心も体も限界だうと思います。

「原発事故」というのは個人での解決が難しい問題です。気持ちの落ち込み、不活発、食生活の悪化、アルコールへの依存、さまざまな症状を改善しようとしても、その根本にある課題が原発事故による避難生活に起因するものだとしたら、個人はもちろんその家族や町の努力で改善できる性質の問題ではないのです。

前勤務地の越生町は人口が1万2,000人ほどで、大熊町と大差はありません。しかし、ケアが必要な人の数、しかも心身の状況が重症な人が大熊では非常に多く、保健師の数が圧倒的に不足し、訪問しきれていないというのが現状です。せめて被災していない町ならば効率的な訪問が可能ですが、全県的な対応だと回数も限られます。避難先で生きがいや夢、希望が持てずにいる人への対応は時を経るごとに難しくなっています。特に、命の危険があり、毎日の安否確認が必要なケースでは、町の社会福祉協議会、地域の民生委員、自治会長と協力して訪問が毎日途切れないと連携を密にしています。

先日、数年をかけて訪問を続け、ようやく通院にこぎつけた町民の方がいました。一人暮らしで、アルコールへの依存が強く、食事もままならない、自力で立つことも難しいほどに衰弱していました。避難から何年も家にこもりきりだったその人が通院し、私が手を引いて避難先の自宅に戻る途中、「ああ、何年ぶりかで夜空を見上げた」と言いました。「ここからだ」と思いました。今、その人に近い状況の町民が何人も、各地の避難先で暮らしているのです。

になるだけでなく、保健師など町側の介入をためらわせる一因になっている。

生活習慣病の兆候も二次避難直後からみられた。体育館などの避難所や宿泊施設での避難生活で日常的な活動量が減少、さらに避難生活による精神的な負担により、高齢者を中心に寢たきりに近い状態になっている状況が散見された。高齢者の場合はわずかな期間の活動不足がそのまま身体能力の衰えにつながる。食事の面でも一次避難所ではおにぎりや菓子パン、カップラーメンなどの支給が多く、町民の血圧や血糖が高い傾向にあったが、二次避難先の宿泊施設では震災前の生活と比べて運動量が減る一方で、施設から3食が提供されることから体重増加の傾向もみえ始めていた。

町の要介護認定者数は震災前の平成22年度は359人だったが、平成23年度には520人（平成22年度比約45%増）に急増。その後も増加傾向は続き、平成27年度は616人（同約71%増）となっている。国民健康保険の医療費も同様で、平成22年度の1人あたりの費用額30万3,240円から平成23年度は38万3,623円（平成22年度比約26%増）に増加。その後横ばいが続いているが、平成27年度に42万3,363円（同約39%増）とさらに増えている。疾患としては脳梗塞など脳血管疾患が多い傾向があり、高血圧、動脈硬化などのほか、運動不足や多量の飲酒、ストレス、睡眠不足などの生活習慣が引き金になりやすいとされる。

心と体の不調は強く結びついており、町で企画する運動教室や料理教室などにも出てこない、避難先で生きがいを見つけられないまま不活発状態に陥っている町民にどうアプローチしていくかが大きな課題になっている。心身の落ち込みの根本的な原因が「避難」や「町の今後」という個人や周囲の努力で解決できる性質のものではないことが多い、状況の改善を困難にしている。

## 避難による支援体制の変化

避難は支援体制にも大きな影響を与えている。震災後、町は保健師を積極的に募集し、増員した。平成28年度は、保健師は正職員6人、臨時職員1人、他自治体などからの震災支援による派遣職員が3人、ほか看護協会などから看護師が5人派遣されている。また、介護支援専門員は震災前は1人だったが、平成28年度は正職員6人に増員している。

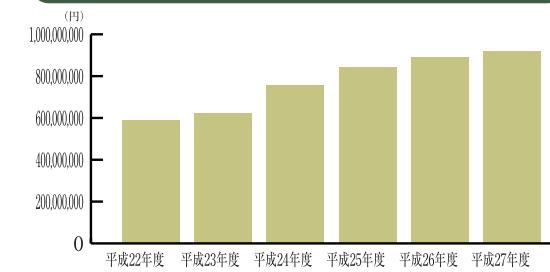
通常の町ならば管轄の範囲は町内で済むが、全町避難後、その範囲は全県に広がっており、会津地方と中通り地方を担当する会津若松出張所に保健師と看護師を計6人、浜通り地方を担当するいわき出張所に計9人を分散配置。介護支援専門員も会津若松に2人、いわきに4人を配置して対応している。ケアが必要な人の訪問も移動に時間がかかり、1日に2件程度がやっとという状態。緊急時の呼び出しにも会津若松市内、いわき市内ならまだ対応が可能だが、場所によっては県内でも電話を受けてから現場に到着するまでに約2時間要するところもある。総合健診など町の事業も県内複数か所で実施しているほか、避難先自治体や医療関係の団体にも協力を依頼し、町民の健診を受け入れもらっている。

予防接種、乳幼児・妊婦の健康診査などは原発避難者特例法に基づき、避難先自治体で行政サービスを受けられるようになっている。ただ、町の子どもや親を自分たちでケアできないことに保健師はもどかしさを感じている。出産後の母親は通常でも孤立しやすい環境にあるのに加え、避難先で周りに相談できる環境がないケースもある。生後1か月、3か月など定期的な健診は医療機関や避難先自治体に任せつつ、町独自に新生児訪問を実施し、母子の状態を直接確認している。会津若

## ■ 介護保険 給付費及び認定者数の推移

年度	給付費額	認定者数 (内訳)	
22	5億8868万9,519	人 359	人 79 要支援 280 要介護
23	6億2243万1,328	520	人 139 要支援 381 要介護
24	7億5539万1,617	565	人 169 要支援 396 要介護
25	8億4378万4,714	596	人 173 要支援 423 要介護
26	8億9312万9,784	597	人 170 要支援 427 要介護
27	9億1951万1,440	616	人 169 要支援 447 要介護

給付費額の推移



認定者数の推移



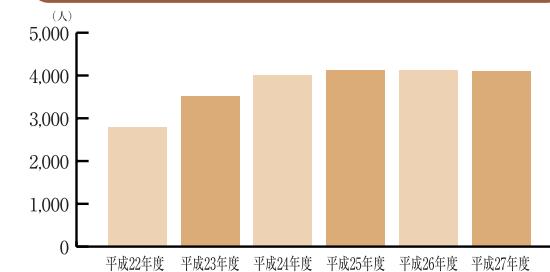
## 国民健康保険 医療費の推移（平成22年度～平成27年度別）

年度	世帯数 (平均)	被保険者数 (平均)	医療費	一人あたりの医療費
22	世帯 1,541	人 2,789	円 8億4573万5,408	円 303,240
23	1,875	3,517	13億4920万2,094	383,623
24	2,033	4,008	15億2401万6,536	380,244
25	2,090	4,132	15億7033万1,698	380,042
26	2,101	4,126	15億8634万5,156	384,475
27	2,095	4,093	17億3282万4,302	423,363

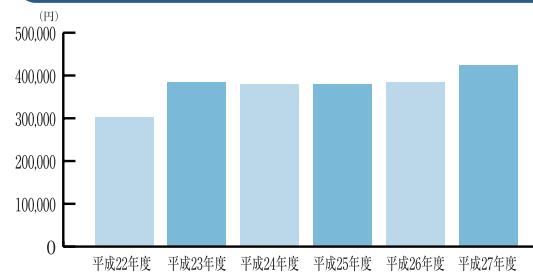
※入院+入院外+歯科+調剤+訪問+食事・生活療養の合計

※1年度（4月診療分～3月診療分）として抽出

被保険者数の推移



一人あたりの医療費の推移



証言 夜は寝ていた。「職員に倒れられたら困るから」と町民の人が寝るように言ってくれた。（男性職員、一次避難所で）

松出張所では平成24年度、いわき出張所では平成25年度に未就学児とその保護者（祖父母含む）を対象に、自由に遊んだり、体重測定、育児の個別相談ができたりする交流会を立ち上げた。毎回十数組が参加し、町と親子、親同士が情報交換できる場になっている。



未就学児と保護者を対象に実施している交流会

#### 健康教室などの事業

は、震災後1、2年は応急仮設住宅の集会所での開催が町、町民いずれにも利便性が高かったが、仮設住宅からの転居が相次いでいる現在では開催場所の選定が難しい状況だ。車を運転できない高齢者などが参加できるように送迎バスを用意するなどの工夫が必要になっている。また、町にいれば公共施設の利用が容易にできたが、避難先の施設を借りる場合、例えば「予約は2か月前にならないとできない」などの制約が生じることもあり、通年の事業計画を組み立てることも困難になっている。

制限区域の大川原地区、避難指示解除準備区域の中屋敷地区の住民のうち15歳以上の約350人に積算線量計を配布した。15歳未満に関しては町として両区域であっても立ち入りは控えてもらう方針であるため、線量計は配布していない。そのほか、放射線の子どもへの影響を不安視する保護者の声に応え、平成24年から町立の幼稚園、小・中学校に通う子どもたちのうち希望者に個人線量計（ガラスバッジ）を貸与する事業を始めた。年に3回、園や学校で回収し、分析結果を保護者に通知している。平成24～28年までにのべ約700人に貸与し、平成27年度は幼稚園児11人、小学生60人、中学生28人が希望した。また、妊婦と18歳以下の子どもの希望者約700人に個人線量計を貸し出している。



町の子どもたちに貸与されているガラスバッジ

## 放射線防護

原発事故による放射線の健康への影響を長期的に管理するため、県は平成23年6月から「県民健康調査」を実施している。この県民健康調査と連携し、町は内部被ばく検査や甲状腺検査の受検体制を整備している。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査は年に1度、避難者の多い地域を受検会場に設置。基本的に町では子どもたちが受けやすいよう、夏休みに避難者が多い会津若松市、いわき市、郡山市等を会場に選んで実施している。町民以外でも受検は可能で結果は県と町で共有する。また、受検希望者のうち期間中に会場まで行けない町民のために、町として県内の医療施設などと提携し、内部被ばく検査を受けられるようにしている。ただし、受検施設は会津若松市、いわき市、福島市、平田村の4か所（平成28年度）に限られ、県内外で広域に分散避難する町民にいかに公平に受検機会を提供するかが課題になっている。

甲状腺検査も同様に県民健康調査を基本にしつつ、平田村の医療施設と連携して検査体制を整備した。県民健康調査による甲状腺検査の対象は原発事故発生時に18歳以下だった県民に限られ、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとの検査だが、町と医療施設と連携することで検査の対象ではない年代や、県の検査の対象年以外でも予約制で検査できるようになった。対象は町民で、無料で受検できる。検査結果は本人のほか町とも共有される。

また、町では平成24年12月10日の避難指示区域再編に伴い、日中の立ち入りが自由になった居住

**証言** 大熊町での行政区のまとめは維持できるなら維持したい。でも、絆、絆といって住民を縛り付けるのもどうかとも思う。

福島第一原発、立地町から 119

## 第 8 章

## 教育環境の整備

## 発災直後の各校の状況

大熊町には、教育機関として大野幼稚園、熊町幼稚園、大野小学校、熊町小学校、大熊中学校がある。2011（平成23）年3月1日現在、幼稚園児334人、小学生726人、中学生368人が学んでいた。町内すべての教育施設では耐震化が完了し、小・中学校に冷暖房設備、中学校には2つの体育館と全天候型のテニスコートが整備されていた。また、特別支援が必要な児童・生徒のケアを行う学級担任補助員や学校司書も配置されていた。

平成23年3月11日の地震後、各校・各園では、子どもたちの安全確保と保護者への引き渡しを最優先事項とした。大熊中学校では午前中に卒業式があり、地震発生時、すべての生徒は下校していた。大野小学校では児童の一斉下校を終えていたものの、熊町小学校には児童が在校していた。夕方には熊町小学校に津波から逃れた熊川地区の住民たちが避難し、津波の再来を警戒して同校にいる人は児童も含めて町総合スポーツセンターへ避難した。熊町小学校近くの熊町幼稚園に残っていた約30人の園児も消防団のポンプ車や園職員の車でスポーツセンターへ向かった。大野幼稚園には約50人の園児が在園し、教諭たちは大きな揺れが収まるのを待って園児を園庭へと避難誘導した。日が落ちてくると、大野幼稚園と町内の児童館に残っていた子どもたちは、施設が新しく、町役場にも近い町保育所に集約。保育所には140人を超える子どもたちがおり、園室内に入れた保育士たちの車内で暖を取りつつ保護者に引き渡した。

各園、各校とも施設を離れる際には避難先を記した張り紙を残し、スポーツセンターと保育所で保護者の迎えを待った。

11日のうちに子どもたちの引き渡しは完了。一方で、熊町幼稚園の園児1人と熊町小学校の児童1人が帰宅後に津波の犠牲となった。

各教育施設の地震による被災状況は、その後の全町避難、帰還困難区域の指定に伴い、平成29年3月末の時点で未確認のままとなっている。



震災の日に行われていた大熊中の卒業式

## 一次避難先の子どもたち

全町避難により、子どもたちは保護者とともに県内外へ避難した。4月の新学期を間近に控え、子どもたちはどこで学習を再開できるのかという保護者の不安は強かった。文部科学省は3月14日、全国の幼稚園や小学校、中学校、高等学校に対し、地震・津波、また原発事故による被災地域からの転入について、柔軟に受け入れるよう通達。転入にあたり必要書類がそろわなかったり、避難中の短期的な編入であったりしても、速やかに受け入れを判断することなどを求めた。一方、町教育委員会は20日、町内の児童生徒の保護者に対し「学校教育について」という通知を出した。そこでは町立学校について「年度内は休校すること」「4月以降は子どもたちが同じ学校で入学、進級できる道を探っていること」「転校は保護者の判断で自由であること」などを知らせている。3月22日には、県教育委員会が平成23年度県立高等学校入学者選抜の合格者を発表。大熊町に立地していた双葉翔陽高等学校を含め、避難指示が出た地域の5校については、合否判定ができなくなったため全員合格の措置をとった。

この間、各避難所では、避難先の自治体やボランティアによる学習支援が行われた。地域の住民たちが子どもたちのために本や漫画本を寄付してくれる避難所もあった。3月21日には、町の教育委員会の主催で「6年生の卒業を祝う会」が田村市総合体育館の玄関ロビーで開催された。体育館の避難者も会の間はロビーを空けることで協力。2校合わせて39人の卒業生が集い、町で準備していた卒業証書の持ち出しあはかなわなかったものの、今後の抱負を一人ずつ発表した。最後は山本有三の詩『心に太陽を持て』を全員で朗読し、会を締めくくった。

また、平成23年3月22日から31までの10日間、檜枝岐村で子どもたちの移動教室が開かれた。檜枝岐村は福島県の西南端に位置し、尾瀬国立公園の玄関口として知られている村だ。町と村は震災前から子どもたちの交流活動を実施しており、全町避難を受け、村が「少しでも心と体を休めてほしい」と打診してくれた。参加したのは小学4年生から中学2年生までの52人の子どもたち。保護者12人も同行した。村の民宿に泊まり、学習会やスキー教室など村役場で企画してくれたイベントを子どもたちは楽しんだ。



檜枝岐村で雪遊びを楽しむ町の児童

## 学校再開へ

平成23年3月25日、町の拠点を会津若松市に移すことが発表され、町立の幼稚園、小・中学校も同市で再開されることになった。避難所を中心に保護者への意向調査を実施した町は、同月28日の段階で小・中学校に通う児童生徒を計260人程度と見込み、廃校となっていた旧市立河東第三小学

**証言** 1、2日で帰れると思っていたから、犬、猫、鶏をそのまま町に残してきた。一度、一次避難中に防護服の代わりにカッパを着てえさを置きに行った。今思えば、連れてくれば良かったのに、「これ食べてしのいでろ」ってえさだけ置いてきた。(市民女性)

福島第一原発、立地町から 121

校校舎に小・中学校を併設する予定だった。小学校校舎は電気、水はすぐに使える状態であり、備品の購入については会津若松市教育委員会が全面的に支援。机と椅子は生徒260人と教職員79人分、コピー機、印刷機、ファックス、電話回線接続に至るまで必要数を町側で割り出し、会津若松市教育委員会に伝えればすべて手配してくれた。会津地方で関係業者とのつながりがない町にとって非常にありがたい措置だった。幼稚園の設置場所として挙がった旧河東第一幼稚園は、直前まで開園していたため園の備品をそのまま使用させてもらえたことになった。

その後、就学希望者は増え続け、同月31日の町災害対策本部会議では幼稚園58人、小学生209人、中学生121人（同月30日現在）と報告されている。足りない備品はさらに追加で注文したほか、会津若松市から寄贈も受けた。幼稚園も規模が足りなくなり、旧河東第三小学校隣にあり、閉所していた保育所も使わせてもらい、年長組を入れることにした。結局、その後も希望者は増え続け、小・中学生を旧河東第三小学校だけで収容することは不可能と判断し、中学校は役場出張所が置かれる旧県立会津学鳳高等学校校舎2階に設置されることになった。町は避難自治体の中でも学校再開の方針が早く打ち出されたため、町と同様に避難生活を送る双葉郡の保護者からも町立学校への区域外就学の相談もあったが、まずは町民を優先させた。

一方、県教育委員会は震災と原発事故の影響を考慮し、教職員の人事異動を凍結。町教育委員会は4月1日、田村市の中央公民館に分散避難していた小・中学校の教職員を集めて着任式を開いた。会津若松市への学校施設の移転を説明し、子どもたちにとって親しみのある震災前からの教諭たちも移動して着任してほしいと理解を求めた。講師数名を除く教職員は会津での勤務を了解し、さらに町採用の講師4人が加えられた。教職員は準備のため、町民の移動に先駆けて会津若松市内のホテルへ移動。学校内の教室などの配置は主に教職員に任せられ、会津若松市教育委員会の手配で納入された備品を確認、適所に配置した。さらに、教諭たちはそれぞれの担当児童、生徒たちに個別に電話を入れるなどして、所在と町立学校への就学希望の確認を本格化させた。避難所以外の子どもたちの所在把握や就学意向調査が困難な状態で、就学希望者が増え続けた背景には各教諭の地道な確認作業の影響が大きい。

4月16日、会津若松市文化センターで幼稚園、小・中学校の合同入学・入園式が開かれた。新1年生の多くは、全国から贈られたランドセルを背負って出席した。始業式は各校で同月19日に開かれた。各校の就学児童は19日時点で、町内の就学児童・生徒の47.6%にあたる幼稚園135人、小学生357人、中学生216人。子どもたちは会津の地で新たな学校生活をスタートさせた。一方、778人（52.4%）の子どもたちは町立幼稚園や学校以外での区域外就学を選んでいる。



旧河東第三小学校に開設された町立小学校



旧河東第一幼稚園に開設された町立幼稚園

## 通園・通学手段と給食の確保

二次避難先の割り当ての際、町は学校に通う子どもがいる家庭を市内の東山温泉に集約するなどの措置を講じた。しかし、予想を超える数の子どもたちが集まり、児童生徒の避難先は市内全域、そして北塩原村や喜多方市など広範囲に及んだ。課題となったのは通園・通学手段となるスクールバスのルート設定だった。町からはスクールバス2台を持ち出していたが、さらに会津の民間バス会社に約10台を手配。会津地方の地図に子どもたちの所在を書き込み、ルートを設定した。バス会社の協力で一般のバス停留所が近くにある場合はそこをスクールバスの停留所として使わせてもらったほか、ルート設定にも関わってもらい、既存の路線に迷惑がかからないようにした。ルート設定後は教育総務課職員が全コースを試走し、通行が可能か、始業時間に間に合うのかを確認した。運転手と各バス1人の添乗員は、会津若松市のハローワークに登録し、町の嘱託職員として採用した。始業時間は午前9時に遅らせた（平成24年から午前8時）。

ルートの見直しはほぼ毎日行われた。二次避難当初は宿泊施設間の移動や民間のアパートに移る人が相次いでいた。その日の朝に新しい避難先での子どもの送迎を依頼してくる保護者も多く、毎朝、教育総務課と運転手、添乗員はその日のルートを変更せざるを得なかった。バスに乗り遅れた子どもも職員が公用車で送迎することもあった。ルートがある程度定まったのは約半年後のことだ。

一方で、スクールバスのルートや停留所の配置について、受け入れ自治体側の住民への広報が行き届かず、自宅近くが停留所になった会津若松市や喜多方市などの市民からの問い合わせも数件あった。事情を説明すると理解してくれ、アパートなどの敷地内に子どもと保護者の待機場所を用意してくれることもあった。

学校給食も課題だった。会津若松市との協議で、同市の給食センターで調理、提供することとし、町が市の契約調理・運搬業者と別途契約することで費用負担することになった。一方で、食器などは別にそろえる必要があったが、東日本大震災で被災した教育施設、給食センターは福島に限らず、全国的に給食用の設備は不足していた。また、市の給食センターとしても急な提供数の増加には対応できず、設備や人員を補強する必要があった。町教育委員会は給食準備が整うまでの間、各園、各校とも午前で授業を切り上げた。小・中学校でパンと牛乳だけの給食が開始されたのは、5月16日のことだ。給食が開始されたことで小・中学校の午後の授業と中学校の部活動が可能となった。翌週からはゼリーなどのデザートが加わり、6月1日には小・中学校の完全給食がスタートした。午前9時登園、11時降園という短時間の教育しかできなかった幼稚園でも、平成23年11月1日から完全給食が開始された。



再開された給食を楽しむ児童

**証言** 大熊の情報が入ってこない。福島の新聞、1日遅れてもいいから送ってくださいって避難所の人々に頼んだ。（町民男性、県外の避難所で）

福島第一原発、立地町から 123

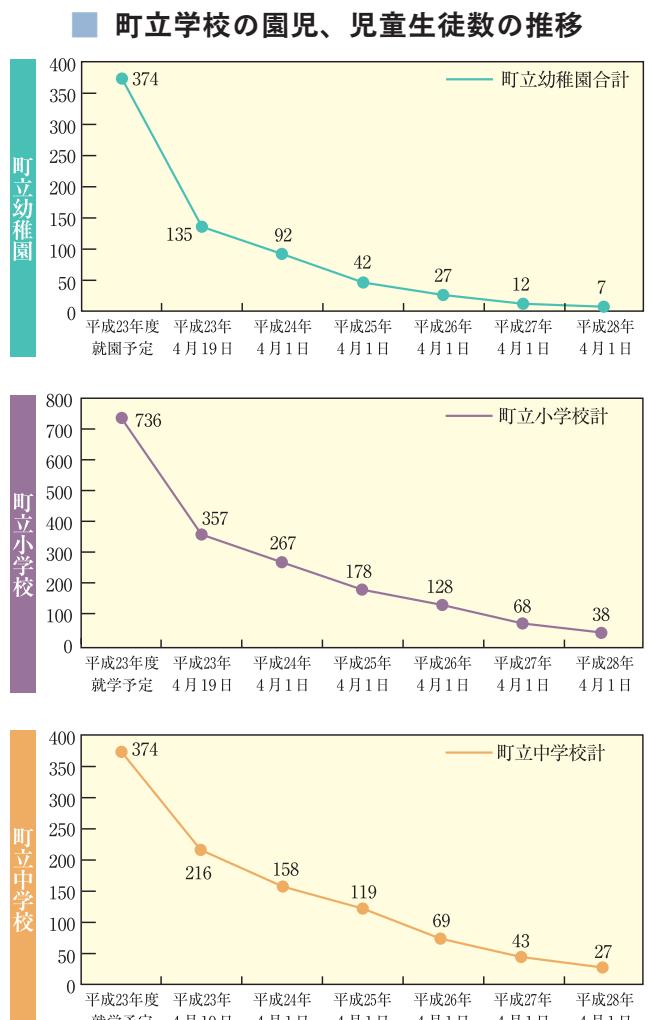
## 避難先での各校の歩み

会津若松市に開設した幼稚園、小・中学校はその後の避難生活で、いずれも規模の縮小傾向が続いている。

大野幼稚園、熊町幼稚園は両園の枠組みを保ったまま町立幼稚園として開園。園長1人が両園を兼任し、教職員は2つの園それぞれに所属する形をとった。平成23年4月19日現在で135人が在園し、年少・年中クラスは旧河東第一幼稚園、年長クラスは旧大田原保育所に登園した。およそ1年後の平成24年4月1日現在の園児数は92人まで減っている。平成25年度には園児数の減少で旧河東第一幼稚園に集約。平成27年度からは幼小連携を図るために小学校隣接の旧大田原保育所へ幼稚園を移設した。その後も避難先への定住が進むにつれ園児数は減少し、平成28年4月1日現在の園児数は計7人となった。

大野小学校、熊町小学校も両校の枠組みを保った形で開校。1つの校舎で、それぞれに校長以下教職員が配置されている。学校行事は2校合同で実施したが、授業はそれぞれ別に展開された。平成23年4月1日現在で計357人（大野小204人、熊町小153人）の児童が在校し、旧河東第三小学校へ登校した。平成24年4月1日現在の児童数は計267人（大野小157人、熊町小110人）に減少。平成28年4月1日現在の児童数は計38人（大野小19人、熊町小19人）となった。児童数の減少に伴い、平成27年度以降は2校の子どもたちは1学級で学び、教諭も学校の所属に限らずどの児童にも指導できるよう方針を変更した。

当初、小学校とともに旧河東第三小学校で開校する予定だった大熊中学校は、旧県立会津学鳳高等学校校舎2階で新学期を迎



## 他県及び県内の市町村へ避難した児童生徒数

### 他県へ避難した児童数

都道府県	人数
埼玉県	39
茨城県	35
宮城県	22
栃木県	18
千葉県	16
その他	77

### 県内の市町村へ避難した児童数

市町村	人数
いわき市	285
会津若松市	81
郡山市	55
南相馬市	15
相馬市	10
福島市	10
その他	45

### 他県へ避難した生徒数

都道府県	人数
茨城県	23
埼玉県	13
宮城県	8
栃木県	8
新潟県	7
千葉県	7
東京都	6
神奈川県	6
その他	16

### 県内の市町村へ避難した生徒数

市町村	人数
いわき市	132
会津若松市	58
郡山市	24
相馬市	9
福島市	5
その他	23

※平成28年4月8日現在。会津若松市の数値は町立小・中学校の児童生徒を含む



プレハブ造りの大熊中仮設校舎

レハブの校舎を新設し、移転した。仮設校舎には視聴覚室やコンピューター室、理科室、音楽室、図書室、多目的室を完備。また会津短大のグランドや体育館などの施設も共用利用できるなど、教育環境の充実が図られた。この移設にあたっても、建設地に建っていた会津若松市の書庫を撤去して場所を提供するなど、会津若松市の全面的な協力を得ている。

避難先での教育という現状を踏まえた取組として、平成26年度に「ふるさと創造学」がスタートした。原発事故により大きな影響を受けた双葉郡8町村の小・中学校共通の取組で、ふるさとを離れて避難生活を続ける子どもたちにふるさとへの愛着と誇りを持ってもらうことが目的。町では小学1年～中学3年まで一環したプログラムを組み、扱う内容は大熊町の歴史や産業など多岐にわたる。その1つに放射線に関する学習も含まれ、会津若松市の学校付近の放射線量を自分で測定してみると始まり、放射線が体に与える影響や放射線を使った技術産業など子どもたちがそれに放射線について理解し、必要に応じて身を守ったり、活用したりする知識を身につけている。また、避難生活が長引くに従い、多くの子どもたちにとっては大熊町より避難先での生活の方が長くなかった。避難後に生まれ、大熊町を知らない子どもが小学校で学ぶ年齢に成長している。町立学校に通う子どもが体感している「ふるさと」は会津若松市にはかならず、大熊町についての学習を中心しながらも、会津の歴史や文化を学ぶ機会も取り入れるようになってきている。

平成27年4月、町教育委員会は「大熊町教育大綱」を策定。町立学校の児童生徒数が減少を続け、また大熊町への学校帰還の先行きは不透明なままという厳しい現状を踏まえた上で、「子どもは『未来』であり『希望』であり、学校教育の停滞は許されない」とし、「一人一人の個性や能力を引き出すこと」「教育の原点を人間関係に置くこと」を理念に据えた。大綱に基づく平成28年度の教育要覧は、①教育の原点（対面と対話）の再確認、②国語、算数より心のケア・サポート重視、③「読書の町、おおくま」づくりの継続、④教師力の向上——の4点を基本方針とし、初めて「少人数学級のよさを打ち出す」と宣言。幼・小・中の連携のほか、平成25年度に教育連携に関する協定を結んだ会津大学をはじめとする地域社会との連携を強め、教育の質の向上と多様な経験の場の提供を目指している。

**証言** コンタクトレンズの替えがなくて、ずっとつけっぱなしでつらかった。同じような状況の職員と一緒にめがねを買いに行った。

福島第一原発、立地町から 125



小学校でのふるさと創造学の授業風景

## 震災を経験したからこそ、交流と経験

熊二区住民  
大熊中学校生徒会長(当時)**池田 慧生さん**

震災当時は中学1年生で、3月11日は先輩方の卒業式の後、友だちの家で遊んでいました。地震にひどく動搖しましたが、ちょうど友人宅に大人がおらず、母がいた私の家に友だち4人で走って向かいました。

翌日、私は母の運転する車で西に避難しました。はじめに着いた田村市常葉町の体育館は満員で入れず、次に向かった船引小学校で受け入れられました。

その時、町で深刻なことが起こっているとは思ってもみませんでした。テレビで福島第一原発の爆発を知っても、すぐには帰れないと思いましたが、ここまで長期避難など先のことはあまり考えていました。船引小学校では風呂に入れたり寝にくかったりそれなりに不便でしたが、それほど辛いとは思いませんでした。それよりもボランティアの方が作ってくれた焼きそばが久しぶりの温かい食事でとてもおいしく、しかも「中学生ならお腹空いているだろう」とおかわりをもらったことがうれしかった記憶として残っています。

その後、同じ船引のデンソー工場に数日いてから、親戚のいる埼玉県に向かいました。途中、栃木県内のガソリンスタンドで、福島から避難してきたことを知った店員の方に「裏からまわっておいで」と言われ、本来提供していないガソリンを入れてもらいました。その心遣い

証言  
NUMBER ⑪

には感動しました。

埼玉に避難中、大熊中学校が会津若松市で再開することを知りました。もともと埼玉の中学校に通うつもりがなかったので、早めに再開してもらえてよかったです。再開直後は教科書がなくてプリントを使った授業でした。教科書が届き、本格的に授業を再開できたのは2週間ほど後だったと思います。最初は勉強よりも友だちに会うために通っているようなものでした。一度は離れ離れになったけれど、みんな変わっていなかったことがうれしかったです。見ず知らずの土地で、学校が一番落ち着いていられる場所だったかもしれません。

そんな大熊中学校も卒業の時を迎えるました。震災前なら進路が異なっても町から通う子がほとんどでしたが、避難生活では会津に残る人、浜通りに戻る人、県外に出る人と様々です。バラバラになる前に一生忘れない思い出を作りたくて、歌手のA.I.さんに手紙を出して卒業式で歌を歌ってくれるようお願いしました。A.I.さんは本当に来てくれて素敵な歌声を聞かせてくれました。本当に一生忘れられない思い出ができました。

子どものころから地震研究者になるのが夢で、福島高専に進学しました。現在は地盤について学ぶ研究室に所属しています。震災は私の人生にとって悪い影響ばかりではありませんでした。むしろ、いろいろな人との交流や多彩な経験をするなどプラスになることが多くありました。大熊町に暮らしたのは中学1年まででしたが、たくさんの思い出があり、今でも大好きです。将来、何らかの形で町に関わり、貢献したいと思っています。

## 区域外就学への対応

町立学校の児童生徒数が減少を続ける中、区域外就学をする町の子どもたちにどのような支援をするかは大きな課題になっている。

町は平成25年5月、子育てや学校に関する悩み相談の場として、会津若松市の町出張所内に「大熊町ほっとルーム」を開設した。福島大学との連携事業で、同大学の子ども支援コーディネーターが子どもの様子で気になることから学習環境、体調まで相談に乗り、必要に応じて専門家につなぐ。8月にはいわき市の町出張所にも同じく設置した。平成27年度にはスクールソーシャルワーカーを2人体制にし、避難児童・生徒が多いいわき市に配置。避難先で起きる課題について子ども、保護者が相談できる体制を作っている。



町役場会津若松出張所に開設されたほっとルーム

子どもに対しては、平成27年夏からいわき市の仮設住宅集会所で放課後教室を開催。町として避難先学習支援をするとともに、それぞれ別の学校に通う町の子どもたちが顔を合わせることで、避難先で町とのつながりを感じる機会になることも狙った。また、いわき市の駅前にフリースクールを開設。避難先で不登校気味になった子どもたちの受け皿になっている。この放課後教室やフリースクールは町の事業ではあるが、双葉郡8町村の教育長会で協議し、郡内の子どもなら誰でも利用できるようにした。その後、いわき市の保護者からの相談も受け付けるなど、避難先自治体も含めた教育支援の一翼を担おうとしている。

## 第9章

## 中間貯蔵施設

## 中間貯蔵施設受け入れの経緯

東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の事故により町全域が避難指示区域に指定された大熊町にとって、除染は町への帰還、そして復興に向けた最優先課題だ。一方、福島県内では大熊町も含め43市町村が除染を実施し、除染に伴い増えていく廃棄物の処理は県全体の課題だった。

2011（平成23）年8月に制定された放射性物質汚染対処特措法は、事故により放射性物質に汚染された廃棄物のうち、旧警戒区域内で出た片付けゴミなどの廃棄物と、区域外で出た廃棄物で放射性セシウムの濃度が1kgあたり8,000ベクレル（以下、Bq/kg）を超えるものを「特定廃棄物」とし、国が処理を担うと定めた。

事故から3か月後の平成23年6月、国は県に対して事故により放射性物質に汚染された廃棄物については県内に新たに処分場を整備し、最終処分するよう打診している。しかし、県知事は拒否。8月、国は改めて県知事に除染廃棄物を一時的に保管する「中間貯蔵施設」の県内建設を要請した。10月には施設について、建設・管理・維持は国が行うこと、保管するのは県内の除染で出た廃棄物に限ること、廃棄物は貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分することなどの国の方針を示し、12月には双葉郡内の建設を求めた。平成24年3月には、具体的に大熊、双葉、楢葉の3町の名前を挙げ、施設を分散整備する考えを示している。

その当時、町は区域再編前であり、除染も始まっていなかった。しかし、町ひいては県全体の復興を推進する上で除染が欠かせない以上、除染廃棄物の保管場として中間貯蔵施設が必要不可欠な施設であるという認識は、町にもあった。

平成24年8月19日、国は県と双葉郡8町村に対し、そもそも建設に適した地質が備わっているか事前調査をさせてほしいと依頼。調査地点12か所のうち9か所は大熊町内だったことについて国は「施設に適した地形が多いため」と説明した。これに対し町は、「現地調査の受け入れ」＝「施設建設の受け入れ」ではないことを明確にした上で、事前調査にあたっては候補地の地元住民に対して丁寧な説明をすること、調査の取組状況を適時報告することを条件として出した。調査地

中間貯蔵施設の調査候補地



平成25年1月 環境省主催による中間貯蔵施設の事前調査についての説明会配布資料より

点数からみても大熊の負担が大きいことへ町民の不安や反発は大きく、町は地点集約について国と協議を重ね、12月5日、町議会全員協議会で国は9か所から6か所に調査地点を減らすと説明した。さらに、12月13日に国の行政区長会への説明、翌平成25年1月には調査地域の住民を対象にした説明会を開いた。そして4月15日、町は次の4つの条件を追加した上で事前調査の受け入れを決めた。

- ①ボーリング調査を行う場所が私有地の場合、地権者の同意を得た上で調査を行うこと
- ②調査終了後速やかに施設の建設に必要な範囲を明示すること
- ③用地となる場所の所有者が生活の場に困らないような補償方針を示すこと
- ④最終処分についての方針を示すこと

4月23日、国は町内での事前調査に着手。楢葉町でも4月、双葉町では10月に現地調査を始め、12月14日、国は調査の結果、いずれも地盤は堅固であり施設設置にあたり地下水への影響もないという報告結果をまとめ、県と3町に正式に中間貯蔵施設の建設受け入れを要請した。

この中間貯蔵施設建設受け入れ要請に際し、施設の概要や配置が明らかになった。

施設には、県内の除染で除去した土と、特定廃棄物のうち10万Bq/kgを超えるものを保管する。土は放射性セシウム濃度によって遮水対策が異なる埋め立て型貯蔵施設に、土以外の10万Bq/kgを超える廃棄物については貯蔵容器に入れた上で遮へいされた建屋に貯蔵する。貯蔵施設のほか、放射性物質の濃度や可燃・不燃等を分別する受入・分別施設、除染で発生した草木・汚泥等の焼却などを行う減容化施設、常時モニタリング施設、研究施設、情報公開センター等で構成。国は貯蔵が必要となる除染土と廃棄物の量を約1,600万km<sup>3</sup>～2,200万km<sup>3</sup>（東京ドーム13～18個分）と推計。敷地面積計19km<sup>2</sup>で、内訳は大熊町11km<sup>2</sup>、双葉町5km<sup>2</sup>、楢葉町3km<sup>2</sup>。用地は国が買い上げて国有化する方針だった。供用開始は平成27年1月。また、中間貯蔵施設での保管をしない8,000Bq/kg超10万Bq/kg以下のものは、富岡町にある既存の管理型処分場で最終処分する方針も併せて示されている。

環境省からの要請に対し、楢葉町は平成26年1月、「楢葉としては10万Bq/kg以下の廃棄物の貯蔵を前提に事前調査を受け入れた」として、施設配備の再検討を県に要請。大熊、双葉両町も、帰還困難区域が居住地の約96%を占める両町に対し、楢葉町では99%が比較的放射線量が低い避難指示解除準備区域であり帰郷環境が整いやすい条件にあることを考慮し、楢葉町を除く2町に施設を集約することを受け入れた。国はこれにより、施設面積を大熊、双葉町の面積を変えないまま楢葉町を除く16km<sup>2</sup>に変更。また、楢葉町については、富岡町に設置予定だった低線量焼却灰の処理施設（セメント固化型施設）を建設するよう計画案を修正した。

町では、中間貯蔵施設設置計画の安全性等を独自に検証する「大熊町中間貯蔵施設安全対策検討会」を設置。検討会は平成26年3月26日、「施設は最新の知見を反映しながら必要に応じて設計や管理の変更をすべき」、「地元との信頼関係構築のためには関係するすべてのデータの公表が大前提である」などとする提言をまとめた。ただし、この段階で施設の詳細設計は示されておらず、安全に対する踏み込んだ提言は難しい状況だった。

住民説明会の開催を求める国に対し、町は「県外最終処分の法制化」「用地補償の具体的な方針の提示」「用地の貸借を認めること」「町全体の地域振興策の提示」を強く要望していた。最終処分に関しては、中間貯蔵施設を受け入れると、そのまま保管期限の終了とともに最終処分場に切り替えられるのではないかという不安が町民に根強くあった。用地補償を巡っては、現在、帰還困難区域

**証言** 「避難するバスに乗って、役場の玄関で総務課長たちが見送りして手を振ってくれて、私はもう会えないかもって泣きながら出発したのを覚えている」「私、同じバスに乗っていたけど2、3日で帰れると思っていた」（同じ職務についていた女性職員2人、全町避難にあたり）

となり市場価格が大きく下落した土地について、補償条件が示されないまま地権者が売るかどうかの判断をすることは難しく、代々受け継いできた土地に対する愛着から売らずに貸したいという声も強かった。また計画では、中間貯蔵施設の用地は町面積の約7分の1に該当し、居住地の約3分の1にも及ぶ。施設の建設は地権者だけでなくすべての町民に大きな影響を及ぼすことから、町は町全体を対象とした生活再建、地域振興策を求めた。

平成26年5月31日から、施設の建設・管理を主管する環境省による住民説明会が県内外で開催された（計16回）。環境省、復興庁、資源エネルギー庁などの担当者が出席し、施設概要のほか、補償の基本的な考え方などが説明された。土地は震災前ではなく現在の市場価格に基づき算定するが、将来避難指示が解除される前提で評価すること、建物については「移転料」として築年数などを考慮した上で同様の建物を再建築するのに必要な額を算出するとした。賃貸借について環境省は、「長期間にわたる安定的な管理が必要であり、難しい」という当初からの姿勢を崩さなかったものの「さまざまな角度から検討を進める」とした。県外の最終処分については法制化を図ると説明。町民の生活再建については「自由度の高い交付金」を大熊、双葉両町に直接交付するなどとした。

その後、用地の賃貸借については認められなかったものの、国は借り主側の権利がより強い「地上権」という選択肢を提示し、すべて国有化するという方針を転換した。民法では地上権の期間が規定されていないため、国は地上権の設定を施設の供用期間に合わせて30年とした。また、用地を売った場合でも、住民票を当面はもとの大熊町のままで残しておけることとした。一方、具体的な補償額については、あくまで受け入れが決まった後に地権者に提示するとした。

平成26年8月8日、国は県と大熊、双葉両町長に対し、中間貯蔵施設の受け入れにあたり交付金など総額3,010億円の財政措置をとると提示。内訳は県に新設する基金と両町で分配する交付金が計1,500億円（うち両町へ計850億円）、原子力災害からの復興を目的とした交付金として県の基金に1,000億円、福島第一原発に係る電源立地地域対策交付金の増額で県に510億円、となっている。一方、県は早急に受け入れを進めるため、独自に両町に対し、地権者の生活再建支援として計150億円の交付措置を行うと決めた。そして8月30日、県知事と双葉郡8町村の首長が協議し、県は中間貯蔵施設の建設受け入れを表明。この際、地権者の理解がいまだ十分に得られていないという懸念から、大熊、双葉両町長は県の決定を尊重するという立場をとり、町としての受け入れは保留した。9月1日、県知事は国に受け入れの判断を伝えた。

町はその後も国に対し、地権者へ事業について丁寧に説明し理解を得ることや、説明会に参加していない地権者にも早急に説明する機会を持つことなどを求めた。ただ、県内各地に仮置きされたままの除染廃棄物が復興の妨げになっている現状を考えると、さらに時間をかけて交渉を続けることは困難な状況だった。11月には、30年以内の県外最終処分を明記した中間貯蔵・環境安全事業株式会社法案が成立。また、施設建設予定地にある8行政区長は連名で早急に受け入れに関する判断をするよう町に申し入れた。結論の引き延ばしは、町民の生活再建の妨げにもなりかねなかった。

町は平成26年12月16日、中間貯蔵施設の建設受け入れを正式に決定。町は町長名で全戸に「中間貯蔵施設の受け入れ判断について」という文書を



受け入れ判断に理解を求める町長名の文書

配布した。そこで町長は「慣れ親しんだ土地を『迷惑施設』ともいるべき施設のため提供しなければならない地権者の皆さまの無念は、察するに余りあるものがあります」とし、受け入れに至った理由として以下の5点を記した。

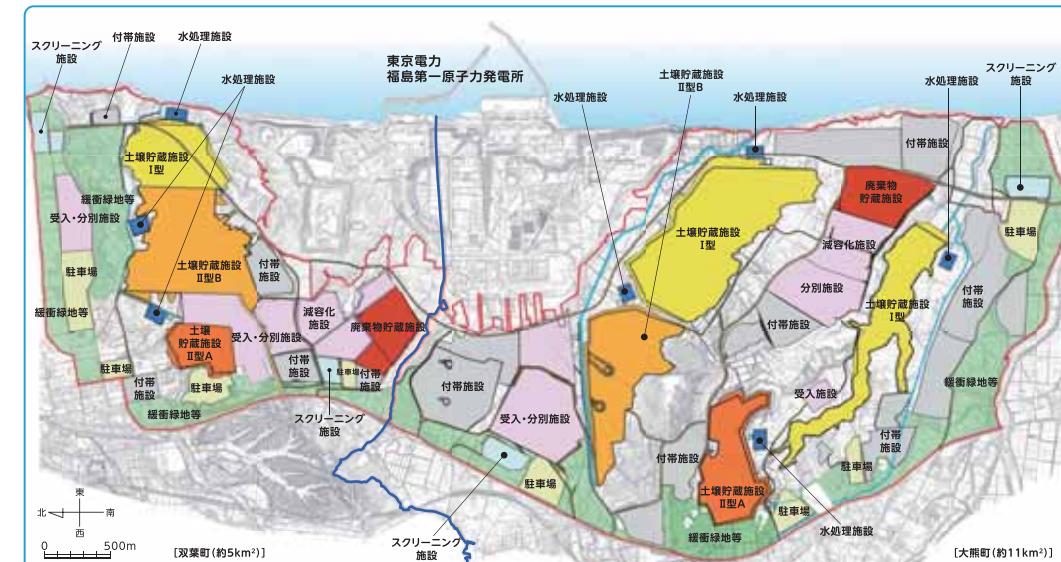
- ①国と粘り強く条件協議を行った結果、町が求めてきた多くの事項が認められた。これ以上の国譲歩は見込めない中、判断を引き延ばすことは国民的な理解を得られない。
- ②自宅近くに除染廃棄物を仮置きしている県民のため受け入れやむなしと考える人も多い。また早く契約して新たな生活を始めたい人、町に戻りたいと考える人のため、行政の責任として次のステップに進む必要がある。
- ③安全協定など5項目のすべてで納得できる内容が出てこなければ最終的に搬入受け入れはせず、国の適切な対応を担保できる。
- ④町民がお世話になっている避難先の自治体でも、仮置き場から除染廃棄物が搬出されることを期待している。
- ⑤県からの交付金が予算化される見通しである。

双葉町も翌平成27年1月13日に受け入れを表明。これにより、中間貯蔵施設は大熊、双葉両町に建設されることが決まり、国は地権者との個別の契約交渉に入ることになった。

## 中間貯蔵施設受け入れに伴う動き

国の当初の計画では施設の供用開始は平成27年1月を予定していた。計画の大幅な遅れに直面した国は地権者交渉を進める傍ら、建設予定地内の企業に無償で借りた土地を除染廃棄物の一時的な「保管場」と位置づけ、搬入を開始する方針を打ち出した。

## 中間貯蔵施設の配置図（案）



平成26年5月 環境省主催による中間貯蔵施設に係る住民説明会配布資料より

**証言** 本当に役に立つ訓練をするのであれば、その日の行政業務をすべて止めて全職員参加。電気、電話、ファックス、すべて使えない状況で、上司の指示がなくとも職員一人一人が防災計画に基づいて動けるかどうか。生きた訓練でないと意味がない。  
(女性職員)

町は建設を受け入れたものの、廃棄物の受け入れについては別に判断するという立場をとった。搬入にあたり、国による搬入ルートの維持管理と周辺対策の明確化や安全協定の締結などを経て、町は平成27年2月26日、搬入受け入れを表明。3月13日、大熊東工業団地敷地内に整備された保管場へ除染廃棄物が入った土嚢袋が運び込まれた。このときの廃棄物の輸送は大熊町内の仮置場から保管場への町内輸送。1年目は除染廃棄物を抱える県内43市町村からそれぞれ輸送してみて問題がないか確認し、その後、保管場を拡大しながら輸送は徐々に進んでいる。

一方、中間貯蔵施設の用地取得は、平成28年2月の段階で施設面積約16km<sup>2</sup>のうち約0.15km<sup>2</sup>と全体の1%に満たなかった。環境省の体制強化もあり、平成29年1月末時点では、2.87km<sup>2</sup>、全体の17.9%の契約が済んだ。また、かねてから国から提供を求められていた町有地について、町は地権者と国の用地契約が一定程度進んだ後に、町として町有地の扱いを検討する方針だったが、平成28年5月23日、自民党東日本大震災復興加速化本部から県内の教育機関に保管されている除染廃棄物の搬入先として提供してほしいと要請を受けた。県内では28市町村の約1,100か所に合計約30万m<sup>3</sup>の廃棄物が教育施設敷地内に保管されており、町は6月になって人道的観点から町有地の一部を一時的に提供することに同意。7月から搬入が開始されている。

平成28年9月13日には、建設予定地である小入野地区で廃棄物減容化のための仮設焼却施設の起工式が行われた。処理能力は200t/日。稼働後は町内の仮置場で保管されている約23万tの廃棄物を平成33年度末までに焼却する予定で、平成30年3月の運用を目指している。さらに11月15日、国は中間貯蔵施設の本体工事に着手。整備されるのは除染土の受入・分別施設と土壤貯蔵施設で平成29年秋からの貯蔵を目指している。

町居住地の約3分の1を占める中間貯蔵施設が建設されれば、震災前の町の景観や受け継がれてきた文化の多くが失われる。町では、建設予定地内の神社や石碑などの文化財調査に着手したほか、公共施設を中心にドローンや3Dデータ撮影などによる記録保全に取り組んでいる。



ドローンを使った中間貯蔵施設予定地内の記録保全

## 復興のために受け入れた、中間貯蔵施設



小入野地区 区長  
根本 充春さん

震災当時から小入野地区の区長をしています。小入野地区は全域が中間貯蔵施設の建設予定地になっています。

平成23年のうちに国から施設建設の話が出た時、住民たちは反対しました。そのころには住民たちは一時帰宅で町に入り、自宅周辺の放射線量の高さを確認するなどして、それぞれ「すぐに帰れる場所ではない」と分かっていたと思います。でも、だからと言って施設を受け入れるかというと、すぐに気持ちは切り替わらない。仕方がないと踏ん切りがつくまでに私もほかの住民も2、3年はかかった気がします。

国の説明会にはすべて出席しました。現在に至るまで、町独自で地権者に対する説明会を開かなかったことは未だに残念ですが、最終的には、中間貯蔵施設建設予定地に含まれる8地区の区長が協議し、町長に受け入れの判断を要請しました。受け入れるか受け入れないのか決まらないと住民はいつまでも前に進めない。とにかく白黒はっきりしてくれよ、という気持ちでした。住民の中には「反対だ」という人もいるかもしれません。でも、大

多数は「もう決めてくれ」と考えていると区長として肌で感じていました。

私が中間貯蔵施設を受け入れたのは大熊町の復興のためです。平成28年9月には中間貯蔵施設に関連し、廃棄物減容化のための焼却施設も小入野地区で受け入れました。除染を進めるに伴い家屋などの解体が起きるでしょう。減容化が必要だとしたら、それは町内で放射線量が低い場所ではなく私たちの地区でやるよりないだろうと、区の総会ではそう説明しました。

「土地を買ってもらえて良かったじゃないか」と簡単に口にされる人もいますが、自分が生まれ育ち、暮らしてきた場所・建物がすべてなくなってしまうことを想像できますか。復興拠点のある大川原地区では除染がされ、昨年には特例宿泊も認められました。分かっていることはいえ、言葉では言い表せない思いがします。我々には除染も宿泊も今後絶対にあり得ないから。置いて行かれるというか一步歩、町が遠ざかっていくような気持ちです。私たちは町の復興のために故郷をなくします。地権者の気持ちを踏まえて復興を進めて欲しいと思います。

せめて町には今、まだ町並みが残っているうちに中間貯蔵施設の建設予定地を撮影しておいてほしいと求めています。記憶の中にしか存在しなくなる故郷を、せめて記録に残してほしいのです。

## あきらめ、矛盾、交錯する思い



夫沢三区 区長  
富田 英市さん

自宅は大熊町の夫沢3区にあり、区長をしています。行政区98世帯のうち25世帯ほどが中間貯蔵施設の建設予定地に含まれます。私の自宅は予定地外です。境界からは200mほどしか離れていません。

震災後2、3年ほどは、町に戻りたいという気持ちが8割以上ありました。契約する、しないの自由はあるとはいえ、中間貯蔵施設の予定地内の人たちは土地家屋を失うわけだ

から気の毒だと思っていました。でも、6年近く経過した今も私たちの行政区は放射線量が高いまま下がらない。家屋や周辺が荒れ果てていくと、段々に一時立ち入りしてもよその屋敷に入ったようで、懐かしいという思いも薄れてしまいました。今はもう帰ることは出来ないと思っています。中間貯蔵施設とは言わなくても、行政区全体を借り上げるなりしてほしいというのが正直な気持ちです。

中間貯蔵施設については、事故を起こした福島第一原発がある町が受け入れざるを得ないのではないかという思いはあります。ただ、最終処分の受け入れは納得できません。施設に関する国の説明会でも「まず最終処分場

を提示してくれ」という趣旨の発言をしました。国側は「分かりました」とは言いました。正直、期待できないと思っていても「私たちはこういう気持ちだ」ということだけは、伝えたかったのです。今も最終処分場になるのではないかという不安は残っています。

自宅に帰ることは諦め、手放したいと思いながらも大熊との繋がりを失いたいわけではありません。中間貯蔵施設の予定地の人たちは自分の先祖から受け継いで来た土地家屋がなくなってしまうわけだから、それは自分のルーツが途切れてしまうようなものではないかと、やはり気の毒に思うのです。矛盾していると言わればその通りです。自分の代で手放すのはご先祖様に申し訳ないという気持ちと、でもこれは震災と原発事故によってこうなったんだから仕方ないっていう諦めと、いろんな思いが交錯している状態です。

今も年に1度は区の総会を開き、昨年は50世帯70人が集まりました。予定地内の人も外の人も来ますが、わだかまりなく、むしろ互いを心配しています。それぞれに気の毒だと。今までより仲良くなった気がするくらいです。私も中間貯蔵施設のことは全体の問題として考えてほしいと言っていました。行政区は家族のようなものですから。

大熊は今後も町として残って欲しいと思います。自宅を諦めた今、町が「私が大熊の人間であった」という証なのです。

## 証言 NUMBER 12~13

## 第10章

## 町の復興に向けた取組

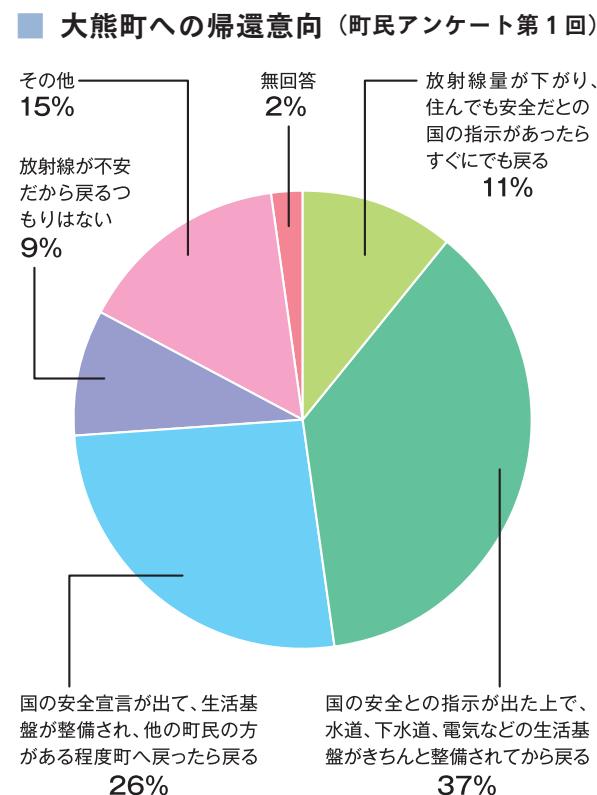
## アンケートから見る住民意向

大熊町における第1回目の町民アンケート（住民意向調査）は震災から約3か月後の2011（平成23）年6月、町により実施された。この調査は連絡先が判明している世帯に調査票を送り、コピーするなどして世帯内の複数の個人の回答を可とし、配布数4,500世帯に対し3,419人の回答があった。

この時点では、帰郷に関して「放射線量が下がり、住んでも安全だと国の指示があつたらすぐにでも戻る」と答えた人は11%にとどまった。一方、国の指示を前提に「水道、下水道、電気などの生活基盤がきちんと整備されてから戻る」が37%、「生活基盤が整備され、他の町民がある程度町へ戻ったら戻る」が26%で、インフラ・利便性を求める声が高かった。「放射線が不安だから戻るつもりはない」と回答した人は9%。帰郷まで待てる期間は「1年から2年以内」が最も多いため42%、「3年～5年以内」が次いで20%、「半年以内」とした人は9%で、多くの人が数年単位の避難生活を覚悟していることがうかがえる。町へ戻りたい理由については「先祖代々の土地や家、お墓があるため」(18%)、「暮らしてきた町なので愛着があるため」(22%)、「地域の人たちと一緒に復興していきたいため」(13%)、「町での生活が気に入っているため」(14%)といった郷土愛に基づく理由を挙げる住民が多くあった。

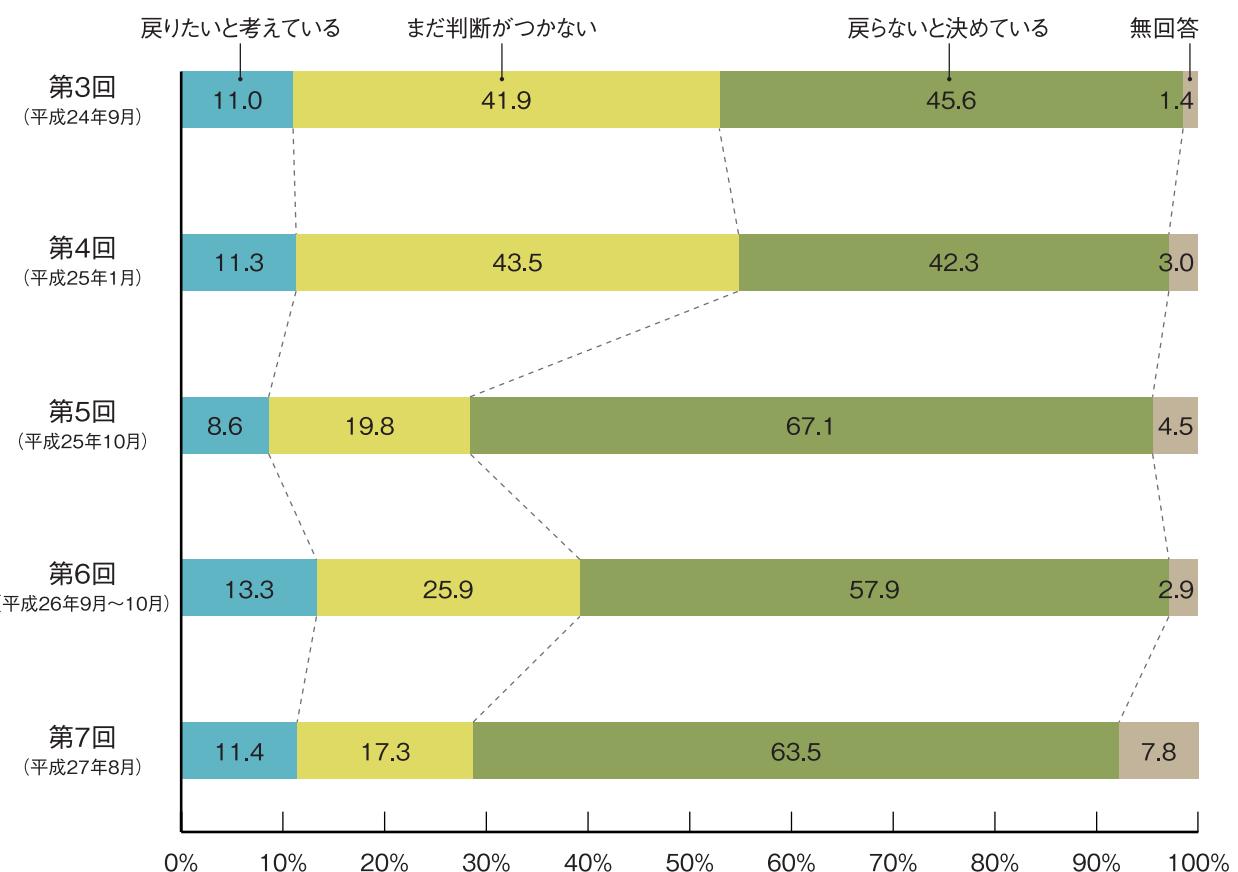
町の第一次復興計画が策定された平成24年9月に実施した第3回のアンケート（対象5,378世帯、回答率63.7%）以降は、復興庁との合同調査に切り替わった。帰郷について「現時点では戻りたいと考えている」が11%、「判断がつかない」が41.9%、「戻らないと決めている」が45.6%だった。男性は年齢が高いほど「戻りたい」という回答が高く、女性も70代以上の16.9%が「戻りたい」と答えており、高齢者ほど町への愛着が強くなる傾向がみられた。

このうち「判断がつかない」という回答者に「帰郷を判断する上で必要と思う情報は何か」と質



「大熊町復興計画町民アンケート調査票」集計票より

大熊町への帰還意向（町民アンケート第3回から第7回までの推移）



問したところ、複数回答可の設問に対し「道路、鉄道、学校、病院など社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」(79.7%)、「放射線量低下の目途」(78.9%)が僅差で並び高い割合を示した。以下、「受領する賠償額の確定」が59.6%、「中間貯蔵施設の情報」が54.9%、「どの程度の住民が戻るかの情報」が50.7%と並び、性別・年代別に見ても上位2項目は変わらないという結果だった。一方、「戻らないと決めている」と答えた人の多くが、原子力発電所の将来性と放射線への不安を理由としている。具体的には、「放射線量に対する不安があるから」(80.8%)、「原子力発電所の安全性に不安があるから」(70.2%)が最も高く、続いて「家が汚損、劣化し、住める状況にないから」(67.6%)、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにもないから」(62.6%)。これは、性別・年代別に見ても全く同じ順位であった。

第6回住民アンケート（平成26年9～10月、5,353世帯、回答率52.8%）では、帰郷の意向に加え、改めて帰郷の時期や住居形態、必要な支援など具体的な希望について調査している。放射線量の低下や町が示す復興計画への期待感から「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」は13.3%に増加。「まだ判断がつかない」も25.9%と増え、「戻らないと決めている」が57.9%と減少。また、「判断がつかない」という回答者を対象にした「帰郷を判断する上で必要な情報は何か」という質問（複数回答可）には「道路、鉄道、学校、病院など社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」(69.8%)、「放射線量低下の目途、除染成果の状況」(57.2%)、「原子力発電所の安全性に関する情報」(45.2%)という結果となった。

第7回住民アンケート（平成27年8月、5,331世帯、回答率50%）では「戻りたいと考えている

**証言** テレビ見て「原発爆発してる」って言ったら、夫は「あんな1mもあるコンクリートのどこが爆発するんだ」って信じなかった。

**証言** 「テレビ見て」って見せたら、今度は唖然としてそこから動かなかった。（町民女性、一次避難所で平成23年3月13日未明）

福島第一原発、立地町から

(自宅以外への大熊町内への帰還や、将来的な希望も含む)との回答は11.4%とやや減少。「まだ判断がつかない」も17.3%と減少、「戻らないと決めている(戻れないと考えている)」が63.5%と増えた。震災から5年目に入り、避難先での生活再建が進んだ結果ともいえる。一方で、「帰還の判断がまだつかない」「戻らないと決めている」と回答した住民の中の60.8%が「大熊町とのつながりを保ちたい」と答えている。

## 東京電力福島第一原子力発電所の現状

福島第一原発について、国は平成23年12月、廃炉に向けた「中長期ロードマップ」を発表した。その後、改訂を加えながら、原発解体までの道筋を第1～3期に分けて示している。1期は1～4号機のいずれかの使用済燃料プールから燃料の取り出し開始まで、2期は1～4号機のいずれかから燃料デブリの取り出し開始まで、3期は解体終了まで。3期終了までの目標は平成23年12月から30～40年後と設定された。1期は平成25年11月に4号機の使用済み燃料プールからの燃料取り出しが始まったことにより完了。平成29年3月現在、第2期の半ばにある。

現状では、震災時運転中だった1～3号機で溶融した燃料デブリは建屋内に注水を続けることで冷温停止状態を維持している。ただし、冷却のために注水した水や原子炉建屋の損傷箇所から流れ込んだ地下水が放射性物質を含んだ「汚染水」となり、平成29年2月時点で1日約150～200tのペー

スで増え続けている。汚染水は貯水タンクに入れられ敷地内に保管されているが、敷地には限りがあり、タンクからの漏水も相次いだ。現在はこの汚染水から放射性物質を「取り除く」、汚染源である原子炉建屋に地下水を「近づけない」、汚染水を外部に「漏らさない」を対策の基本方針とし、除去装置による汚染水の浄化や、地下水を建屋流入前にくみ上げ、放射性物質の検査をした上で海へ放出する「地下水バイパス」、建屋への流入をブロックする「凍土壁」の建設などを進めた。

使用済燃料プールについては、最も多い1,533体を保管していた4号機からの燃料取り出しが平成26年12月22日に完了し、1～3号機の燃料についても取り出し準備に入っている。燃料デブリの取り出しに向けては、平成27年4月、内部の状況調査のため1号機の格納容器内部にロボットを投入。平成29年2月には燃料の位置や形状を探るため、2号機の格納容器にもロボットを入れ内部調査に乗り出したが、高い放射線量や内部のがれきなどに阻まれ、ロボットが炉内で停止し、燃料デブリは確認できなかった。

一連の廃炉作業の中で懸念されるのが、放射性物質の飛散である。町は平成27年11月、町内2か所に気温、風速、風向き、感雨を計測できる気象計を設置。平成29年2月にはダストモニターも町内に整備した。いずれも廃炉作業からの粉じんに備えたもので、万が一、放射性物質の飛散が確認された場合、町内で活動する人や帰町が実現した場合の住民の避難誘導に活用する。

なお平成29年3月現在、廃炉が完了した後、解体した原子炉や作業で出た放射性物質を含むがれきなどの処分方法は決まっていない。町は国に対し、県外での最終処分を要望している。

## 大熊町内の管理・維持

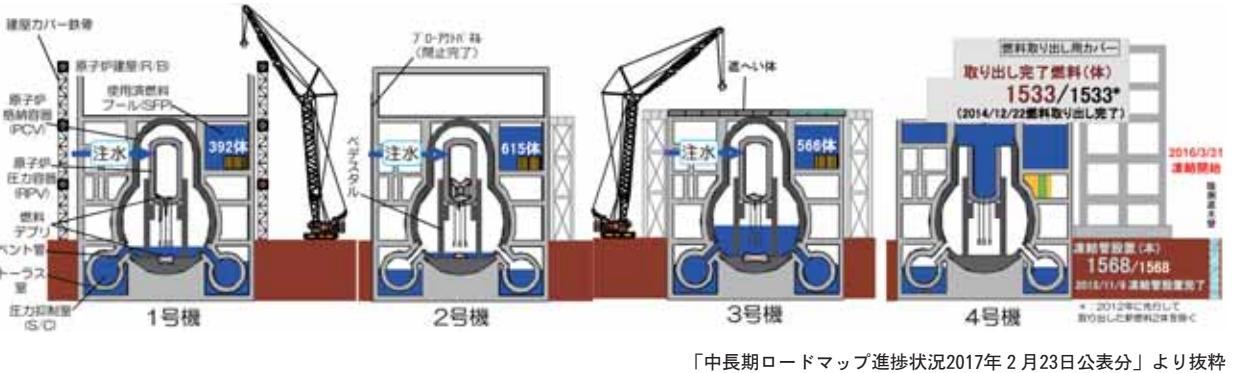
震災から3か月後の平成23年6月、町は福島第一原発の半径3km圏内を除き、希望する町民の自宅屋根にブルーシートをかける応急的な補修を開始した。震災翌日、地震による損壊を修理できないまま避難せざるをえず、風雨が建物に及ぼす影響を心配する町民の要望に応えたものだ。地震被災からの応急処置の名目が強かったが、その後の避難指示区域の設定などで立ち入りが厳しく制限された帰還困難区域では家屋の修繕に着手できない状況が続いている。現在も同事業は継続している。平成28年度は105件の申請を受けている。

環境省による自宅の片付けゴミの回収は、平成24年12月の避難指示区域再編後、居住制限区域と避難指示解除準備区域の除染が終了したところから開始された。帰還困難区域でも、ネズミなど害獣・害虫被害が顕著になった震災4年目ごろから、ゴミ回収の要望は強まり、環境省は平成28年3月から回収を開始。90lポリ袋に入る可燃ゴミ、不燃ゴミに限り、地域のゴミ集積所に置いておけば業者が回収する。これによりようやく、一時帰宅の際に自宅の不要なもの、汚れたものを片付けることができるようになった。回収されたゴミは町外に持ち出されることなく、町内の仮置き場に保管されている。平成28年11月15日からは、火災などの懸念材料だった自宅に残されたままの灯油や石油類、塗料などの回収も始まった。

農地の保全に関しては、平成26年8月、帰還困難区域を除く地域(大川原地区、中屋敷地区)の水田を管理する農業復興組合が発足し、水田に限り草刈りを年に2度、耕起を年3度実施。イノシシに穴を掘られてこぼこになった水田は、機械を入れられず、草刈りも耕起も通常と比べてはるかに手間がかかるが、水田の保全を続けることで農家の営農への希望をつなぐほか、復興の拠点にもなっ

**証言** 避難所でゴミ箱があふれているのを町民の女性2人が片付け始めた。それまでは田村市の職員が片付けてくれていた。それを2人が掃除し始めた、それでみんな動き出した。すると受け入れ自治体職員との関係も良くなってきた。その2人には本当に助けられたと思っている。(女性職員、一次避難所)

### 福島第一原発 原子炉の状況(1～4号機)



「中長期ロードマップ進捗状況2017年2月23日公表分」より抜粋

### 福島第一原発 モニタリングポスト設置位置



東京電力(株)HPより

### 発電所敷地境界モニタリングポスト測定結果

測定箇所	測定結果 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )	【平成29年3月1日12時現在】	
		MP-1	MP-2
MP-1	1.058		
MP-2	1.756		
MP-3	1.179		
MP-4	2.069		
MP-5	1.438		
MP-6	0.556		
MP-7	1.022		
MP-8	0.950		

※風向き：東南東 風速：3.3 感雨：無  
※風速0.5m/s未満の場合「CALM」(静穏)、風向を「-」と表記  
※平成22年12月 月間平均値 33～42nGy/h (およそ0.03～0.04 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会 原子力発電所周辺環境放射能測定結果の評価結果より

ている大川原地区周辺の景観を守る役割も担っている。

防犯上の課題も深刻だ。無人になった町では避難直後から空き巣被害が多発した。平成23年6月初旬、初めての一時帰宅で何者かが家屋に侵入した跡を見つけた町民は少なくない。双葉警察署の調べでは、町内の犯罪認知件数は平成22年に67件（うち住居侵入等8件）だったが、平成23年は225件（同183件）に激増。平成24年は74件（同62件）、平成25年130件（同100件）、平成26年24件（同11件）、平成27年138件（同123件、※この年は余罪の判明により認知件数が大幅に増加）となっている。無人となった町で侵入被害の多さは震災前と比べて顕著になっている。地震の揺れで室内が散らかったまま避難した家では、窃盗被害に気づかないケース、また侵入被害に気づいても窃盗の被害品が特定できずに届け出に至っていないケースもあり、警察による認知件数は被害の一部でしかない。

平成24年12月10日、区域再編により日中の立ち入りが自由になった居住制限区域と避難指示解除準備区域では、町民による防犯パトロールが始まった。住民以外の出入りを警戒する声が上がったことを受けたもので、3班24時間体制で区域内を巡回している。また、平成25年4月に町内の坂下ダム管理事務所に設置された町現地連絡事務所も町内の維持管理の一翼を担ってきた。居住制限区域にある連絡事務所には役場職員OBを中心に臨時職員6人がシフトを組み、年末年始以外は毎日出勤している。日常的に帰還困難区域に入り、火災に備えた水路の管理と防犯パトロールを実施。震災前は町民憩いの場であったダム周辺の環境整備にも取り組んでいる。

また、町内への立入ゲート等に車両ナンバー認証システム36台、町内主要交差点等に40台の防犯カメラを設置した。電気や通信回線が不十分な場所でも町内の監視ができるよう、町内3か所に自立型の監視カメラも設置している。平成28年5月からは、帰還困難区域内でも日中のパトロールを実施。さらに、町による道路パトロールも始まり、定期的に道路やのり面、水路などの状況を点検。危険な状況が確認されたら応急処置を施し、一時帰宅した町民たちが安全に通行できる環境を維持している。

## 第一次復興計画→第二次復興計画

平成23年10月、町は復興計画の基礎となる復興構想をまとめた。これを具現化するために町は復興計画検討委員会を立ち上げ、平成24年9月、「第一次大熊町復興計画」を策定した。

第一次復興計画は、策定から概ね5年後の町のあり方を記したもので、前提として「町として5



警戒区域内の窃盗被害を報じる新聞記事（福島民報社提供）



大熊町見回り隊が防犯パトロールを開始

年間は帰町しない」と避難後初めて期間を示して避難継続を明記した。当時、避難指示区域の再編を控え、賠償、除染の方針が徐々に明らかになってくるなど、町を取り巻く環境は流動的ながら変化しようとしていた。計画は、5年間は避難先での生活になることを踏まえ、短期的、中期的に取り組むべき課題を整理している。

まず、直近の課題を反映した短期的取組としては①財物賠償の確保 ②安心して暮らせる住居環境の確保 ③安心して学べる教育環境の確保 ④効率的な除染の実施 ⑤町民ニーズに根ざした計画の策定——を挙げた。この時点では、住む家や土地、生業を奪われたことに対する賠償方針は確定しておらず、適切な賠償がなされるよう東京電力や国に働きかけることは町として急務だった。住居や教育環境については、避難生活の長期化が鮮明になる中で、生活の拠点をどこに置くべきか迷う町民の不安が反映されている。除染に関しては、「無駄」という町民の声もある中で、国や東京電力が責任を持って実施し、元の環境を取り戻すべきとしている。

中期的には5年後を目標にいわき市周辺に町の拠点を移すことを掲げていた。町が二次避難先とした会津若松市から、仕事の影響や故郷に近い気候風土を求めていわき市に移動する町民が多くなっていたことを踏まえた方針だ。居住環境を整備し、役場、教育機関も移設するとした。並行して、会津若松市に残る町民のための住宅環境整備も進めるとしている。その間、町の除染を進め、帰る環境を整えていく道筋を描いていた。

「第二次復興計画」はそれから2年半後、平成27年3月に策定された。この間、町は避難指示区域再編により、町民の約96%が暮らしていた地域が帰還困難区域となっていた。賠償の方針が次々と決まり、居住制限区域と避難指示解除準備区域では除染が実施された。町の居住地の約3分の1を占める中間貯蔵施設の建設も受け入れた。町に戻れないまま4年が経過し、避難先での生活再建も進んでいた。2年間の変化を踏まえ、計画は「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境」の実現を2本柱に据えた。

避難先での生活支援については、町民の避難先分布を基に、会津若松市の出張所を維持するとともに、最も避難町民が多いいわき出張所の拡充をうたった。また、二本松市にあつた中通り連絡事務所は郡山市に移転。コミュニティ拠点も会津若松市、いわき市、郡山市の3か所に設置し、町民を集めたイベ



第二次復興計画について議論する検討委員会メンバー

**証言** びしょびしょになって寒くて、家に戻って着替えようと思ったときに、「あれ、家ねえんだっけ」って気づいた。とっさに津波で流されたと思いつかなかった。（市民男性、平成23年3月11日、熊川地区で津波にのまれた人を助けた後）

ント開催などにより町としてのつながりの維持を狙った。巡回型の町民イベントも開催し、県外などでの町民活動を支援することとした。

一方で、町土復興に関しては、除染が終了した居住制限区域の大川原地区を復興の拠点とし、復興公営住宅や交流施設、役場庁舎、宿泊施設などを集約したコンパクトな街を整備するとした。さらに、帰還困難区域の中で先行的に除染が進められた下野上地区を「第二の復興拠点」と位置づけ、廃炉、復興に向けた事業者が使う用地や将来的な居住地の確保を見据えている。また、大川原地区を中心に隣接する野上、熊などの地区（いずれも帰還困難区域）も除染するように求め、徐々に町民の活動エリアを拡大していく方針だ。放射線量が高いJR常磐線の東側のエリアについては除染を求める方針を打ち出しつつ、この時点では、線量の高さから土地利用の方針を示すことはできない。ただし、海水浴場やサケが遡上する熊川があった熊川地区に「復興祈念公園」を整備することを検討している。

## 復興拠点整備

大熊町が目指す復興の拠点となるのが、町南端に位置する大川原地区だ。居住制限区域の大川原地区は町内でも空間放射線量が低く、除染によってすでに避難指示の目安となる年間積算線量20ミリシーベルト（mSv）を下回っている。震災前は町民の3.3%が暮らしていた町内でものどかな地域で、帰郷に向けた拠点整備が進んでいる。

町の交通網は、町を南北に縦貫する国道6号が平成26年9月、常磐自動車道は平成27年4月に開通。避難指示区域を走行することになるが、浜通り地方で復興事業に従事する業者や一時帰宅する町民たちの利便性を考慮した措置だ。大川原地区は常磐自動車道が縦貫し、常磐富岡インターチェンジからは車で4分ほどと、交通面での利便性は高い。

拠点の中心となるのが地区内の約39ha。農地を整地し、西側に役場庁舎、町民が入居する復興公営住宅、宿泊施設、交流施設、商業施設など生活に必要な機能を集約する計画だ。東側を廃炉関連の研究所や事業所などを集積した産業・研究エリアと位置づける。現段階では、帰還する町民を1,000人程度と見込み、研究者や廃炉関係の事業者など町民以外の移住者約2,000人を受け入れ、3,000人程度が暮らす町を想定している。

その周辺ではすでに開発が始まっている。平成27年3月、東京電力は福島第一原発の作業員向けの食事を提供する「福島給食センター」を地区内に竣工。町民も含む約100人の雇用を生んでいる。平成28年には東京電力社員の単身寮計750戸が完成し、7月から順次入居が始まった。町内の避難指示解除はされていないが、特例的に東京電力社員の「夜間滞在」が認められ、町民に先駆けて震災後の町で生活を始めている。周辺の生活環境は整っていないため、東京電力は社員向けの食堂も同時に開設した。

平成28年1月には新たな農地保全管理事業として、福島発電株式会社が大川原地区に建設していた「大



多くの社員が夜間滞在する東京電力単身寮



大川原で稼働したメガソーラー

熊町ふるさと再興メガソーラー発電所」が竣工し、発電が開始されている。約3.2haの農地に太陽光パネル約7,700枚を並べ、最大出力は約2MW、約600世帯分の発電量で二酸化炭素の年間削減量約1,270tと推定する。売電で得た利益の一部は、町が平成31年4月の稼働を目指す植物工場の運営に活用される予定だ。

植物工場での生産

品目は、価格が安定し加工もしやすいイチゴに特化。敷地面積は4.8haで、放射性物質による影響を考慮し、土壤を使わない水耕栽培の工場を建設する。また、平成28年度には、同地区の別の農地約15.6haにもソーラー発電所を着工しており、平成29年6月の竣工、7月からの発電開始を予定している。

大川原地区では平成30年3月を目標に町営墓地新設の計画も進む。中間貯蔵施設の建設予定地も含め、帰還困難区域内の墓地の移転や住民が墓参しやすい環境の整備が主な目的で、約6haの敷地に当面は600区画の整備を予定している。墓の移転に関しては、まず東京電力社員の立ち会いで遺骨に放射性物質による汚染がないか確認。通常の持ち出し基準である1万3,000カウント毎分(cpm)を超えないことを現場で確かめた上で、スクリーニング場に持ち込み、そこでも基準を超えるなければ町外にも持ち出しが可能となっている。

平成28年8月11~16日には、大川原地区と避難指示解除準備区域の中屋敷地区で、町で初めての「特例宿泊」を実施した。特例宿泊は、本来は宿泊が認められない避難指示区域で、盆や正月、彼岸などに合わせて例外的に宿泊を認めるもの。宿泊は申請制になっており、両地区の141世帯383人のうち12世帯34人が避難後初めて自宅で夜を過ごした。特例宿泊にあたって、町は申請者に放射線量計や緊急連絡用の見守り機能付き歩数計を配布。職員も24時間体制で町大川原連絡事務所に泊まり込み、緊急時に備えた。特例宿泊は翌9月の彼岸の時期にも実施された。

平成23年3月12日の全町避難後、4月から会津若松市に置かれてきた町の行政機能は、各地の出張所は維持しつつ、拠点整備に伴い主な機能を町内に戻す予定だ。大川原地区に建設予定の役場庁舎は平成31年3月の完成を目指している。

**証言** 避難所で知り合いに「何でもいいから書き残しておけ。今書いておかないと人は忘れるから。この経験はちゃんと記録にして残さなきゃならない」と言われた。それで私はメモ程度だけ書くようになった。今、あの時点でそう言えたあの人はずごいなって思う。(市民女性、一次避難中)

福島第一原発、立地町から 141



## 震災を経て、町の職員に



大熊町職員

### 井戸川 聖

たが、幼いころから原発は安全なものだと教えられてきたため、水素爆発の映像を見ましたが避難がこれほど長期化する事態は想像できませんでした。

避難生活を送る両親のことは心配でしたが、当時の自分が避難先に駆けつけても迷惑になるのは理解していましたし、自分にできることは限られていると感じていました。震災前から卒業後は福島に戻るつもりでいましたが、この震災を経て、福島で仕事がしたい、また復興に携わる仕事をしたいと強く思うようになりました。その思いを実現するために、大学で学んだことを活かせるような県内の企業に就職し、外側から復興に携わるか、も

しくは町役場に入って内側から復興に携わるかと悩みました。企業に入るなら大学院へ進学し専門知識を深めるつもりでいましたが、町が大変な状況に置かれている今だからこそ、何かできることがあるのではないか、また家族の近くにいるべきなのではないかと役場への入庁を決めました。

震災を一つのきっかけとして役場職員になることを望み、かなえることができましたが、入庁してみると制度一つとっても初めて知ることばかりで、毎日仕事を覚えることに必死でした。自分は町の役に立てているのかと考えることもありました。しかし、一つ一つ仕事を覚えていく中で、復興を目指す町の仕事というは決して派手なものではなく、行政機関として町を維持するための業務、避難先での町民の生活を支えるための行政サービスなど、震災がなくても当然必要とされる業務の積み重ねであるということを学びました。

今、私は配属課の業務の他に、28年度から発足した若手職員を中心に町の復興を考えることを目的とした「ふるさと未来会議」に参加させていただいています。今後の町の復興については、放射線等様々な問題がありますが、この先の復興や町のあり方について考えられることは自分自身のモチベーションの向上に繋がっています。この現状から復活した町は世界中どこを探してもあります。世界一の町を作れるのがこの町のおもしろさです

## 証言 NUMBER 14～15

し、様々な課題も新しいことに挑戦するからこそ難しさだと考えています。

役場職員となり4年が経ちますが、今、大熊町役場で私が働いているのは、世界に例のない震災と原発事故を

経験しながらここまで町を繋いでくださったたくさんの方々のおかげだと思っています。これからも家族を含め、周囲の方々への感謝を忘れずに業務に励んでいきたいと思います。

## 自分の力を被災地のために



大熊町職員

### 木内 潤司

前年の11月に司法書士の試験に合格したばかりで、震災当時は新人研修中でした。被災地でのボランティア活動などには参加できず、その後、司法書士事務所勤務を経て独立しました。司法書士としての人生を歩み始めた恍ただしい時期でした。でもいつかは被災地のために、そんな思いが心のどこかにあったのかもしれません。

派遣が決まるまで大熊町のことをほとんど何も知りませんでした。ただ、自分が受け持つだろう業務内容は、事前に想像していたものと大きな違いはありませんでした。復興に必要な用地の登記簿を法務局で取得し、地権者を調べ、ご存命かどうか確認し、相続が発生している場合は戸籍謄本等で相続関係を確定させるというものでした。相続登記をしていかなかったり、一つの土地を複数人

が持ち合っていたりするなど困難なケースも多々あります。司法書士事務所で実務経験を積んだ2年間は、一個人の相続について調査し、その相続登記をすることが仕事でしたが、大熊町では一事業に関わるすべての地権者を確定する必要があります。このため、司法書士事務所時代と比べて業務量は大きく増え、私自身の相続登記に関する経験値も相当上がりました。

復興庁との契約は最長3年間で、私も3年で横浜に帰るつもりでした。しかし大熊町に勤務して半年ほど過ぎた時、この町で最も司法書士が必要とされる時期は、私の任期終了後に訪れるに気付きました。国からの応援職員では制約が多く、町職員と同等の働きができる難点も気掛かりでした。そこで、職員として司法書士の役割を担いたいと考え、復興庁の応援職員を1年前倒しして終了し、町職員になるという選択をしました。

遠い将来のことまでは考えていませんが、司法書士としてお役に立てることがある限りは職員を続けたいと考えています。福島第一原発の廃炉作業が進み、あの場所が更地になってから始まる仕事もあるでしょう。大熊町はかつて、原発の誘致により町を発展させてきました。しかし今、町はその原発のため苦境に立たされています。「ゼロ」からの出発ではなく「マイナス」からの出発にならざるを得ません。そうした現状に目を伏せることなく、前を向いて町の発展の一翼を担えるよう尽力し、日々努力していきたいと思います。

# できたこと、できなかつたこと

福島大学行政政策学類教授

今井 照 氏



## ■本書の意義

本書に掲載されている写真や文章を見て改めて思ったことは、あの原発事故(東京電力福島第一原子力発電所過酷事故)は何だったのだろうということだ。まだまだ現在進行形なので過去形で書くのには気が引けるが、社会的にはこの問い合わせに対してまだ答えを見出しているのではないか。

大仰に聞こえるかもしれないが、大熊町がこの震災記録誌を取りまとめ公刊することには世界史的な意義がある。できれば世界中の人に読んでもらいたい。それが無理だとしても、後世の歴史家が何かの機会に読んでくれたらありがたい。いずれ答えを出すためには、本書のようなヒントが必要なのだ。だからこうして文字に残すということが、原発事故を体験した私たちにできる使命であり、責務だと思う。

## ■発災時の対応

原発事故発災時、国は大熊町に関連する避難指示を3回にわたって発している。3回目の20km圏避難指示が出たのは2011年3月12日18時25分だが、大熊町はその日早朝の10km圏避難を全町避難ととらえ、10~20km圏の町民を含めた全町民を誘導している。ほとんど情報が遮断されている中で、いち早く町民の安全を確保しようとしたことは高く評価されるべきだ。自治体の最低限にして最大の使命は住民の安全と命を守ることだからである。

国の2回目の避難指示の際に細野豪志内閣総理大臣補佐官(当時)から町長に電話があったという。私の知る限り、国から直接、自治体に対して連絡があったのは、大熊町においても、双葉郡内町村においても(単純化すると3回の避難指示×8町村=24回の中で)、この1件以外には存在しない。つまり緊急時には情報は伝わらないものなのである。役場内の組織においても同様だ。だから国や県、あるいは上位組織に依存せずに、その場その場で決断することが求められる。これは住民も含め、日頃からの政策過程で習熟しておかなければならぬ技術なのだ。

## ■避難時の対応

田村市や三春町から会津若松市へ避難先を移すことには大きな決断が必要だったと思う。葛尾村は会津坂下町へ、楢葉町は友好都市であった会津美里町に役

場などを避難させているが、大熊町の場合には現在に至るまで会津若松市を中心に避難が続いていることに明らかのように、大規模で長期間にわたる避難先選択だった。当時の切羽詰まった環境の中でこのような重い決断をされた方々には頭が下がる思いだ。

各地で事業継続計画が策定されようとしているが、少なくとも庁舎が機能しない時にどのように行動するかは考えておくべきだろう。もちろんその前提として、市民をどこまでどのように避難させるかという避難計画を、机上の空論ではなく具体的で現実的に立てる必要がある。

大熊町が避難先で一早く町立の小中学校を開校したのは英斷だった。よく言われるよう、学校は地域社会の拠点であり、象徴でもあるからだ。それだけ長期的な展望を見据えていたということに他ならない。ただ、時間の経過は冷酷もあり、しだいにその役割も変化していくだろう。日々、見直すことも必要になる。

## ■「復興」への道

残酷なことに原発事故にはすっきりした解決方法がない。そもそも原発という技術そのものが完結していないのだから、お金をかけば何とかなるというものでもない。しかも既に事故が起きてしまったので、取り戻せないことが多すぎる。チェルノブイリでも、事故から30年を過ぎたのに今でも新しい知見が出てきている。

まずはこのことを正面から引き受け、日本や世界の人たちと共有化する必要がある。安易な道はないし、なかったことにすることもできないということをわかつてもらうしかない。逆に目先の対策でごまかそうとする動きには注意しなければならない。スタートはそこからだ。

復興には「生活の再建」と、地域という「空間の再興」との2種類がある。もっとも大事なのはそれぞれの人たちの生活を再建することだ。空間の再興を急がせるこことはない。むしろ急ぎすぎる空間の再興は身の丈に合わない過大な債務を背負うことになり、結果的に復興を遅らしてしまう。大熊町はそういう岐路に立たされている。

改めて大熊町に関係するすべての人たちに敬意を表したい。

大  
熊  
町  
震  
災  
記  
録  
誌

# 資料編

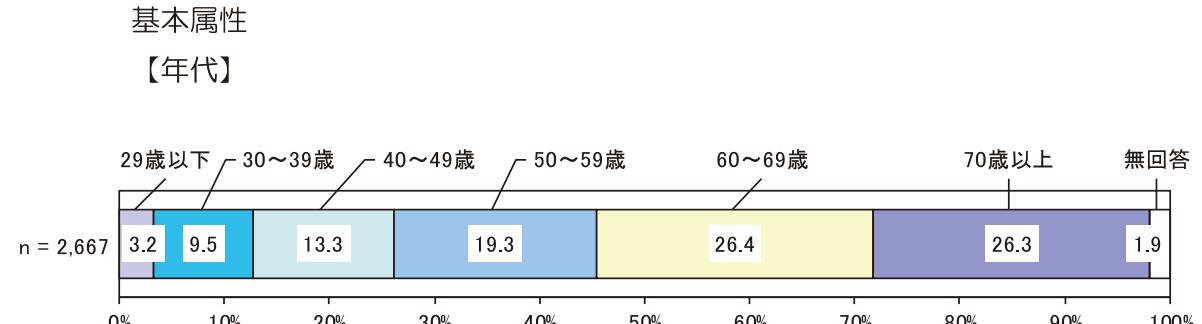
福  
島  
第  
一  
原  
発  
、  
立  
地  
町  
か  
ら

## 大熊町住民意向調査 調査結果（速報版）

復興庁  
福島県  
大熊町

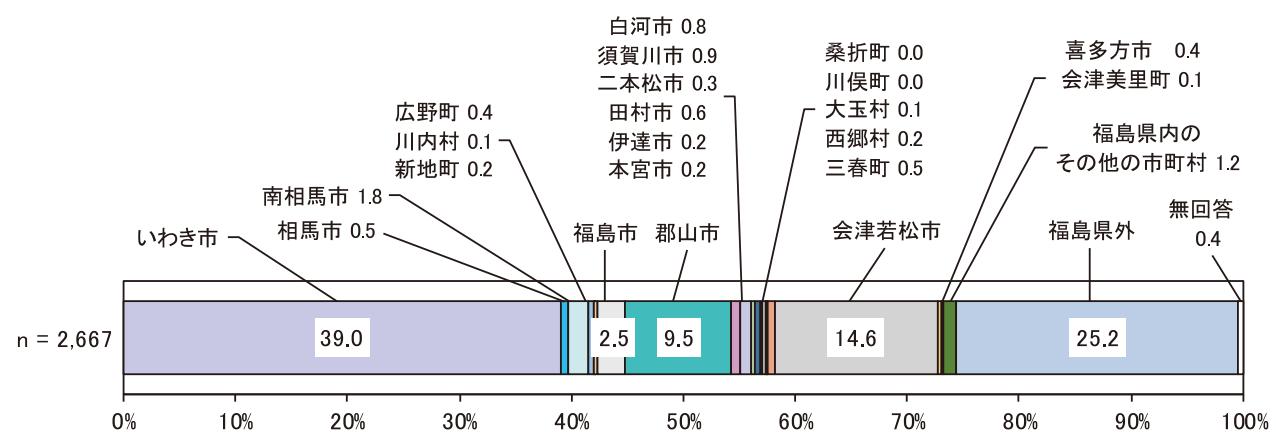
### 調査の概要

1. 調査対象：世帯の代表者（5,331 世帯）
2. 調査時期：平成 27 年 8 月 3 日～8 月 17 日
3. 調査方法：郵送配布、郵送回収
4. 回答者数：2,667 世帯（回収率 50.0%）

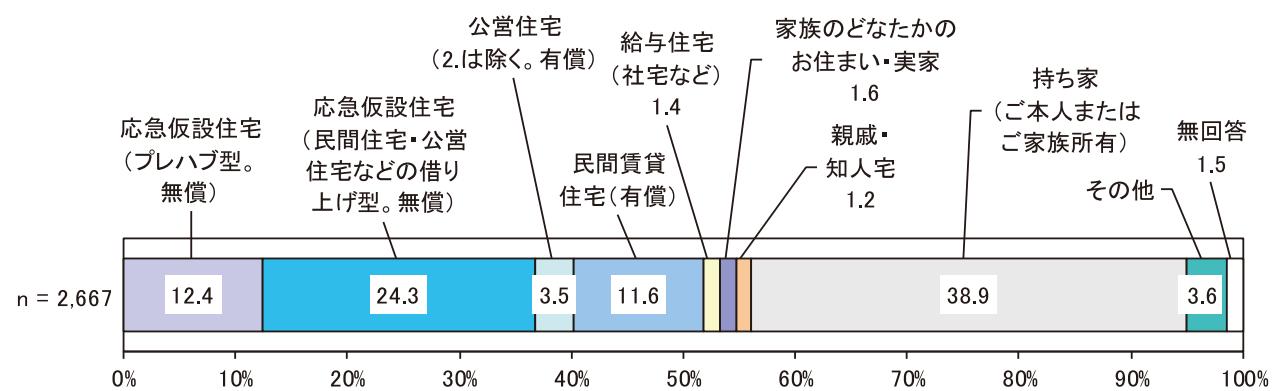


### 避難状況

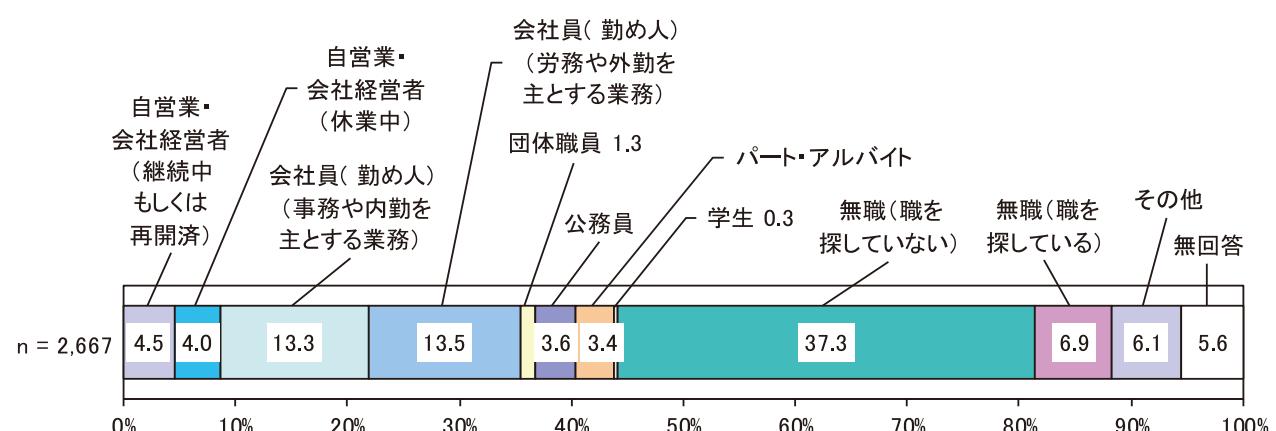
#### 避難先自治体（問5）



#### 現在の住居形態（問7）

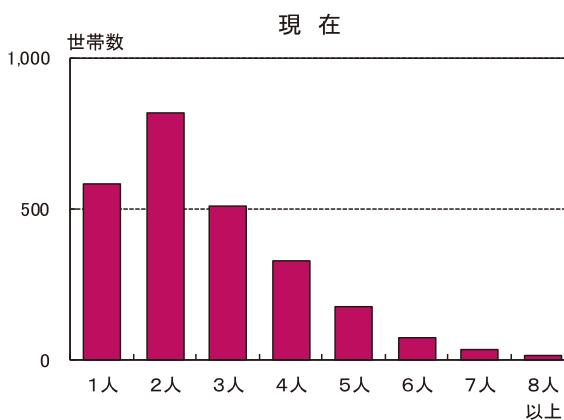
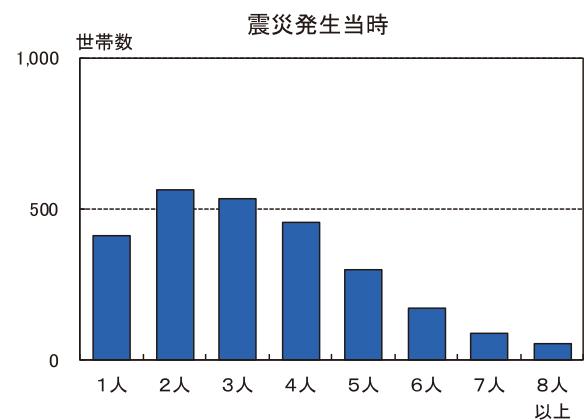


#### 職業（問2(1)）

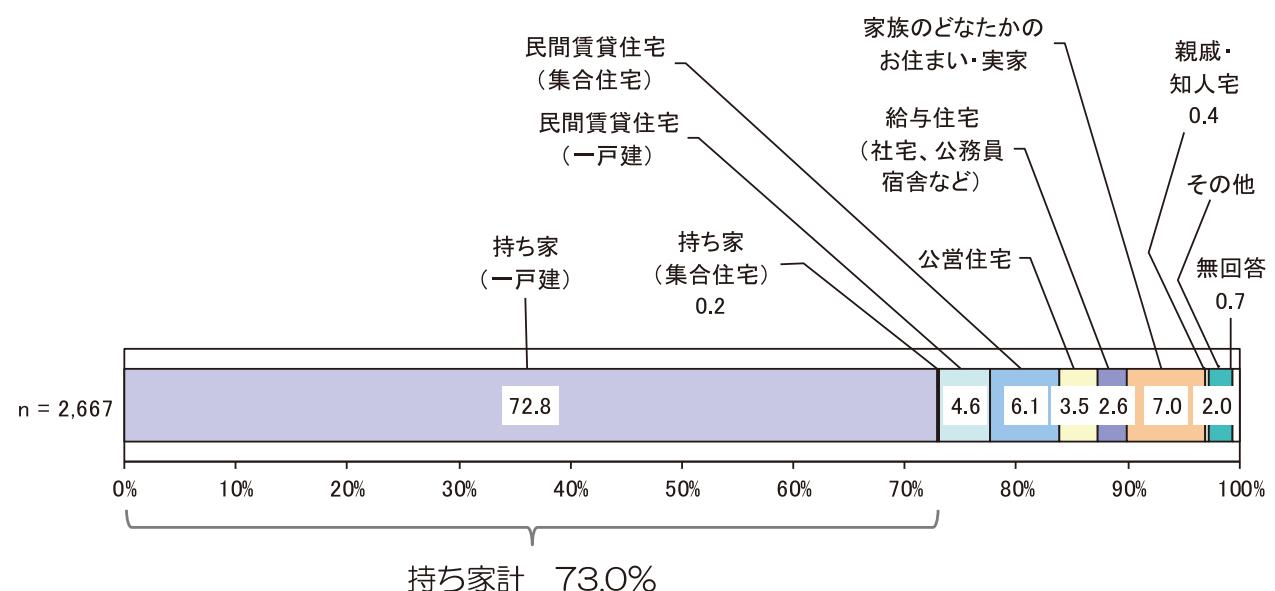


注：「n」とは、質問に対する回答者数で、100%が何世帯の回答に相当するかを示すものである（次ページ以降同じ）。

## 世帯人数（問6(1)・(2)）

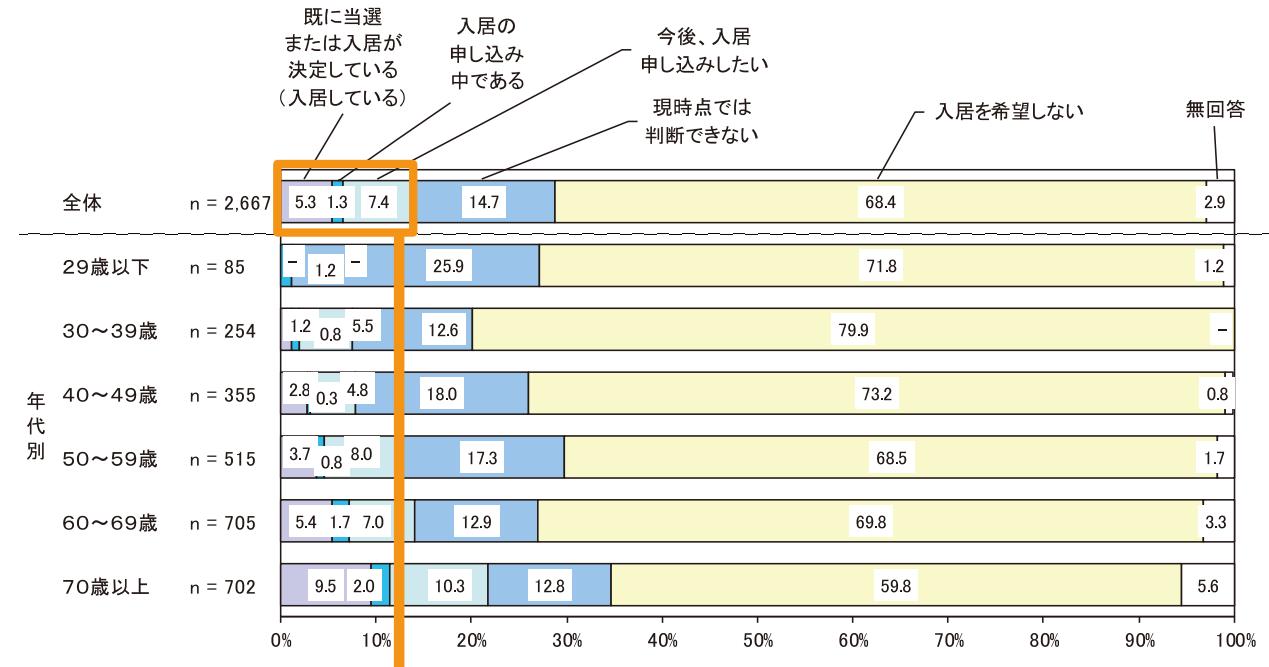


## 震災発生当時の住居形態（問4）



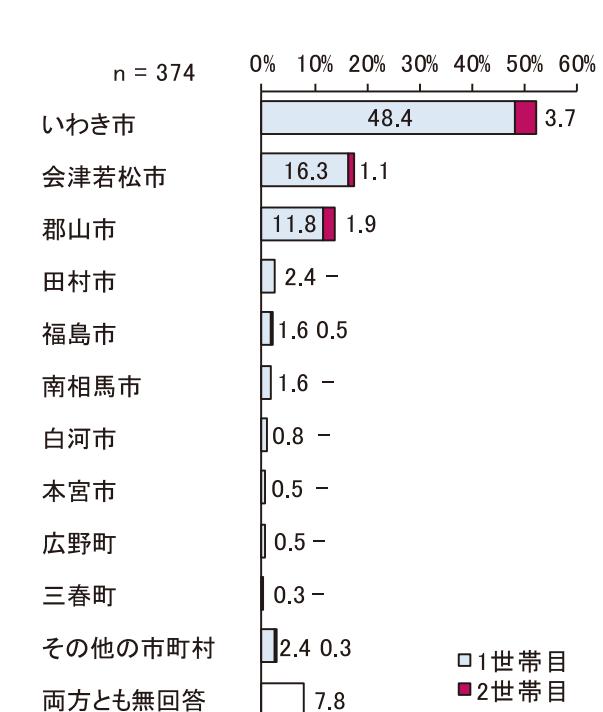
## 復興公営住宅について

## 入居希望状況（問8）



※問8で「既に当選または入居が決定している（入居している）」「入居の申し込み中である」「今後、入居申し込みしたい」と回答した方のみ

## 入居を希望する自治体（問8-1）

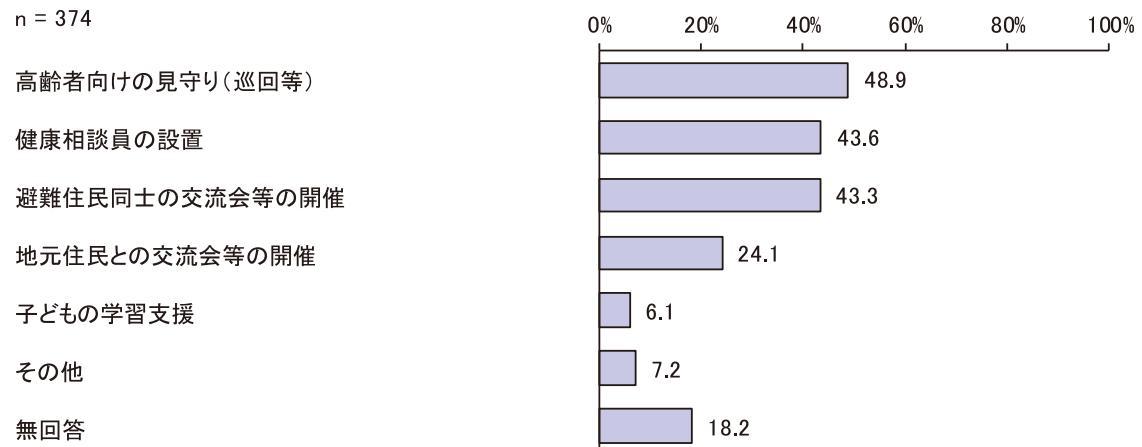


	1世帯目		2世帯目		*総数
	構成比	回答数	構成比	回答数	
いわき市	48.4%	181	3.7%	14	195
会津若松市	16.3%	61	1.1%	4	65
郡山市	11.8%	44	1.9%	7	51
田村市	2.4%	9	—	—	9
福島市	1.6%	6	0.5%	2	8
南相馬市	1.6%	6	—	—	6
白河市	0.8%	3	—	—	3
本宮市	0.5%	2	—	—	2
広野町	0.5%	2	—	—	2
三春町	0.3%	1	—	—	1
その他の市町村	2.4%	9	0.3%	1	10
合計		324		28	352

\*「総数」は、1世帯目の「回答数」と2世帯目の「回答数」の合計値である

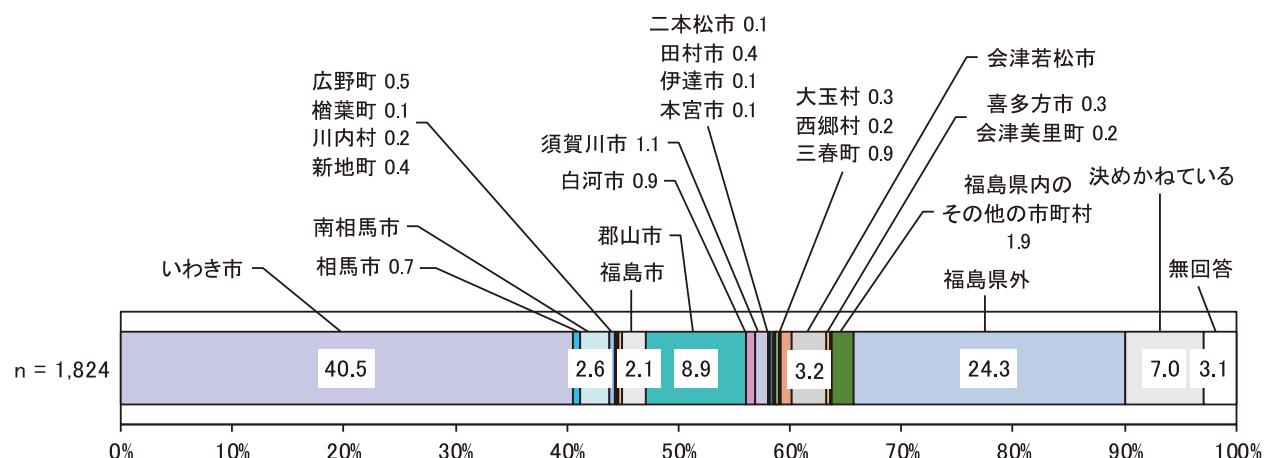
## 入居する場合に必要なサービス（問8-2）

※問8で「既に当選または入居が決定している（入居している）」「入居の申し込み中である」「今後、入居申し込みしたい」と回答した方のみ



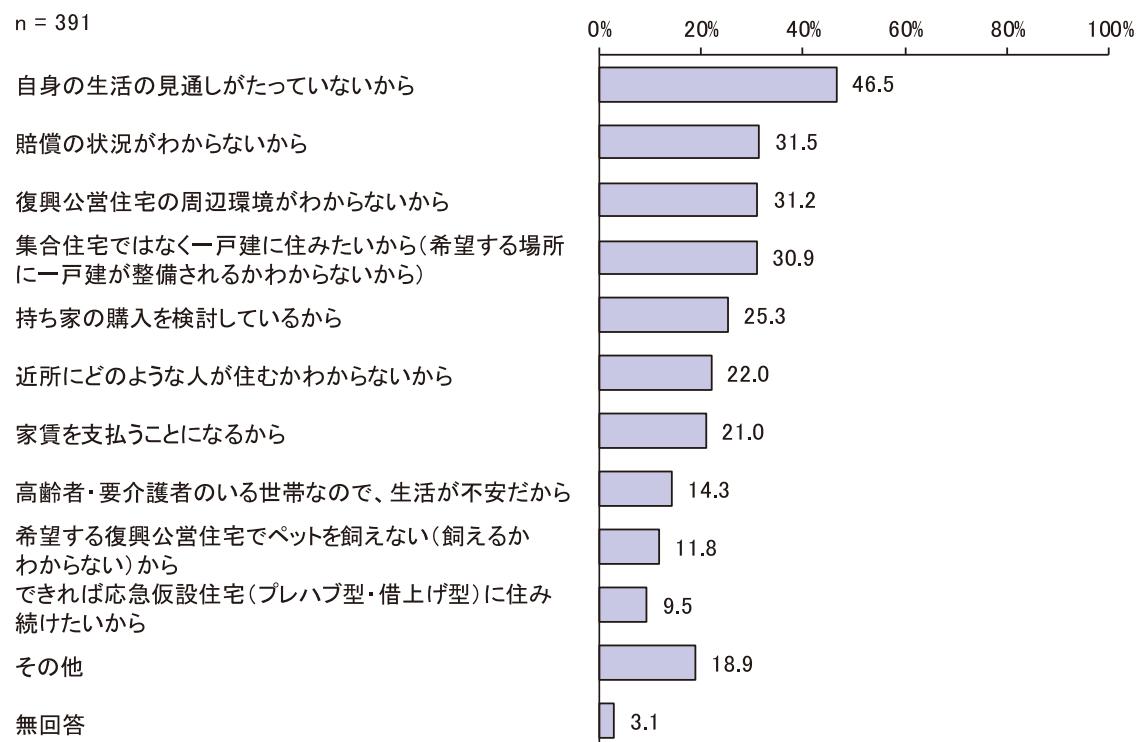
## 入居しない方が居住を希望する自治体（問8-4）

※問8で「入居を希望しない」と回答した方のみ



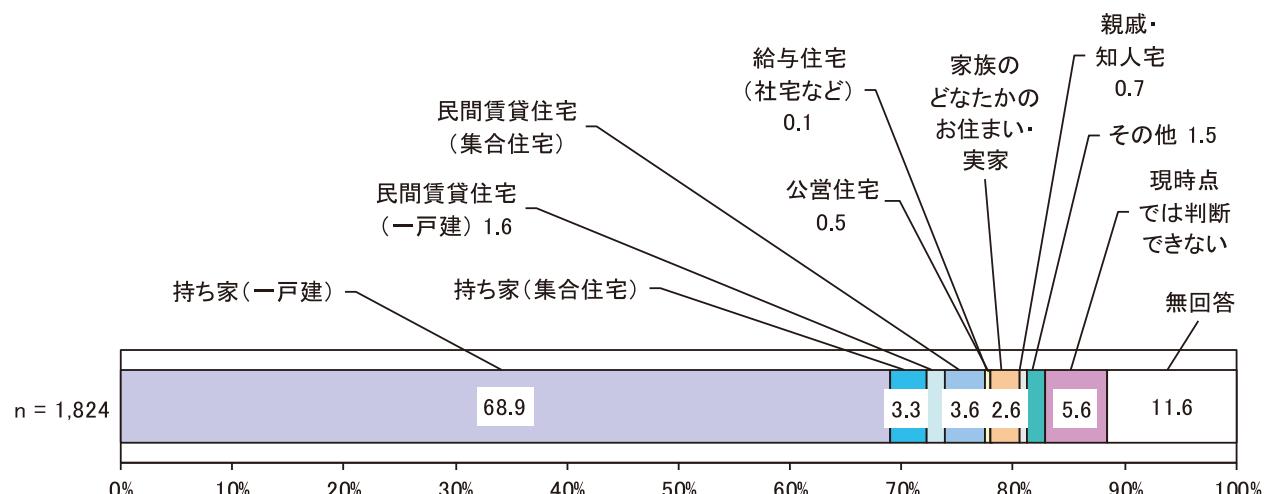
## 入居を判断できない理由（問8-3）

※問8で「現時点では判断できない」と回答した方のみ



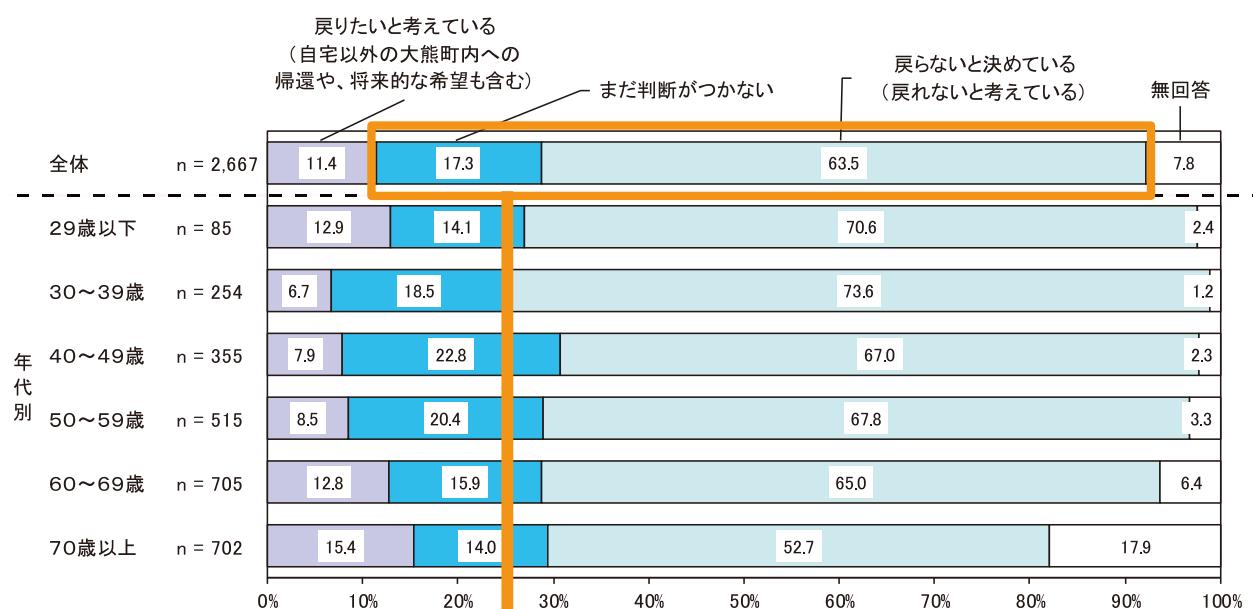
## 入居しない方が希望する住居形態（問8-5）

※問8で「入居を希望しない」と回答した方のみ



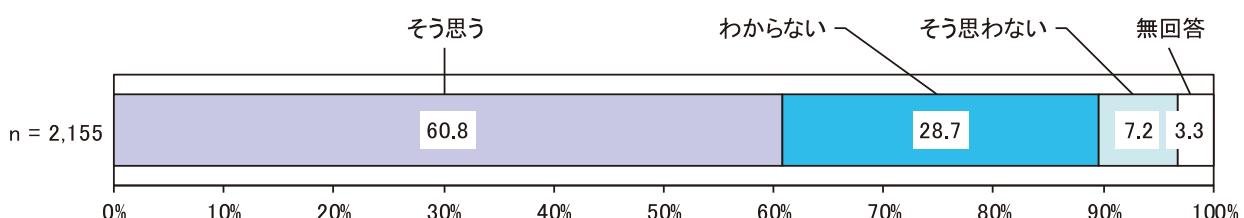
## 将来の意向

### 帰還の意向（問9）



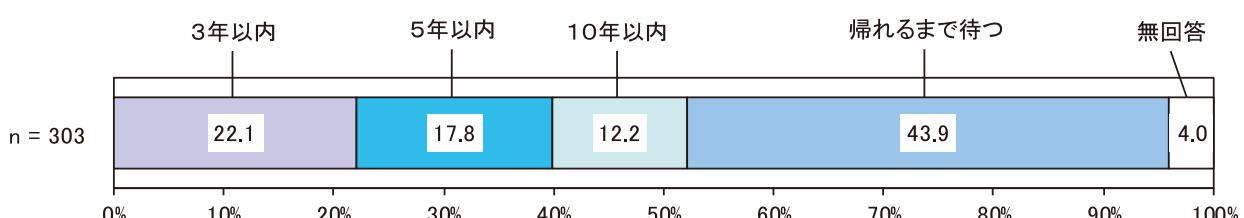
### 大熊町とのつながりを保ちたいか（問9－3）

※問9で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている（戻れないと考えている）」と回答した方のみ



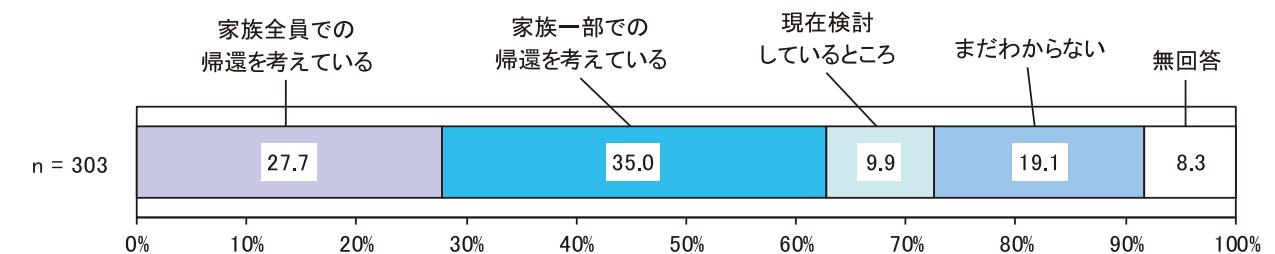
### 帰還まで待てる年数（問9－1－1）

※問9で「戻りたいと考えている（自宅以外の大熊町への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



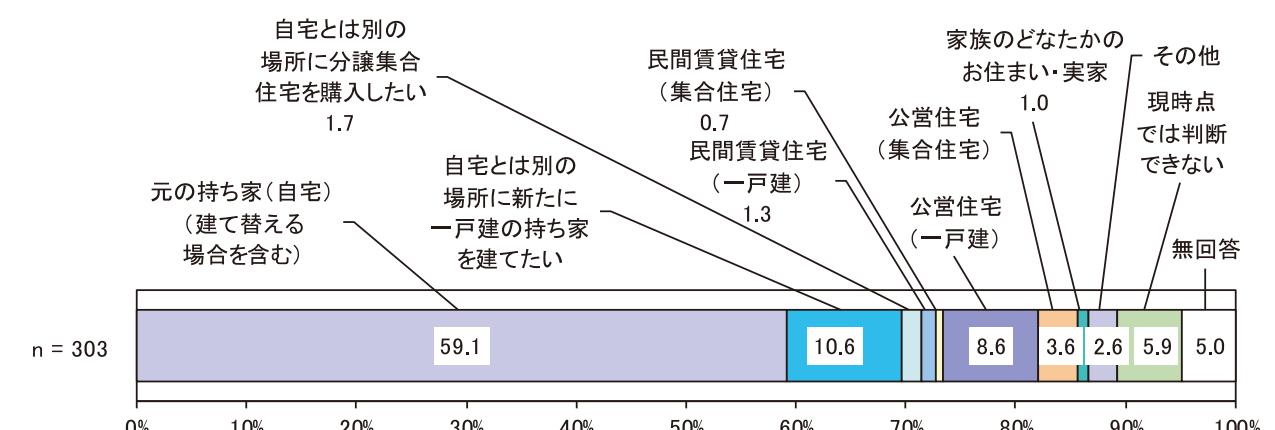
### 帰還する場合の家族（問9－1－2）

※問9で「戻りたいと考えている（自宅以外の大熊町への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



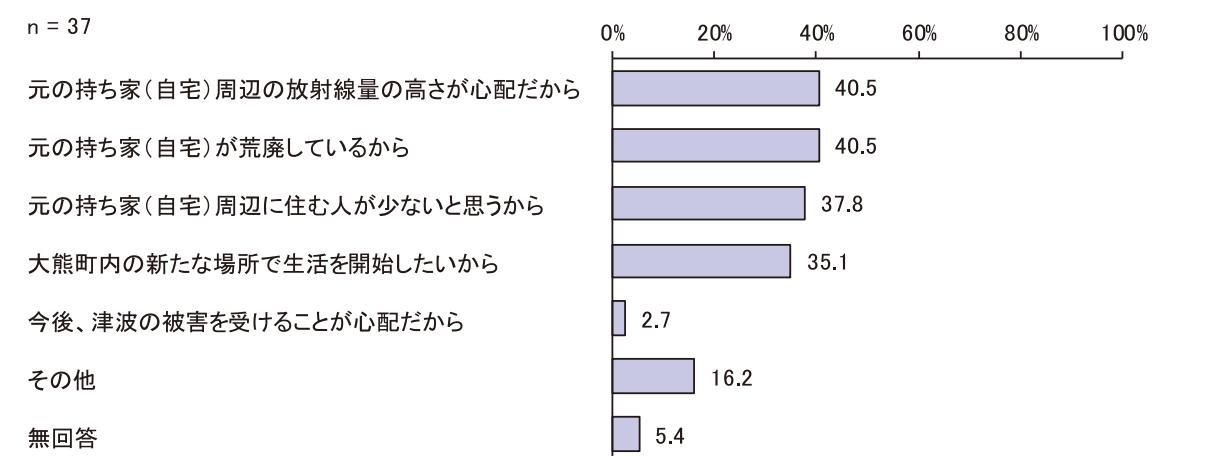
### 帰還した場合の住居形態（問9－4）

※問9で「戻りたいと考えている（自宅以外の大熊町への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



### 元の持ち家以外を希望する理由（問9－5）

※問9-4で「自宅とは別の場所に新たに一戸建の持ち家を建てたい」「自宅とは別の場所に分譲集合住宅を購入したい」と回答した方のみ

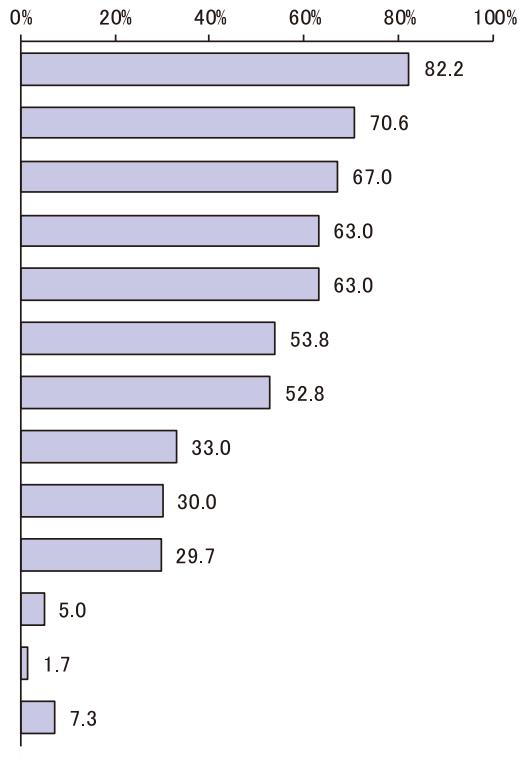


## 帰還する場合に希望する行政の支援（問9-6）

※問9で「戻りたいと考えている（自宅以外の大熊町への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した方のみ

n = 303

- 医療機関の再開や新設
- 商業施設の再開や新設
- 住宅の修繕や建て替えへの支援
- 介護福祉施設の再開や新設
- 高齢者世帯に対する生活支援
- 被ばく低減対策
- 公共交通機関の再開
- 携帯電話やインターネット等通信環境の改善
- 雇用確保・就業支援
- 学校や教育施設の再開や新設
- その他
- 特にない
- 無回答



## 戻らないと決めている理由（問9-7）

※問9で「戻らないと決めている（戻れないと考えている）」と回答した方のみ

n = 1,694

【帰還の前提・健康に関するもの】  
水道水などの生活用水の安全性に不安があるから  
中間貯蔵施設の計画があるから  
放射線量が低下せず不安だから

【町内の復旧状況に関するもの】  
原子力発電所の安全性に不安があるから  
医療環境に不安があるから  
家が汚損・劣化し、住める状況ではないから

【今後の生活に関するもの】  
生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから  
介護・福祉サービスに不安があるから  
道路、鉄道等の交通インフラに不安があるから

【大熊町外への移動交通が不便だから】  
大熊町外への移動交通が不便だから  
大熊町に戻っても仕事がなさそうだから

【教育環境に不安があるから】  
教育環境に不安があるから  
営農などができるそうにないから

【大熊町での事業の再開が難しいから】  
大熊町での事業の再開が難しいから  
帰還までに時間がかかるから

【避難先の方が生活利便性が高いから】  
避難先の方が生活利便性が高いから  
すでに生活基盤ができるから

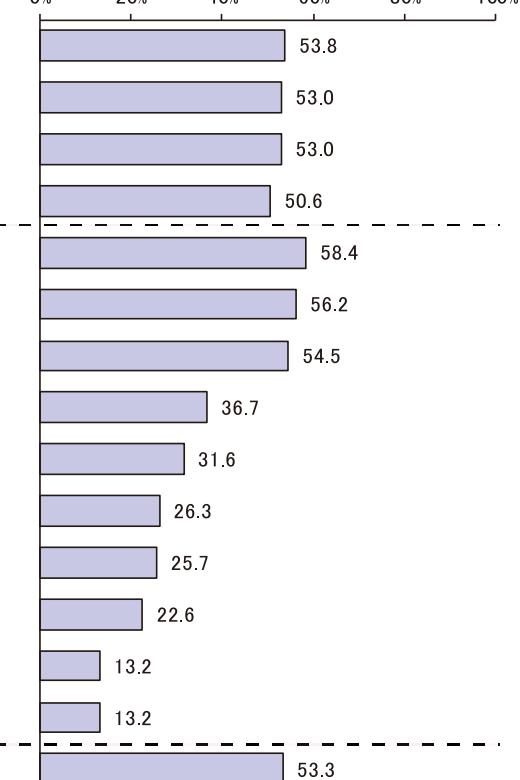
【他の住民も戻りそうにないから】  
他の住民も戻りそうにないから  
高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから

【今の環境で子どもの教育を継続させたいから】  
今の環境で子どもの教育を継続させたいから  
避難先で仕事を見つけているから

【今後の津波被害を受ける可能性があるから】  
今後の津波被害を受ける可能性があるから  
その他

【無回答】  
無回答

0% 20% 40% 60% 80% 100%

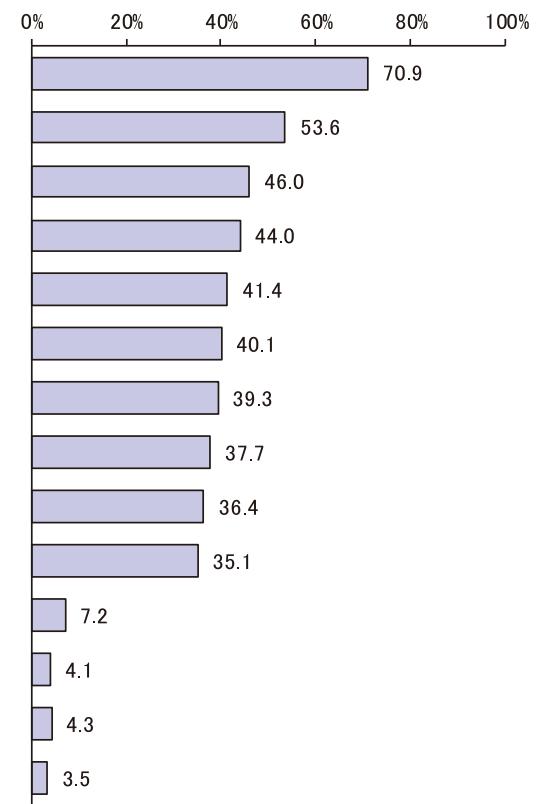


## 帰還を判断する上で必要な情報（問9-2）

※問9で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ

n = 461

- 道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途
- 放射線量の低下の目途、除染成果の状況
- どの程度の住民が戻るかの状況
- 原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）
- 住宅確保への支援に関する情報
- 避難解除となる時期の目安に関する情報
- 放射線の人体への影響に関する情報
- 受領する賠償額の確定
- 中間貯蔵施設の情報
- 働く場の確保の目途
- その他
- 現時点で家族間の意見が分かれており、帰還意向について回答できない
- 現時点ではどのような情報があれば判断できるかわからない
- 無回答



## 損害賠償等

### 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害に対する賠償項目一覧

(大熊町民用として東京電力が作成:平成28年11月1日号 広報誌同封)

#### 個人さまへの主な賠償項目の概要

- ◆ 対象となる方
- 対象となる損害

賠償項目	内 容	賠償対象期間
避難生活等による精神的損害	<p>◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください)</p> <p>○「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害 ○避難生活等による生活費の増加費用</p>	～H29.5.31
避難生活等による精神的損害 (要介護者さま等への増額)	<p>◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方で、日常生活を送るにあたり介護等が必要とされる要介護状態等のご事情をお持ちの方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方(介護者さま含む)</p> <p>○要介護状態等のご事情をお持ちであることにより、「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害</p>	<p>～H29.5.31</p> <p>※ただし、「避難生活等による精神的損害」の賠償について合意されている期間内で、要介護状態等のご事情をお持ちの期間となります。</p>
移住を余儀なくされたことによる精神的損害	<p>◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 ◆避難指示区域見直し時点もしくはH24.6.1のうち、いずれか早い時点において避難等対象者である方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください)</p> <p>○本件事故にともない長年住み慣れた住居および地域が見通しつかない長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛</p>	—
その他実費等 (避難・帰宅等にかかる費用相当額)	<p>◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください)</p> <p>○避難・帰宅費用 避難またはご帰宅にともない負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用</p> <p>○一時立入費用 一時立入の際に負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用</p> <p>○検査費用(人) 本件事故が生じたことにより発生した健康診断費用、放射線検査費用</p> <p>○検査費用(物) 避難等対象区域内の財物の所有者で、本件事故が生じたことにより発生した放射線検査費用</p> <p>○その他 他の賠償項目以外で、「本件事故」に起因する損害 (知人・親戚宅への宿泊実費分、礼金、仲介手数料、駐車場代、同一世帯内の移動費用、避難生活等にともなう物品全般購入費用、証明書類取得費用)</p>	～H30.3.31
その他実費等 (家賃にかかる費用相当額)	<p>◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方</p> <p>○「避難等」にともない発生した家賃</p>	<p>～H30.3.31</p> <p>※賃貸借契約の契約期間を最長として、帰還もしくは移住の予定期までとなります。</p>

就労不能損害	<p>◆本件事故時点において避難指示区域内に生活の本拠またはお勤め先があった方のうち、避難等によって就労が困難となり、減収等を生じた方 (本件事故時点で就職・復職を予定していた方含む)</p> <p>○「避難等」によって就労が困難となったことにより生じた給与等減収額、通勤交通費増加分</p>	～H27.2.28 (H26.3～H27.2は就労意思のある方) ※H27.3以降に関しては最長12ヶ月の範囲で個別のご事情に応じて対応させていただきます。
生命・身体的損害 *生命・身体的損害による就労不能損害含む	<p>◆避難等を余儀なくされたために、傷害を負い健康状態が悪化し疾病にかかった避難等対象者の方 ◆健康状態の悪化等を防止するために医療費等を支払った避難等対象者の方</p> <p>○医療費や入通院にかかる交通費などの付随費用、入通院にともなう慰謝料</p>	—
自主的避難	<p>◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有しており、避難等対象区域または自主的避難対象区域に避難または滞在されていた方のうち、妊娠されていた方、および18歳以下の方</p> <p>○自主的避難等を行った場合に生じた精神的苦痛や生活費の増加費用等</p>	H23.4.23～H24.8.31

#### 財物に関する主な賠償項目の概要

- ◆ 対象となる方
- 対象となる損害

賠償項目	内 容	賠償対象期間
宅地・建物・借地権	<p>◆本件事故発生時点において避難指示区域内に賠償の対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象)</p> <p>○本件事故発生時点に避難指示区域内に存在していた宅地および借地権について、避難指示期間中に生じた価値の減少分 ○また、建物については、避難指示期間中に生じた価値の減少分、避難指示期間中の経年にともなう価値減少分、管理不能にともなう価値減少の原状回復費用</p>	—
住居確保費用 (持ち家・借家)	<p>◆本件事故発生時点において帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にある持ち家にお住まいであった方 ◆本件事故発生時点において避難指示区域内の借家にお住まいであった方</p> <p>○持ち家にお住まいであった方 移住される際の住宅や宅地の購入費用 ○借家にお住まいであった方 移住される先で新たな住居を確保するための費用</p>	—
家財	<p>◆本件事故発生時点において避難指示区域内に居住されていた方 ◆本件事故発生時点において避難指示区域外に居住されていたものの避難指示区域内に住宅を所有または賃借されていた方</p> <p>○本件事故発生時点において、避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額、および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費用</p>	—
田畠	<p>◆本件事故発生時点において避難指示区域内に對象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象)</p>	—

田畠	○本件事故発生時点において避難指示区域内に存在していた田畠の避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	
宅地・田畠以外の土地	◆本件事故発生時点において避難指示区域内に対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象)	-
	○本件事故発生時点において避難指示区域内に存在していた宅地・田畠以外の土地について、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	
立木	◆本件事故発生時点において避難指示区域内に対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象)	-
	○本件事故発生時点において、対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分	
墓石	◆本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等を所有している祭祀の主宰者である個人の方で実際に墓石等の原状回復費用（修理費用）または移転費用をご負担された方	-
	○本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等の修理または移転に要した費用	
車両	◆本件事故時点に旧警戒区域・帰還困難区域に存在していた自動車を所有されていた方、または使用されていた方	-
	○管理不能や持ち出しができない等により使用不能となった価値の喪失または減少分	
	○管理不能となり故障した自動車のうち、修理して使用可能となつた自動車の修理費用	

## 個人事業主さまへの賠償項目の概要

- ◆ 対象となる方  
○ 対象となる損害

賠償項目	内容	賠償対象期間
営業損害 (追加的費用含む)	◆政府による避難指示等以前に事業を開始されている（されていた）個人事業主さま	-
	◆「避難等対象区域」で事業の全部または一部を行っている（行っていた）個人事業主さま	
	○避難指示等に伴う減収分及び追加的費用 ※H27.3以降も被害の継続が認められる方については将来にわたる損害を一括して賠償	
償却・棚卸資産	◆避難指示区域でお支払い対象となる償却資産・棚卸資産を所有されていた個人事業主さま	-
	○本件事故発時に、避難指示区域に所有され、持ち出されていない償却資産について、本件事故による避難等に伴う経年または管理不能による財物価値の減少額	
農業	◆避難等対象区域内において、本件事故時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被られた個人事業主さま	-
	○避難指示等に伴う減収分及び追加的費用	

## 義援金

## ○国・県から配分された義援金の支給対象者

平成23年3月11日時点で、大熊町に生活の実態を有するもので、基準日時点で存命されている方。  
(特例として対象)  
・平成23年12月31日までに生まれた子供  
・学生（住民票の有無による不公平をなくすため）

## ○大熊町に直接寄せられた義援金の支給対象者

平成23年3月11日時点で、大熊町に住民票を有していた方

## ○過去の義援金支給時期

	義援金名称	時期
1	国義援金、県義援金	平成23年5月～
2	国県義援金二次配分、大熊町義援金	平成23年8月～
3	国県義援金二次追加配分	平成23年11月～
4	大熊町生活支援金	平成23年12月～
5	国県義援金二次追加配分（2回目）	平成24年4月～
6	国県義援金二次追加配分（3回目）	平成24年9月～
7	国県義援金二次追加配分（4回目）	平成25年8月～
8	国県義援金二次追加配分（5回目）、大熊町義援金追加配分	平成26年10月～
9	国県義援金二次追加配分（6回目）、大熊町義援金追加配分（2回目）	平成28年4月～

## ○義援金支給状況について

	単価	支給済数	支給済額	備考
第一次国県義援金				
国 義 援 金	350,000円	4,803世帯 (+ 46件)	1,697,150,000円	死亡・行方不明46件支給
県 義 援 金	50,000円	4,803世帯	240,150,000円	

## 第二次国県義援金

国 県 義 援 金	254,000円	12,121人	3,079,226,000円	※災害遺児2件該当のため、災害遺児2件（人）分1,000,000円を含む
国県義援金追加配分	52,000円	12,119人	630,188,000円	
国県義援金追加配分（2回目）	13,000円	11,979人	155,727,000円	以降、長期出張者は対象外
国県義援金追加配分（3回目）	22,000円	11,959人	263,098,000円	
国県義援金追加配分（4回目）	36,000円	11,717人	421,812,000円	基準日で存命の方を対象
国県義援金追加配分（5回目）	15,000円	11,629人	174,435,000円	
国県義援金追加配分（6回目）	8,000円	11,452人	91,616,000円	平成28年7月6日現在

## 大熊町に寄せられた義援金

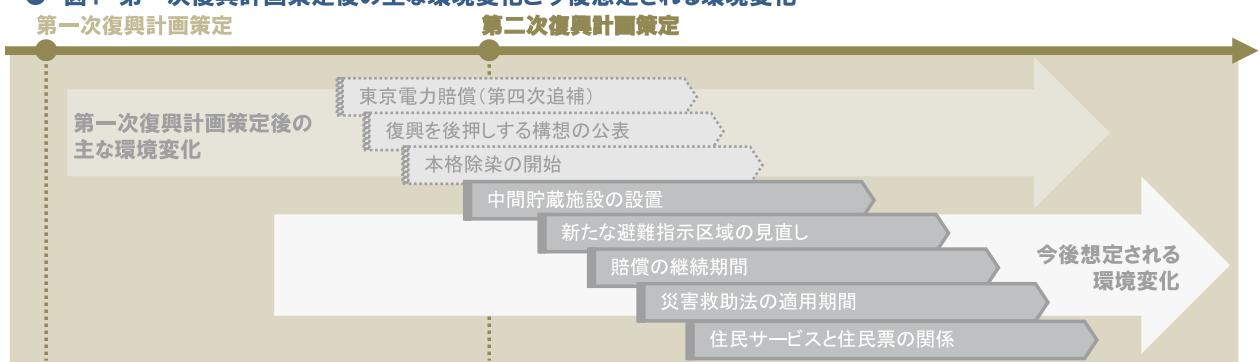
大熊町義援金	20,000円	11,541人	230,820,000円	
大熊町生活支援金	5,000円	11,541人	57,705,000円	義援金財源は支給単価30,000円の内5,000円
大熊町義援金追加配分	5,000円	11,180人	55,900,000円	
大熊町義援金追加配分（2回目）	2,000円	11,027人	22,054,000円	平成28年7月6日現在

## 大熊町第二次復興計画(平成27年3月策定)の概要

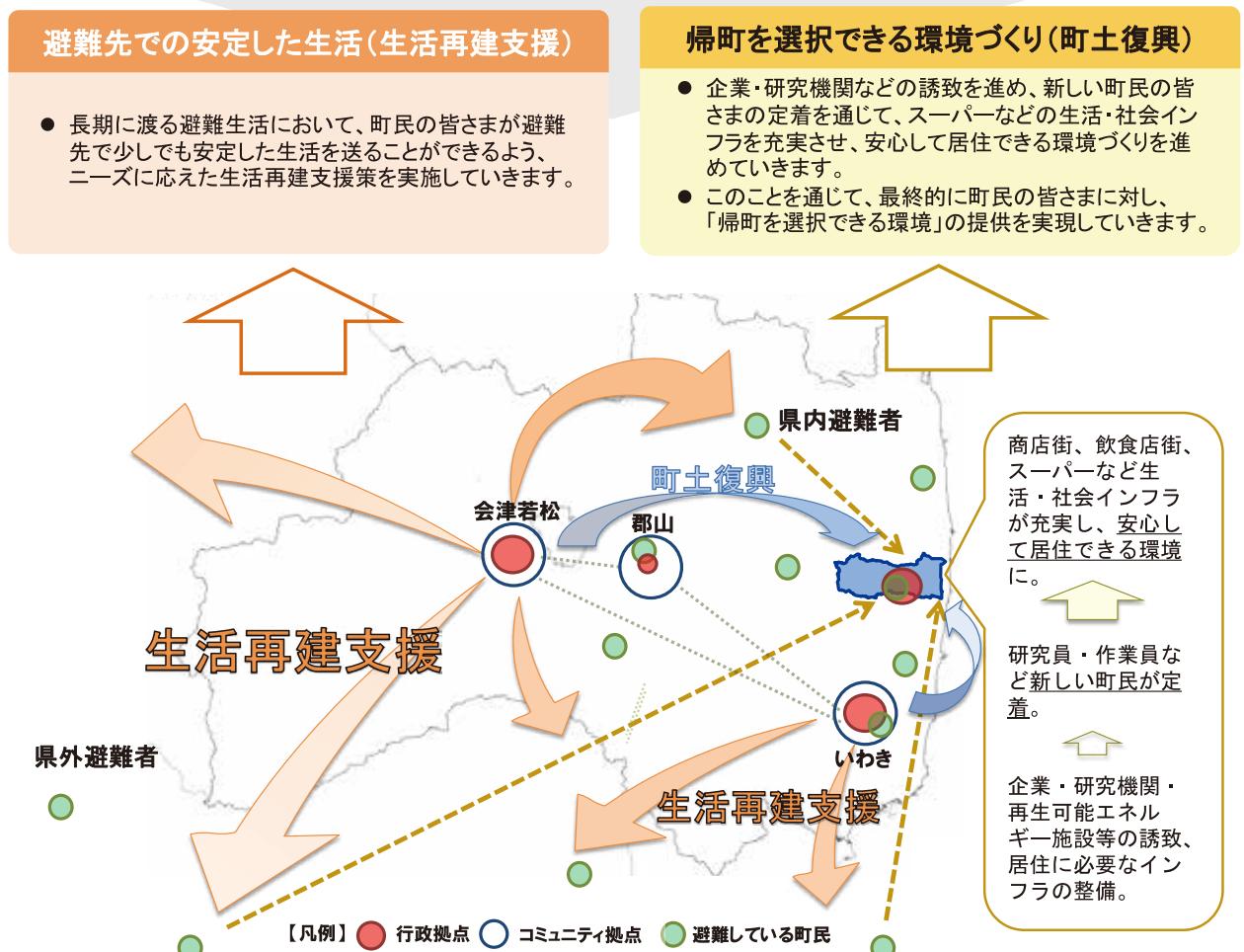
### 1. 策定に当たっての考え方や基本理念

- 大熊町復興まちづくりビジョンや第一次復興計画策定後の環境変化を踏まえ、今後10年程度において取組むべき施策・事業を整理しました。
- 本計画は、「町民生活支援」「町土復興」を2本柱とし、「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境づくり」を目指します。
- 本計画は、「東日本大震災発生時に大熊町町民であった全ての人及び事業者」を対象としています。

● 図1 第一次復興計画策定後の主な環境変化と今後想定される環境変化



● 図2 第二次復興計画の理念と概念図



### 2. 「行政拠点」と「コミュニティ拠点」の配置

- 福島県内を中心に、大熊町の役場機能を置く「行政拠点」を配置し、町民の皆さまそれぞれの生活をサポートし、集うことのできる「コミュニティ拠点」を設置します。
- 可能な限り多くの地域で、より多くの町民の皆さまが周辺地域の住民の方々と共に集い、交流することができるよう、地区周辺における機能集積の度合いや、居住する町民数、行政拠点からの距離等を踏まえ、各地域の実情に対応したサービスの提供を目指していきます(図4、5参照)。

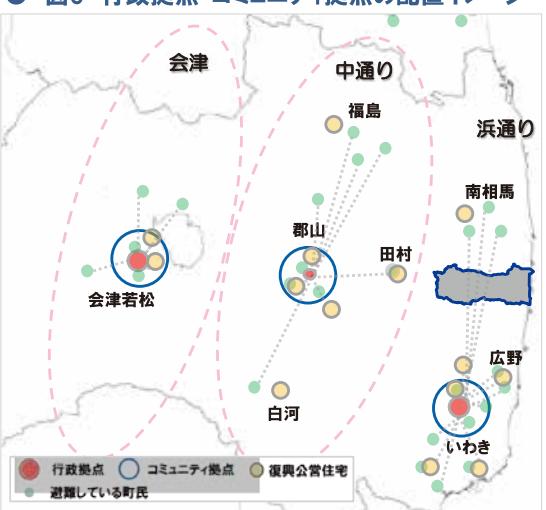
● 行政拠点の配置について

- 当面の行政拠点は、「会津若松市」と「いわき市」に設置することを想定しています。
- 町民の皆さまから多く寄せられるご要望に応え、いわき出張所における行政機能の充実を図ります。
- また、平成29年度までには、二本松市に設置されている中通り連絡事務所を、郡山市に移転する予定です。
- さらに、町土復興の進捗を見ながら、大川原地区への行政拠点の設置を進めます。

● コミュニティ拠点の配置について

- 皆さまが集まって交流することのできる「コミュニティ拠点」を、会津若松市(会津)・郡山市(中通り)・いわき市(浜通り)の3箇所に設置します。
- その他の避難地域においても、復興公営住宅の集会所や、多くの避難者の方々が集まる地域でのイベントの開催等を通して、町民コミュニティの形成を維持・促進します。
- これらのコミュニティに対して復興支援員の派遣などを実施し、町民の皆さまが相互に自立を支え合い、絆を育むことのできるコミュニティが育つ環境づくりを進めています。

● 図3 行政拠点・コミュニティ拠点の配置イメージ



● 図5 コミュニティごとの主な機能など

類型	コミュニティ拠点での支援 (コミュニティ拠点型)	復興公営住宅での支援 (サテライト型)	巡回型イベントでの支援 (巡回型)
立地条件	会津若松・郡山・いわき市の避難者の多い自治体	復興公営住宅の集会所を活用	コミュニティ施設や復興公営住宅は設置されていないものの、一定程度の町民が集住している地域でイベント形式で実施。
想定される立地地区の候補	会津若松市、郡山市、いわき市	福島市、南相馬市、田村市、広野町、白河市など	県内で一定程度の町民が集住している地域(喜多方市、相馬市)及び県外のイベントスペース
主な機能・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流サロン(交流会、学習会、相談会等のイベントを開催可能)</li> <li>健康診断・介護予防</li> <li>高齢者サポート拠点</li> <li>子ども支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集会所(交流会、学習会、相談会等のイベントを開催可能)</li> <li>町役場や避難先での生活情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流会、相談会等のイベント(年に1~2回程度開催)</li> </ul>
想定されるサービスレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の収容能力を持つ集会所</li> <li>数名の常勤スタッフが常駐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>十~数十名規模の収容能力の集会所</li> <li>コミュニティ拠点や社会福祉協議会のスタッフが必要に応じて巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常設(年1~数回等)で会場賃借によりイベントを開催</li> <li>規模は地区により異なる</li> </ul>

### 3. 「帰町を選択できる環境」の提供に向けた基本方針

- 町土復興を考えるにあたっては、町の西部と東部で状況が異なることから、JR常磐線の西側と東側の大きく2つのエリアに分けて検討します。
- 平成30年度を目標**とし、大熊町復興拠点(大川原地区)に、「住める環境」の整備を目指します。

#### ● JR常磐線の西側のエリアの整備の方向性

- 大川原地区では、平成30年度を目標に、生活インフラの整備を進めていきます。
- その他の地区は、避難指示区域の見直しを視野に入れながら除染を実施し、線量の低減を図っていきます。

#### ◆ 整備を推進する主な地区

- (ア) 大熊町復興拠点(大川原地区)
  - ・植物工場や太陽光発電施設、研究機関、事務所等の誘致
  - ・産業集積エリア(大熊西工業団地)の整備の検討
  - ・町民交流施設や休憩施設、町営墓地等の整備
  - ・防災拠点の整備
  - ・生活インフラの充実
  - ・復興公営住宅、簡易集合住宅、ゲストハウスなどの住宅の整備
- (イ) 大熊町復興拠点(下野上地区)
  - ・400haの土地について本格除染を推進
  - ・長期使用できない土地の代替地等や事業用地を確保
  - ・追加IC設置、JR常磐線と大野駅の復旧
  - ・事業・行政機能の再整備
- (ウ) 中屋敷地区
  - ・自然を活かして気候に合った独自の整備
- (エ) 野上地区
  - ・随時本格除染
  - ・将来的に水耕栽培施設の団地化
- (オ) 熊地区
  - ・随時本格除染

#### ● JR常磐線の東側のエリアの整備の方向性

- 第二次復興計画期間中は空間放射線量が高い状況であるため、現時点では将来の土地利用を詳細に示すことが出来ません。
- 除染を推進します(インフラ整備は空間放射線量の低下を踏まえて判断します)
- 沿岸部は津波対策を行い、自然保護ゾーンとし、復興祈念公園などを設けます
- 中間貯蔵施設の設置、除染廃棄物の輸送に対する安全対策を進めます

#### ● 図6 2025年(平成37年)の大熊町復興拠点(大川原地区)と周辺(イメージ)



### 4. 計画期間中に取り組む施策・事業と重点施策

- 町民の皆さまのご意見等を参考に、「**町民生活再建支援**」に**重点**を置きつつ、町として取り組むべき施策・事業を検討し、分野ごとに整理しました。
- これらの施策・事業を、**概ね3年後、5年後、10年後**という時系列に位置付けました。
- また、これらを一体的・効率的かつ着実に推進するため、**分野横断的な6つの重点施策**を設定しました。

#### ● 6つの重点施策と事業テーマ別施策・事業の全体像

##### 分野横断的に実施する重要施策

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| (1)暮らしの快適性向上プロジェクト    | (4)いわき出張所機能拡充プロジェクト    |
| (2)大熊町の次世代育成プロジェクト    | (5)大川原を起点とした町土復興プロジェクト |
| (3)ふるさととのきずなづくりプロジェクト | (6)安心・安全なまちづくりプロジェクト   |

町民生活 再建支援	事業 テーマ	~3年後 (平成27年4月~平成30年3月)	~5年後 (平成30年4月~平成32年3月)	~10年後 (平成32年4月~平成37年3月)
	①住まい	復興公営住宅等への入居支援。	復興公営住宅等への移転を完了し、暮らしの快適性を高める。	帰町に向けた不動産等の情報提供や住み替え支援。
	②医療・福祉	コミュニティ拠点を中心に医療・福祉環境を提供・拡充。	大熊町での医療・福祉環境の提供・拡充。	
	③産業・雇用・生きがい・コミュニティ	復興公営住宅などでのコミュニティ形成。生きがいを再発見できる、憩いや活動の場づくり。	町内での事業再開と就業を支援。避難先と町内コミュニティの連携。	
	④教育・子育て	相談機能の拡充、町立学校の魅力向上などを図り、避難先における教育・子育てを支援。ふたば未来学園などとの学習プログラムの連携。	大熊町での子育て・教育の検討。	
	⑤交通・買物	コミュニティ拠点の交通機能の整備を検討し、買い物の利便性などを高める。	大熊町と各コミュニティ拠点を繋ぐ交通機能を整備。	
	⑥情報	避難生活を支える行政サービス等に関する情報発信を強化。	町の復興に関する情報などを、多様なチャネルで国内外に発信。SNS等の情報コミュニティの形成。	
大熊町土 復興	①除染	帰還困難区域の本格除染の推進と、除染完了地区でのモニタリング・追加除染。	帰還困難区域の本格除染を段階的に推進。	
	②インフラ整備	大川原地区のインフラの整備を完了。	除染が完了した地区から、インフラ整備を推進。	
	③町土での生活・就業	産業・研究機関などの誘致を進め、居住に向けた基礎環境を整備。行政機能の立ち上げ。	インフラ・都市機能の拡充とともに、大野駅周辺等の機能回復。	

事業の一體的・効率的かつ着実な推進を図ります

#### ● 計画実現に向けて

- 以下の事項に配慮し、町民の皆さまや外部主体に対して、復興に向けた理解と協力を求めていきます。

- 事業の着実かつ効果的な推進
- 国及び県からの強力な支援と連携の必要性
- 双葉地方の広域連携や避難先自治体の連携の必要性
- 民間活力の積極的な活用
- 規制緩和の要望と制度の活用
- 町民との協働による新しいまちづくり

#### ● 今後の検討課題・留意事項

- 町にとって大きな環境変化を伴う外部要因や、課題に対しては、今後の状況変化を見据えながら、引き続き検討していきます。

- 大きな環境変化を伴う要因への注視(外部要因)
- 体制・マンパワーの確保(内部要因)
- 今後の検討課題・留意事項
  - 帰町を選択しない世帯・個人への支援策の検討
  - 避難先自治体への住民異動も視野に入れた検討
  - 自力での生活が困難な町民への支援重点化の検討
  - 中間貯蔵施設によって土地・家屋を失う人向けの支援の検討
  - 双葉地方における広域連携のための合同拠点等の検討

# 大熊町震災年譜 OKUMA TOWN TIME LINE

平成23年 [2011]

3月11日		
14:46	地震発生 東京電力福島第一原子力発電所（以下「1F」）1～3号機、福島第二原子力発電所（以下「2F」）の1～4号機が自動停止	
14:49	大津波警報発令	
14:57	大津波警報を受けて町防災無線で津波避難広報	
15:00	2階ロビーに災害対策本部設置	
15:27	津波第一波到達	
15:36	津波第二波到達	
15:42	1F 1～5号機について原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）第10条該当（全交流電源喪失）と東京電力が判断	
16:04	国道6号東側住民に防災無線で町総合スポーツセンターへの避難呼びかけ	
16:05	加えて熊町地区と大和久地区の住民もスポーツセンターへ避難呼びかけ	
16:30ごろ	東京電力から町へ原災法第10条通報の連絡、職員をオフサイトセンターへ派遣	
16:36	1F 1、2号機非常用炉心冷却装置注水不能。東京電力が原災法第15条該当と判断	
17:00ごろ	東京電力から町へ原災法第15条通報の連絡	
17:21	1F の1～3号機について緊急自動停止を防災無線で広報	
18:03	防災無線で夫沢1～3区、小入野地区に対し大熊中学校へ避難呼びかけ	
18:33	2F 1、2、4号機について原災法第10条該当（原子炉除熱機能喪失）と東京電力が判断	
19:03	内閣総理大臣による1F の原子力緊急事態宣言	
20:00ごろ	東京電力連絡員2人が町役場に到着	
20:50	県が1F の半径2km圏内に避難指示	
21:23	内閣総理大臣が福島県知事、大熊、双葉、富岡、浪江町長に1F の半径3km圏内避難、半径10km圏内屋内待避指示	
21:30ごろ	サンライトおおくまの入所者を町保健センターに避難誘導、未明に完了	
23:15以降	東京電力の原子力・立地本部長（当時）来庁、未明に記者会見 福島県副知事（当時）来庁	
3月12日		
未明	オフサイトセンター機能回復	
05:20	2F 1、2、4号機圧力抑制機能喪失（原災法第15条通報該当）	
05:36	防災無線で消防団員と婦人消防隊の役場参集を呼びかけ	
05:44	内閣総理大臣が1F の半径10km圏内避難指示を発令	
06:00ごろ	内閣総理大臣補佐官から町へ「10km圏内避難指示」の電話連絡	
06:09	防災無線と広報車で全町民に避難指示を広報	
06:30	町民避難 各地区集会所などに集合し、発電所に近い場所からバスで避難所へ	
14:00ごろ		
07:45	内閣総理大臣が2F の原子力緊急事態宣言を発令 2F の半径3km圏内避難指示、半径10km圏内屋内退避指示	
14:30	1F 1号機ペント操作	
15:36	1F 1号機水素爆発	
16:30ごろ	田村市総合体育館に町災害対策本部を設置	

17:39	2F 半径10km圏内避難指示	
18:25	1F 半径20km圏内避難指示 町民が避難していた都路地区も避難指示の範囲内となり再避難を行う	
19:04	1F 1号機海水注入開始	
19:30ごろ	災害対策本部会議開催（田村市総合体育館1階会議室）※以降、1日2回開かれた	
3月13日	09:20	1F 3号機ペント操作
3月14日	11:01	1F 3号機水素爆発
3月15日	00:01	1F 2号機ペント操作（格納容器内の圧力低下せず、失敗と判断）
	06:14	1F 4号機水素爆発
	11:00	内閣総理大臣が1F 半径20～30km圏内屋内退避指示を発令
3月17日		自衛隊による行方不明者捜索開始
	09:48	自衛隊が1F 3号機へ海水投下実施
3月21日	11:30ごろ	内閣総理大臣が田村市総合体育館を訪問
3月22日		檜枝岐村へ移動教室参加者が出発
3月24日		町駐在の県職員が派遣される
3月25日		町長が会津若松市への二次避難を表明
4月1日	10:00	町立小・中学校教諭の合同着任式（田村市中央公民館）
4月3日		会津地方へ町民の移動開始（バス47台 1,157人が移動）
4月4日		会津地方へ町民の移動開始（バス44台 1,018人が移動）
4月5日	09:00	町役場会津若松出張所開所式。コールセンターも開設
4月16日	14:00	町立幼稚園、小・中学校入学式
4月19日		町立幼稚園、小・中学校始業式
4月22日		国が1F の半径20km圏内について警戒区域を設定
		国が1F 半径20～30km圏内の屋内退避を解除し、計画的避難区域と緊急時避難準備区域を設定
4月25日		田村市、三春町、小野町に残った避難所を田村市の就業改善センターに集約
5月8日		事業者による公益目的での一時立ち入り開始
5月10日		国・県義援金支給開始
6月1日		町人事異動の実施 町広報誌の発行再開
6月3日		第1回大熊町復興構想検討委員会開催
6月4日		一時帰宅開始
6月10日		町民アンケート（住民意向調査）実施

6月20日	避難者高速道路無料化
6月21日	仮設住宅入居開始
6月22日	「おおくまサロンゆっくりすっぺ」開設
7月24日	町内熊川地区で町合同慰靈祭が行われる
8月26日	警戒区域（3km圏内）で一時帰宅開始
9月16日	会津若松市に高齢者などサポート拠点施設開設
9月22日	内部被ばく検査開始
10月11日	町役場いわき連絡事務所開設（いわき市） 認知症高齢者グループホーム開設（会津若松市）
10月31日	大熊町復興構想（案）策定
11月18日	除染モデル事業開始（役場周辺のおよそ4.5ha）
11月20日	町初めてのトリプル選挙実施（町長、町議会議員、県議会議員選挙）
12月26日	国と東京電力が1Fのすべての原子炉について冷温停止状態達成を宣言

11月18日	1F4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し作業開始
12月1日	いわき連絡事務所をいわき出張所に組織を変更
12月14日	中間貯蔵施設の整備に関する国からの正式要請

#### 平成26年 [2014]

1月15日	大熊町復興まちづくりビジョン中間報告（案）公表
3月31日	大熊町復興まちづくりビジョン公表
5月31日	中間貯蔵施設住民説明会県内外16回開催（環境省主催：6月15日まで）
8月30日	福島県が中間貯蔵施設の建設受入れ表明
9月15日	国道6号の規制解除により、約3年半ぶりに全面通行可能
9月29日	中間貯蔵施設地権者説明会県内外12回開催（環境省主催：10月12日まで）
12月16日	中間貯蔵施設の建設受入れを表明
12月22日	1F4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し作業完了

#### 平成24年 [2012]

1月17日	第1回町復興計画検討委員会開催
4月19日	1F1～4号機の廃炉が正式に決定
9月21日	大熊町第一次復興計画策定
10月1日	町行政組織改編 町役場中通り連絡事務所開設（二本松市）
12月6日	大川原南平で先行除染開始
12月10日	避難指示区域再編。町内は帰還困難、居住制限、避難指示解除準備の3区域に分かれる

#### 平成27年 [2015]

2月26日	中間貯蔵施設への搬入受入れを表明
3月13日	パイロット輸送に係る中間貯蔵施設（保管場）への搬入開始
3月18日	大熊町第二次復興計画策定
3月31日	東京電力給食センター供用開始
8月28日	帰還困難区域内の先行除染開始

#### 平成25年 [2013]

4月1日	町役場現地連絡事務所開設（大熊町）
4月8日	大熊中学校、公立大学法人会津大学短期大学部敷地内のプレハブ校舎に移転、開校
5月17日	中間貯蔵施設候補地に係るボーリング調査開始
6月17日	帰還困難区域の特別通過交通開始
6月24日	避難指示解除準備区域・居住制限区域の本格除染事業の開始

#### 平成28年 [2016]

1月27日	太陽光発電（3.2ha）竣工
4月1日	町役場大川原連絡事務所開設（大熊町）、中通り連絡事務所を郡山市に移転
8月11日	第1回特例宿泊（8月16日まで）
9月21日	第2回特例宿泊（9月25日まで）
11月15日	中間貯蔵施設 受入・分別施設、土壤貯蔵施設起工

震災から7年目の大熊町  
【2017.3.11～▶】



日陰山の中腹より撮影

大熊町  
震災  
記録誌

福島第一原発、立地町から。

【発行日】  
平成29年3月

【発行元】  
福島県大熊町  
〒965-0873 福島県会津若松市追手町2-41  
(会津若松出張所)  
電話 0120-26-3844(代表) FAX 0242-26-3789

【編集】  
大熊町企画調整課